

社会思想史学会年報

社会思想史研究

No.46 2022

〈特集〉感染症の思想史

藤原書店

〈特集〉 感染症の思想史

〈論文〉

贈与と交換のはざまに

〔「血」と感染をめぐる社会科学的思想の考察〕

中山智香子

009

〈論文〉

「流行病」と共同体の知覚

〔医学史的視点から〕

田中祐理子

032

〈論文〉

政治禍としてのコロナ禍

〔現場政治の生成〕

藤原辰史

049

〈公募論文〉

デモクラシーを持続可能にする教育、
デモクラシーの危機と対峙する教育
【ジョン・デューイ「デモクラシーと教育」再考】

石田雅樹 068

〈公募論文〉

橋樑における「生存権」のデモクラシーと中国
【一九二〇年代を中心に】

谷雪妮 088

〈公募論文〉

田辺元と高山岩男における「第三の社会」

岩井洋子 108

〈公募論文〉

笑うアドルノ
【「真剣なからかい」の両義性を巡って】

入谷秀一 128

〈公募論文〉

コジエーヴとフェサールの権威論
【共通善との関連をふまえながら】

坂井礼文 148

〈公募論文〉

ジジエクの転回
【欲望と欲動】

高橋若木 168

〈公募論文〉

民主政の費用対効果
【参加から代表へ】

山口晃人 186

- 『共和主義者モンテスキュー——古代ローマをめぐるマキアヴェッリとの交錯』(定森亮著) 厚見恵一郎 207
- 『権力分立論の誕生——ブリテン帝国の『法』の精神』(上村剛著) 片山文雄 211
- 『マックス・ウェーバー——近代と格闘した思想家』(野口雅弘著) 橋本直人 215
- 『ヴェーバー入門——理解社会学の射程』(中野敏男著) 宮本真也 221
- 『20世紀知的急進主義の軌跡——初期フランクフルト学派の社会学者たち』(八木紀一郎著) 武藤秀太郎 225
- 『戦後経済学史の群像——日本資本主義はいかに捉えられたか』(野原慎司著) 中村勝己 229
- 『アンタゴニズム——ポピュリズム(以後)の民主主義』(山本圭著) 中村哲 233
- 『アラブ近代思想家の専制批判——オリエンタリズムと(裏返し)のオリエンタリズムの間』(岡崎弘樹著) 柏崎正憲 237
- 『イギリス一八世紀のコモンウェルスマン——自由主義思想の伝播と発展』(キャロライン・ロビンズ著、田中秀夫訳) 後藤浩子 241
- 『問題』(マ)『物質』(ト)となる身体——「セックス」の言説的境界について』(ジユデイス・バトラー著、佐藤嘉幸 監訳) 田畑真一 245
- 『社会主義の理念——現代化の試み』(アクセル・ホネット著、日暮雅夫・三崎和志訳)

第一一回（二〇二一年度）社会思想史学会研究奨励賞の公示 006

二〇二一年会員新著一覧（五十音順） 253

英文抄録／英文目次 265

公募論文投稿規程／公募論文審査規程／執筆要領／社会思想史学会研究奨励賞規程 267

編集後記 275

『社会思想史研究』第四六号編集委員会

井上彰、上野成利（編集主任）、植村邦彦、大河内泰樹、
隠岐さや香、奥田敬、重田園江、古城毅、佐藤方宣、
太子堂正称、牧野邦昭、水溜真由美、山田正行

〔五十音順〕

第 11 回（2021 年度）社会思想史学会研究奨励賞の公示

受賞者なし

〈選考経過〉

2021 年 9 月刊行の『社会思想史研究』第 45 号の公募論文には 18 篇の応募があったが、最終審査を経て掲載に至ったのは 6 篇であった。年報編集委員会ではさらに「社会思想史学会研究奨励賞規程」をふまえて、研究奨励賞の選考対象として認定された 3 篇について慎重かつ厳正な審議をおこなったが、残念ながら本年度は該当者なしという結論に達した。

以上の報告にもとづき、2021 年 6 月 20 日の幹事会は、第 11 回社会思想史学会研究奨励賞は受賞者なしとすることを決定した。

2021 年 10 月 30 日

社会思想史学会

〈特集〉感染症の思想史

二〇二〇年初頭に表面化したコロナ・ウィルスの蔓延は、今なお完全な収束には至っておらず、それに伴う新たな社会のあり方も定まった形を見出せていない。数世紀に一度とも言える大変化に対して、すでに現代の思想家たちは様々な応答を示しており、多様な媒体を通じて特集が組まれている。本号の特集は、二〇二一年に開催された社会思想史学会シンポジウム「感染症の思想史」を基にしている。ここではその趣旨と射程について説明しておきたい。

シンポジウムの趣旨は、目の前に広がるコロナ禍をめぐる分析というより、「過去の感染症」に対する「思想」に目を向けることにあつた。感染症を自然現象の一側面と捉えれば、突発的かつ大規模な自然災害は他にもある。だが、たとえば地震という事象自体が局所的かつ瞬間的であるのに対して、感染症はより持続的に人から人へと伝染していく。そのため、感染症に際して罹患者と非罹患者との間に引き起こされる分断は、大震災の被災者とそれ以外の人たちとの分断とは異なる性質を帯びるだろう。また、感染防止策やワクチン接種などをめぐっては、強権的な統制や心理的同調圧力が働くことで、人々を画一的な方向へと向かわせる可能性もある。加えて、感染症をめぐる各国政府の対応は、経済活動や国境間の移動の大幅な制限を伴っており、グローバルゼーションと感染症との関係についても多くの議論の余地がある。以上のように、感染症には社会思想史研究の主題たりうる様々な問題群を見出すことができる。

とはいえ、感染症の考察に焦点を絞った思想家は必ずしも多くない。また、感染症という現象は幅広い分野を横断している。以上の点に鑑みて、シンポジウムでは田中祐理子氏（神戸大学）と藤原辰史氏（京都大学）を報告者としてお招きし、それぞれ科学史と環境史という観点から、感染症をめぐる諸問題を社会思想史研究に接合する視座を提供していただいた。お二人による本特集へのご寄稿は、シンポジウム当日のご報告を一層ブラッシュアップしたものである。中山智香子会員（東京外国語大学）は、シンポジウムの際には討論者の役割に徹してくださいだったが、今回は新たに「血」と感染の社会思想史という主題でご寄稿いただいた。本特集は、近現代において人々がどのように感染症を受け止め、描写し、克服してきたか（あるいは克服できなかったのか）ということを示すものである。

（壽里竜）

〈論文〉

贈与と交換のはざまに

「血」と感染をめぐる社会科学的思考の考察

中山智香子

はじめに

近代以降の社会思想史において「感染」は、気候や自然環境に依りながら文明的尺度で語られるもの、と把握されていた。先進諸国において漠然と共有されていた通念は、感染がおもに途上国の問題であり、医学や科学技術の普及、衛生状態の改善によって解消できるというものであった。たとえば風土病という呼び方の風土、つまり病気の流行する一定の地域といえ、おもに熱帯地方のいわゆる途上国がイメージされていた。ところが二〇二〇年一月前後から次第に広まった新型コロナウイルスのパンデミックで、このような通念や偏見が覆さ

れた。いや、先進諸国が通念も偏見も残存させたまま、突然のパンデミックに翻弄され続けたというべきかもしれない。振り返って考えれば、この通念や常識自体も、西洋近代文明のグローバルな展開の歴史のなかで、征服する側が異質な他者や文化に対して抱いてきた恐怖心の副産物ともいえる¹⁾。

本稿ではこうした視点にもとづき、一九六〇年前後から一九七〇年代初頭にかけてあらわれた「血」に関する考え方が生み出した議論の一断面を考察する。おもな考察対象は、血液を誰かの身体へと移植すること、すなわち輸血をテーマとしたリチャード・M・テイトマス著『贈与関係——人間の血液から社会政策へ』(一九七〇年²⁾)である。この著作は社会的にも学問的にも比較的幅広い関心を呼び、一定の社会的影響

力もつことになった。ただしそこに集められたデータは十分ではなく、またやがて一九八〇年代に輸血によるHIV感染の問題が世界に広がったことから、研究そのものの限界を指摘する批判的考察も出るようになった。³ こうした批判を受け、一九九七年の『贈与関係』の改訂新版では、データに関する付録がすべて削除されている。⁴ しかしこれらのことを含めて、『贈与関係』は今なお「血」と感染の社会思想史を考える格好の素材である。

本稿が考察するのは、「血」を介した接触の結果としての感染である。血液は、飛まつや使用後の器具、手指、体液などの分泌物、吐瀉物、排泄物などとともに、感染源、すなわち感染症の原因を含む物質とされている。社会思想史や社会科学の研究において、このような医学や病理学の専門用語を用いて考察するのは、門外漢の居心地の悪さがつきまとう。しかしこのたびのパンデミックにてらせば、この居心地の悪さ自体を考える必要があるのではないか、との疑問も湧いてくる。そもそもテイトマスの『贈与関係』が多くの反響を得たのは、まさに細分化された専門領域の枠をあえて超え、人間の生命にとって重要な「血」のテーマに踏み込んだからである。

「病原菌」の歴史を明らかにした田中（二〇一三）によれば、ルイ・パストールやロベルト・コッホらの尽力によってウ

イルスや微生物、細菌などの研究が制度的な学問領域として成立したのは、ようやく十九世紀なかば過ぎのことであった。生死に影響を及ぼす「病気」とは何であり、どのように罹り伝染するのか、どうしたら回復できるのか、人びとは長い間ゆたかに想像力をめぐらせ、さまざまな思考の産物を生み出してきた。⁵ 学問領域が確立された後も、病原菌や微生物は裸眼で知覚できないという事情もあり、想像力はなおも役割を果たし続けたという。科学は必ずしも右肩上がりの単線的進歩の過程を辿らず、また現段階の科学も一つの説明原理に過ぎないという立場を社会思想史研究がとるなら、過去の遺物として扱われる奇矯な概念や想像力の産物も考察対象となるだろう。

とはいえ、ここでできることは限定的な素描、すなわち、K・ポランニー⁶やI・イリイチ⁷の視点などを援用し、『贈与関係』を市場化の思想という時代的文脈のなかに位置づけることにすぎない。当時の市場分析の経済学が、接触による感染の問題を既存の学問的概念で抑え込もうとしたのに対し、『贈与関係』はこれらを学びつつどこか逸脱して、逆に影響を与えしたのであった。こうした経緯を辿るのは、社会科学の無力を強調するためではなく、むしろ人間の内なる自然の強さ、社会を考える基盤としてのそれを再確認するためである。

一 近代における「血」の把握と感染への意識

1 ハーヴェイの血液循環論という転換点

『贈与関係』は、血や輸血への概観から始まる。「わたしはちはずっと前から血とその所有、遺伝、損失、輸血についての連想に注意を払い、宗教的信仰や、人種、親族、祖先への崇拜などの理論や概念、血のさまざまな象徴的性質とともに考えてきた。血というものを考えることそれ自体、生死に關する人間のもっとも深い感情に触れることなのである」⁸⁾という、テイトマスの問題意識からである。たしかに「血」は、血筋、血統などの言葉が喚起するとおり、個人のアイデンティティを強く規定し、次世代へと引き継がれる親子関係の核心とされてきた。比喩的には共同体の紐帯として、ときには「血と大地」などのスローガンによって生物や生命の暗喩となりながら、「文明」すなわち西洋先進諸国の普遍主義的理性に對置されてきた。「血」を介した人間同士の結びつきは親密でデリケートな、そしてどこか人前にさらすことをはばかる性質を帯びている。

しかしテイトマスの「血」の認識は、「温度は決して五、六度以上変化せず五五パーセントは水から成る、すべての人間の血管を流れる血の生命的流れによって、人間のリアリ

ティとは家族であるとわかる」というものである⁹⁾。短い一文の中に、生物学的な観点と社会的観点が混在している。前半の生物学的な観点、つまり血液の循環や血液の成分などの見方が定着したのはもちろん、歴史上のある時点以降である。テイトマスは、血液に関する科学的知識が増大し血液に関するより合理的な枠組ができた起点を一六一年とした。これはウィリアム・ハーヴェイが心臓の動きに関する講義において、血液循環論を提示し始めた年である¹⁰⁾。

たしかに血液循環論は近代医学の起点とされている¹¹⁾。しかし医学がこの考え方を全般的に受け入れるようになるには時間がかかり、十八世紀のなかば過ぎによりやく、ある程度定着したようだ。イリイチは、このためには人間の身体を血液循環論にあうように、「フィルターや導管、バルブやポンプからなる機能的システムというイメージ」¹²⁾で理解することが必要であったと指摘している。また同じ一七五〇年頃には、社会科学でもこうした身体イメージと社会を重ね合わせ、国内の富や貨幣の流れを液体になぞらえて、循環という概念で説明するようになったという。なお、社会における液体の循環イメージは、やがて都市における水の循環、公衆衛生の観念へと連なるのだが、これについては後述する。

テイトマスによる血の把握の後半部分、「人間のリアリティとは家族である」という言葉は、人間社会において「血」の

絆、血縁が長らく重要視されてきたことを暗示している。テイトマスによれば、大昔から近代科学が整備されるまで、いやそれ以降も、人間社会は「血」に対してさまざまな想像や意味づけをあたえてきた。かつてより民話や宗教その他においては、「新しい血」は若返りを意味すると考えられ、「血」は生命維持に欠かせない神秘的な液体として、結婚や生死に関わるライフ・イベントなどとも関連づけられてきた。また逆にその損失は病や衰え、悲劇と結びつけられてきた。さらに、人種や親族関係、祖先崇拜などは、「血」を巡る争いや闘いも生じさせてきた。近代科学が血液を研究対象とするようになった後、近現代になっても、ヒトラーのドイツのように「血」への非合理的な集団的態度が現れることもあった。

テイトマスはこれらがみな人類学的考察の対象であるとした。ただし、かれの考え方に即していえば、これらはいわば「血」を個体内の固定的なものととらえるあり方である。かれは、他方でハーヴェイの時代から、血液を他者の身体に移植するという輸血の試みも始められたこと、しかしなかなか成功せず、十九世紀はじめ頃になっても、人間に移植できるのは人間の血液だけとわかった程度であったことを指摘した。一九〇一年によく、ウィーンの科学者カール・ランドシュタイナーが、A、B、AB、Oの血液分類を示し、同じ血液型の場合にのみ輸血が可能であると明らかにしたのであった。

この分類は現在でも用いられている。しかしテイトマスは、血液移植の科学技術はまだ十分でないとして、だからこそ、その社会的、経済的、倫理的結果を考える必要があるとした。ここで短く言及されるのが、輸血におけるおもな危険の一つとしての感染であった。ここではB型肝炎、マラリア、梅毒¹⁴などへの感染の問題が簡略に指摘されている。

2 輸血と感染

テイトマスは輸血に着目することによって、「血」を他者に移植可能な液体ととらえた。それは、人類学が考察対象としてきた文化的価値観に基づく「血」のとらえ方から距離を保つことであり、「血」の呪縛からの解放の試みでもあった。他者の「血」を取り入れて生きることができるのであれば、個人に固定的に所与とされる「血」や血縁の縛りは、少なくとも原理的には軽減されることになるからである。輸血という行為は、「血」をめぐる文化的、社会的な価値観を偏った見方として払拭する近代科学の視点を、そのうちに含んでいたといえる。

そしてまた、血液は輸血によって人の命を救うことのできる大切な物質である。『贈与関係』が刊行された当時、すでに血漿交換法など血液成分の一部分を用いた移植技術も進展していたが、多くの患者は血液そのものを求めており、それ

は人間の身体でしか作ることができない。ここでテイトマスが注目したのは、輸血に供せられる血液が冷却状態で保管しても二十一日しか持たないという事実であった。昼夜を問わずさまざまな血液型の患者が血液を必要として、これに見合う供給を求められるとすれば、供給は可能な限り最大限に満たされなければならない。「高度な統計的ヴィジョンと行政的効率性が、遅滞なく求められる。まして時間切れとなつて血液を無駄にする事態は、最低限にとどめられなければならない¹⁵。テイトマスが強調した効率性、ロス（無駄、技術的コスト）の最小化という経済的視点は、いのちに関わる重要性を帯びるものであった。

ところで血液は、ここで原理的には純粹で汚れない同質な物質のように論じられている。スムーズな輸血を規定するのは血液型のマッチングだけであるかのようにである。しかし実際にはもちろん、人間の身体がそれぞれ異なるように、その身体内で作られる血液もまた、厳密には同じではない。もちろん同一の個人であっても、体調や年齢によつて血液成分の構成が変化することは、現代では血液検査の結果として多くの人が知っているだろう。だからこそ、他者の血液が混入することは、人間の身体に少なからぬ影響を及ぼす。提供者の血液に含まれる成分によつては、受け手に不調や病気を生じさせ、死に至らしめるかもしれないのである。血液の混入

は針刺し事故など医療器具による偶発的な場合、HIVで怖れられた性行為による場合などもあるが、輸血は直接に相応量の血液を入れるという意味で、個人の身体が他者の身体の派生物と直接に接触するものである。技術的な操作を行うのは医療従事者であるが、そこに必要な血液を提供するのは社会の成員である。テイトマスは輸血における感染の危険について十分意識し、だからこそ社会的、経済的、倫理的なアプローチが必要であるとしたのである。

テイトマスが集めたアメリカのデータには、血液提供の商業化の傾向がはつきりとあらわれ、これに付随して「貧困者、非熟練労働者、失業者、ニグロ、その他の低所得グループ¹⁶」等による血液提供が増大し、「貧困者から富裕者への『血液や血液製剤』の再分配が、アメリカの血液バンキング・システムの主要な効果のひとつである¹⁷」ことが判明した。また世界へと視野を広げるなかで、たとえばインドでもスラム街や路上生活者らが、わずかな現金を得るために血を売っていることが明らかになった。しかもかれが調べた限りでは、見返りの報酬と引き換えに提供された血液の方が、そうでない血液に比べてはるかに高い比率で感染を引き起こしていた。低所得層の人びとがより富裕層に属する人びとに血液を提供するという現実、輸血による「血」の呪縛からの解放という近代科学的、普遍的な理念とは、相当にかけ離れていた。『贈

と関係』が議論を喚起したのは、まさにこの部分においてであった。

3 感染を囲い込む——公衆衛生と社会福祉

しかしすでにふれたとおり、十九世紀にはたとえばイギリスで、循環の比喩が都市における水の循環へと展開された。E・チャドウィックが、身体の血液循環のイメージで都市の水の循環をとらえ、「そこ（都市）では水が不断に循環しなければならぬし、そのあと水は再び汚い下水道に捨て去られる」として、都市の浄化、公衆衛生 (public health, public hygiene) が国民の健康に寄与することを強調している。かれは一八三四年の救貧法改正に主導的役割を果たし、公衆衛生行政の整備に貢献した。公衆衛生は原語が示す通り、公的、社会的な健康でもある。

当時の公衆衛生行政は、医学や病理学と役割分担しながら、病気への感染を封じ込める役割を果たそうとした。感染を扱う専門領域としての医学・病理学と公衆衛生との分岐点が、この時点であったともいえる。川喜田（一九七七）は、公衆衛生の理念が無病息災²⁰であるとし、「大衆の健康、裏返して言えば病気の不在が、いつも狭い殻にとじこもって視界を拓ける習性の欠けた医者たちをよそに、上下水道の整備、というよりはむしろ新設、汚物塵埃の処理、住居の改善、等々、

「……」衛生工学 (sanitary engineering) 的思索によって、合理的かつ有効に達成される、とみるチャドウィックの炯眼をこそ高く評価しなければならぬだろう」と述べている。ここで衛生学は「生理学ないし生物学を土台にしてものを考えつけてきた近代医学「……」を包みこんだ上で、社会の科学、言うならば社会の『生理学』を要請しなければならないだろう。こうして、医学の歴史ははじめて社会科学と接触する」として、重要な位置を与えられたのである。

ここで注目したいのは、当時チャドウィックの活動が「救貧」として行われたように、この時期には感染が「貧困」の一部ととらえられていたことである。「貧困」はすべての人が生存ぎりぎりである場合にはそれと認識されず、一方に富裕層が存在するようになったからこそ、対極として意識されるようになった。スラム街における劣悪な生活環境、上下水道などの衛生技術を含む都市の整備不足は、社会的にみれば低所得層、国際的にみれば後発国の問題であり、これがたとえばコレラなどへの感染の温床、「感染源」であるのととらえられたのである。公衆衛生の従事者は、医学とは異なる専門的立場から、広義の貧困としての感染源の撲滅に取り組んだ。

やがてテイトマスは社会福祉の専門家として、チャドウィックの尽力した一八三四年の改正救貧法、新救貧法の見

方、貧困に対する見方を継承し、一九五〇年代初頭にロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（以下LSEと略記）への就任講演において、同大学社会科学学部(23)の創設者であるS・ウエップ、C・ブーサーらの貧困研究を継承すると明示している。そこで新救貧法は、やがてテイトマス自身が一派の形成を主導することになる社会福祉という専門領域(24)の起点と位置づけられたのである。社会福祉は、社会と個人の自助努力を求めめる対策によって、感染を含む広義の貧困を消失させなければならぬという(25)。つまり整備された衛生設備等も、個人の清潔、節約、節制と抱き合わせのみ与えられることとなる。逆に言えば、その特定の方針に従わない個人には貧困救済は与えられない。これがテイトマスの考える社会福祉の伝統的、基本的立場であった。

実はこのような貧困の把握の仕方には両義的な意味がある。というのは、この新救貧法において貧民救済は最低限にまで縮小され、それ以外の者にはみな、自己の責任において働いて賃金を得ることが求められるようになったからである。歴史的にみれば、これが労働力の全面的な市場化へと舵を切った制度的転換点であったことは、ポランニーが分析したとおりである(26)。十八世紀末のスピーナムランド法は、当時の労働力の市場化に抗って人間を保護し、生存権を確保しようとした最後の制度的な抵抗であったが、「賃金制度と生存権は互

いに相容れないもの(28)」であり、結局それ自体が社会も荒廃させる原因となった。賃金制度、つまり市場の制度と生存権の保障という相容れないものを併存させたために、それぞれが担い手によって都合よく解釈されて用いられ、全体として結果が裏目に出てしまったのだ。しかし一八三四年の新救貧法によって、この最後の砦もついに突き崩され、社会の全面的な市場化、市場社会化により、社会の荒廃はいよいよ深刻な段階まで進行したのである。

市場化の段階的なひろがりの中で、広義の貧困に含められ衛生行政によっておさえ込まれるべき感染の問題は、原理的に置き去りにされることになった。その救済もまた、基本的には自己責任となる。ポランニーが市場化の進行の帰結について述べた一節が、あらためて注目される。

人間は現世の地獄を受け入れざるを得なかった。種(人種)としての再生産をやめるか、あるいは戦争、疫病、飢餓、悪によって滅亡すると知りながら進むか、いずれかの運命しかなかった。貧困は社会に残存する自然であった(29)。

人間が欲望や希望にしたがって賃金を求め、賃金市場を広げていくと、戦争や疫病、飢餓、悪が広がることになる。そ

れらは貧困と名づけられてもそうでなくても、社会に内在して消えることのない「自然」であるというのが、ポランニールの見方であった。感染というテーマに関心がなければおそらく意識されないが、ここに疫病が明確に書き込まれている。疫病、すなわち感染による病気の蔓延もまた、社会に残存する自然であり、市場化を推し進める人間社会にとって、手なづけることがますます難しくなる問題であると、ポランニールは十九世紀のイギリスを考察した結果、明示したのであった。こうして感染の問題は、市場化の激しい力と衛生行政の進展により、社会全般としては次第に視野から消え、医学分野の技術的解決に委ねられることになっていった。

二 擬制商品としての血液と贈与

1 売血の事情

——一九五〇年代から一九六〇年代にかけてのアメリカで
スピナムランド法の失敗が体现していたジレンマ、すなわち生存権の尊重と市場制度は互いに相容れないというジレンマは、一九六〇年代頃に、輸血を通じて社会に再びあらわれた。冒頭で触れたとおり、テイトマスの『贈与関係』が着目したのは、輸血が技術的に可能となり、必要とする患者に届けられるようになった時代に、その血液提供に対して報酬

が得られるという売血が制度的に進行したこと、それがおもに低所得層によってなされたことであった。見知らぬ誰かのために血液を提供するという献血が、いわば生存権の保障に寄与するのに対し、ホモ・エコノミクスはむしろ売血を選んで市場制度に寄与し、二つの方向が二律背反になっている。

ちなみに『贈与関係』の時代以降も、血液をはじめとする、身体のパーツ全般の市場化、商品化が進展したことは、Kimball 1993/1994 が示すとおりである。キンブレールはこれをポランニールの擬制商品概念を用いて説明しようとした。³¹つまり労働力や貨幣など、本来は商品ではないが、市場化という「悪魔の碾き臼」³²によって商品化されたものの一覧に、人間の身体のパーツを加えようと試みたのである。³³ただし、提供される身体のパーツとして血液を他の臓器とを比較すると、血液そのものの特殊や重要性が視野から落ちてしまう。血液はたしかに人間の身体と切り離せないが、血液提供者は一定量を提供した後にもまた血液を生産できるため、他の臓器と同列に考えるのは難しいからである。³⁴一方、血液の商品化は、それが容易であるからこそ大いに進展し、経済学者の関心も呼ぶことになった。この点に血液の特殊性、重要性が認められる。

さて、当時のアメリカにおける売血の実態をつかむには、一九六二年前後のカンザスシティにおいて、売血か献血かを

めぐって行われた法廷論争が参考になる。テイトマスはこの事例を重視した。以下はかれによる簡略な紹介である。

一九五三年に地元の医師、病院関係者やボランティア、地元在住民たちなどが協働して、非営利のコミュニティ血液バンクをつくりたいと考え始めた。当時はアメリカ赤十字が集めた血液を朝鮮戦争のために軍隊の方へ回しており、地元の病院の血液バンクでは血液供給が足りなかつたからである。血液バンクのアイディアは賛否両論の議論を生み、一九五八年に実際に開設できるまでに三年間あまりもかかった。その間一九五五年に、営利目的の「ミッドウエスト血液バンクおよび血漿セクター」が先に開業した。経営者の夫妻に医学の素養はなく、雇われた医学ディレクターは血液バンクの訓練を受けたことのない老齢の開業医であつたが、連邦管理官から認可された。この血液バンクは「スラム地区にあり、『血に現金払い』という看板を掲げ、『ドヤ街の浮浪者』と表現されるドナーから血を得ていた。テイトマスは、「床じゅうに虫が這いまわっていた」という証言を取り上げている。

また一九五八年には同じカンザスティに別の営利血液バンク（ワールド血液バンク³⁷）も開業したが、非営利のコミュニティ血液バンクが開設されると、ほとんどの病院がこちらと契約し、実質的な独占状態となつた。この事態に対して、ふたつの営利の血液バンクがコミュニティ血液バンクや病院の

関係者などを相手取り、連邦取引委員会に訴えを起こしたのが一九六二年であつた。原告は、被告らが共謀して血液の州間販売を妨害しているとした。結果からいうと、被告すなわち非営利のコミュニティ血液バンク関係者らは、一九六六年に一度有罪とされたが上告し、最終的には一九六九年に無罪となつて活動を認められた。

この間、非営利の血液バンクは連邦取引委員会の法的規制対象かどうか、また「人間やその生きた生物組織 (Living Human tissue) の売買を違法とした一八六五年のアメリカ合衆国憲法修正第一三條」に照らして医学や関連領域はいかに対処すべきかなど、さまざまな論点を示された。州によつて異なる考え方に基づき、扱いや制度が異なることもあつたという。しかしこの事例をめぐる議論によつて、血液や人間の生物組織の売買というテーマがアメリカ社会に浸透していったという側面があることは間違いない。

2 市場化と感染のリスク——一九六三年のアローとテイトマス

一九六〇年代前後に血液の商品化、市場化というテーマに関心をもつていたのは、テイトマスだけではなかつた。Fontaine 2002 は、当時の英米圏の経済学、経済思想に次第にあらわれてきた方向性のなかで、血液の扱い方や医療（メデイカルケア）全般の市場化が、考察の対象とされ始めてい

たと指摘している。より具体的には、イギリスでは一九五七
年に設立されたロンドンの Institute of Economic Affairs (以下、
IEAと略記)がこの方向性を率い、特に編集長であったアー
サー・セルドンは、まさに血液提供者への支払いによる血液
供給増加の有無に関心を示していた。アメリカではミルトン・
フリードマンが一九五三年の著作に示した方法論を受けとめ
た当時の経済理論家たちが、医療をどのようにどこまで市場
理論的に分析できるかを考察していた。ただしこの潮流を新
自由主義と名づけるようになるのは、もつとずつと後のこと
である。ティトマスは、このような英米圏の経済学的関心を、
知識としてある程度、共有した⁽⁴⁾。

ここで特に経済学者ケネス・アローとの「関わり」が注目
に値する。ティトマスが「医療の倫理と経済学⁽⁴⁾」という小稿
を発表した一九六三年、アローも「不確実性と医療の厚生経
済学」という論考を発表し、ティトマスはその二年後、メモ
を付しながらこれを読んだという。厚生経済学 (welfare
economics) は、両者の関心の重なる部分であっただろう。や
がて『贈与関係』が刊行されると、アローはティトマスがみ
ずからの論考を読んだことをおそらく知らずに、一九七二年
に同書に関する書評的な論考を刊行した。わずかな関わりだ
が、ティトマスにとってアローの小稿は重要な役割を果たし、
アローにとっても『贈与関係』はかなりの意味を持ったと思

われる⁽⁴⁾。

アローの立ち位置は、一九六〇年代のアメリカの経済思想
的潮流の中でも、やや独特であった。医療を論じた当時の経
済学は、感染の危険という問題を視野の中におさめつつも、
全般的にはそれを費用 (コスト) と便益 (ベネフィット) との
比較 quantity に落とし込み、リスクと不確実性の問題として分析
する方向性へ収斂しつつあった。もちろん当時も二〇二二年
現在でも、経済学は感染そのものをみずからの学問の対象と
はみていない。アローはこれに沿いつつも、個人を基盤にし
た厚生、社会福祉へと考察を進めるなかで、またおもに当時
の経済人類学、文化人類学などからの広義の「経済」的問い
かけを投げかけられるなかで、ひよつとしたらこれらに応え
られるかという境界まで思考を進めていた。そこにティトマ
スの、経済か倫理かという、真摯で情熱的な問いかけが、偶
然に出会うことになったのだ。医療における経済と倫理
という問いは、ティトマスの一九六三年の論考のテーマだが、
実はそもそもこの論考以前から晩年の『贈与関係』に至るま
でのかれの一貫した問題意識でもある。

アローの一九六三年の論考は、医療の厚生経済学と題され
ているが、テーマは医療産業であって健康ではなく、医療と
は健康に関わる多くの要因のうちの一つに過ぎないとされて
いる。論考のほとんどは医療の提供者としての医師の意思決

定の仕方と、保険に関する考察である。ただし序文で、前提の一つとして財の市場化可能性 (marketability) を論じ、伝統的な区分である「個人と社会との費用便益 (コスト・ベネフィット) の区分」⁽⁴⁷⁾よりも広いものと位置づけている。市場は通常個人の行動が他者に及ぼした結果に対してそのコストの支払を要求せず、また逆に便益を与えてもそれを補填することもないが、アローはこれに反する事例として、伝染病の広がりや挙げたのである。

それは単なる一例に見えるが、一九七二年の『贈与関係』への論評と照らし合わせると、アローが感染という問題についてのほか重視していたことがわかる。つまり、人間同士の接触が当人たちの意志や意識を超えた形で、影響や結果をもたらす場合があるという問題として、である。もちろんこれは血液を介した接触ではないが、感染、伝染は重要な点を突く隠れたキーワードであった。

おそらく予防接種の (面倒な) 手続きを避けるというプラスの効用と比較考量した結果、接種し損ねた個人は、自分自身の健康をリスクにさらすというマイナスの効用を得るだけでなく、他の人びとの健康もリスクにさらすことになる。もし望ましい価格システムがあるなら、健康を脅かされたあらゆる人に対する支払いを、この人物

に課す価格が決定されるだろう。その価格は他の人びとが十分に補償されたと感じる価格であり、あるいはもし他の人びとからその人物に支払われたら、その人物が予防接種の手続きを踏むよう動機づける価格であるだろう。⁽⁴⁸⁾

アローは、そのような「望ましい」価格システムがもたらす「最適な」状態は、もしあるなら通常の価格決定の結果とは異なるであろうが、それは現実的でなく、実際には補助金か課税、強制といった政策的、社会的介入によって「最適」に近い状態に持ち込むしかないとした。

とはいえ、このような市場化不可能性 (nonmarketability) は、リスクの概念に回収される。医療におけるリスクには、病気になるリスクと、回復がまったく、あるいは部分的にしかなされないリスク、あるいは思ったほど早く回復しないリスクがあり、最悪の場合は死であるという病氣由来の「損失」⁽⁴⁹⁾がある。これらのリスクはかなり予測不可能な現象で不確実なため、保険の問題にも照準することが必要となる、というのがアローの見方であった。人間同士の接触による感染という他者への影響の問題を、何とかリスクと不確実性の概念によつて処理しようとしていることがわかる。

テイトマスがこの論考を読んでメモを付したのも、まさにこの部分であった。「多くのリスクはカバーされない。その

理由は、避けられるリスクと避けられないリスクを区別できないからである⁵⁰。こと、また医師がビジネスマンと違って生産物を消費前にテストできないこと、さまざまな病気があるので経験知が十全にはたらかず不確実性があること、それでも医師は、市場化できない経験知や知識の担い手と考えられていることなどを、メモとして書き込んだ。そして結局、「医療におけるリスクに対して、保険で十分に補償することはできない。『福祉の損失』がある⁵¹」として、医療を市場メカニズムでとらえること全般に批判的な立場を記したのであった。それは結局、アローの論考というより、そこで論じられた経済学（「パレート」最適性）に関わる前提そのものに対する批判となった。医療というテーマは、アローが言及した伝染病の感染の事例とともに、またアローがとどまろうとした枠組を超えて、他者との接触による感染や発病などのリスク制御の不可能性を、テイトマスのなかに強く喚起したのであった。

とはいえ、後に『贈与関係』でカンザスシティの事例を分析した際に、血液の市場化の問題を医療現場のコスト、とりわけ訴訟の数の増加によるコスト増大にみたことに、アローの分析からの影響を見ることも可能である。テイトマスは、アメリカで従来は献血のように無償のサービスとされていたものが次第に商品取引の対象となり、したがって法的規制の対象となることで、「医療全体や輸血の事例における医療過

誤（malpractice）や医療の怠慢に対する訴訟の数、そのコストの劇的な増加につながっていると指摘した。また、そうした訴訟をいくつか概観すると、たいてい医師の都合で患者の側の声は聞かれなくなり、医師と患者の関係が崩れてしまっていることがわかったとした。これらはアローの見方に準拠したものである。

テイトマスは結論として、カンザスシティのひとつの個別の事例ではコミュニティ血液バンクが勝利を収めたとしても、血液バンクや医療サービス一般の商品化が全般的に進んで「人間の生きた生物組織としての血液が商売道具として次第に多く売買されるようになれば、やがて商業法則が行き渡ることになる⁵²」と述べた。ところが以下にみるとおり、アローはテイトマスのこの部分を評価しなかった。

3 「利他」の拓いた地平——経済学における効率性概念の拡張

一九六〇年代の経済学の動向のなかでテイトマスの中にはぐくまれ、また次第に前もって注目されるようになった『贈与関係』は、一九七〇年代初頭に刊行された。テイトマスは、「生きている生物組織としての血液は今や、西洋社会において『経済的なもの』が終わり『社会的なもの』が始まる究極的なテストケースの一つである⁵³」とした。つまり社会福祉の視点を基盤に、血液提供を経済と社会の境界上に置こうと考え

たのであった。

タイトルが明示するとおり、テーマは贈与である。そもそも「血」というテーマに関する人類学的な関心から始まり、贈与に関してはモース、レヴィ・ストロース、シュヴァルツ、マリノフスキーらの名が挙げられた。⁵⁵ かれらはおもに、「産業化されていない社会」⁵⁶の継続的なやり取りや「非貨幣経済」⁵⁷の財の分配について、贈り物やそのお返しがさまざまな感情や共同体の集団性と結びつき、社会集団を結びつける強力な力として機能していると論じてきた。⁵⁸ 一方テイトマスは、むしろ産業化され貨幣経済をもつ先進国を中心に、贈与の概念を経済的な観点から分析しようとした。つまり血液を素材として、「贈与と交換」⁵⁹のあり方とその帰結を考察したのであった。

かれは、当時のイギリス、特にイングランド、ウェールズとアメリカを中心とした血液の贈与つまり献血と、これに對置される売血による血液提供者に関するデータを、できる限り集めた。しかし全般的に不十分であるとして、さらに日本や当時のソ連、南アフリカなどの実態に関する二次文献にも視野を広げ、三〇ヶ国あまりの売血者比率の粗データ⁶⁰などを本文に盛り込んで、比較的厚い付録もいくつか付した。これらをもとに、血液の提供者の分類、動機の分析、B型肝炎への感染比率などの比較をおこなった上で、売血を批判し献血

を推奨したのであった。

ここでテイトマスは、血液の提供者をドナーと呼ぶのは慣例にしたがったにすぎず、おそらく「より中立に語られる」⁶¹提供者（サプライヤー）という用語を用いる方が適切かもしれないと述べた。ドナーという概念は、人類学者たちが論じたとおり、多くの社会において贈与が受け手に生じさせる社会的義務感や、贈り手の心理における利他的な動機を喚起するからであった。しかし結果的にはドナーという表現を用いた。そしてこの「利他的な動機」が、アローの強い関心と反応を呼び起こした。

アローは一九七二年の論考で、『贈与関係』をかなり詳細に検討した。⁶² すでにふれたとおり、テイトマスの結論部分、すなわち「アメリカにおける血液の私的な市場の研究から、血液とドナー関係を商業化することは、利他の発現を抑圧し、共同体の感覚を侵食し「……」⁶³については、カンザスシティの事例からの過度の一般化であるとし、また医療行為の過誤、訴訟の増大などを市場化に帰したことも評価しなかった。しかし、この著作を全体としては、「サーベイや図表が示され、データの限界がきわめて慎重に述べられるという経験的社会学」⁶⁴の言葉で簡潔かつ客観的に述べられており、著者の信念が随所で前面にあらわれていると評した。ここにアローの「両義的な感情のあらわれ」⁶⁵を見る場合もある。しかしアローは

評価を「社会哲学的論争の質を大いに豊かにした⁶⁵」と結んだのであった。そしてアロー自身、この社会哲学的論争に大いに触発されたと思われるのである。

アローは輸血のための血液贈与について、「直接の意味でも通常のな意味でも支払いという要素のない、一方的(片務的)取引の広大な領域の一例に過ぎない⁶⁶」とし、そうした財の分配すなわち贈与 (giving つまり与えること) は、尊敬や愛、身分などの概念とは異なり、経済学者がみずからの理論的道具を用いて分析できる範囲内にあるとした⁶⁸。アローは経済学上の概念や考え方をを用いて、テイトマスの問題提起を正面から受け止めようとした。その中心に、効率性の概念と利他の概念がある。

効率性の概念については、輸血のための血液が絶えず求められ、足りないという需給のアンバランスに照らして、効率的な供給が重要である、とテイトマスが指摘したことはすでにみた。テイトマスはさらに、血液の分配問題を扱うためには経済学の枠組より広い四つの基準が必要であるとして、①経済的効率性、②行政管理上の効率性、③価格、すなわち患者に対する単位当たりのコスト、④純度、潜在力、安全性もしくは単位当たりの質、を挙げたのである。アローは、『贈与関係』が即時にも長期的にももつとも大きなインパクトをもつのは、「贈与の世界が経済システムの作用において、実

際に効率性を増大させるかもしれないという議論であり、その論拠である⁷⁰として、経済学に対する一定の貢献をみとめ、効率性概念の拡張を検討したのであった。

もちろん、効率性で考えることが適切かどうかは自明ではない。輸血に必要な血液が足りない状態は、当時のアメリカでは、特に朝鮮戦争やベトナム戦争によって引き起こされた。これを所与として需給の調整のみで考えることが適切かどうかは、考える余地があるからである。とはいえ市場経済の理論的枠内で考察する限り、効率性の概念はもつとも重要な前提の一つに違いない。

アローは贈与が経済的な財の分配に影響を与える三つの形態を分類したが⁷¹、二つ目は、嘘をつかないことや信頼などの「徳」に基づく贈与に関わるものであった。ここで、感染からんだ説明がなされる。ドナーから受け手にB型肝炎を感染させてしまうかもしれないことを、輸血のもつとも深刻なリスクと明記し、血液中の感染をテストすることができない以上、「感染を検出できるかどうかは、ドナーが自分でB型肝炎にかかっているかどうか、本当のことを言う意志にかかっている⁷²」という。アローはさらに「これは経済生活における他の多くの似たような状況の原型である⁷³」と述べた。つまり人びとは経済生活の多くの局面において、徳に基づき誰かに何かを与えるかどうかを考えると想定したのである。

これはアローが一九六三年の論考当時から求めていた、費用便益分析よりも広い枠組に対応することがらであった。より広い枠組には、従来厚生経済学で費用便益に分析に馴染まない外部性にとらえられたものを含め、「市場化できるかどうかにかかわらず」⁽⁷³⁾ はかることのできる、より広義の効率性概念が想定される。アローは、市場における価格分配だけが効率的とするのとは異なる方向性、すなわち提供者の徳や社会的責任の感覚、倫理的行動などによって支えられた効率性を、『贈与関係』における感染の分析に見出したのだった。

またこれに関し、利他主義の考え方の分析が重要となった。アローは効用概念を基盤にして個人の福祉 *welfare* を再定義化し、血液贈与の動機を注意深く整理し直した。テイトマス自身も指摘したことだが、利他のなかにも利己的な意識が混在している。ここにおいて利己と利他の動機は二者択一ではなく、他者の満足度の高まりが個人の満足度を高める場合もさまざまにある。これに照らして、あらためて徳、つまり嘘をつかないことが、どうかはたらくかを見きわめる必要があった。アローは、売血するドナーが「失業者を含んではば例外なく、より低所得のカテゴリーから成る」ことを確認し、その上で「特に貧困に駆られた商業的血液ドナーには、真実を隠すあらゆる動機がある」としたのであった。この点において、テイトマスの利他概念の粗さがあらわになる。アローは、

テイトマスによる経験的データ、すなわち売血によって与えられた血液がB型肝炎のおもな感染源であるという結果を、驚きを示しつつも大筋で認めながら、たとえ利他による満足度があっても利己がそれにまさる場合もあるとして、限定的かつ論理的な反証を示したのであった。

4 「血」の逆襲

結局、社会がゆたかになれば一般的に、血を売らず無償で提供するようになるとしたテイトマスの主張は、ゆたかな社会とされたアメリカ、そしてゆたかになりつつあった日本やドイツでも進行していた市場化、売血という事態をうまく説明できず、貧困と売血の相関関係は曖昧にとどまった。おもに英米という先進国に照準し、社会的義務や利他性すらも排した純粋な「贈与」を理念にしようとしたテイトマスには、売血する低所得層が存在すること、あるいは低所得層でなくとも、人びとは売血制度がある場合には必ずしも献血に向かわないという事態を、肯定することができなかった。かれの集めたデータでは、売血によって提供された血液の輸血による感染の比率は、献血によるそれよりはるかに高かったが、アローはそこに因果関係はないと指摘した。もちろん、売血による血液提供者がほぼ低所得層であったことには、因果関係か、少なくとも相関関係はあっただろう。だからといって、

貧困状態にある人の血液全般が必ず、あるいはより高い確率で病気に感染しているとはいえないのである。

アローはこれらの弱点を見抜き、テイトマスが結局、「家族関係のゆたかさも、小さなコミュニティの緊密な結びつきも推奨せず、「……」社会全体のはたらきを見渡すことのできる個人⁽⁸⁰⁾」、つまりは聖人君子のみに適合するエリート主義に陥っているととして、「利他性を重視しながら個人の相互的な感情に程遠くなってしまった⁽⁸¹⁾」と評し、それがフェビアン主義的社会福祉の「伝統」だと邪揄した。当時のアメリカのトップ・エリート経済学者に違いなかつたアローが、むしろ人類学的な観点に依拠し、テイトマスをエリート主義と批判したことは、なんとも皮肉である。

ではたとえばアローの経済理論が、家族やコミュニティを推奨するものであつたかどうか、また個人の相互的な感情を十分に取り込んだかといえ、必ずしもそうではなかつた。またアローが指摘した「貧困と感染のあいだに因果関係はない⁽⁸²⁾」ことの帰結は、せいぜいのところ、貧困でない人の血液も、献血によって提供された血液も、貧困な人の血液、売血によって提供された血液と同じように、感染しているかもしれないということだけである。

ここで家族やコミュニティ、個人の相互的な感情をあげてテイトマスを批判するアローの言説のなかに、テイトマスが

血液の近代科学的把握によって切り離れたはずの「血」の呪縛が、漠然とあらわれていることに、注目せざるをえない。市場化をめぐる議論は、感染の問題を介して「血」の呪縛へと引き戻されている。市場社会は、市場化の増幅にともなつて忍び込む感染を、概念的にも実質的にもおさえ込むことができなことが、この一端にもあらわれている。

おわりに

以上、本稿ではテイトマスの『贈与関係——人間の血液から社会政策へ』を素材に、感染源としての血液をめぐる一九六〇年代、一九七〇年前後に活発となつた社会科学的思考の断面を考察した。アローとテイトマスの関わりを確認した上で、貧困と感染というテーマに立ち戻つていうなら、市場化の全般的な進行と自己責任の発想によって貧困に絡んだ感染が置き去りにされ、見えにくくなるという事態は、ポランニーが看破した十九世紀と同様か、あるいはそれ以上にはつきりとあらわれた。利他をさらに抽象化した純粋な贈与の概念は、感染と貧困とが絡む現実に対しては、いささか脆弱であつた。

それでも、アローがかなり詳細な分析を行ったことで、『贈与関係』は経済学、とりわけ同時代の厚生経済学や経済学に

に対する貢献を、ある程度は認められたに違いない。それだけでなく、一九七二年には当時のアメリカ大統領であったニクソンが「安全かつ迅速で効率の良い、一国レベルの血液収集と分配のシステム」⁽⁸²⁾を作るよう関係省庁に呼び掛け、この省庁の担当者がテイトマスの著作を読んで対応を発表したり、赤十字社連合が一九七三年、一九七五年と血液市場への警告や献血組織の形成促進を示したりした⁽⁸³⁾。つまり『贈与関係』は血液提供の無償化に向けて、アメリカ社会に一定の実質的な影響を及ぼすことになったのである。その影響力は、一九八〇年代に輸血によるHIV感染の問題が浮上し猛威を振るうことになるまで、アメリカのみならずヨーロッパ諸国でも、かなりの程度保持されたのであった⁽⁸⁴⁾。

しかしこの時期を経て、感染はいっそう医学の領域に特化した技術的問題として、封じ込め、解決を期待されることになった。それは新型コロナウイルスのパンデミックが経験された二〇二〇年代初頭まで変わることがなかった。ひとたび感染が進行すると、個々人はもっぱら医学の素人として、公衆衛生に寄与するよう求められた。できることはわずかであり、感染源への接触を避けるべきことが、ソーシャル・ディスタンス——必要なのはむしろ、物理的距離であるが——という不可解な用語によって推奨された。今や「ソーシャル」の復興が求められる局面で、一九六〇年代、一九七〇年代に社会科学

的思考から抽出された徳や贈与の理念を経済活動との関わりで再考することにも、一定の意味が認められると思われる。

(なかやま・ちかこ／現代経済思想)

注

(1) 中山二〇二〇では、Haru & Negri 2000の「感染」に関する記述に、接触への恐怖心のあらわれを見出し、ここにグローバリゼーションの核心をみた(中山二〇二〇、二二〇—二二二頁。藤原二〇一九はより包括的に、かれらの提示した「帝国」概念が生成と分解、発生と腐敗の過程をも活用する点に着目した。

(2) ただしアメリカン・エディションの刊行は一九七一年である(Oakley & Ashton 1997, p. 3)。Tinuss 1970/1997は関連論考数本をおさめ、語句の訂正や削除等の編集を施した改訂・拡大版であるが、原著の部分に関しては、章の番号が変更され、各章内のセクション区切りが削除されたり、註だったものが本文に入れられたりなど、当初のテイトマスの考えがかなりわかりにくくなっている。このため本稿では、同書の分析に関してイギリス・エディションの初版(Tinuss 1970)を用いている。

(3) Berridge 1997, Healy 1999 など。

(4) 改訂新版の編者たちは、テイトマスの「政治的に正しくない」部分も当時の文化であるとして残したとしているが(Oakley & Ashton 1997, p. 4)、結果は必ずしもそうなっていない。こうした削除は、テイトマスの個人的な名譽には好都合かもしれないが、思想史研究にとっては損失である。

(5) 古代から長いあいだ影響をもったとされるガレノスの体液説医学は、病気の「たね」を受け止める側に「体質」という一定の素地があり、その体質は体液バランスによって規定されるとらえ

ていた。だが、その論理であっても「病気の『たね』」つまり原因となる何かの存在を、少なくとも比喩的に必要とした（田中二〇一三、七五頁）。ところでガレノスの『医薬構成論』に医薬品としての砂糖の役割を滑り込ませ、十九世紀まで薬学書の基本としたのは、イスラムの薬学者たちの仕掛けによるとされており（Minz 1985、邦訳二二六―二二八頁）、長い影響力のあり方も一様ではなかったと考えられる。

(9) Polanyi 1944/1957/2001. ボランニーは自己調整的な市場のロジックを軸とした経済の領域が社会のすべてに対して優先され、社会全体に広がった状態を市場社会と呼んだ。

(7) イリイチ一九八六。イリイチは同書で血液が広義の「水」として認識された時代について述べている。中山二〇二二ではイリイチの「水」概念の系譜を考察した。

(8) Timuss 1970, p. 226.

(6) Timuss 1970, p. 15.

(10) イリイチ一九八六、九八頁もこれを指摘した。なお血液循環というテーマに関するハーヴェイの著作が刊行されたのは二六二八年であり、この年を起点とする場合も多いようだ。

(11) 川喜田一九七七の近代医学の歴史記述もハーヴェイを起点としている。もちろん、たとえばMahon-Daly 2012が示すように、ハーヴェイだけがこのような見方をとったのではなく、かれを取り巻く類似の視点が存在したという点である（Mahon-Daly 2012, p. 25-26）。

(12) イリイチ一九八六、一〇〇頁。

(13) Timuss 1970, p. 18。この後には一九三〇年代に明らかになったというRh分類についても言及があり、初版ではこれに関するより詳しい説明と多少のデータを含めた付録1が付けられていた。

(14) Timuss 1970, pp. 25-26.

(15) Timuss 1970, p. 21.

(16) Timuss 1970, p. 119. またアメリカのデータについて詳述した第六章、これを分析した第八章では、ここにマイノリティとしての囚人が加えられている。

(17) Timuss 1970, p. 119.

(18) テイトマスは第十章では、ドナーの個人的な動機を超えて、与える、報われる、強制される、売るなどの行為のもととなる「社会的、経済的、政治的な価値の織物」（Timuss 1970, p. 179）が人びとの行動を規定しているとしたが、詳細な分析はなかった。

(19) イリイチ一九八六、一〇二―一〇四頁。イリイチはチャドウィツクの考察がスミスの*The Wealth of Nations*を意識し、*The Health of Nations*とこう表題で刊行されたと指摘している（中山二〇二二、一三二頁でもこれに触れた）。

(20) 無病息災は「災禍が息む」と病気の無「こま」（川喜田一九七七、上巻、四一四―四一五頁）を意味するので、健全とか善く生きる（*welfare*）とかの「高望み」にくらべて、ずっとつつましいものとされている。もちろん福祉を示す*welfare*も高尚な生活を意味するわけではないが、川喜田は公衆衛生が生存最低限の保障を意味することを強調したのだと思われる。

(21) 川喜田一九七七、下巻、一〇二頁。

(22) 川喜田一九七七、四三〇頁。傍点も原文通り。

(23) テイトマスが就任したのは、社会行政学（*social administration*）の講座であった。ちなみにこの就任講演の邦訳では社会福祉行政とこう訳語をあてている（Timuss 1957/1963、邦訳二二頁）。

(24) そもそもテイトマスが一九三〇年代の戦間期から貧困、健康などに関する仕事に従事し、一九四八年に創設された国民保健サービス（以下NHSと略記）の制度化に貢献したこと、それがISE就任のきっかけとなったことも、先行研究で明らかにされ

- ている。三浦一九七七（テイトマスと直接に面識があった書き手の追悼文）、山本二〇〇七、二〇〇九、最近ではRenwick 2019, Stewart 2020 など参照。一派の形成についてはStewart 2020, p. 2-3, 等。
- (25) Timuss 1957/1963、邦訳六一八頁。しかしもちろん、この就任講演だけでテイトマスの社会福祉に関する考え方を包括的に把握できるわけではない。
- (26) 「救貧法は懲戒的機能を持ち、[...]ある特定の方針に従って人間が行動する時にだけ発動され、その施策の特定の方針に沿って以後行動する」ことを条件として与えられる」(Timuss 1957/1963、邦訳七頁)。
- (27) よく知られているように、Polanyi 1944/1957/2001には、一九五五年のスピーナムランド法（これを廃棄しようとした一八三四年の新救貧法の詳細な分析がある）(Polanyi 1944/1957/2001, Ch. 7, 8)。なおGarland D. 2016（「カーランド二〇二二」は福祉国家についての入門的小著であるが、ポランニーの分析を踏まえ）(カーランド二〇二二、三六一-四四頁)、福祉国家への系譜を示す中で、この点に言及している（「カーランド二〇二二、三八一-三九頁」）。
- (28) Polanyi 1944/1957/2001, p. 85.
- (29) Polanyi 1944/1957/2001, p. 88. 邦訳も参照したが改訳した。
- (30) これは学問的というよりはジャーナリスティックな作品であるが、『ヒューマンボディショップ』という衝撃的なタイトルもあらずかつて、かなり広範な読者を獲得してきた。日本では、福岡伸一訳で一九九五年（化学同人『ヒューマンボディショップ』）、二〇一一年（講談社『すばらしい人間部品産業』）、二〇一七年（講談社現代新書『生命に部分はない』）と何度も刊行され直している。
- (31) Seiner 2003 はこれをテーマとしてテイトマスを論じている。
- (32) キンブレルは、ポランニーが市場化、商品の象徴として用いたこの用語を、第二章のタイトルに冠している。
- (33) Kimbrell 1993/1994, p. 270-272. キンブレルは、テイトマスを大に援用した血液の商品化を説き起こし、臓器移植ビジネス、胎児や精子、卵子の商品化へと議論を進め、最後に理論的な考察によって、人間の身体のパーツの商品化全般に警鐘を鳴らした。
- (34) キンブレルも、「血液は身体の商品化に向けて転げ落ちる坂道の始まりに過ぎなかった。[...]輸血技術と血液に関する科学のようによって、血液と血液製剤の市場が創り出され、儲かる商売となったように、移植技術と外科手術の技能によって、人間の臓器が価値ある新商品となりつつあるからだ。ただし血液とちがって、取ってしまった臓器は体内で再生できない。また取った臓器の代わりに何かで埋め合わせる場合にも、リスクがないわけではない」(Kimbrell 1993/1994, p. 23. 邦訳は参照したが改訳している)と述べ、提供のための摘出によってドナーに生じるリスクについて、血液と他の臓器を区別した。ただしこの区別自体、その後の再生医療技術の進展によって、キンブレルが考察した時代よりも、現在では縮小されたとみるべきかもしれない。
- (35) テイトマスはこれを、『贈与関係』第九章「血液と市場法則」で取り上げた。Kimbrell 1993/1994の第一章でも、この事例を大きく取り上げ、かなりの部分をテイトマスの記述に依拠している。
- (36) Timuss 1970, p. 160.
- (37) Kimbrell 1993/1994はテイトマスの記述を論拠に同じ経営者によると書いているが、テイトマスはそう書いていない。
- (38) Timuss 1970, p. 162. ただしこの修正条項はおもに奴隷制廃止のための条項であり、当時は生きた生物組織の売買については、それほどのリアリティはなかったのだとは思われる。
- (39) セルドンが研究所の刊行物用に、テイトマスではない研究者(Michael Cooper)に血液の提供に関する論考の執筆を依頼した

- のは一九六六年のことであった (Fontaine 2002, p. 413)。
- (40) Fontaine 2002 は Aichan, A., Buchanan, J., Tillock, G. の名を挙げ、かれらや Friedman 自身も、テイトマスの仕事に関心をもちてセルドンと議論する機会を数回持っていたと述べている (Fontaine 2002, p. 429)。
- (41) テイトマスは、一九五七年にイギリスの N.H.S. に関する講演を行うために初めて渡米し、その後も何度か渡米するなど、アメリカの社会福祉、社会政策に関わる経済理論、また売血に関する状況に關しても知見を深めた。かれの初めての渡米時の講演記録も刊行され、テイトマスの名は次第にアメリカの一部の経済学者のあいだで認識され始めていた (Fontaine 2002, p. 406) 実際『贈与関係』にはセルドンへの言及もある (Timuss 1970, p. 159)。
- (42) Fontaine 2002, Steiner 2003 もアローとの関わりに言及している。
- (43) Timuss 1963.
- (44) アローは「フォード財団が支援する『papers on the economics of health, education, and welfare』というシリーズの一つとして」この論考を準備したと示している (Arrow 1963, p. 941)。フォントーンはアローが刊行の一年半ほど前にシシガン大学で行われた「健康と医療の経済学」に関する学会に参加したと指摘している (Fontaine 2002, p. 407)。ちなみにアローは同じく一九六三年に『Social Choice and Individual Values』(1951) の第二版を刊行するなど、一九五〇年代以来の一般均衡論の研究と並行して、社会選択の純粹理論的考察も精力的に進めていた。一九七二年にノーベル経済学賞を受賞した理由は、一般均衡論、社会選択論、厚生経済学における貢献であった。
- (45) Fontaine 2002, p. 407-408。フォントーンはロンドンにある Richard Morris Timuss Papers (British Library of Political and Economic Science) のアーカイブを用いている。本稿では残念ながら、これを直接確認することができなかった。
- (46) Arrow 1963, p. 944.
- (47) Arrow 1963, p. 944.
- (48) Arrow 1963, p. 944.
- (49) Arrow 1963, p. 959.
- (50) Fontaine 2002, p. 407.
- (51) Fontaine 2002, p. 407. Arrow 1963, p. 959 への書き込み。
- (52) Timuss 1970, p. 165.
- (53) Timuss 1970, p. 171.
- (54) Timuss 1970, p. 158.
- (55) Timuss 1970, p. 72-73. Oakley & Ashton 1997 はテイトマスが Schwartz 1967 を読んだことがきっかけではないかと推測した (Oakley & Ashton 1997, p. 7)。また Fontaine 2002 は、テイトマスが一九六六年ごろに献血に関する研究を始めた際、娘婿のオークレイがかれに、ジョージ・ドールトン、レヴィ・ストロース、マリノフスキーなどの贈与に関する人類学の書物を渡したと明らかにした (Fontaine 2002, p. 419)。
- (56) Timuss 1970, p. 73.
- (57) Timuss 1970, p. 73.
- (58) ただしモースの研究には、現代イギリスやフランスの同様の贈与関係の事例に触れる箇所もあったと、テイトマスは指摘している (Timuss 1970, p. 73)。しかし山崎二〇一五は、テイトマスによるモースの贈与概念の理解が不十分で、誤りであると指摘した。山崎の研究は、臓器移植の人類学をテーマとし、ポランニーやマリノフスキーの経済概念を基盤に考察した冒頭近くで、医療分野における贈与論としてテイトマスによる血液事業の比較分析を紹介し、批判的な検討を行っている (山崎二〇一五、二四一―二八頁)。
- (59) アローによる『贈与関係』への論評のタイトルは、まさに「贈

与や交換」であった。

- (9) Timmus 1970, pp. 174-176.
 (10) Timmus 1970, p. 71.
 (11) この論考は「利他と経済理論」と題した学会大会の報告の記録である (Arrow 1972, p. 343)。フォンテーヌは、当時テイトマスの『贈与関係』についてアローが評することで、法学者、哲学者、その他の社会学者らとの学際的な議論が起こると期待されたことと、アローがそうした議論の中心にいたことを指摘している (Fontaine 2002, p. 431)。
 (12) Timmus 1970, pp. 245-246.
 (13) Arrow 1972, p. 343.
 (14) Fontaine 2002, p. 432.
 (15) Arrow 1972, p. 362。アローの批判はテイトマスとその対極にあった当時の市場化拡大の風潮の双方に向けられていた。市場化論者として言及されるのは、ハイエクの『隷従への道』(一九四四)である。「商業主義が社会システム全体を次第にダメにしてしまおう」という、テイトマスの思考に染みついた怖れの感情は、ハイエクの怖れと鏡写しのイメージとなっている。ハイエクとテイトマスは、混合経済が必ず不安定という考えで同意しているかのようだ (Arrow 1972, p. 360)。「隷従への道」がアメリカで、ハイエクの意に反して単純な反共主義、反計画主義、つまり新自由主義のマニフェストとして受け取られ、好評を博したことはよく知られている。アローは、市場化論者に照らせば、はるかにテイトマス寄りの立場を採ったといえる。
 (16) Arrow 1972, p. 345.
 (17) アローはここで、公的な慈善事業の経済的役割をあげ、またテイトマスも言及したクロボトキンのいう、必要な時のインフォーマーかつ不定期の相互扶助に触れている。
- (18) Timmus 1970, p. 205.
 (19) Arrow 1972, p. 351.
 (20) 一つ目は政府による支出、二つ目は嘘をつかないことや信頼など、やや古典的ともいえる「徳 virtue」にもとづく贈与が経済システムの作動に影響をもたらすこと、三つ目は個人が人道的な社会的秩序を形成するにあたり、不特定の他者に向けて自由な贈与を行うことであった。三つ目は二つ目を含む、より包括的な論点である。
 (21) Arrow 1972, p. 345.
 (22) Arrow 1972, p. 345。ちなみにこのパラグラフは、「要するに、通常経済財とされる商品を補う財の供給は、多くの観点からみて、市場でなされるよりもむしろお返し的な移譲となされる」 (Arrow 1972, p. 346) と結ばれている。
 (23) アローはここでマーシャル、ピグー、ヤング、ナイトの名を挙げている。
 (24) Arrow 1972, p. 352.
 (25) アローは個人の福祉についてまず以下の二つをあげ、その後に暗黙の社会的契約的意識が社会の成員全体の満足度を上げるという点を付記した。
 (26) 個人の福祉が、みずからの満足と他者が得る満足とによって得られるということ。(二)には、妬みよりも利他(の意識)がはたらいている。
 (27) 個人の福祉が、自分や他者の効用だけでなく、他者の効用に貢献することによっても得られるということ。
 (28) その上で、これらを血液提供に関する考察を進めた (Arrow 1972, p. 348)。
 (29) Arrow 1972, p. 347.
 (30) Arrow 1972, p. 354.

- (29) 日本では一九五二年に日本赤十字社が血液バンクを開設し、一九四四年からは輸血には献血の血液を用いることが決議されたが、『贈与関係』の日本に関する文献は断片的であった。また日本をこの時点から「ゆたかな社会」とするかは自明でなかつた。
- (30) Arrow 1972, p. 360.
- (31) Arrow 1972, p. 360.
- (32) Oakley & Ashton 1997, p. 6. また Fontaine 2002, p. 423. をたじろ『贈与関係』を扱った論文の研究会の事実と言及しつつある。
- (33) Kimbrell 1993/1994, pp. 16-17.
- (34) Healy 1999, p. 534.

参考文献

- Arrow
 — 1963, Uncertainty and the Welfare Economics of Medical Care. *The American Economic Review* 53 (5), pp. 941-973.
 — 1972, Gifts and Exchanges. *Philosophy & Public Affairs*, 1972 (1), No. 4, pp. 343-362.
- Bridgde, V. 1997, Aids and the gift relationship in the UK, in Timmus 1970/1997, pp. 15-40.
- Fontaine, P. 2002, Blood, Politics, and Social Science: Richard Timmus and the Institute of Economic Affairs, 1957-1973. *Isis* 93, pp. 401-434.
- Garland, D. 2016, *The Welfare State: A Very Short Introduction*, Oxford: Oxford University Press. (『福祉国家——救済法の時代からポスト工業社会まで』小田透訳、白水社、二〇二二年)
- Healy, K. 1999, The Emergence of HIV in the U.S. blood Supply: Organizations, Obligations, and the Management of Uncertainty. *Theory and Society* 28 (4), pp. 529-558.

- Milich, I. 1984/1992b, H₂O and the Waters of Forgetfulness. *In the Mirror of the Past: Lectures and Addresses 1978-1990*, New York: London: Marlon Boyers, pp. 145-158. (Originally, Lecture to the Dallas Institute of Humanities and Culture, Dallas, May 1984)
- Kimbrell, A. 1993/1994, *The Human Body Shop: The Engineering and Marketing of Life*, New York: HarperCollins Publishers. (『からだの工場 人間部品産業』福岡伸一訳、講談社、二〇二二年)
- Mahon-Daly, P. M. 2012, *Blood, Society and the Gift: An Ethnography of Change in the Gift Relationship*. Doctoral dissertation, Brunel University Research Archive (BURA), School of Social Sciences Theses (Dept. of Social Sciences Media and Communications Theses), <https://bura.brunel.ac.uk/handle/2438/7028>. (最終閲覧日二〇二二年三月十四日)
- Mintz, S. W. 1985, *Sweetness and Power: The Place of Sugar in Modern History*, New York: The Penguin Books. (『甘さの権力——砂糖が語る近代史』川喜田稔・和田光弘訳、ちくま学芸文庫、二〇二二年)
- Hart, M. & Negri, A. 2000, *Empire*, Cambridge/ London: Harvard University Press. (『帝国』——ローレンス化の世界秩序のマルチメディアの可能性』水嶋一穂・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳、みすず社、二〇〇三年)
- Oakley, A. and Ashton, J. 1997, Introduction to the New Edition, Timmus, R. M. 1970/1997, pp. 3-13.
- Polanyi, K., 1944/1957/2001, *The Great Transformation: the Political and Economic Origins of Our Time*, Foreword by J. Stiglitz and Introduction by F. Block, Boston: Beacon Press. (『新説』大転換——市場社会の形成と崩壊』野口建彦・栖原学訳、東洋経済新報社、二〇〇九年)
- Renwick, C. 2019, Richard Timmus, Eugenics, and Social Science in mid-Twentieth Century Britain. Plamena, P. (ed.), *The History of Sociology in Britain*, Palgrave Macmillan, pp. 137-160. White Rose Research Online,

- https://doi.org/10.1007/978-3-030-19929-6_5 (最終閲覧日二〇二二年二月十八日)
- Schwartz, B. 1967. The social psychology of the gift. *American Journal of Sociology*, 73 (1), pp. 1-11.
- Seiner, P. 2003. Gifts of Blood and Organs: the Market and 'Fictitious' Commodities. *Revue française de sociologie* (Éditions Technip & Ophrys), 44, pp. 147-162. https://www.cairn.info/revue-francaise-de-sociologie-1-2003-5-page-147.htm (最終アクセス日二〇二二年二月十八日)
- Stewart, P. 2020. *Richard Timmss: A Commitment to Welfare*. Bristol: Polity Press.
- Timmss, R. M.
 - 1957/1963. *Essays on 'Welfare State'*. 『福祉国家の理想と現実』谷昌恒訳、一九八二年復刊第二刷、東京大学出版会)
 - 1963. Ethics and Economics of Medical Care. *Medical Care* 1 (1), pp. 16-22.
 - 1970. *The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy*. London: George Allen & Unwin Ltd.
 - 1970/1997. *The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy* (expanded and updated version), Oakley, A. & Ashton, J. (ed.) New York: The New Press.
- イリイチ、I
 - 一九八六『H₂Oと水——「素材」を歴史的に読む』伊藤るり訳、新評論
 - 一九八五／一九八六『イバン・イリイチへのインタヴュー——H₂O・現代を洗い流す』枯れはてた水』玉野井芳郎監修『シェンダー・文字・身体』二四二—二六七頁
- 香戸美智子二〇一五「英国における利他性——医療・血液ドナーシヨンを手がかりに」『研究論叢』(国際雄言語平和研究所) 85、三〇一—三二三頁
- 川喜田愛朗一九七七『近代医学の史的基盤 上・下』岩波書店
- 田中祐理子二〇一三『科学と表象——「病原菌」の歴史』名古屋大学出版会
- 中山智香子
 - 二〇二〇「グローバル化と『危機』の経済的地位——コロナショック2020の示すもの」『現代思想』48 (7)、二一九—二二三頁
 - 二〇二二「居住と生存——ポランニー・イリイチ・玉野井芳郎の思想と『水』のテーマ」『関西大学経済論集』71 (4)、二三七—二五七頁
- 藤原辰史二〇一九『分解の哲学——腐敗と発酵をめぐる思考』青土社
- 三浦文夫一九七七「リチャード・M・テイトマス——その人と業績」『季刊社会保障研究』13 (1)、八二—九二頁。
- 山崎吾郎二〇一五『臓器移植の人類学——身体の贈与と情動の経済』世界思想社
- 山本卓
 - 二〇〇七「R・M・テイトマスにおける戦争と福祉——『戦争と社会政策』再考」『年報政治学』一一九—一四二頁
 - 二〇〇九「一九三〇—四〇年代の英国優生学協会とテイトマス——福祉国家における統合と排除」『思想』六月号、七一—一四頁
- 吉武由彩二〇一八「R・テイトマスの『贈与関係論』再考」『福岡県立大学人間社会学部紀要』26 (2)、一—一八頁
- キーワード テイトマス、アロー、贈与、輸血、感染

〈論文〉

「流行病」と共同体の知覚

〔医学史的視点から〕

田中祐理子

はじめに——「理解することの難しさ」

二〇二〇年から続いてきた新型コロナウイルスによるパンデミックに関しては、二二年初頭より、大きく状況が変わりつつある^①。内政的事情に押されたように映るイギリスの規制解除の動きを皮切りに、二〇年秋のワクチン開発以降くり返されてきた、感染対策が最優先とされる生活様式からの「出口戦略」を求める主張が、先進諸国ではいよいよ強まっている^②。「新型コロナウイルスは再来するがパンデミックの終わりは近い」とする認識は、ウイルス学の知見および過去の人類の感染症の経験に照らして、確かに支持しうるものとも思える^③。

致死性の疾患を人体にもたらしうる病原体が地球上のどこか限られた地域を襲っているといった現実^④は歴史上にいくつも、そして常に存在していたが、人類総体が自らにとって可能な活動のすべてを制限して、その現実^⑤に完全に対処したような事例は、これまで一度も生じたことがない。

それゆえ、世界保健機関・WHOが感染症対策のために真に必要な全世界的協調を求めても、それが実現しないままだったことに驚くべきではなかったはずなのだ。たとえ、今回のパンデミックに関わる歴史的な事象として、WHOに対する攻撃の高まりに注目したいと感じられるとしても^⑥、しかも、そのような意味での「世界」なるものは、ロシアによるウクライナ侵攻によって、新たな危機を迎えてしまった。肺

炎による死の数を減らす努力に向けられていた関心は、さらに急速に別の方向へと転換していくことだろう。

ところで、その新たな危機における国際連合の現状は、近年私たちが確認したWHOのそれと同じく、現代世界にとつてはすでに馴染みのある限界を示しているかのようでもある。いうまでもなく、WHOの「世界」性を成り立たせてきた基盤とは、一九四五年十月に生まれた国際連合にはかならない。その国連が現在まで明らかに果たせていない「国際の平和と安全を維持する」（『安全保障』⁵）という機能は、「すべての人民の健康」⁶というWHOが実際には果たせたことのない目標と、長く対をなし続けてきたものだ。すなわち、二〇二〇年以来、私たちは実に慣れ親しんだ危機と失敗と、その結果を体験し続けているのだというべきだろう。

「果たされているべき機能」を約束しながら、それが果たせていないことを多くの者たちが知っているなかで、それでも「機能」として存在し続けてきたシステムが、現在その大きな破綻の局面を展開していることは明らかである。今回それがことさらに「明らか」なものとなったのは、その展開の主となる舞台が、システムのなかで「第三世界」と位置づけられていた場所ではなかったためだ。

COVID-19の「パンデミック」は「世界」を驚かせたが、その驚かせ方は、必ずしも完全に新奇なものではなかつ

た。少なくとも医学史的関心をもって今回のパンデミックを体験した者にとつて、その「驚き」のありようは、一定の違和感を与えるものであり続けた。「パンデミックは終わるのかもしれない」という、動き続けている状況のなかで、本稿ではその「違和感」の局面を、粗くとも記録することを試みておきたい。そして、その「違和感」を考えるための手がかりとして、歴史に関わる二つの思考をここで思い起こしておきたい。

この予期せぬ新しいものがある時期にそれが含意するすべてのものとともに探り当て、その意義を余すことなく明らかにすることが歴史家の務めである。⁷

（ハンナ・アーレント）

こうすることは、「問題を終結させるよりもむしろそれを再開させよ」という哲学思想の要請に従うことなのだと思う。レオン・ブランシュヴィックは、哲学について、それは解決済みの問題の科学であるといった。この簡潔で意味深い定義を、採用することとする。⁸

（ジョルジュ・カンギレム）

アーレントの言葉は一九五四年の「理解と政治（理解する

ことの難しさ」の一節であり、彼女はそこで、彼女らが直面した全体主義を「理解できない」ことについて論じている。あるいは、「理解できていないことを理解できない」ことの危険が、執拗に論じられていくと読める。「出来事そのもの、ほかならぬその現象が、理解のための伝統的な手だてを私たちから奪ってしまった」ということが理解できないまま、「理解する」のみならず、「説明がつくもの」の寄せ集め」にまで辿りつく知性のありかたが、「(ニーチェ的) 科学」や「歴史家」に内在する危険——「無批判な理解」——として、そこには名指しされているのである。

この「無批判な理解」は、恐らくきわめて速やかに「問題を終結させる」ことに役立つものであるだろう。そして「解決済みの問題」という認識に最短で辿りつく「理解」がはらむ危険を、生命科学と医学の科学認識論を論じたカンギレムもまた、「哲学の要請に従」って問うていたのではなかったらうか。

そのように考えるなら、アーレントが「この問題は、全体主義を理解する際の困惑に限定されるわけではないだけに、いっそう切実である」と述べた通りに、私たちは「パンデミック」という場面、すなわち人間の身体と生命活動、およびそれらに関わる科学的諸実践の交錯した場面についても、決してなめらかに理解して終わらせてはならないのではないか。

そうして「理解する必要のあるものを(……) おおい隠してしまう」ことを、私たちはここで恐れるべきなのではないのだろうか。

一 パンデミックという再帰性

さて、アーレントは「私たちの個人的な生において、最悪の恐れや最良の希望が現実にかかる事柄に対して私たちをうまくそなえさせたためしがない」ことも論じていた(なぜなら、予期された出来事が起こった場合ですらすべてが変化する以上、私たちは計り知れない文字どおりの『すべて』に対してそなえることはけつてできない)。そのようなものである「私たちが「歴史家」になろうとすると何が起こるか。これを表わすために、彼女はシュレーゲルの「後ろ向きの預言者」という語を引用して、「人間の頭脳の嘆かわしい物理的な限界」が越権と失敗に向かうさまを、次のように鮮やかに描きだしている。

新しさは——永遠に繰り返される事象にかかわる自然科学者とは違って——つねにただ一度だけ起こる出来事を扱う歴史家の領域である。この新しさが操作されるのは、歴史家が因果性を強調し、最後には彼らに帰す

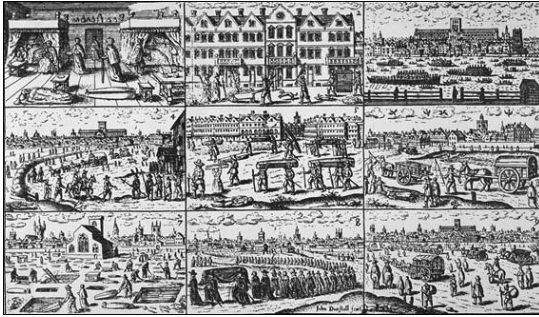


図1 ベル「1665年ロンドンの大疫病」

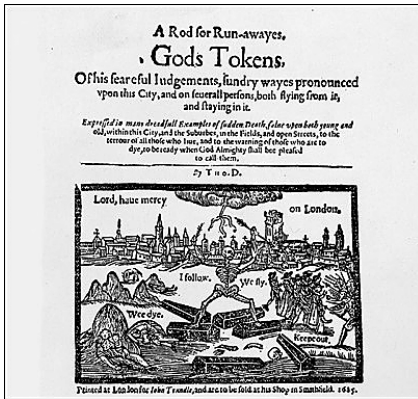


図2 デッカー「逃亡者たちへの懲罰」

る因果の連鎖によって出来事を説明しようと言いつ張る場合だけである。そのとき、実際、歴史家は「後ろ向きの預言者」を装うけれども、人間の頭脳の嘆かわしい物理的な限界によって、彼は真の預言の天分からは隔てられている。人間の頭脳は同時に作用しているあらゆる原因を包含し、それらを正確に組み合わせることはできない。

ごく一般的な医学史に触れたことがあれば、「後ろ向きの

預言者」になることを誘う光景が、特に二〇二〇年春には散見されていたようにも思われる。たとえばイタリア、しかも北部都市圏において、埋葬がおいつかない死者を出すような医療崩壊が伝えられたとき、その一か月後には、それとほぼ同じ光景がニューヨークの中心部でも生まれることになった。戦争でも災害でもなく棺が並ぶ光景、しかも欧米の都市部でのその出現は、感染症に関わる過去の大きな記憶を集合的に呼び起こすのに最適の力を持つものである。よく知られている通り、十四世紀のヨーロッパ世界が黒死病を体験して以来、ある都市が死体を儀礼的に処理できなくなったという場面は、感染症による深刻な危機の到来を特徴づけるイメージとして、歴史を通じていく度も描かれてきた。また、危機のさなか当該の都市から脱出しようとする余力の残る人びとが、その力のない者たちをうち捨てて急ごうとする光景も、すでに数世紀を越えて定着していた、感染症による危機のイメージの基本構成要素といつてよいものである。上述したような、初期の新型コロナウイルスのパンデミック報道における象徴的な光景のすぐ後に、ロックダウン直前のパリ脱



図3 誤った写真を使った情報拡散に関わるファクトチェック

出を試みる車列や、ニューヨークの空洞化に関する報道に触れたときに、これらの歴史的な画像を知っていて、そこにながしかの理路を思い出さないでいることは、恐らくほとんどの人間にとって難しかったのではないか(図1・2)⁽¹⁸⁾。

感染症に関わる歴史を少しでも知っていれば、以下の程度の事柄は文字通り「預言する」ことさえできたはずだ。これらの光景が出現するとパニックが起きる。パニックはさらに混乱を呼ぶので、いつそう都市機能は麻痺していく。都市機能が麻痺する以上、都市の公共性が保持されることは難しくなる。そのときには普段は防壁である壁の内側で、さらにミクロの「内と外」が可視化されて、城壁内、つまりコミュニ

ティ内での物資の奪い合いが起こるだろう。だから、すぐに物資の流通を管理して、より深刻なパニックに繋がらないよう分配経路を準備しなくてはならない。

それらの事柄が続けて、二〇二〇年三月のブラジル大統領ボルソナロとともに次のように告げること、そのときこれらの「歴史家」たちの知は実質的に対抗することができたのだろうか——「残念ながら死ぬ人もいるだろう。彼らは死ぬ。それが生というものだ」⁽¹⁹⁾。そのようにして、このたび生じた死の事例を必然的に再帰すべきものに転じさせる思考と、私たちは無縁でいられただろうか。もしくは、それに対して「そなえ」る思考を示す能力をもつただろうか。

感染症に関わるイメージは長い歴史を通じて堆積すると同時に、あなたも記憶からすぐに取り出し、私たちの経験に再利用できるかのように、二〇二〇年春のパンデミックに関与していたようにも思われる。ただし、そこで起こったことの機構には、「経験」と「記憶」に関わるいく重かの捻じれを見出すことができたはずである。たとえば、そのように「歴史的記憶」を喚起かのような光景が、実際にはまだ「繰り返し返し」の無いところに、より強い、より優れた喚起力とともに使用され、一定の効果を発揮した「フェイク」の事例を、ここで挙げておくこともできる(図3)⁽²⁰⁾。

「恐れ」や「希望」という、未来に向けられる心的な態勢が、

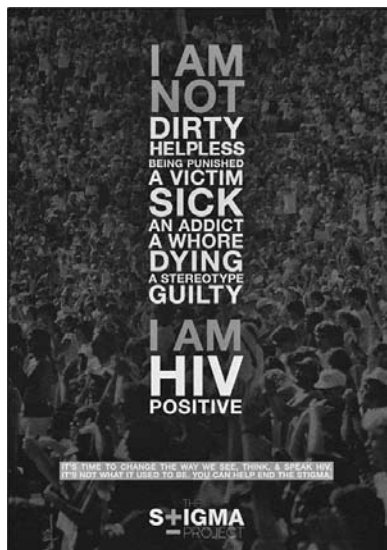


図4 「スティグマ・プロジェクト」ポスター

実際にはそれにとつて有効でありうる「そなえ」とともに、「私たち」が未来に向かうことに結びつかないのはなぜなのか。アーレントが指摘していた、「そなえ」という構えをむしろ転倒させてしまうような「私たち」に特有の事態は、人間の感染症の経験に、ほとんど本質的な影響を及ぼすかのようでもある。すなわち、「恐れ」や「混乱」のイメージの方が再生産され、これによって「新たに・かつ・もう一度」、できることなら「そなえ」ておきたかったような望ましくない事態の方が出現もしくは再帰すること——それ自体もまた感染症に関わる歴史を振り返れば、明らかに「予期できる」出来事だということができるからだ。

たとえば歴史家のサンダー・ギルマンや批評家のスーザン・

ソングは、一九八〇年代に先進諸国の都市生活者たちが HIV に直面したとき、梅毒や結核が深刻な打撃を社会に及ぼしていた過去の記憶がいち早く掘り起こされ、AIDS による身体的な打撃が社会に広がる前から、あたかも「そなえ」のように、「恐れ」るべき対象の発掘を呼びかける効果を持つたことを正しく指摘していた。感染症の歴史においては、「スティグマ」もまた、堆積し、かつ転用・再利用され続けてきたことはよく認識されている事柄である。恐らくは COVID-19 に感染した人びとに対する、いわば「必要以上」の恐怖感や譴責が社会内で生じるだろうということ、またそれと連結される現象として、一方では医療従事者、他方では患者が身を置く家庭や地域に対する、まったく「不必要」であるはずの攻撃といった行動すら現れるだろうと「予期する」ことも、歴史的知識を持つ者にとっては可能なことだったのだ。

そして「予期する」ことは可能だが、恐らくは有効な意味で「そなえる」ことはできないだろうことについても、それを「予期する」準備があったようにも思われるのである。なぜなら、「そのようなことはしないようにしましょう」と呼びかけることは、「そのようなように恐れる選択肢がある」と周知し想起させることと、ときに効果のうえで違いがない——そのこともまた、一九八〇年代から九〇年代のエイズの体験

を通して、確かに知られていた事象だったからだ。²⁴ 現在でも、HIVを体内に保有している人体が惹起する、病状それ自体とは別種の「恐れ」をひと揃い列挙することは可能である(図4)。²⁵ ギルマンらが明らかにしたように、梅毒に対しても、結核に対しても、そしてハンセン病の事例でもAIDSの事例でも確認されたことのある、これらの不可思議なまでに伝統的な「恐れ」は、COVID-19の体験においても折々に帰して、一定の社会集団を否定的に名指しする言辞の出現に影響を与えることがあった。²⁶

「歴史は繰り返される」、または「同様のことは以前にも生じたことがある」と述べたくなる指標は、新型コロナウイルスによるパンデミックの場合にも、確かに数多く見つけられることができた。しかし、それらの指標はあまりにもよく準備され過ぎていて、そこでは恐れや混乱や驚きまでが、あたかも一度ですでに説明されたことがあるかのように見えてしまう。けれども、そのような説明や理解は、二〇二〇年春以来何百万と積みあがった、いま私たちが経験している死者の死を語るためにあるものではない。

二 歴史的的特異性と知の不能

上記のような再帰性に、今回もまたどうしても出会ってし

まう。そのことを確認したうえで、しかし他方で、感染症に関わる歴史に少しでも触れたことのある人間であれば同様に注視せざるにられない、そしてその存在があるからこそ、ここまで述べてきた「予期できたこと」が実は自分にとっては「予期せぬ光景」でもあったのだと言いたくなるような、歴史的な特異性というものが、今回のパンデミックには存在する。それは今回のパンデミックの体験のほぼ全般において、個別のウイルスが「立体的」かつ「動的」な姿において、常に語られていたという事実である。この事実を象徴するものとして、二〇二〇年春に公開されたSARS-CoV-2の分子構造モデル図を挙げておきたい(図5)。²⁷

このような姿で表象されたウイルスが、それが引き起こす人体上の病状の最初の出現と、その影響の深刻さについての認知とともに、体験のごく初めの段階から「パンデミック」という事象への人間側の対応に影響を与えたという事態には、恐らく前例を見つけないことができる。この画像は、上述した棺の並ぶ光景や、薬局やスーパーでのマスクやトイレットペーパーの買い占めをめぐる騒動を報じるニュース映像ともしばしば並んで、ごく一般的に目撃することができるものだった。ウイルスのゲノムを包み込む外膜の構造分析情報に基づき作成された色つきの3Dモデルは、たとえば一九七五年に透過型電子顕微鏡によって撮影されたコロナウイルスの

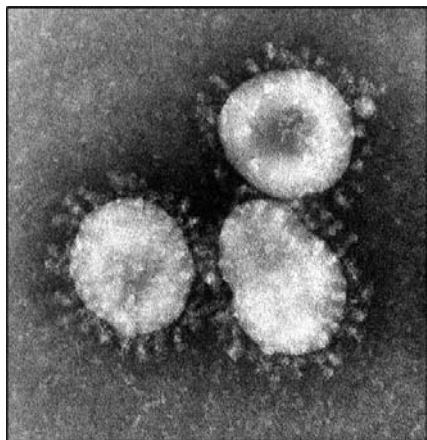


図6 透過型電子顕微鏡で捕捉された
コロナウイルス像

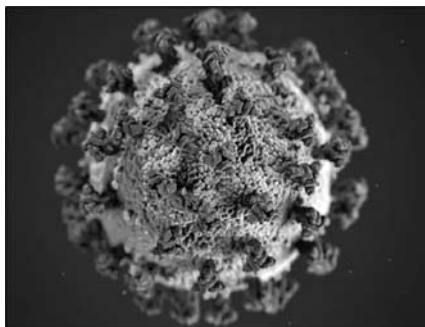


図5 スーパーコンピュータ FRONTERA を活
用した新型コロナウイルス立体モデル

画像(図6)²⁶とは異なる機能を果たしている。ウイルス研究が本格化した二十世紀半ばから、このウイルスの特徴をなし続けてきた「コロナ(冠)」のような突起は、最新の立体モデルの形成においては構成単位としての「原子」粒子を組み合わせて形成される。そしてその形成がひとたび完了すれば、この突起の部分はそれ自身が「スパイクたんぱく質」のモデルとして、そこに内蔵されている一つ一つの粒子が備えているべき特性にしたがって、他のたんぱく質——人体の側の構成要素——に「附着」したり、それによって「反応」「変化」したりといった、つまり「生成」を模した「動き」を生み出すものとなるのである。今日の有機化学研究を特徴づける、この物質間に生じる時間的な「生成」および「動き」のモデル化という要素の新しさは、予想をはるかに超えた速さでのワクチン製造に確かに結びついた²⁷。

構成要素とその基本的動きが情報化され、これをさらに任意の場を形成する情報と組み合わせる計算し、そこに「生じる」はずの「動き」を作り出す。そのようなものとしての「動態シミュレーション」という作業が、これほど同時に、感染症の拡大とほぼ並走して範囲を広げながら、実用に付された事例はこれまでの歴史にないといつてよいだろう。そのシミュレーションを支えるためのデータは、スパイクたんぱく質から人間の集団的行動にいたるまでの各水準で蓄積され

「オープンリソース」となるとともに、その各「リソース」を起点として、さらに新しいデータセットが生み出されるといふ展開がいまも続いている⁽²⁸⁾。

少なくとも「専門知」と呼ばれる領域において、確かならんらかの「更新」があったといつてよいはずである。この「更新」とともにあつて、なぜパンデミックはこれほどまで「新しさ」から遠い事象となつたのか。「科学史」という研究領域それ自体を問う事実として、ここではやはり驚いておく必要がある。「これまでパンデミックらしいパンデミックになるとは予期できなかった」というこの「驚き」は、いまここに新たに存在する知や理解といったものの、実際のな不能を証言する経験にほかならないからだ。

これだけ温暖化とオーバーツーリズムが進み、日常生活環境が荒廃する一方であらゆる社会階層の人間が安易な長距離移動を推奨されるような世界で、いつかひとつの病原体がパンデミック状態に達するだろうことは常に予想されていた。ただ、そのときどう行動すべきであるのか、その判断をするのはさほど難しいことではないはずだと考えるための根拠も、確かに存在していたように思われるのである。たとえば「ひとつの病原体」の「動き」に、「人間」の知性と意志の力をすべて振り向けたなら、何が可能となるか。

他の物質と接触することに「反応」し新たな「動き」を生

み出し、また自らも「変異」し続けるような「ひとつの病原体」の、そのさらに細部に過ぎない「突起」の「生態」を見つめること——そして、それをこそ「感染」という現象のなかで最も決定的に意味をなす事実であると考えてみることは、「人間」や「人口」の水準で実現される「動き」に優先して、注視され、管理されるべき「動き」を発見させる視角となるものだ。それ自体は確かに魅力的な効果を持つことができるように思われる。この「動き」のための新たな知と技術の集積としての、科学研究領域が生まれるのも不思議なことではないだろう。今回のパンデミックにおいては、二十世紀を通じて発展し、また近年の情報科学との融合により、さらに飛躍的な方法的洗練を経験したところだった先端の学知としての感染症疫学が、多くの先進諸国においてほぼ初めて実際の生活の場に適用され、そして冒頭の英国の事例にもそれが表現されている通りに、その「知」の実践は多くの困難に直面するものとなつた。

症状を見せている人間以外は一斉に動きを止める。症状のある人間だけ治療に回し、それ以外の人間は状況が把握されるまでなるべく活動しないで、ただ生き延びるだけの状態を一カ月ほど辛抱する。そうしてすべての人体内にすでに棲息している活発な「病原体」の死滅を待つ。その間の個々人の社会的生活の安全は行政制度が保障する。日本の場合、強

硬で全体的な行動制限ではなく、感染予防の啓蒙キャンペーンを打ちつつ、「クラスター」ごとに「病原体」を消していくという「日本モデル」を採ったといわれる。より小規模の集団ごとに「病原体」の動きを捕捉し、それらが死滅するまでの期間を限られた「人間」の活動の停止によって確保するという思考の理路は明確だったはずだ。しかしその理路は、実践において「ベストプラクティス」を成立させる力を持つことができなかったとされる。「専門家」が社会のただなかで困惑の表情でその「知」とともに立たされている場面は、二〇二〇年春以来あらゆる場所で目撃することができるものだった。

ここに起こったことと同様の性質の事象は、一九三三年にアルバート・アインシュタインがジグムント・フロイト宛に書き送った公開書簡で用いた「易しい (einfach)」という語が示していた場面にも、生じていたのではないだろうか。

ナショナリズムに縁がない私のような人間から見れば、戦争の問題を解決する外的な枠組みを整えるのは易しいように思えてしまいます (erleicht mir [...] einfach)。すべての国家が一致協力して、一つの機関を創りあげればよいのです。この機関に国家間の問題についての立法と司法の権限を与え、国際的な紛争が生じたときには、こ

の機関に解決を委ねるのです。個々の国に対しては、この機関の定めた法を守るように義務づけるのです。²⁾

いうまでもなく、アインシュタインの念頭には国際連盟が置かれており、第一次大戦後も絶えることがない戦争の火種は、この「易しい」方策によって解決されるべき事態の切迫性を彼らに知らせ続けていた。だからこそ、この「易しい」方法が目指す、そのとき切実に必要だったはずの「実践」をどうしても阻むものとしての人間の本性について、彼はフロイトに尋ねたのだった。この問答のすぐあとに、彼らふたりともが亡命者とならねばならない状況となったのは周知の通りである。同じ状況をアーレントも生き延びる。

「易しい」道は見えているのに、それはどうしても実現されない——そのような状況を生み出していたひとつの体制は、なおこの世界の体制としてあり続けているのだということが、いま確認しておかれるべきだろう。このアインシュタイン・フロイト公開書簡は、国際的協力委員会の枠組みのなかで実現した、一種の知的体制によるパフォーマンスといえる。今回のパンデミックに表われた「そなえ」をめぐる困惑や混乱と、この一九三三年のパフォーマンスに記録されている「知的」な不能性の事実とは、結局その後の歴史を通じて、今日まで連続してきたものではないだろうか。

「易しい」と感じられる答えが見えたように思えたとしても、それはアーレントの言うような「同時に作用しているあらゆる原因を包含し」そして「すべてが変化する」事態の前で、実際には有効な「知」ではありえない。少なくとも、これまで一度も本当に有効にその「知」が実践されることはなかった。だからこそいま目の前に「また」生じてしまった「新しい出来事」があるはずだということを、今回の事態のなかに——「再帰」を「理解」させるあらゆる「予期」を拒みながら——、求めることができなくてはならない。

三 共同体として病むということ

——経験の領域性と堆積

感染症に関わる医学史は、つねに共同体に関わる知覚とともにあった。そのことを、ヒポクラテス全集の「流行病(Epidemias)」の英訳に付された註から思い起こすことができる。

epidemics という語は「来訪 (visit)」を意味するものであり、そこで治療を行なうための医者⁽³²⁾の来訪について言及しているか、あるいはより可能性の高いものとしては、それらのコミュニティへの病気の到来を指しているものと考えられる(ガレノスは後者の意味でとっている⁽³³⁾)。

古代ギリシアのヒポクラテス派から帝国ローマのガレノスまで引き継がれた体液説に基づく医学は、体液の調和が産出する個体内の状態が、個々人の「体調」の成立を説明する。したがって、「個別」ではなく「人々 (demos)」という集合的な水準で観察される単一の病態は、どうしても標準的な病理学を超えて語られなければならないものとなった。それらの特殊な説明を要する病態についての事例が集積された文献の題名が Epidemias = Epidemics であり、これは日本語では通常「流行病」と訳される。そこに医学史的な厳密さを要求するならば、この題名の語には、まだ「感染」や「伝染」を連想させるべき含意は生じていない。そのように、「流行病」「伝染病」「感染症」の用語は、ある事象に対する認識のありようが歴史的に推移した過程を反映して用いることができるものである。

しかも、このヒポクラテス派による epidemias の用法は、それ自身が独自の新しい認識を示すものであり、同学派が形成され始める前五世紀において、上記のような特徴をもつ病気を指すためにこの語を使うことは一般的ではなかった。ヒポクラテス本人と同時代人であるプラトン⁽³⁴⁾は「都市への来訪者」を指すためにこの語を使っており、さらに数世紀さかのぼる『イーリアス』『オデュッセイア』では、それは主に「母国」の意味で用いられているという。つまり、今日の医学史研究

者はヒポクラテスの *Epidemios* をつい疑いなく「流行病」を論じたものとして読んでしまうが、そこには「流行病」という言葉などないのであり、ヒポクラテス派の医師たちは「当該の地域に住む人びとに到来する何か」について論じているに過ぎない。

上に引いた註を書いた英訳者である古典学者のウエズリー・D・スミスが明記するように、ヒポクラテス派の *epidemios* はガレノスの影響力を経て、やがて中世ヨーロッパのラテン語の *epidemia* に移植される頃には、「流行病」を主な語義として用いられるものに転じている。そしてガレノス主義医学をパドヴァ大で学んだ十六世紀の医師ジローラモ・フラカストロは、この「流行病」のなかに「共通」性と「伝染」性の二つの性質を細別するようになる。

他方で、伝染の原因となる種が、我々の外部からもまた到来し、我々の体内で最初に生まれるものでないということも、同じように明らかにある。それというのも、病気が多くの者の間に広く広まり、流行病 [*Epidemias*] と呼ばれるのを、我々は頻繁に見るからである。いくつかの流行病は、多くの都市や地方に共通であるが、伝染性ではなく、ただ「共通 [*communis*]」だと言われる。他方で、別のいくつかの流行病は伝染性 [*contagiosi*] で

あり、最初にひとりの者に発生すると、大気の一般的な状態の関与がなくとも、それらの病気は他の者に伝染を運ぶ。これらの病気は単に「共通」とは言われず、伝染性なのである。³⁵⁾

一般的な医学史的解釈として、ここに感染症病理学に関わる認識論的な転換を読みとり、以下のように記述することは可能である。

体液説および外的環境の影響のいずれの理路においても、どうしても説得的に説明できない現象と見えた病気群に対して *contagio* Ⅱ 伝染という概念を導入することは、フラカストロ以前から次第に講壇ガレノス医学の体制のなかでも進行していた。しかしフラカストロはこの「伝染」という概念に、特に「伝染するもの」という特異の存在の役割を主張した点において、重要な転換をなした。つまり「病気が伝染する」のではなく、「伝染するもの」こそが他の身体に移動するのであり、その「もの」こそが、もとの罹患者と同じ生理で成り立つ他の身体上に、一種の「生感」としての「同じ病気」を生じさせるといふ病理学的プロセスが、そこでは論じられていたことになるからである。

とはいえ、フラカストロのいう「伝染するもの」は同時に「人間が感覚できないもの」でもあったため、実際の病気に

対する処置は、個々の身体上や、集合的経験の水準でなされるしかない時間がその後もながく続いた。すなわち共同体からの追放や、あるいは人や荷の出入りを管理する каранティン制度といったものだけが、実践としては可能なものであった。そうして、「多くの都市や地域に共通」であり、かつ「伝染する」ようにも感じられた「何か」が生み出した、前々節で見たような数多くの混乱のイメージは、フラカストロの前後の数世紀にまたがり、繰り返し、ヨーロッパ全土で描き出されることとなった。そのような記憶が積み重なったヨーロッパの歴史のなかに、「伝染するもの」とは細菌その他の微生物であるという認識が、新たな科学的実践を成立させるものとして登場したのが、十九世紀後半のことだった。

この十九世紀後半から二十世紀初頭にかけて、細菌学による感染症の病理学を一つの事実として共有する、「国際的」と形容される医学研究者の世界が出現することになる（この過程で、細菌学に基づく感染症医学の「先駆け」としてフラカストロが医学史的脚光を浴びるようになる）。その場面とは、一方ではWHOの設立に直結する展開の起点であり、もう一方では、分子レベルで解析され、操作されるべき対象としての「病原体」という存在を私たちの経験にもたらしただけのものでもあり、ではこの歴史的な場面において、そこにうち出された新たな病理学が理解し、説明し、それによってやがて解決するこ

とができるものとして、その時代以降を生き続けている「人間」である「私たち」が受け取った「感染症」とはいったいどのようなものだったのだろうか。それは、ながらく「流行病」であった時代から堆積し、そして恐らく反芻されてきた、「感染症」それ自体よりもはるかに巨視的であり、集合的であり、混濁した事象だったのでないだろうか。そして、それらの「経験」の総体もたらす大きな、かつ混乱した心象と結びつきながら、少なくとも医学史が語る限り、十九世紀末から二十世紀にかけて細菌学はこれを解決することができるとして登場し、この科学の存在は、その時期の科学的知識というものに対して社会が与えた役割の著しい増大に、大きく寄与することとなった。しかしながら、細菌やウイルスが、寄生先の組織がなければ存在も繁殖もできないという事実と鏡写しとなるように、これらの「伝染するもの」について専門知がいくらか更新され、そこに「易しい」と見えるような解決が現れたとしても、「流行病」なる無数の、そしてあらゆる水準の、生き、動く有機体が必ず介在する現象に対しては、一個の専門知だけで何がなせるといふことにはならなかった。そのことを「私たち」は今回、もう一度確認することになった。

だとすれば、私たちが歴史を通じて形成してきたと考える「知」は、その形成のされ方において、どこかで決定的な誤

解の道を進んできたのかもしれない。そこにはたとえば「共通 (commons)」の状態にある「生」が「病む」という事実が、結局手つかずのままに、「知」から程遠く置き去りになっていくのかもしれない。そのために、「易しい」方法で確かにすくいとれるはずの数多の「生」が、いまもただ潰え続けているのではないか。もしそうであるなら、一九二七年にもうひとりのアレントの同時代人・三木清が「生の基礎経験から生まれ、その把握として、表現として、この基礎経験そのものを活かし、発展させることに役立つことのできたロゴス」について、「それが絶対的なる専制的なる位置を占めることによって、今は却て生そのものを抑圧し、圧迫するに到る」⁽²⁾ときに必要であったことを、私たちは実践しなくてはならないだろう。つまり、「みずから新しきロゴスを要求する」⁽³⁾——そのようなものとしてのいまに、向き合うことができなくてはならないのである。

(たなか・ゆりこ／哲学・科学史)

注

(1) 本稿は二〇二二年十月三十日開催の社会思想史学会シンポジウムで読みあげた原稿を下として二二年春に追記・修正した。本稿の主題と連続するものとして、拙稿「終わりなき点検と調整——医学知の実践とはいかなるものか」『現代思想』四八(七七)、二〇二〇年、二二四—二三〇頁、がある。シンポジウム参加の機会

をくださった学会事務局、特に準備から「尽力くださった」壽里竜氏に深謝申しあげます。

(2) “The Prime Minister Sets Out the Government’s Plans to Live With and Manage the Virus.” from Prime Minister Office. *GOV.UK*. Feb. 21, 2022. (<https://www.gov.uk/government/news/prime-minister-sets-out-plan-for-living-with-covid>): “Britain’s scandal-hit Boris Johnson lifts coronavirus restrictions, battles to save premiership.” *The Washington Post*, Jan. 19, 2022. (<https://www.washingtonpost.com/world/2022/01/19/boris-johnson-covid-restrictions/>): 「次なる波に備え、出口戦略に舵を切った」一般社団法人日本経済団体連合会「二〇二二年三月十五日」(<https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/022.html>)。なお本稿中で引用したオンライン文献はすべて二〇二二年四月十日に確認閲覧している。

(3) Murray, J. L. Christopher. “COVID-19 Will Continue but the End of the Pandemic Is Near.” *Lancet*, 2022, 399, published online Jan 29 ([https://doi.org/10.1016/S0140-6736\(22\)00100-3](https://doi.org/10.1016/S0140-6736(22)00100-3)).

(4) 筆者は別稿でもWHOの歴史と新型コロナウイルスによるパンデミックの関係について考察を試みたことがある。本稿とともに試験的に留まる不十分な考察であるが、今後も課題として引き続き取り組むことを許されたい。拙稿「WHOという歴史：その危機」に表現されるものについて『フランス哲学・思想研究』二二八、八八—九八頁。

(5) 国連憲章第一章第一条の一。国際連合広報センター「国連憲章テキスト」を参照 (<https://www.un.org/ja/info/un/charter/text-japanese/>)。

(6) 世界保健機関憲章・前文。厚生労働省ホームページ「世界保健機関憲章」を参照 (https://www.mhlw.go.jp/web/_doc/data/d=97100000&dataType=0&pageNo=1)。

- (7) ハンナ・アーレント「理解と政治（理解することの難しさ）」『アーレント政治思想集成Ⅱ』齋藤純一・山田正行・矢野久美子訳、みすず書房、二〇〇二年、一三八頁。
- (8) ジョルジュ・カンギレム『正常と病理』滝沢武久訳、法政大学出版局、一九八七年、一一頁。
- (9) アーレント「理解と政治」一二五頁。
- (10) 同書、一二九頁。
- (11) 同箇所。
- (12) 同書、一三八頁。「私たちの個人的な生において、最悪の恐れや最良の希望が現実不起こる事柄に対して私たちをまへそなえさせたためしがないのとまったく同じように——なぜなら、予期された出来事が起こった場合です。予期が変化する以上、私たちは計り知れない文字どおりの「すべて」に対してそなえることはけつしてできない——人類の歴史におけるそれぞれの出来事は、人びとが行なったりこうむる事柄や種々の新しい可能性（それらは人々が欲する一切の意図やあらゆる起源がもつ意味を超越する）からなる予期せぬ光景を顕わす心」。
- (13) 同書、一三六頁。
- (14) Lo Scalzo, Flavio, "Italy Struggles to Bury Its Dead," *Reuters*, Mar 20, 2020 (<https://jp.reuters.com/news/picture/italy-struggles-to-bury-its-dead-idJPKT536ZRH6>).
- (15) Glenday, James, "New York City Is No Stranger to Mass Burials, Particularly During Major Disease Outbreaks like Coronavirus COVID-19," *ABC News Online* (Australian Broadcasting Corporation), Apr 15, 2020 (<https://www.abc.net.au/news/2020-04-15/coronavirus-new-york-hart-island-mass-graves/12146208>).
- (16) "Covid-19: Record Traffic Around Paris as Second French Lockdown Begins," *BBC NEWS*, Oct 30, 2020. (<https://www.bbc.com/news/world-europe-54742795>).
- (17) Quealy, Kevin, "The Richest Neighborhoods Emptied Out Most as Coronavirus Hit New York City," *New York Times*, May 15, 2020.
- (18) Bell, Walter George, "The Great Plague in London in 1665," 1924; The title page of *A Rod for Run-aways*, 1625, by Thomas Dekker, reproduced in Haggard, Howard Wilcox, *Devils, Drugs and Doctors*, William Heinemann, 1913, p. 181. Both images from Wellcome Collection.
- (19) Fonseca, Pedro, & Rochabrun, Marcelo, "Brazil's Bolsonaro Questions Coronavirus Deaths, Says 'Sorry, Some Will Die,'" *Reuters*, Mar 28, 2020. (<https://www.reuters.com/article/us-health-coronavirus-brazil/brazils-bolsonaro-questions-coronavirus-deaths-says-sorry-some-will-die-idUSKBN21E31Z>) なおボルソナロ大統領の発言に関わる考察は別稿でも試みたことがある。拙稿「コロナ禍と表象：見る病む、怖れる——何を「REPRE」四〇〇・二〇二〇年」(<https://www.rpre.org/repre/vol40/topics/ranaka/>)。
- (20) Kale, Krutika, "Dared Photo Showing Rows Of Coffins Shared As Coronavirus Hit Italy," *BOOM*, Mar 21, 2020. (<https://www.boomlive.in/coronavirus-outbreak/dared-photo-showing-rows-of-coffins-shared-as-coronavirus-hit-italy-7306>)。この医師が新型コロナウイルスに対する感染予防措置の必要性を訴えるためにフェイスブック上に投稿した写真に関し、フアクトチェックに基づく警告する記事。(<https://www.boomlive.in/coronavirus-outbreak/dared-photo-showing-rows-of-coffins-shared-as-coronavirus-hit-italy-7306>)
- (21) Gilman, Sander, *Disease and Representation: Images of Illness from Madness to AIDS*, Ithaca: Cornell University Press, 1988. (『病原と表

curations libri III, trans. and notes by W. C. Wright, New York/London:

G. P. Putnam's sons, 1930。

(36) その歴史的場面を活写したものととして、小川眞里子『病原菌と国家——ヴィクトリア時代の衛生・科学・政治』名古屋大学出版会、二〇一六年。

(37) 三木清「人間学のマルクスの形態」『三木清エッセンス』内田弘編、こぶし書房、二〇〇〇年、一八二頁。

(38) 同箇所。

キーワード パンデミック、再帰性、専門知、共同体

〈論文〉

政治禍としてのコロナ禍

〔現場政治の生成〕

藤原辰史

プロローグ

二〇二〇年四月八日、既知の奈良の小学校教員から私にメールが届いた。私の「パンデミックを生きる指針——歴史研究のアプローチ^①」というホームページのエッセイをお送りしたその返信だった。感想とともに、つぎのような勤め先の小学校の現状が送られてきた。

（二月二十七日の）首相の突然の休校要請により、小学校の現場も大変でした。子どもたちの傷つきはもちろ
ん、職員間も分断され、流されていく、慣れていく風潮

今まで同じ方向を向いてきたと思っていた職員が、ぎすぎすしていくこともつらい日々でした。私たちの社会がためられているように思います。

学校の休校は世界各地で断行されたが、日本の場合、それは文部科学省の萩生田光一大臣でさえ抵抗するほどの強引な決断だった。提言したのは首相直近の今井尚哉首相補佐官であり、その理由は、東京オリンピックを開催するためだった、^②ということは比較的早く報じられるようになる。しかも、「要請」という言葉を用いることで最終的な責任を現場に委ねた、^③ということも当時から指摘されてきた。要請の理由、そのも
とになった現状分析はほとんど説明されず、そのような杜撰

な統治のあり方に対しても批判が沸騰した。そして、現場がどれほど混乱したのかについても、インターネットや新聞雑誌を通じて繰り返し報じられた。だが、私は、以下に振り返るように、コロナ禍の現場は、混乱という言葉だけで片付けられるほど単純ではないことが起こっていたと考えている。

奈良の小学校に戻ろう。二月二十七日は木曜日だった。休校要請はすべての教育者たち、そして、児童や生徒たちに寝耳に水であるとともにある冷徹な事実を突きつけた。三月二日から春休みまでの休校とはすなわち、卒業や転校を控える子どもに残された日が、わずか一日だということだった。両親共働き世帯やひとり親世帯はもちろん、教員も子どもたちも大混乱に陥った。

前述の小学校教員は、当日の様子を描いたエッセイを添付で私に送った。開門時刻に泣きながら坂を上ってきた児童、前の晩から泣き続けていた児童もいた、という。二月二十八日に、「今日で終わるなんて無理！」というある児童の言葉に代表されるように、子どもたちは深いショックを受けていた。

ところが興味深いことが起こる。怒ったり泣いたりする小学校最後の教室の日に、子どもたちが突然「政治」に目を向け始めた。黒板で休校反対の署名活動を始めたのである。そして、お昼には、黒板では署名にならないので、署名用紙を

作り始めたという。日本国憲法の授業をやっていたことも子どもたちの行動に影響したことだろう。今回の休校要請は憲法二五条違反であると子どもたちは考えた。「憲法に反する要請に対して異議を唱え、いつも通り学校に來たい人」という言葉が書かれ、子どもたちが名前を連ねていく。

ただ、この様子を伝える小学校教諭の文章は、憲法の条項を学んだ成果をこのような危機の時代に目の見張るようなかたちで生かした子どもたちの成長を寿ぐものではほとんどなかった。自分も大人であり、子どもを傷つけた側にいるという事実と、この国は子どもに何をさせているんだ、という怒りをもっとも強調されていた。もちろんこの小学校はエリートだけを集めた私立小学校ではなく、あらゆる背景を抱えた子どもたちの通う普通の小学校であることを言い添えておこう。

終わりの会の最後のあいさつで、子どもたちは一斉に教員を向き「ありがとうございます」と言った。このエッセイはこう結ばれている。「政治にふりまわされたあの日。日本の学校で傷ついた子どもたちと教員の『最後』があったはずだ。私は絶対にそのことを忘れたくない」。

ここで使われている「政治」という言葉はもちろん否定的な意味であり、どちらかといえば「政治家の不見識な言動」という意味に近いだろう。首相の「要請」は「政治」という

にはあまりにも政治的ではなかった。首相とその周辺の行為は、有権者の「代表」としての行為ではなく、責任をとまわらない、現場に「政治」を丸投げする、すなわち「政治禍」ともいべきものだった。首相は、政治、すなわち、意見の集約も調整も対立の緩和もしなかった。しかも、この手法はコロナ禍以前の政治手法の例外ではなく本道であった。つまり、世界中の新自由主義的政策の基本にはかならなかった。代わりに、政治も統治も調整も決断も、要請された現場に押し寄せていたし、コロナ禍でも現場が厳しい意見の調整の舞台となった。病院、保育園、学校、介護施設、飲食店などで、少ない予算と人的資源の中で、毎日話し合いがもたれ、ルールが決められ、意見が求められ、繰り返し変更され、決断された。決断にはもちろん、ずっと続いてきた店をたたむという苦渋の決断も存在した。

奈良の小学校の子どもたちも教員たちも、意見の集約と調整を行なって決断をしてきたのであり、だからこそ「ぎすぎすした空気」も職場を覆ったのだろう。上からのあまりにも軽率な決断がなければ、感染者が増えた段階で、それぞれの小学校が対策を「判断」し、既存の学校間ネットワークを使って「分析」と「調整」をし、休みを取ることが難しい保護者との連絡を強化して、自治体単位の対策をすることも可能だったかもしれない。「現場を無視する」という名の政治

と統治が日本中の小学校にシャワーのように降ってきたのである。奈良の小学校教諭が抱いた罪悪感のようなものは、大人のやるべき政治が、政治的弱者への政治と下請けされたことに発しているのかもしれない。

ちなみに、文部科学大臣が、ホームページで二〇二〇年三月十三日に発表した「この春卒業を迎える皆さんへ」という文章で、「皆さんは、この休業期間中に、先生や友達と過ごす時間や絆の大切さなど、いつもは当たり前と思っていた日常の大切さを感じることがあったかもしれません。そうした当たり前の日常への感謝の気持ちをいつまでも忘れないでほしい」という「訓育」が発せられ、他方で同年三月十九日、今度は文部科学大臣が教職員向けに、教職員に向けて、「全国各地・各学校における多大なる御尽力や様々な創意工夫に、深く感銘を受けました。そして、私は学校や先生方の大きな底力を感じることができました」という「賛辞」が述べられたことと、大きく関係しているだろう。世界に目を転じてみても、一定の時間に医療従事者に拍手を送ることがブームになったし、医療従事者やゴミの清掃者たちを讃える言説も多数見られたが、このような善意は、最前線へと政治と統治が凝縮し、責任が下請けされていることのカムフラージュにもなったことはもつと意識されるべきだろう。

一 政治禍と「ネットカフェ生活者」

奈良の小学校の事例は、病気による災いを防ぐため、というよりは東京オリンピックを開催するという政治的かつ経済的目的のために、調整や話し合いをスキップして決断された政治が、感染症よりも早く「政治禍」として降ってきた事例、そしてその中であって、子どもたちの民主主義が発揮された事例であった。政治の無責任のつけを民衆が払う、という構造である。

経済史家のアダム・トウーズは、すでにコロナ禍以前に、グローバルな基軸であった新自由主義的な政治の遺産である「組織化された無責任」についてこのように述べている。

一九八〇年代以降、病院は経済に組み込まただけではない。すでに経済の一部だったが、新たに市場にも組み込まれたのだ。病院は現代経営手法の実験場になったのである。経営はスリム化され、ジャストインタイム方式の運営を行うか、少なくともその方向を目指し、効率性の基準に従って「普通の」企業のように運営された。アメリカの多くの病院が、ジャンク債（信用は低いが利回りが高い債券のこと）を発行して資金を調達する営利企

業だった。患者処理の最大化を図り、余剰病床を最小限に削った。必要不可欠な医療設備や器具の在庫を、最低限にまで減らした。医療用のマスクや手袋といった必需品は、地球の裏側から調達した。

世に蔓延する経営ドクトリンに照らし合わせて、生産余力は責任ある予防措置ではなく、効率性の残念な足枷とみなされた。「……」威を振るうパンデミックの患者数を受け入れられた病院システムは、世界中のどこを探してもなかった。「組織化された無責任」が支配していた。⁽³⁾

「責任」が統治側から一掃され、「自己責任」が末端まで広まっていた社会に降ってきたコロナ禍は、病床が足りない、という一点だけでもすでに政治禍だった。日本では病床だけではなく、政権与党やそれに近い野党政治によって保健所も削られていたことを、本人たちが認めた。緊急処置を要する感染者の受付が完全に機能しなかったことも、政治禍の一つの形態である。

ここで私が試みてみたいのは、禍としての感染症そのものの被害よりも、その周辺で動揺したり、統治を失敗したり、不完全な統治が作動してしまったりして起こってしまった、政治や統治による災禍である。すでに形成されてしまった場

合によっては形骸化してしまった)型にはまって、本来は等しく人びとに降り注ぐはずの災難が、一定の社会的な集団において、よりひどくなるような災いである。それはしかし、逆説的にはあるが、「ステイホーム」で仕事ができなかった人びとは全く別の次元で、現場の政治、現場の工夫、現場のコミュニケーションを活性化した。

たとえば、日本で、子ども食堂の数が、二〇一九年にすでに三七一八カ所だったものが、コロナ禍をへて、二〇二〇年には五〇八六まで伸びたということもその一例にすぎない。食事の場所が感染しやすい場所として政府から使用を避けるよう要請が出される中であって、これは驚異的な現象といふべきだろう。もちろん、それは平常通りの食堂の運営ではなく、フードパントリーや弁当の配布など、形態を変えたり、あるいは、早期に再開して、仕事もなく子どもと家で向き合う親たちの溜まり場を形成したりした⁴⁾。

現場でおきた調査と調整と決断は、アナーキズムと呼ばれる、自治と呼ばれたり、さまざまな言葉で表現されたが、ここではひとまず「現場政治」と呼んでおきたい。現場政治の勃興こそ、政治禍とならんで本稿が注目したい現象である。結論めいたことをいえば、コロナ禍は感染による被害にもまして、政治禍の被害も甚大であったし、それゆえに、現場の政治も大きく揺らぎ、通常では起こりえない紛糾や失望も

生まれ、その統合過程で活性化もした。もちろん、あらゆる災害は政治禍の性格を帯びるし、そのなかで自治的な機能が活性化するのは普遍的な現象だろう。だが、コロナ禍ほど、政治的災禍が猛威を振るったものもないだろう。

こうしたパンデミック下の政治の災いがどういふものなのかを考えるさいに役立つのは、現場の調査や報告はもちろん、百年前に世界を席卷したスパニッシュ・インフルエンザの歴史という強力な参照軸である。現状と歴史を交錯させることで、少しでも感染症を通して蔓延する政治禍のあり方に迫りたいと思う。コロナ禍と比べれば圧倒的に不十分な統治で、しかも、今回のように世界的な感染症と共通認識を持たなかったスパニッシュ・インフルエンザの歴史からは、たしかに、政治のリスクが権力の弱い方へとドロップダウンしていく様子を読み取ることもできる。とくに、ヨーロッパ列強やその植民地の場合、そもそもの政治的調整の失敗の禍である「戦争」と、それにともなって、「植民地支配」が泥沼化していく最終段階で世界を襲った感染症であった。だが、コロナ禍と異なり、スパニッシュ・インフルエンザの場合、大規模検査体制にせよ、経済のシャットダウンにせよ、先回りした対策はほとんどなされなかった。しかも、第一次世界大戦という世界的政治禍が、スパニッシュ・インフルエンザの禍を飲み込み、ほとんどの感染症対策は後手に回った。

ここでは、適宜、百年前の様子を引き出しながら、現在の政治禍としてのコロナ禍の様相を炙り出してみたい。

そのために、もう少し、コロナ禍に襲われた日本列島の現場に焦点を当てたい。二〇二〇年四月七日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域に緊急事態宣言が発令された。期限は五月六日までである。小池百合子東京都知事は、緊急事態宣言の発令とともに記者会見を開き、企業にテレワークを呼びかけたが、事業体には具体的な要請をすることがなかった。だが、三日後の四月十日の記者会見で、都知事は注目すべき発言をした。遊興施設、大学、商業施設などに休業要請をし、居酒屋には「営業午後八時・酒類販売七時まで」という時間制限の要請をしたのだが、ネットカフェについても言及したのである。「インターネットカフェは休業対象となるが、寝泊りする人々に対して住居を支援、五〇〇人規模を想定し一二億円を予算措置しており、必要であればさらに拡充する」。

もし、この発言後に本当にネットカフェから追い出された人たちに住居が準備され、ストレスなく向かうことができたならば、稀有な統治の成功であろう。実は、厚生労働省も、生活保護の柔軟な運用を呼びかけており、これも大きな進歩であった。だが、死と直結するネットカフェ生活者の対策でもやはり無責任の組織化、責任の現場への下請は例外とはな

らなかつた。

中野を拠点とした生活困窮者支援団体「一般社団法人つくるい東京フアンド」の小林菜穂子は、小池都知事の会見の後の対応のまずさについて、こう述べている。「だって、小池都知事はネットカフェへ休業要請を出して、閉鎖後に行き場を失う人たちのためにビジネスホテルなどを確保したって四月六日の記者会見で言ったけど、それを聞いて安堵した皆さんよく考えて。具体的にどうすればいいのか、その発信は全然なかつたじゃないですか。用意する（した）って言っただけで、今日からネットカフェにいらなくなる人たちはどうすればいいのだね。どこにアクセスしたらいいのかね？ その日から入れるのかね？」。つまり、小林からすれば、言いっぱなしの放置であり、それは現場へのしわ寄せなのである。

四月八日、小林は、ネットカフェで暮らしていたが緊急事態宣言でそこを追われた女性の相談に乗る。「もう首吊るしかないと思っただんですけど、私も人間なんですかね、生きていって思ってしまったんです⁷⁾」。相談を受けたおかげで、自殺を思いとどまった女性は福祉事務所の窓口に出かけたにもかかわらず、たらい回しにされた。小林は彼女から連絡を受け激怒する。そもそも、小林が最初の相談で生活保護の話をしたとき、彼女はこう言ったという。「私みたいな若い人は受けられないと思っただ。ハードルがいくつもあると聞いている」。

この状況に電話で抗議をする小林の連れ合いの稲葉剛に対し、福祉事務所の女性相談員はこう言い返したという。「来る人みんなを受けていたら福祉事務所がパンクする」。小林はこの相談員の言葉に対し次のような感想を書いている。

「溢れ出る人たちが助けを求めて福祉事務所に殺到する。そんなのは読めたこと」⁽⁸⁾。

事前の準備も調整も計画も薄弱なまま、威勢の良い宣言だけがなされる政治が、災厄になるというケースである。それは、現場に面倒で時間がかかる行為を集中させる。本書『コロナ禍の東京を駆ける』は、「ステイホーム」をするべきホームのない人びとを救うために奔走する人間たちの模様を描いたものだが、のちの世代に、コロナ禍の政治の災厄と現場の政治の活性化を描いた史料として読まれるだろう。怒りとストレスがすべて現場に押し寄せる中で、小林はコロナがもたらした効用についてこう語っている。「コロナがこれまで誤魔化され、隠されてきた貧困を可視化させ、無関係と誤っていた人々の身にも迫ることによって無視できなくさせた」⁽⁹⁾。ここまで追い詰められることで、日本の政治の膿が出てきたのである。

二 軍隊の中のスパニッシュ・インフルエンザ

そもそも感染症は政治禍と接続しやすい。村上陽一郎は、『ペスト大流行』のなかで、十四世紀のペストが生み出したデマが人間への暴力に向かう様子を中心に描いている。「多くの人びとが、この大疫病について、自分勝手な解釈を考え出した。ある地方では、ユダヤ人たちが世界の毒をまいているのだと考え、数多くのユダヤ人がそのために殺された。またある地方では、不潔な貧民たちが、空気や食物、飲物を汚すのが原因だとして、貧民たちを街中から追放した。またある地方では、貴族が疫病の元凶だということになり、貴族たちは平安に街を歩くことができなくなった」⁽¹⁰⁾。

また、宮崎揚弘は、『ペストの歴史』で、スケープゴートにされたユダヤ人の虐殺の様子を以下のように描いている。「一三二八年、黒死病の流行が始まると、ユダヤ人の虐殺が地中海沿岸から始まった。皮切りは三月二十二日、スペインのバルセロナで二〇人のユダヤ人が殺害され、家屋が略殺された事件。四月、フランスのトゥーロンで四〇人のユダヤ人が虐殺され、五月には全プロヴァンス地方へ拡大した」⁽¹¹⁾。さらに、「フランスのストラスブールでは、一三四九年二月十四日に、市民たちは決起し、市内のユダヤ人一八八四人を

捕らえ、改宗を迫った。改宗を拒否したユダヤ人九〇〇人は、なんと共同墓地に掘った大穴に放り込み、焼き殺したという¹⁾。

感染症の恐怖にとらわれた人びとが特定の人間集団への暴力に向かうことは、コロナ禍でも各所で見られた現象であったが、ペストの場合に重要なのは、これまで社会に根深く存在した反ユダヤ主義が、ペストの恐怖を経てかたちとなり、市民の調整と合意のもとで実行に移されたことだろう。もちろん、このような暴力は、関東大震災のときに、自警団が在日朝鮮人にもたらしたテロルとも通ずるものがある。小池東京都知事が、関東大震災時の朝鮮人虐殺の記憶と追悼に熱心ではない事実は、東京をはじめ各地で起こった感染者や医療従事者への暴力への抑制とは反対の方向を示すのである。

コロナ禍では、上からの秩序が弱まり、下からの政治が沸き起こった様子を見てきたが、ペストの時代や関東大震災では、そのような草の根の政治が虐殺に発展したことを意味している。

ところで、新型コロナウイルスの災厄が世界中に広まる中で、もともと頻繁に参照された感染症の歴史的事例は、ペストと並んでスパニッシュ・インフルエンザであった。第一次世界大戦の最終年にアメリカの兵舎や兵士の輸送船の中で爆発的な感染が起こって以来、強毒性インフルエンザは、戦場であったヨーロッパやアフリカをはじめ、アジアや南米でも、

すでに帝国支配と近代技術によって形成されてきた人とモノのネットワークをなぞるように広まっていった。とくに、最終年度は、交戦国の食糧状態は極めて悪く、ドイツでは一九一六年から一九一七年にかけての冬に、膨大な数の餓死者を出していた。そのような銃後や下級兵士の栄養状態の悪化ゆえに、人びとの免疫機能は低下しており、容易にインフルエンザをはじめとする感染症にかかりやすい環境が生まれていた²⁾。日本でも「スペイン風邪」と呼ばれ、工場がクラスタが発生したり、病床が逼迫したり、大きな混乱が引き起こされたことが、当時の新聞記事からも理解できる。

この未知の感染症では、とりわけ健康な若年層がターゲットになった。世界でも四〇〇〇万人から一億人の死者が出たところ、第一次世界大戦の喧騒の中に、スパニッシュ・インフルエンザの記憶は紛れてしまい、第一次世界大戦そのものの死者よりも多い数の死者を出したパンデミックは、忘却されていた。

では、スパニッシュ・インフルエンザと政治禍の関わりはどのようなものだったのか。

それは、欧米諸国にとってみれば交戦中のパンデミックだったことである。クラウゼヴィッツにならって戦争を政治の延長とみるならば、戦争が、末端の兵士の感染に注意を払わない状態を作ったことが重要である。コロナ禍では経済活

動をシャットダウンできたが、四年近く交戦国の若者たちの命を大量に飲み込んできた第一次世界大戦を感染症の蔓延でシャットダウンするわけにはいかなかった。

アメリカの兵舎が、スパニッシュ・インフルエンザの震源地となった。原因不明の感染症によって、若い兵士がバタバタと倒れる異常事態に軍医たちは頭を抱えた。インフルエンザで亡くなった米軍兵士の数は、第一次世界大戦で死亡した兵士の数とほぼ同じであった。¹³ 環境史家のアルフレート・W・クロスビーによれば、軍隊の規律が感染症対策を遅らせた。「軍医たちには、自然の猛威から兵士を守れないことについて感傷に浸っているひまはなかった。インフルエンザの流行にかかわりなく、軍の仕組みは機械的に働いていた。訓練を終えた兵士たちは、インフルエンザに感染していた可能性が高かったが、ほかの軍キャンプに向けて続々と送り出されていった」¹⁴。

軍キャンプは、シャットダウンすることができなかった。戦争は急には止められない。密集して生活を営む場所であり、兵士たちはお互いに行き来を繰り返していたため、ウイルスにとつて絶好の場所であった。

さらに、戦争遂行のためにヨーロッパにわたった米軍兵士は、合計一五〇万人にもなった。軍艦の中は兵士たちが感染し、死んだ場合は海葬に付された。ブリトン号に乗船して

いた衛生兵のロバート・ジェームズ・ウォーレスの回想を、クロスビーは引用している。朝起きてみると体が辛くなって、軍医の診察に行つた。すでに長蛇の列になっていた。熱が三九・四度あり、上甲板で寝床を作り、毛布にくるまって寝るように命じられた。「下の船室に戻つてそこで仲間のみんなに病気をうつしたいならそうしろ」¹⁵。強風と塩水を浴びながら、高熱で錯乱し、縛り首のロープが降りてくる幻覚が繰り返されたという。朝、食事道具一式も彼の革ゲートルも帽子もどこかに流されていた。衛生兵は夜のうちに死者を運び出し、防腐処理を施されるか、海葬に付された。ウォーレスは、看護師の献身を書き留めている。一二日間、同じ靴下を履いていた彼は、看護師にそれを脱ぎとってもらい、石けんで洗ってもらつた。「人のかたちをした奇跡」だとのちに記している¹⁶。

ただ、航海の中で命を取り留めた兵士は幸運だった。別の戦艦リヴァイアサンの記録によれば、船の中は感染症が蔓延しやすい環境だった。「リヴァイアサンにおける兵員居住区はあまりに混み合っており、毎日の清掃をちよつとでも手抜きすれば、あつというまに通り抜け不可能な場所になった。

特にインフルエンザの患者たちの二〇％は鼻出血を起こしており、また病院、健康者の別なくみな船酔いで嘔吐していた¹⁷。軍隊という、一般社会の外に設置される軍法に支配された

階級社会では、当然ながら、狭い部屋に過ごさなくてはならない兵士、衛生状態の悪い前線や清掃要員に駆り出される兵士、つまり、階級の低い兵士に、感染の危険が集中したことは容易に想像できるだろう。

また、連合国と同盟国でも感染の高さは異なっていた。ドイツ現代史家のローベルト・ゲルヴァルトの研究によると、ドイツ軍兵士の方が連合国軍兵士よりも感染率が高かったという。ゲルヴァルトはこう述べている。

奇妙なことに、ドイツ軍兵士の重篤化率は連合国軍の兵士よりもはるかに高かった。通常は感染しても生死に関わるのはもっぱら子供や高齢者だったこのウイルスは、攻勢（一九一八年の春と初夏の一発逆転を目指す大攻勢のこと）に出るドイツ軍部隊の若く壮健な兵士たちに異例の猛威を振るった。七月の前半に、アルザスのドイツ第六軍だけで一日あたり一万件の罹患が報告されているが、総計で一〇〇万人を超すドイツ兵が一九一八年の五月から七月にかけて罹患した。¹⁸⁾

なお、イギリス軍では、同年六月から七月まで五万件であった。

さらにドイツ軍の戦いの中でもアフリカ戦線では、地元の

戦士の方が死亡数と死亡率は高かったというデータもある。

「レット・フオアベックと生き残りの部下たちは、ドイツ領東アフリカに連れ戻され、十二月八日にダルエスサラームに到着した。ところが移動の途中で一行は、一九一八年八月末にアフリカにまで到来していたスペイン風邪の第二波に罹患してしまった。アバコーンで降伏した一六二人のアスカリ（ドイツ軍に雇われた先住民兵士）のうち一六二名（約一四％）、一五五名のドイツ人兵のうち一一名（約七％）がこの疫病で死亡した¹⁹⁾。もちろん、一四％と七％では決定的な差というほどでもなく、またどれほどの差が全体の差を代表しているかは定かではないが、植民地ではどうしてもドイツ軍よりも先住民兵士の方が多くなり、負担も危険も大きくなるという背景からすれば、この数値の開きは無視できない。植民地的、軍隊的権力関係がインフルエンザ禍の「平等性」を崩すのである。たとえ、その場で、瀕死のウォーレスを看病し、彼に生きる力を与えた看護師のような倫理的人間が多数いたとしても、そのような善意を簡単に飲み込むほど、政治禍は猛威を奮った。

三 政治禍と病院

コロナ禍の対応に迫られた病院もまた、政治禍に見舞われ

ていた。

ヨーロッパ諸国の中で最も初期に甚大なコロナウイルスの被害を受けたのは、イタリアであった。二〇二〇年二月二十日、パヴィアの病院に感染症の第一号となる三十八歳の男性患者が運び込まれた。その後、次々に患者が運ばれてくる。集中治療室の病床もすぐに足りなくなる。サン・マッテオ総合病院の感染症科部長のラッファエーレ・ブルーノは、手記の中で、医者や看護師たち追い込まれていた疲労を綴っている。

数週間、というよりも数カ月前から、私たちには立ち止まる暇もない。疲労に打ちのめされている。最後の休日、あるいは最後の家族と過ごした日があったかさえ覚えていない。この悪夢が始まったころはまだ、病院では同僚への悩み相談、新規感染者の急増にまつわる議論、疲労やきついシフトについての不平不満、危機感をもたず、パンデミックなんてマスコミのつくり話だと言わんばかりに暮らす一部のイタリア人を非難する声……そんなものを耳にすることも多かった。自分の仕事と、家族を遠ざけざるを得ない生活を両立させるために、私たちは献身と苦勞、そしてプライベートまでも分かち合ってきた。いまや誰もが疲れている。全員が同じ目つ

きをして、目の下にくまをつくり、頬には同じマスクの跡。暗黙の協定を結んでいるみたいだ。わずかに残った気力を患者に捧げ、自分の人生について考える²⁰。

背水の陣での現場の調整がここでもなされている。自分の疲労と部下の疲労。不平不満。特効薬の存在しない病気に対して、ブルーノの言い方を借れば「一世紀前」の治療法で対応しようとしている。しかも、防護服やゴム手袋があるので、直接触れられず、意思疎通が図りにくい。「私はもう何週間も、くぐもった世界に生きている。防護服、マスク、フェイスシールドのせいで音が歪んで聞こえる。患者や同僚の話聞くためには数センチの距離にまで近寄らなければならず、コミュニケーションが取りづらい。だが、それより難しいのは、患者の親族に病状を説明することだ²¹」。

だが、冒頭の奈良の小学校のように、そのような緊迫した世界だからこそ、患者との関係はいっそう深まっていく。ブルーノは、長期間の集中治療室での戦いを経て、ついに退院した一号患者のマッティアを義母の家に招き、バーベキューをする。命を救ってくれたブルーノを、コロナで父を無くしたばかりのマッティアは「第二の父」と呼ぶ。退院してすぐに子どもも誕生したので、ブルーノはマッティアの子どもにとつてみればいわば「祖父」になったわけだ。「あまり年寄

りの気分にはなりたくないからせめて兄にしてくれ」とブルーノはお願いする。²³⁾

過酷な仕事のあいまに届く、家族の言葉にブルーノは感極まる。全国からたくさんの手紙が押し寄せる。君を誇りに思う、という昔の友人からも。医者としての矜持や前向きな姿勢に多くの読者は心奪われるだろう。だが、いよいよ終盤に差し掛かったところで、この本の前向きな論調が一変する。

ギンベ財団の報告によれば、イタリアでは二〇一〇年から二〇一九年の一〇年間で公的資金からの医療費抽出が三七〇億ユーロ以上も削減しており、そのうち約二五〇億ユーロは二〇一〇年から二〇一五年のさまざまな金融操作による削減だ。「……」スペインを除くほかの西欧諸国よりも看護師が少なく、その数はEU平均を著しく下回る。医療に割り当てられる財源の削減により、とくに公立病院において、医師や看護師の数が減少した。国家会計監査庁の計算によると、二〇〇九年から二〇一七年のあいだに、公立医療機関は八〇〇〇人の医師と一万三〇〇〇人の看護師を失っている。²⁴⁾

ブルーノは政府を直接的には批判しない。「ヒボクラテスの誓い」を引用しながら、あくまで、この危機の状況の中で、

医師として何を考え、誰と何を話し、そしてどう行動したのかを点検しているに過ぎない。にもかかわらず、文脈からはみ出るかたちで唐突に割り込まれたこのデータは、逆に、ブルーノの作り上げた医療チームの中のコンフリクトや、家族のような結束と信頼を際立たせている。

イタリアと比べれば感染者が格段に少なかった日本でも、第一波ですでに病床は逼迫していた。写真家の渋谷敦志は、四月十四日から取材に入った武蔵野赤十字病院での状況を院長から聞き取っている。²⁵⁾「第一波で病床、人、物資もひっ迫、職員の使命感でなんとか持ちこたえている状態です。このまま重症患者が増え続ければ、医療崩壊が起きてしまう瀬戸際にあります。とにかく重症者を減らしていく対策が急務です」。しかし、看護師たちからの聞き取りと写真からは、信じられないくらい前向きな言葉が出てくる。経験の長い看護師である高橋さんは、無力感に苛まれたときのことをこう語っている。

一時、たしか七台並んだんです。コロナの前はあっても二台とか。それでも大変なんです。深刻な患者はICU（集中治療室）に診てもらっていた。それがコロナになり、HCUのスタッフ全員がICUでの経験があるわけではなかったので、経験値と押し寄せてきた重症

さがマッチしていなかった。管理が難しい、人手がかかると、容体急変のスピードは早い、二四時間交代で見守らないといけない。夜勤にリーダーが入ったとき、後輩がこんなになんばってるのに自分なんだよって、瞬間的に無力感を感じたことがありました。

どうして踏ん張れたのか、という渋谷の問いに、高橋さんはこう答えている。「同じ場所と同じ境遇で同じ感覚で一緒に働いている人がいたから」。また、看護師長の宮本さんも、夜勤スタッフが減ったときに、患者全体の状況を把握しきれず、「今日の夜勤は崩壊してる」と絶望感を覚える状況に追い詰められたこともあったが、「朝になれば師長が来てくれる、だから太陽が昇るまでがんばろう」と言って励ましたという。高齢層の男性患者は、若い看護師に暴言を吐いたり、わがままを言ったりする人が多かったという事実も、特筆すべきであろう。「お前なんか看護師やめちまえ」と密室で言われた後輩に、先輩の看護師の渋谷さんは、「先輩がやめたら、あなたはこうするんですか。そう言い返したい気持ちを「静かに押し殺した」という。「調整」という行為には、納得いかないことでもぐっと飲み込むことも含まれる。患者にはG.O.T.キャンペーンで旅行に行つて感染した人間もいる。看護師は旅行に行く時間もなく、外に出ても暴言を吐かれる

のだが、そういった暴言の濃縮が、現場でもっともひどいかたちであられる。

しかし、看護師の渋谷さんはこう答えた。「でも、そうやって一人、また一人つて休んでしまおうと、自分もつらいつて負の連鎖になってしまふ。それだけは防がない」と。負の連鎖は、若い女性を選んで暴言を吐く高齢男性患者ではなく、看護師で止められていること一つとっても、この社会の循環がどこの「踏ん張り」で回っているかがわかるだろう。

四 「パレード」という災い

大衆政治はしばしば、国民の賛同を調達するために、パフォーマンスを必要とする。そのパフォーマンスも、場合に依じて災禍となる。

一九一七年四月六日にアメリカが第一次世界大戦に参戦して依頼、国債が発行されてきた。一九一八年九月二十八日、すでにスパニッシュ・インフルエンザの攻撃を受けていた都市フィラデルフィアで、自由国債を市民に買ってもらおうパレードが強行されようとしていた。²⁵市には達成されなければならぬ割り当てがあったからである。七名の医師が、感染が蔓延するリスクが高いので、パレード中止をするように公衆衛生局長のウィルマー・クルーゼンに訴えた。だが、パレー

ド中止の世論を盛り上げるために新聞に呼びかけても、結局のところ、戦争中に戦争を否定するような記事を書く勇氣を持った新聞社はいなかった。

クルーゼンは、反対派の意見を聞いたが、実践はせず、市内で開かれるあらゆるパーティーで兵士の接待を禁ずるという微細な措置だけしか行わなかった。パレードの前日にも入院者数は増えていた。クルーゼンも、人混みが感染のリスクを高めることを十分知っていた。しかし、クルーゼンは、病原体の特定が進んでいるという情報を耳にしたこともあつて、自由国債のパレードとその関連集会を開催すると宣言した。九月二十八日のパレードは市の歴史で最大の規模のパレードであった。

パレードの参加者は少なくとも三キロ、楽隊、数々の旗、ボーイスカウト、応援の女性グループ、海兵隊、水兵、兵士の列が三キロ以上も続いた。何十万という見物人がパレードの通り道にひしめき合い、よく見ようと互いにぶつかり合った。うしろにいる者は人々の肩越しや頭越しに勇敢な若者たちに向かって声援を送った。²⁶

パレードの二日後、クルーゼンは、フィラデルフィアの市民や兵士で感染が広まっていることを認めざるを得なくなっ

たのは、現在の私たちの知識からすれば当然と言えるだろう。戦争という止めることのできない自動機械のような存在と、それゆえに、止めることができない戦争関連のイベントやパフォーマンスが、本来なら広まるはずのなかった危険をさらに広めたのである。

だが、このような政治イベントの強行がもたらした政治禍は、いうまでもなく、百年間の話だけではない。コロナ禍でも、夏の東京オリンピックや冬の北京オリンピックは開催された。これらのイベントの実施がどれほど感染者を増やしたのかは、今後の検証が待たれるが、少なくとも後者は各地で反対が叫ばれたにもかかわらず実施され、東京の感染者数はこの時期、けつして減ることはなかった。そして、五輪は実施するにもかかわらず、学校の部活の試合は中止に追い込まれるというダブルスタンダードが、社会には原則を破つてもよい階層とそうではない階層があることを、将来の給付金の借金を担う予定の若者たちに伝えたのは、教育政策の失敗というべきだろう。

コロナ禍では、アメリカのトランプ大統領の、コロナを軽くみるふるまいは、上記の「パレード」と同様の効果をもたらしたことをここで思い起こしてもよいだろう。経済活動を優先したトランプは、非白人の人びとが支える農業や食品産業の感染リスクを軽視したことが、間接的に、ブラック・ラ

イヴズ・マターの動きにつながった。黒人たちや移民たちはステイホームできるような仕事を選べない割合が、白人よりも少なかった。従来からアメリカ社会に深く根ざしていた人種差別が、コロナ禍の人びとの非平等的なリスク分配に寄与した。親トランプのフォックスニュースのキャスターに、「再選が決まったら、二期目は何がしたいか」と言われ、返答に詰まり、何も答えられなかったというトランプの無策は、アメリカの医療の徹底した市場化ゆえに、日本をはるかに上回る死者を出し、大規模な政治禍となったが、では日本がどうして欧米諸国ほど感染者が増えなかったのか、という問いに対する答えの一つは、おそらく、現場政治がかなりの程度まで秩序を支え、機能したということではないだろうか。質の悪いマスクの大量発注やオリンピックの強行にみられる政府の無策のなかにあって、あるいは、米軍基地の杜撰な感染症対策と米兵を通じての基地周辺の地域へのオミクロン株の蔓延にも関わらず、病院、学校での現場調整から、個人のマスク着用に至るまで、警察を投入しなくとも一定の対策ができたのは、これまでの構造的暴力の矛盾を一身に担う現場の自立的な共同性が大きな役割を果たしたのでないだろうか。もっといえば、現場の火事場の潜在力と底なしの善意に、意図せず頼ることで、皮肉にも、日本の政治家はかろうじてこれまででの新自由主義的な看板をおろさずとも済んだとさえ言

えるかもしれない。

エピソード

以上、本稿では、スパニッシュ・インフルエンザとコロナ禍を交互に取り上げつつ、二大感染症の政治禍の様相をとらえてきた。どちらの感染症も、社会的に高い地位にある人間よりも低い地位にある人間に猛威を振るい、白人よりもそれ以外の人びとの被害を甚大にした。どちらも、ゆとりのある執務室よりも、過密な病院や船上の最前線でこそ、多くの人を殺す役割を果たした。

他方で、政治の担い手が、責任を「要請」という言葉によって現場に押し付けようとした新型コロナウイルス禍ではとりわけ、すでに設定された新自由主義的状況、とくに医療の市場化が、現場の人びとを深刻な事態へと追いやった。

その状況下で、現場での人間関係のコンフリクトの軽減や意見の調整、ストレスの軽減、感情の負の連鎖の断ち切りは、単なる政府の尻拭いでも、補完でもなかった。生活貧困者の支援者も、兵士も、看護師も、国家のためというよりは、「隣りの仲間」のために、気の滅入るような行為を続けていたことは、すでに見てきた通りである。コロナ禍で各地で見られたオートノミーの動きは、軽視されるべきではない。「エッセ

ンシヤル・ワーカー」という概念はあくまで感染症の問題を労働の問題にとどめがちである。この労働がないと私たちの暮らしが成り立たない、という統治者のまなざしがこの言葉に滲んでいる。だが、「エッセンシヤル・ワーカー」と呼ばれた人びとの仕事のなかに、テレワークの担い手に勝るようなコミュニケーションと信頼醸成が生まれていたとすれば、統治者の視線は大きく動揺するだろう。

繰り返すが、戦禍と伝染病の禍がミックスされるかたちで猛威を振るったスパニッシュ・インフルエンザの歴史的検討は、現在の新型コロナウイルスの災厄と比較する上でも役立つ。それは、人為的な制限によって、多くの人々が失業に追い込まれたり、店をたたんだりするという経済的不況に苦しみ、日本では女性の自殺者が増えている新型コロナウイルスの状況を考える上で、大きな示唆を与える。なぜならば、どちらも、感染症の勃発の以前からある長期的かつ持続的暴力が、感染症の足跡をある程度まで社会的に決定づけてきたからだ。スパニッシュ・インフルエンザにせよ、新型コロナウイルスにせよ、それだけの純粹な災厄ではありえなかった。この複合の形態を、とりわけ政治の観点から眺めてみたのが本稿の試みであった。

そして、そこに期せずして現れたのが、政治的空間の下請けであり、その下請けにおける「政府の失敗の尻拭い」から

の逸脱的現象であった。とくにコロナ禍では、小学生たちの自主的な署名、生活困窮者の援助者たちの作る空間、看護師たちの、家父長的な負の循環を断ち切ろうとする我慢など、どれもがコロナ禍以前から小さくない問題として、社会の病理に潜んでいたものを白日のもとに晒すことでもあった。それゆえに、現場の逸脱的行為を、単に「称賛」によって、あるいは「エッセンシヤル・ワーカー」の重要性の強調によってのみ評価することは、不十分である。現場で起こったことをこの言葉に閉じ込めることは、社会思想史の営みからすればかなりもったいない操作である。別の政治のあり方の原型を、むしろ私たちは多くの現場の研究から見出していくことができるはずだ。

(ふじはら・たつし／食農思想史)

*以上の論文は、日本学術振興会領域開拓プログラム「パンデミックの歴史研究に基づいたポストパンデミックの社会・環境理論の構築」の助成を受けた。

注

(1) B面の岩波新書「パンデミックを生きる指針」二〇二〇年四月二日 <https://www.iwanamishinsho80.com/post/pandemic> (閲覧：二〇二〇年四月一日)。

(2) 「首相独断、官邸に亀裂 一斉休校要請 菅氏らに不信? 決意から除外」『西日本新聞』二〇二〇年二月二十九日付。閲覧は

- こちらから。https://www.nishinippon.co.jp/item/n/588052/（閲覧：二〇二二年四月二十一日）
- (3) アダム・トウーズ『世界はコロナとどう闘ったのか？——パンデミック経済危機』江口泰子訳、東洋経済新報社、二〇二二年、五八―五九頁。
- (4) コロナ禍の子ども食堂についての思想的考察として、成元哲「コロナ禍の子ども食堂『現代思想』四八巻一〇号、二〇二〇年がある。
- (5) 「東京都、遊興・商業施設などに休業要請 協力は一社五〇——一〇〇万円」https://jp.reuters.com/article/tokyo-emergency-order-id:PKCN2150DG（閲覧：二〇二二年四月十九日）。
- (6) 稲葉剛・小林美穂子・和田静香編『コロナ禍の東京を駆ける——緊急事態宣言下の困窮者支援日記』岩波書店、二〇二〇年、二一頁。
- (7) 同右、二三頁。
- (8) 同右、二六頁。
- (9) 同右、九七頁。五月二十九日の日記からの引用である。
- (10) 村上陽一郎『ベスト大流行』岩波新書、一九八三年、一一四頁。
- (11) 宮崎揚弘『ベストの歴史』山川出版社、二〇一五年、七四頁。
- (12) 藤原辰史『カブラの冬』人文書院、二〇一一年。
- (13) アルフレッド・W・クロスビー『史上最悪のインフルエンザ——忘れられたパンデミック』西村秀一訳、みすず書房、二〇〇四年、三三頁。
- (14) 同右、三一―三二頁。
- (15) 同右、一六五頁。
- (16) 同右、一六六頁。
- (17) 同右、一六八頁。
- (18) ローベルト・ゲルヴァルト『史上最大の革命』みすず書房、二〇二〇年、八八頁。
- (19) 同右、二〇六頁。
- (20) ラッファエーレ・ブルーノ、ファビオ・ヴィターレ『イタリアからの手紙』田澤優子訳、ハーバー・コリンズ・ジャパン、二〇二〇年、一三〇―一三二頁。
- (21) 同右、三三頁。
- (22) 同右、一三八頁。
- (23) 同右、一六一―一六二頁。
- (24) 以下、渋谷のエッセイは、【連載】「明けない夜はない コロナ病棟の現場から(1)」「(2)」「(3)」を参照した。https://note.com/ikwaninote/m/15f23ba96d（閲覧日：二〇二二年四月二十日）
- (25) 以下、ジョン・バリー『グレート・インフルエンザ 上』平澤正夫訳、ちくま文庫、二〇二二年、「第二章 フィラデルフィアの「大失敗」」を参照した。
- (26) 同右、二三二頁。
- (27) トウーズ、前掲書、三〇二頁。

キーワード 責任、スパニッシュ・インフルエンザ、新自由主義、政治禍

公募論文

〈公募論文〉

デモクラシーを持続可能にする教育、 デモクラシーの危機と対峙する教育

〔ジョン・デューイ「デモクラシーと教育」再考〕

石田雅樹

はじめに

本稿は「デモクラシー」と「教育」との関係を再考するために、ジョン・デューイの議論に注目し、その意義と問題点を明らかにするものである。

周知のように『民主主義と教育』（一九一六）に代表されるデューイの思想は、学校教育を通じてデモクラシーを実現する理念として、教育学、政治学、社会学などの領域において、またアメリカのみならず日本も含め多数の国々に大きな影響

を与えてきた。その理論と実践の意義を再考する試みは、現代でも行われ続けている^①。しかしながらこれまでの「デモクラシーと教育」に関する研究では、初期デューイの議論を取り上げるものが多く、その後のデモクラシー論の変質を踏まえた上での考察は十分に行われてこなかった^②。一九二九年の大恐慌や一九三〇年代のファシズム抬頭以後、デューイのデモクラシー論は、ロバート・ウエストブルックが「社会主義デモクラシー」 socialist democracy と表現するように、「社会主義」へ近接しアメリカのリベラル・デモクラシーの本流とはかけ離れたものとなっていく。それはまた「デモクラシー

と教育」についても当時の進歩主義教育や社会改造主義の教育論とは異なる独自路線を歩むことを意味していた。

本稿ではこうした点を踏まえ、デューイの「デモクラシーと教育」の変容を検証し、その意義と問題点を批判的に考察していくことにするが、その際以下のような手順で進めていくことにしたい。第一に、一九一〇年代の「デモクラシーと教育」について、『民主主義と教育』における議論から出発し、この時期のデューイの議論が「アメリカのデモクラシー」の自明性を前提とした上で「デモクラシーを持続可能にする教育」を論じていたことを確認する。すなわち、この時期においてデューイが主張していた「仕事」occupationを通じた理論と実践の融合、「市民性教育」と「職業教育」との一体性が、アメリカ社会の変質と中等教育の再編に際して民主的な社会を持続可能にするための提案であったことを示す。第二に、一九二〇年代における『公衆とその諸問題』（一九二七）や「ソビエト・ロシア印象記」（一九二八）の議論に注目し、それらが共に「アメリカのデモクラシー」自体を問い直し相対化するものであることを明らかにする。『公衆とその諸問題』では専門的知性とデモクラシーとの接合という文脈において、「ソビエト・ロシア印象記」では「デモクラシーと教育」の成功例としてのソビエト評価という点において、共に「アメリカのデモクラシー」を相対化し、一九三〇年代の議論へと

接続されている点を明らかにする。第三に、一九三〇年代におけるデューイのデモクラシー論が、ウエストブルックが言う「社会主義デモクラシー」の特質を帯び、またそれが同時に全体主義に抗する「闘うデモクラシー」であった点を確認し、それらが共に「デモクラシーの危機と対峙する教育」を指向していたことを示す。大恐慌や全体主義の抬頭に際し「アメリカのデモクラシー」が脅かされるなかで、デューイは「デモクラシー」をどのように正当化し変革しようとしたのか、またそのデモクラシーの危機に際して教育にどのような意義と役割を求め、どのようなジレンマを抱え込むことになったかを再考する。本稿は以上のような点から、デューイの「デモクラシー」の変質を検証し、その「教育」の位置付けや方向性がどのように変化したかを明らかにすることで、その思想的見取図を提示するものである。

一 デモクラシーを持続可能にする教育と市民性教育

ジョン・デューイが「デモクラシー」を社会の理念型として追求しながらも、それが時代状況に応じて変質していることは既にロバート・ウエストブルックの浩瀚な研究において明らかにされてきた³⁾。ウエストブルックは、デューイのデモクラシー論を内在的に辿り、当時のアメリカ社会の歴史的文

脈に位置付けることで、それがリベラル・デモクラシー論の主流派でなく少数派を代表するものであり、参加民主主義をラディカルに提唱する点にその独自性があると主張した。ウエストブルックの研究は、それ以前の対立するデューイ解釈、すなわちアメリカのリベラル・デモクラシーの導き手・良心と位置付ける解釈（ヘンリー・S・ユマガー等）と、管理教育を導入した体制秩序の擁護者という対立する解釈（クラレンス・J・キャリア等）を乗り越えるものであり、その点でデューイの政治思想研究の水準を引き上げた画期的なものであるとされている。だがこのウエストブルックの研究は、小西中和が指摘するように、ウエストブルック自身の「参加民主主義」を肯定する価値観が投影されており、その点でその枠組みから外れる「デモクラシー」については十分な考察が行われていない⁴。また同書は、デューイの「デモクラシー」の変質に伴うその教育的含意を論じたものではなく、その「デモクラシーと教育」のジレンマを考察したものでない。以上を念頭におき、本稿は思想史という立場からデューイにおける「デモクラシーと教育」の思考の道筋を辿り、その変遷を読み解く見取図を提示したい。

1 『民主主義と教育』——デモクラシーの自明性と学校教育 ジョン・デューイが「デモクラシー」と「教育」との関係

をどのように捉えたのか、またその関係性はどのように変貌していくのか。この問題を考察する端緒として、代表的著作『民主主義と教育』（一九一六）から始めることにしたい。

デューイは『民主主義と教育』の冒頭で、教育の本質を社会における「コミュニケーション」communicationとして定義する。すなわち、大人から子どもへの経験の伝達としてコミュニケーションが行われ、その経験の受容が世代を超えて更新されていくことにおいてのみ社会が存続可能となる（MW9:7＝（上）一五）。広義における教育の果たす役割は、社会の存続という点において未開社会も専制体制も現代社会も本質的には同じであるが、その在り方は社会に応じて大きく異なるとデューイは語る。第七章「教育における民主主義的概念」では、近代の民主的な社会と異質な社会とが対比されることで、この教育の隔たりを浮かび上がらせている。例えば盗賊の集団であっても、そこには共有された関心（略奪品に対する共通の関心）があり、その限定された関心に基づき（偏った・歪められた）教育が行われ得る。また専制国家においても特権的階級と従属的階級それぞれで異なる教育が行われ、前者を主人にする教育と後者を奴隷にする教育は表裏一体の関係にある（MW9:88-89＝（上）一三五―一六）。いずれも共通しているのは、コミュニティのメンバー同士を結びつける共通の関心が限定されていないながら、コミュニティ内部の交

流も外部との交流も制限され、自由なコミュニケーションが阻害されているという点にある。

デモクラシーの社会は、こうした個人同士・集団同士のコミュニケーションを阻むものがなく、特権的権威への服従、あるいは階級や人種的要因によって自由な交流が妨げられない点に大きな特徴があるとデューイは語る。それゆえデューイにとって「デモクラシー」とは統治形態や政治制度——参政権や複数政党制など——だけではなく、社会の生活様式を意味しており、「共同生活の一つの様式、相互に結びついた共同経験の一つの様式」*a mode of associated living, of conjoint communicated experience*を意味していた(MW9:82 = (上)一四二)。このように「デモクラシー」を政治体制や制度の在り方ではなく、その根底にある社会原理、すなわち自由で平等なメンバーから構成される社会原理とする見方は、その後もデューイのデモクラシー論の根幹となっている。

さて以上のような『民主主義と教育』における議論を確認した上で注目すべき点は、シドニー・フックが指摘するように、同書ではデモクラシーの「正当化」*justification*にほとんど関心が払われていないことである。フックが語るように、『民主主義と教育』においては、その後の『公衆とその諸問題』や『リベラリズムと社会行動』等と異なり、アメリカのデモクラシーを大きく脅かす存在、端的にはナチズムやスターリ

ニズムといった「全体主義」は不在であり、そのためデモクラシーはある意味歴史的に必然で自明なものとして描かれている。すなわち、未開社会や専制体制におけるコミュニケーションが一面的かつ限定的なものであったのに対して、そうした制約が取り払われ、交流を妨げる制度や階級が解体した帰結として、民主的な社会が形成されたとしている。コミュニケーションの拡大自体は、特定の社会集団の意図や願望によって生じたものではなく、人的交流の拡大やテクノロジーの進展に基づくものであり、それゆえデモクラシーは政治的・人為的要因よりも非政治的要因によって成立したものととして描かれている。「共有された関心の範囲が拡大することや、いっそう多様な個人的能力が解放されることは、民主主義を特色づけるものであるが、それらは、もちろん、熟慮や意識的努力の所産ではない。かえって、それらは、自然のエネルギーを制御する科学の力から生じた工業や商業や旅行や移住や相互更新の諸様式の発達によって生み出されたのである」(MW9:93 = (上)一四二—三)。

こうした点を踏まえ、学校教育はデモクラシーの進展に対応して成立した社会制度として説明される。つまり、自由で平等なメンバーから成るデモクラシーの社会は、特権的権威や階級的分断から個人が解放されることで形成されるわけだが、それは同時にコミュニケーションの増大と複雑化を伴

うものとなる。そのため計画的努力、すなわち体系的な教育制度への配慮なしには、自由で平等な社会を運営し発展させることが困難になり、それゆえ社会を運営し再生産していくために自己の行動を他者と関連付けて考える訓練の場として学校教育が要請される(MW9:3 = (上)一四二)。換言すれば、デモクラシーに基づく平等な社会は、特権的権威を認めない以上、その従うべき規範を內的に形成する必要があり、そのために学校教育が必要不可欠な制度となる。デューイはこのように民主的社會における学校教育の計画的・体系的取り組みの必然性を強調するのである。

2 デモクラシーを支える市民の育成

——市民性教育と職業教育との融合

このように『民主主義と教育』では、デモクラシーがコミュニケーションの拡大に伴って必然的に生成されたとした上で、それを維持し再生産する制度として学校教育が位置付けられている。このデモクラシーを担う「市民」の育成について、ここではデューイが語る「市民性教育」citizenship education について言及しておきたい。⁶⁾

デューイにとってデモクラシーを構成する「市民」とは、単に責任ある有権者や社会の奉仕者を意味するものではなく、職業人・労働者・コミュニティの一員といった包括的な形で

社会に参与し、他者と共同関係を構築するメンバーとなることを意味していた。この点について想起すべき点は、デューイが「市民」として公的問題に関わることも、「労働者」として社会生活に関わることも、それらを共により大きな包括的な活動力である「仕事」occupationの一部としていたという点である。

この点について『民主主義と社会』第二三節「教育と職業的側面」では、この「仕事」における「市民」と「労働者」の統合が論じられており、「仕事」には、「機械的労働をすることとか、収入のある職に就くことは言うまでもなく、専門的な仕事や実業的な仕事ばかりではなく、あらゆる種類の芸術的才能、専門的・科学的な能力、有能な市民 effective citizenship としての権能の発揮も含まれている」(MW9:317 = (下)一七一)とされている。以前のデューイ・スクールにおいてもこの「仕事」は、授業における興味関心や作業を通じた技能形成以上の教育的意義を有するとされてきたが、ここではさらに市民生活全般に関わる活動として位置付けられている。すなわち、「市民」として政治社会に関与することは、「労働」や「専門的な仕事」に就くこと、さらには「芸術」や「科学」の知識を持つことと同様に「仕事」の一部であり、これらは相互に連動して民主的社會を構成するものとされている。このようにデューイは、政治的に「市民」であることも、経

済的に自立し職務を果たす「労働者」であることも、共に民主的社會に能動的に参与するために欠かせないものであり、それゆえ「市民性教育」と「職業教育」 vocational education を相対立するものではなく、相互補完的なものとして位置づけられている。

「職業教育」と「市民性教育」との一体性を強調する議論は、一九一五年に刊行された『明日の学校』においても既に展開されている。同書では、インディアナ州ゲーリーやインディアナポリス、イリノイ州シカゴ、オハイオ州シンシナティでの公立学校などの取り組みが好意的に紹介されている。この学校で生徒たちは、大工・工作・裁縫・調理といった手工 *handwork* に関わる技能・職能をカリキュラムとして習得していくが、それと同時に、その技能を通じて学校運営・管理に参加——例えば学校内での施設の修繕や食事の提供、また記録の保管や運動場の管理、物品の分配等——するようになる。こうした技能の習得は、社会で責任ある労働者として働く準備であるが、同時にまた各々の「仕事」を通じた主体的な学校運営への関与を推し進めることになり、生徒の自治と責任意識を高めることになる。そしてこの自治意識の涵養は、いつしか学校のみならずコミュニティに対しても向けられるようになり、生きた「市民性教育」の実践へと発展していくことになるが、こうした取り組みをデュイイは高く評価してい

る (MW8:199 = 一六二)。

この「市民性教育」と「職業教育」との一体性を強調するデュイイの議論について、本稿における「デモクラシーと教育」の文脈では二つの点に留意する必要がある。第一に、この「市民性教育／職業教育」を一体とするデュイイの議論は、当時の中等教育カリキュラムの再編を念頭に置き、当時注目されていた「普通教育」と「職業教育」の分離教育（いわゆる複線型学校教育）への批判的応答を意味していた。周知のように、二十世紀初頭におけるアメリカでは、全国規模で職業教育運動が展開され、一九一七年には連邦政府による職業教育を振興する法律（スミス・ヒューズ法）が制定されるに至っているが、デュイイの議論はそうした学校教育をめぐる状況を鑑み、批判的応答を行うものであった。この点についてデュイイは当時、教育社会学者デヴィッド・スネッデンらと論争を展開しており、スネッデンが提唱する「二元システム」 dual system、すなわち普通教育を行う学校と、職業教育学校とに中等教育を分離する行政制度を強く批判していた。⁽⁸⁾デュイイによればこの「二元システム」は、実質的には、有閑階級の教養教育型のエリート学校と、工場で単純労働に従事する労働者の養成学校との分裂を意味し、両者のあいだに深刻な社会分裂を生み出すものであり、自由で平等な構成員からなる民主的社會を揺るがすものに他ならなかった

(MW8:404 = 二六九)。

第二に、デューイが「普通教育／職業教育」の複線型教育に批判的であったのは、教育の「計画」の限界、端的に言えば「効率性」を旨指した教育行政が結果的に「非効率」なもののへ転化するという洞察に基づくものであった。この点についてデューイは、早期に特定技能のみを習得させる職業訓練は、労働需要予測に基づき一見合理的であるように見えながら、実際はその予測が裏切られることで非合理的なものに陥る可能性を危惧していた(MW9:126 = 一九二二)。こうした視点から垣間見られるのは、計画に沿って教育を行うことへの慎重さであり、未来を予見可能とする人間理性への懐疑である。この職業教育における「効率性」への疑念を敷衍すれば、ある時点で最善として設計された教育内容も、社会構造の変化や技術革新などにより次の世代には陳腐化することも考えられる。それゆえ『明日の学校』においてデューイは、「職業教育」の意義や必要性を認めつつも、単純労働のみを幼少期から習得する職業教育の在り方には終始批判的だった。労働者は工場での単なる歯車となるべきではなく、自分が携わる仕事の全体像を理解し、社会全体を見渡す幅広い知見を習得するようデューイは促したのである(MW8:362 = 二三〇)。

デューイの教育思想はしばしば誤解される「子ども中心主義」ではなく、教育における「個人」と「社会」の二元論を

乗り越えるものであると指摘される⁹⁾。それと同様に、この一九一〇年代におけるデューイの「デモクラシーと教育」も、伝統的教育と進歩的教育の双方を見据えながら独自の方向性を提示したように思える。すなわち、市民性教育と職業教育との統合の提唱は、一方において躰や読み書きを重視する保守的な伝統的教育がもはや時代遅れであるとした上で、他方において、スネッデンのような過度な「効率性」に基づく進歩主義教育とは異なる学校教育の方向性を示すものであった。それは当時のアメリカ社会の大変動——大量の移民と都市部への人口集中、また急速な産業化と工業化——に対して、また社会的分断が生じつつある状況に対して「デモクラシーを、持続可能にする教育」の方向性を提示するものであったと言える。

二 「アメリカのデモクラシー」の相対化と再検討

— Great Society/ Great Community ソビエト・ロシア
学校教育評価

1 「巨大社会」Great Society におけるデモクラシーと

専門的知性

『民主主義と教育』『明日の学校』におけるデューイの関心が、「アメリカのデモクラシー」を自明なものとした上で、時代状況に応じた学校教育の刷新にあったのに対し、一九二

○年代以降ではその「アメリカのデモクラシー」が問い直され、以前とは異なる視点から「デモクラシーと教育」が論じられるようになる。以下ではその点について、『公衆とその諸問題』（一九二七）における Great Society/Great Community 論、また一九二八年のソビエト・ロシア訪問における学校教育論に注目し見ていくことにしたい。

前出のように『民主主義と教育』では、アメリカ社会におけるデモクラシーの成立がコミュニケーションの多様化と拡大に伴う必然的なものとして描かれていたが、その後の『公衆とその諸問題』（一九二七）ではむしろ現代社会におけるコミュニケーションの増大に際してデモクラシーが機能不全を起しているという立場から議論が開かれるようになる。ここでもデューイは、デモクラシーという政治体制が一つの理念や運動に基づいて出現したのではなく、一方では様々な非政治的要因、すなわち宗教的・科学的・経済的要因(LWS:288 = 一九一〇)によって、他方では社会におけるコミュニケーションの増大、具体的には印刷機、鉄道、電信、大量生産、都市部への人口集中などの結果、不可避免的に成立したものであるとする(LW2:304 = 一九一九)。このコミュニケーションの拡大とテクノロジーの発達は、アメリカという広大な領土の政治的統一を可能としたが、それは同時に古いコミュニティを解体し人びとに政治的無関心と無力感をも

たらすことになった。民主政治を担う公職者は存在しても、代表される「公衆」はどこにいるのか。デューイはこうしたアメリカ社会におけるデモクラシーの実態を冷静に分析し、その問題を「公衆の没落」として問いかける。

周知のように、このようなグローバルなコミュニケーション拡大に伴う現代社会の変貌は、グレアム・ウォラスが言う「巨大社会」(Great Society)を念頭に置いたものであり、また「公衆の没落」という論点もウォルター・リップマン『世論』(一九二二)『幻の公衆』(一九二五)での問題提起を踏まえたものであった。リップマンは、人・モノ・情報が国境を越えて飛び交う「巨大社会」の出現に際して、人びとが従来の「ステレオタイプ」的思考を一層強めることで適応していること、その「ステレオタイプ」はメディアによって増幅され「世論」(public opinion)形成に大きな影響を及ぼしていること、また複雑な社会問題を解決するための専門的知性と一般民衆の「世論」とのあいだに大きな隔たりが生じつつあることを問題視した。デューイ『公衆とその諸問題』はこうしたリップマンの問題提起を踏まえた上で、異なる処方箋を提示しようとするものであった。¹⁰⁾

以前の『デモクラシーと教育』では、デモクラシーを脅かす社会的分断が知識／労働、教養教育／職業教育とのあいだに設定されていたのに対して、『公衆とその諸問題』でその

分断は、専門家／大衆とのあいだに置かれ、「公衆の没落」の原因として説明されている。例えば、人びとが大きな関心を寄せる公衆衛生や都市計画の問題は、エンジンを設計し建造すると同様に技術的な問題であり、その合理的な問題解決には一般大衆よりも専門家の判断を尊重せねばならないとした上で（LW2:313—156）、その専門知とデモクラシーとの再統合が課題として提示されている。デュイイは、デモクラシーが機能不全状態にある「巨大社会」から、新たなデモクラシーが形成される「巨大共同体」Great Communityへの移行の必要性を訴えるが、その移行においては、この専門知とデモクラシーとの接続を通じた知性の変革が必要とされている。

それではデュイイはどのようにすれば専門知とデモクラシーの接合ができると考えたのか、またそのために教育にはどのような役割が期待されるのだろうか。その端的な回答としてデュイイが示すのは、より一層の「コミュニケーション」の拡大と進化の要請である。この点について第五章「巨大共同体の探究」では、知識・理解・コミュニケーションはそれぞれ別個のものではなく一体的なものであり、専門的知識は少数の専門家だけでなく、幅広く一般市民に理解されてはじめてその意義が認められるとしている（LW2:345—1118）。その立場から、一方では専門家側には単なる情報公開を超え

て、難解な専門知を公衆が理解可能なたちで伝える責務を課し、他方で公衆の側には、学校教育のみならず絶えず知識を獲得し有益な情報を更新するためのリテラシーが求められることになる。デュイイはアレクシス・ド・トクヴィルに依拠しつつ、デモクラシーの取り組み自体の中に、何が共通の利害かを人びとが不断に吟味し討論する過程が含まれていること、つまりデモクラシーのプロセス自体が教育的であること論じている（LW2:364—153）。この専門的知性とデモクラシーの接合の問題は、一九三〇年代において社会計画の議論へと展開していくことになるが、これによって「デモクラシーと教育」は学校教育だけでなく社会全体の知性変革の問題として強調されるようになる。

2 ソビエト・ロシアにおける「デモクラシーと教育」

『公衆とその諸問題』同様に「デモクラシーと教育」の新たな方向性を示す試みは、デュイイがこの時期に記した「ソビエト・ロシア印象記」からも読み取ることができる。デュイイは一九二八年にソビエト・ロシアを訪問し、その滞在中に学校をはじめとしたさまざまな施設を公式／非公式に視察し、帰国後にその印象を*The New Republic*誌上で「ソビエト・ロシア印象記」（全六回：一九二八年十一月十四日—十二月十九日）（LW3:203-250）として紹介している。この「ソビエト・ロシ

「ア印象記」については、デューイの社会主義観やソビエト観の変容を探るものとしてこれまでにも研究が行われてきたが、ここでは、デューイにおける「アメリカのデモクラシー」の相対化と再考という視点から検証することにした。

まず確認すべき点は、このデューイ視察団訪問がソビエト・ロシア側からの要請に基づくものであり、ソビエト側のアメリカ進歩主義教育への高い関心がその背景にあるという点である。一九二八年の訪ソ以前に既にデューイの『学校と社会』『民主主義と教育』『明日の学校』などはロシア語に翻訳され教育関係者に大きな影響を与えており、またデューイの他にもエドワード・L・ソーンダイクやウィリアム・H・キルパトリックらの進歩主義教育の理論家やプロジェクト・メソッド、ダルトン・プランなどの教育実践も広く知られていた。この欧米の教育理論を導入する取り組みはその後スターリニズムの抬頭と共に失われるが(それに伴い一九三〇年代にデューイはソビエトを全体主義として批判するようになるが)、この訪ソ時の段階ではコミュニティズムの社会建設へ向けてアメリカ進歩主義教育を用いた様々な実験的取り組みが行われていた。以上のような文脈を踏まえ、デューイはソビエトでの多様な社会実験を目撃する中でそこにアメリカとソビエト両者の隔たりよりもその近さに言及している。さらにその学校教育で展開される実験的取り組みについて、アメリカにルーツがあ

るとしながらもソビエト独自の発展から元々のアメリカを上回る点を評価し、大きな知的刺激を受けている。

例えばデューイは、ソビエトの学校教育を視察する中で、それが社会生活と分断されることなく社会的協同原理に基づき変革を成し遂げつつあることを高く評価している(LW3:233)。無論そこには革命イデオロギー装置としての色合いや、子どもと家族とが切り離される懸念はあるものの、欧米の学校改革での取り組みのように、学校外の個人的競争や私利利害などの障害に囚われることがなく、協同の原理に基づき新たな学校を創出することができたとされている。この協同原理に基づく学校と社会との連携は、狭義の労働効率に基づくのではなく、「一般教養と労働効率性の結合」union of general culture with efficiency of labor に基づき行われているとされている(LW3:234)。先述したように「デューイは『明日の学校』において「職業教育」と「市民性教育」との一体性を主張し、単純労働者を生み出すだけの「職業教育」の在り方を批判したが、ソビエトではその融合が図られており、特殊専門的な技能の訓練は「一般教養」を習得した後で開始される点に注意を促している(LW3:235)。また「仕事の学校」school of work についても、その発想自体は革命直後の一九二二年から二三年においてアメリカ進歩主義教育の手法と共に導入され、その後反発を経ながらも廃棄されることなくソ

ビエト社会に受容され、部分的にはアメリカを超えるまでに発展してきたと指摘する (LW3:235)。

さらにデュイイは一定の留保を置きつつも、ソビエト・ロシアでの教育行政の在り方について、ナショナルな統合とローカルな自治の面においてアメリカよりも進んでいると論じている。ソビエトでの個々の学校は、教育方針として中央集権的指示は与えられるものの、その実際の運営においては地域の実情に合わせて教育を行うことが推奨されており (LW3:236)。その点で決して中央統制型ではないとしている。またソビエトの学校の管理統制も、「自己組織化」(auto-organization)という理念で生徒の自治に委ねられている部分が大きく、一時期暴走はしたものの、現在は安定して運用されていると言う (LW3:240)。この点について、自治という発想自体はアメリカ由来であったにもかかわらず、アメリカの学校自治が大人の政治の模倣の傾向が強いことなどと比較すると、ソビエトの学校の取り組みの方がよりデモクラシーとして評価できるとしている (LW3:240)。

このようにデュイイは、アメリカから持ち込まれた教育改革の種が、革命後のロシアでアメリカ以上に大きく花開いている光景を目の当たりにし、称賛と羨望と共に報告している (LW3:241)。古屋恵太はこうしたデュイイによる評価について、それがアメリカ進歩主義教育のソビエト受容に留まらず、「当

時のアメリカの新教育に対する批判を導出するための言わば逆照射の鏡としての性格」を持つものであると指摘しているが首肯できるものである。本稿の文脈で言えば、このソビエト学校教育評価は、「アメリカのデモクラシー」の問題点を焙り出し再検討するものであり、後述する一九三〇年代の議論を先取りするものでもあった。例えば、デュイイが目当たりにしたソビエト・ロシアの「集産主義」(collectivism)は、一九三〇年代に展開される「社会主義デモクラシー」において、個人主義を乗り越える新たな社会モデルとなっていく。その他方において、デュイイはこのソビエト・ロシアのモデルをそのままアメリカ学校教育へ適用できるとは考えておらず、その点でいち早く変革を主張するジョージ・S・カウンツとは異なり、積極的導入には慎重であった。⁽¹⁴⁾この称賛論と慎重論の同居の背後にあるのは、ロシアとアメリカの「文化」の違いに関するデュイイの認識であり、この「文化」相違論は一九三〇年代におけるソビエト全体主義批判論へ展開されることになる。

三 デモクラシーの危機と対峙する教育

——「社会主義デモクラシー」と「闘うデモクラシー」の教育的ジレンマ

一九二九年に生じた世界恐慌に際して、また一九三〇年代

に顕著となる世界的規模でのフアシズム運動に対峙する中で、デューイの「デモクラシーと教育」は大きな変質を遂げることになる。デューイは一方においては、資本主義社会におけるデモクラシーの限界から、ウェストブルックの言う「社会主義デモクラシー」を構想するようになり、また他方ではデモクラシーを脅かす全体主義と対抗するため「闘うデモクラシー」の立場からリベラル・デモクラシーと一線を画すようになる。以下ではこの時期のデューイの「デモクラシー」の変質とその教育的ジレンマを見ることにしたい。

1 「社会主義デモクラシー」とその教育的ジレンマ

デューイは研究者として精力的に研究活動を行い、大学の教員として若者たちを教導しながらも、同時に社会変革を訴える政治運動を支持してきた。そうした社会変革を主張する政治運動へ強くコミットする中で、一九二九年にデューイは、第三党の結成を目指す独立政治活動連盟の会長に選出され、また労働者の陳情を行うピープルズ・ロビーの団体代表として選出されることになる。こうした中で、一九二九年末に発生したアメリカ大恐慌は、デューイにますますラディカルな社会変革の必要性を抱かせることとなる。

デューイの視点からすれば、大恐慌への対策として当時のF・ルーズベルト大統領によって打ち出されたニューデュー

ルの一連の施策は不十分なものであり、「もつと公正で民主的社会的秩序を打ち立てるための国民の努力に到るまでの中継役にすぎない」ものであり、より公正で社会的に統制された制度に置き換えられるべきものであった。ニューデュールよりも公正で民主的社会的とはどのようなものか。この点について、『旧い個人主義と新しい個人主義』（一九三〇）では、自由競争を良しとする徹底した個人主義 *rugged individualism* が「旧い個人主義」として批判され、「集産主義」*collectivism* の時代状況に対応した「新しい個人主義」の必要性が説かれている。ここでは金銭的活動を目的とする「資本主義的社会主义」ではなく、社会的に秩序づけられた発展を目指す「公共的社会主义」のための社会変革が必要とされ、「金銭的利益のためになされる企業活動から生まれる、盲目的で混沌とした無計画の決定論」ではなく、「社会的に計画され秩序づけられた発展を目指す決定論」を選択すべきであるとされている（LWS:98—113）。

『リベラリズムと社会行動』（一九三五）でも同様に、これまでの自由放任主義ではなく、それに代わる民主的な社会計画の必要性が説かれているが、その計画遂行に際して科学とテクノロジーに基づく問題解決を導入すべきであるとされている。この場合の科学とは「実験的方法」*experimental method*を指すが、ここで注目すべきは、デューイが政策決

定において「議論と対話」discussion and dialecticよりも、「この「実験的方法」の重要性を訴えている点である（*DW*11:50 二九八）。というのも、「議論と対話」が往々にして一般大衆への「宣伝」や隠れた利益の隠れ蓑となるため、社会問題を包括的に解決する計画には、自然科学的な「実験的方法」に基づく判断の方が信頼し得るからであった。

このように「政治」に大胆に「科学」を導入すべきという主張は、同時代のチャールズ・E・メリアムらの進歩主義の改革論者の「社会工学」的発想と大きく重なり合うものの、デューイにおいて重要なのはこの「社会計画」や「実験的方法」は、エリート的統治を推奨するものではなく、デモクラシーと両立し得ると考えていた点にある。「プランニングによる社会的統制の達成は、あくまでも万人の自由と個性の実現と調和しなければならぬ。それこそが、デューイにとつての民主的な社会的プランニングであった」¹⁶。

この「社会計画」や「実験的方法」をデモクラシーに取り込もうとするデューイの構想について、ウエストブルックは「社会主義デモクラシー」socialist democracyと表現しているが、その内実は曖昧で説得力を欠くものであった。例えばデューイは、このデモクラシーと計画との接合に関して「計画された社会」planned societyと「継続的に計画し続ける社会」continuously planning societyとを区分し、計画された青写真

に従ってトップダウン的に社会建設を行う前者と、広範囲な相互協力に基づく知性の解放によって目的と手段を吟味し続ける後者とを分別し、自己の立場を後者に置いている（*DW*13:21）。しかしながら、こうした「継続的に計画し続ける社会」としてアメリカ社会が具体的にどのようなプロセスで変革され得るかは極めて漠然としており、抽象的な理念を提示するに留まっている。「権威の分権化、職場の民主化、富の再分配、市民的自由の強化と異議申し立てに必要な代議制度の強化、そして権力の分散といったことにデューイは明らかに賛同していた。しかしながら、こうした手法や制度から何が形づくられるかについてデューイは何も語らなかった」¹⁸。

この「社会主義デモクラシー」へ至るプロセスの曖昧さは、その「デモクラシーと教育」においても顕わになっている。この点においてこの時期のデューイの教育論を「社会改造主義」者らのそれと比較すると、その曖昧さは明白になる。ハロルド・O・ラッグ、カウンツら「社会改造主義」Social-Reconstructionismの論者らは、デューイ同様に自由放任主義を否定し社会経済体制の現状認識としての「集産主義」を、そしてその社会経済体制を合理的に運営するための計画の必要性を強調していた。デューイがカウンツら「社会改造主義」と大きく異なるのは、教師による「教え込み」indocination

を容認しなかった点にある。すなわちカウンツらが、従来の学校教育を支配する階級意識、保守的な価値規範を克服するために、教師による「教え込み」が社会変革のために必要であると主張したのに対して、デューイは変革の担い手として教師の重要性を認めつつも、その「教え込み」には批判的な立場を堅持していた。デューイは「目的は手段を正当化する」という思考プロセス自体が妥当なものではなく、その点において暴力革命を肯定するマルクス主義の政治行動論理を批判したが、それと同様に学校教育を社会変革の道具と見なす「社会改造主義」の教育論も認められるものではなかった。

デューイは先述の『旧い個人主義と新しい個人主義』においても以前と同様に、社会の自明性を疑う批判的精神の涵養を促し、現実の社会問題を考察する機会の重要性を訴えている。だが「教え込み」を認めず、批判的精神の育成を目指すこと自体は、現代社会への懐疑と科学的思考様式を促すことにはなれど、それはデューイが提唱する「継続的に計画し続ける社会」の創出に繋がるわけではなく、逆にそれを阻害することもあり得る。その批判的精神や懐疑によって、デューイが目ざすデモクラシー自体もまた懐疑の対象になる可能性もあるが、そうした可能性はデューイのテキストでは予め捨象されている。こうした点において「社会主義デモクラシー」を目指すデューイの教育的試みは、容易には実現されないジ

レンマを抱えることになった。

2 「闘うデモクラシー」とその教育的ジレンマ

先述のように一九二八年の訪ソ段階で「偉大な実験」を高く評価していたデューイも、一九三〇年代には大きくそのスタンスを変えることになる。同時代に多くのリベラリストが左傾化し人民戦線派に理解を示す中において、デューイはソビエト・ロシアを「全体主義」として規定し批判するようになる。リチャード・ローティや森田尚人らが指摘するように、マルクス主義との対決姿勢を堅持し、ファシズム同様にスターリニズムも「全体主義」として対峙したデューイの慧眼は、思想的にはハンナ・アーレントらの全体主義論を先取りするものであるとも言える。

この点において一九三〇年代におけるデューイの「デモクラシーと教育」のもう一つの特徴は、デモクラシーを否定し破壊する勢力——ドイツ、イタリア、ソビエト——と対峙するために、デモクラシー勢力が結集し対峙する必要性、いわゆる「闘うデモクラシー」を強調する点にある。例えば論稿「現代世界におけるデモクラシーと教育」（一九三八）では、「デモクラシーは時代遅れである」と豪語するムツソリーニへの反論から説き起こされ、「デモクラシーと教育」の今日的要請が語られている。ここでは以前の『民主主義と教育』同様

に、デモクラシーが統治形態の問題ではなく、社会生活そのものであること、またそれが前世代からの遺産としてではなく、その時代に応じてその都度新たにやり直す必要があると語られている (LW13:298-299)。本稿の文脈で重要なのは、ここでアメリカのデモクラシーを防衛する義務と責任の在り方が強調されている点である。「もしヨーロッパの非民主国家から一つ学ぶ点があるとすれば、それは、デモクラシーの義務と責任のために、われわれの社会を構成するメンバーの準備を真剣に考えるべきである」(LW13:297)ということであり、そのために公立学校は階級的分裂のみならず多様な対立や偏見を打破する取り組みを一層行う必要がある。つまり学校で行われるべき教育的取組みは、国旗への宣誓など形式的な国家への忠誠などではなく、ドイツやイタリアのような人種差別につながる偏見を積極的に是正することであり (LW13:301)、「そうしたアメリカのデモクラシーをより深めより強固なものにすることこそが、現代世界における「デモクラシーと教育」において不可欠であるとされている。

「コミュニケーション」において「全体主義」とし、アメリカのデモクラシーと根源的に対立するという見方は、『自由と文化』(一九三九)でも強調されている。デュイイはここでソビエト・ロシアがナチス・ドイツ同様に人間の内面性を支配する「全体主義」totalitarianismであると、外面的には飛躍

的な経済的發展を遂げつつあるものの、プロタリア独裁の名の下で自由な思想や言論を弾圧しつつあると批判する (LW13:277-279)。同書では、デモクラシーの条件とされた社会生活様式、すなわち統治形態の外部にあって人びとの生活を規定する行動様式が「文化」cultureと言ひ換えられ、自由と民主主義を可能にする「文化」とそれを否定する全体主義の「文化」とが対比されている。

デュイイがこの「文化」という言葉で強調するのは、「全体主義」が外部からの物理的攻撃や圧力によってアメリカ社会を脅かすのではなく、むしろアメリカ社会内部から生じるという点であり、その兆候となる権威や規律、画一性への同調、また人種差別などへの警戒が説かれている (LW13:298-301)。それゆえ教育は、単に知識を獲得する取り組みではなく、また以前のようにコミュニケーションの増大に対応して要請されるものでもなく、デモクラシーという「文化」を守る闘いの一つに位置付けられている。すなわち、「デモクラシーのための闘いは文化の有する多様な分野において、すなわち政治的、経済的、国際的、教育的、科学的、芸術的、宗教的分野において継続されなければならない。過去においては多少なりとも自然の恩恵であったものを、現在では確固たる目的をもって達成しなければならぬ」という事実は、問題が道徳的なものであり、道徳的基盤にもとづいて解決され

なければならぬことを意味する」(LW13:186 = 11411)。

さて以上のように全体主義に抗するデモクラシーを正当化し、アメリカのデモクラシーの道德的意義を強調するデュイの姿は、デモクラシーの自明性を前提としていた一九一〇年代の立場と大きく異なる。デモクラシーを脅かす「敵」の出現に対して、デュイは歴史的・科学的・道義的な立場から、その「正当化」を行う必要があつた。さらにここで重要なのは、デュイはこの「闘うデモクラシー」を「社会主義デモクラシー」と両立するように描いているが、両者は対立関係にあり、とりわけその教育的展開には大きな困難が伴うという点である。というのも、デュイは「社会主義デモクラシー」の立場から従来のアメリカ的価値観を刷新し、個人の自立や競争といった価値観から社会的共同性へ転換する必要性を説くが、その伝統的なアメリカ的価値観こそ「全体主義」と対抗し得るものであり、逆に計画や社会的共同性を強調することは、むしろ「全体主義」として誤解され得るものであつた。「デモクラシーの危機と対峙する教育」として、デュイの中では「社会主義デモクラシー」と「闘うデモクラシー」は一体的かつ整合的なものであつたが、どのような教育でどのような「文化」を守るかという点においては容易には理解されない困難を抱えることになつた。

むすび——「デモクラシーと教育」の多義性

以上のように本稿は、デュイにおける「デモクラシーと教育」が当時のアメリカ社会の状況に応じて変質してきたこと、またそれに伴ってジレンマが生じることを明らかにしてきた。敢えて単純化すると、一九一〇年代における議論が「アメリカのデモクラシー」の自明性を前提とした上で「デモクラシーを持続可能にする教育」であつたのに対して、一九三〇年代のそれは大恐慌や全体主義という時代状況に応じてアメリカの変革を促す「デモクラシーの危機を克服する教育」と言うべきものであつた。そうした変質を本稿では、一九二〇年代における「アメリカのデモクラシー」を問い直す中で生じたものと理解し、*Great Society / Great Community* 論やソビエトの学校教育論に注目した。

一九二〇年代から三〇年代にかけデュイのソビエト・ロシア評価は、アメリカの未来からアメリカの敵へと極端な変貌を遂げる。無論その背後には、スターリン体制の圧政や国外追放されたトロツキーを擁護した経験(一九三六年)などがあることは疑いない。だが、本稿では未来／敵のどちらかにデュイの真意があるという理解ではなく、むしろこの二つの極端なソビエト理解にこそ、デュイのデモクラシー論

の「ラディカルさ」を読み取ることができると解釈している。つまりデュイイのデモクラシーが「リベラル」かつ「ラディカル」であるのは、それが一方においては資本主義の限界を克服するために「社会主義」を取り込み、また他方ではデモクラシー防衛のために「全体主義」と対峙する矜持を失わない点にある。その帰結として一九三〇年代にはデュイイのデモクラシー論は資本主義と全体主義への対抗という二面戦略を余儀なくされ、それ自体矛盾を抱え込むことになるが、その論点は矛盾も含めて今なお重要なものであるように思える。

デュイイは「社会主義・デモクラシー」においても「闘うデモクラシー」においても、それを暴力や教え込みによる強制といった手段ではなく、あくまでも民主的手段——自由な討論とコミュニケーション、説得、交渉等——において達成すべきものとしていた (LWI 3:187 = 二四五)。そうした民主的手段を通じた市民の知的成熟をデュイイが強調するのは、早頃から知識階級と労働階級の分離を危惧し、専門家と一般公衆との断絶を憂う中で、知的に進化した新たなデモクラシー——「巨大共同体」とも「継続的に計画し続ける社会」とも表現される社会——を構想した帰結として必然的なものかもしれない。こうしたデュイイの構想を楽観的で予定調和として批判することは容易い。人びとが自由に思考する環境を提供し、科学的に正しい議論を重ねてコミュニケーションを拡大

すれば、デモクラシーが選択され良い方向に進化するという主張は、二十世紀の歴史において大きく説得力を失うことになった。しかしながら、人びとの間には根源的な対立や分断があり相互に分かり得ないとシニカルに居直るよりも、その対立や分断を乗り越えるデモクラシーの可能性を探る方こそが知的にスリリングであり、二十一世紀の現在益々必要な議論であるのではないだろうか。今現在の子どもたちとこれからは生まれ来る世代の「デモクラシーと教育」を再考するためにも、ジョン・デュイイは読み継がれるべきであると私は思う。

(いしだ・まさき／政治思想史)

注

(一) デュイイの『民主主義と教育』については、テキスト受容の問題と現代的視点に基づく再解釈を通じてその現代的可能性を問う直す作業が行われている。例えば、David T. Hansen (ed.), *John Dewey and Our Educational Prospects: A Critical Engagement with Dewey's Democracy and Education*, State University of New York Press, 2006. ではコミュニケーション論、カリキュラム論、教師・生徒関係、社会的効率性・社会的統制などの論点から再読が行われている。また、日本デュイイ学会編『民主主義と教育の再創造——デュイイ研究の未来へ』勁草書房、二〇二〇年。でも、アメリカ・日本での受容の変遷等と共に、フェミニズムやグローバル化・新自由主義時代における教育といった現代的視点からの再考が行われてい

- る。
- (2) 日本のデューイ研究において「民主主義」定義の変化に対する関心が希薄である点については、梶井一暁「日本におけるデューイ研究史の特色と課題——どうデューイを批判的に摂取するか?」岡山大学大学院教育学研究科研究集録「第一六二号」二〇一六年、二〇—二二頁を参照。梶井はこの点について、デューイ・スクールや『民主主義と教育』など「初期」デューイに議論が集中してきたことを指摘している。この「初期」デューイの「デモクラシーと教育」に注目したものととしては、David Fort, "John Dewey and the Mutual Influence of Democracy and Education," *The Review of Politics* vol. 71, 2009, pp. 7-19, レイモンド・D・ボイスヴァート『ジョン・デューイ——現代を問う直す』藤井千春訳、晃洋書房、二〇一五年、第五節「教育と民主主義」を参照。
- (3) Robert B. Westbrook, *John Dewey and American Democracy*, Cornell University Press, 1991, pp. xiv-xv. 本稿では chp. 12, *Socialist Democracy* の議論から大きな示唆を受けている。また本稿におけるデューイの来歴についての記述は、ジョージ・ダイキューゼン『ジョン・デューイの生涯と思想』三浦典郎・石田理訳、志水弘文堂、一九七七年を参照。
- (4) 以上、ウェストブルックによるデューイ研究の意義と批判については、小西中和『ジョン・デューイの政治思想』北樹出版、二〇〇三年、一〇—一三頁を参照。
- (5) Sidney Hook, "Introduction," in *MW9*:ix-xxiv.
- (6) 以下の『民主主義と教育』『明日の学校』におけるデモクラシーと「市民性教育」との関係については、石田雅樹『シテイズンシップ教育』としての『職業教育』の可能性——ジョン・デューイ『職業教育』論再考『公民教育研究』第二五巻、二〇一七年、一一—一五頁、を参照。
- (7) 当時のアメリカ中等教育「社会科」成立に対して、デューイが与えた影響については、Gregg C. Jorgensen, *John Dewey and the Dawn of Social Studies: Unraveling Conflicting Interpretation of the 1916 Report*, Information Age Publishing, Inc., 2012, を参照。
- (8) 例えば「Should Michigan Have Vocational Education under "Unit" or "Dual" Control?」 in *MW7*:85-92, "Education vs. Trade-Training: Reply to David Snedden," in *MW8*:135-204. 公費での職業教育をいち早く導入したマサチューセッツ州の経緯については、横尾恒隆『アメリカにおける公教育としての職業教育の成立』学文社、二〇一三年、を参照。
- (9) デューイの教育思想が「子ども中心主義」に還元し得るものではなく、「個人」と「社会」二重の視点から構成されている点については、森田尚人『デューイ教育思想の形成』新曜社、一九八六年、第五章「デューイ教育思想の成立」を参照。
- (10) この点について「エリート論者」リップマン対「民主主義論者」デューイという対比を強調する解釈（いわゆる「リップマン＝デューイ論争」）も根強い。しかし近年では、この「論争」自体が後年に形成されたものであり、リップマンをエリート論者として解釈することに疑問が投げかけられている。例えば、Sue Curry Jansen, *Walter Lippmann, A Critical Introduction to Media and Communication Theory*, Peter Lang Publishing, 2012, を参照。
- (11) ソビエト・ロシア印象記』の解釈的位置付けの変容については、古屋恵太『ジョン・デューイとソビエト・ロシアの新教育』日本デューイ学会紀要』第四五号、二〇〇四年、三七—三八頁、森田尚人『デューイ・ソヴェト教育視察団とそのメンバーたち——戦間期アメリカ・ソヴェトズムの一断面』『教育学論集』第五九巻、二〇一七年、註(17)（二九四頁）を参照。
- (12) デューイをはじめとする進歩主義教育の理論がソビエト教育改

革に与えた影響とその政治的文脈については、William W. Brickman, "Soviet Attitudes Toward John Dewey as an Educator" in Douglas E. Lawson and Arthur E. Lean (eds.), *John Dewey and the World View*, Southern Illinois University Press, 1964, pp. 64-136. を参照。

(13) 古屋、前掲論文、四四頁。

(14) このデュエーイのソビエト・ロシア評価の両義性については、David C. Engerman, "John Dewey and the Soviet Union: Pragmatism Meets Revolution," *Modern Intellectual History*, vol. 3, no. 1, 2006, pp. 44-50. を参照。

(15) ダイキユゼン、前掲書、三六五―三六六頁。

(16) 井上弘貴「集合的知性の政治学——ジョン・デュエーイの民主的な社会的フランニングとその組織論的射程」『早稲田政治公法研究』第六七巻、二〇〇一年、二二八頁。

(17) デュエーイ自身一九二〇年代の未了で、自らの立場を「社会主義者」socialist と認めるようになる (Westbrook, op. cit., p. 429)。ウエストブロックは、「デュエーイにとっては「デモクラシー」が目的、「社会主義」が手段であり、その点で democratic socialist であり、socialist democrat の方が適切である」と指摘する (Westbrook, op. cit., p. 430)。

(18) Westbrook, op. cit., p. 457.

(19) 井上弘貴「探究の論理と政治の論理の間——政治における手段と目的をめぐるジョン・デュエーイとレオン・トロツキーの対話」『早稲田政治公法研究』第六九巻、二〇〇二年、二三七―六八頁。

(20) 森田尚人「赤い30年代』のジョン・デュエーイ——リベラリズムと反スターリニズムのあいだ」『教育学論集』第四五巻、二〇〇三年、一〇〇頁。

参考文献 (John Dewey 文献のみ)

- 本文中でのデュエーイ著作からの引用については全集版の巻数でページを略記し、邦訳のあるものはそのページを付記した(例: *Middle Works* vol. 7, p. 25, 邦訳三〇頁→MW7:25=30)。引用は基本邦訳に依拠しているが、原文を元に一部変更している部分もある。
- Dewey, John, with Evelyn Dewey, 1915→1979, "School of To-Morrow," in Jo Ann Boydston (ed.), *John Dewey: The Middle Works 1899-1924*, vol. 8, Southern Illinois University Press, pp. 205-404 (以下「*Middle Works*」と略記)。『明日の学校』ほか——デュエーイ著作集「教育」上野正道他訳、東京大学出版会、二〇一九年、七九―二七一頁)
- , 1916→1980, "Democracy and Education" in *Middle Works*, vol. 9, pp. 1-370. (『民主主義と教育』上・下、松野安男訳、岩波文庫、一九七五年)
- , 1927→1984, "The Public and Its Problems" in Jo Ann Boydston (ed.) *John Dewey: The Later Works 1925-1953*, Vol. 2, Southern Illinois University Press, pp. 235-372 (以下「*Later Works*」と略記)。(『公衆とその諸問題——現代政治の基礎』阿部齊訳、ちくま学芸文庫、二〇一四年)
- , 1928→1984, "Impressions of Soviet Russia," in *Later Works*, vol. 3, pp. 203-250.
- , 1930→1984, "Individualism, Old and New," in *Later Works*, vol. 5, pp. 41-123. (『新しい個人主義の創造』明石紀雄訳『ジョン・デュエーイ——アメリカ古典文庫(13)』研究社、一九七五年、二五―一一頁)
- , 1935→1987, "Liberalism and Social Action," in *Later Works*, vol. 11, pp. 1-65. (『リベラリズムと社会行動』『ジョン・デュエーイ——アメリカ古典文庫(2)』二四七―二四頁)
- , 1937→1987, "Education and Social Change," in *Later Works*, vol.

11, pp. 408-417.

——, 1939 → 1987, "Freedom and Culture," in *Later Works, vol. 13*, pp. 63-188. (『自由と文化』『ジョン・デューイ——アメリカ古典文庫(27)』一三三—一四六頁)

——, 1938 → 1987, "Democracy and Education in the World Today," in *Later Works, vol. 13*, pp. 294-303.

——, 1939 → 1987, "The Economic Basis of the New Society," in *Later Works, vol. 13*, pp. 309-322.

謝辞・本稿は、社会思想史学会第四五回大会自由論題報告での原稿に加筆・修正したものである。大会でコメントを頂いた方々、並びに重要な批評を頂いた匿名の査読者の方々に感謝申し上げます。なお本研究は、JSPS科研費 (P18K02270, JP21K02189) の研究成果の一部である。

キーワード ジョン・デューイ、デモクラシー、進歩主義教育、ソ

ビエト・ロシア、社会主義

〈公募論文〉

橘樸における「生存権」のデモクラシーと中国

〔一九二〇年代を中心に〕

谷雪妮

はじめに

橘樸（一八八一—一九四五）は日露戦争後の一九〇六年に大陸に渡り、四五年に瀋陽で客死するまでに生涯の大半を中国大陸で過ごした中国問題の研究者、ジャーナリスト、思想家である。満洲事変以降は「王道」を掲げて、満洲国のイデオログとなった。日本思想史研究において橘は位置づけが難しい存在と目され、「流動的」「一所不在」と評されている^①。こうした従来の考察と異なり、本稿は一九二〇年代の橘のデモクラシー論と社会思想に注目し、それを同時代日本の社会

変革論の系譜上に位置付けることを試みる。そのうえで、満洲事変期にかけての橘のデモクラシー論の展開を追うことにより、二〇年代から三〇年代にかけての日本の社会思想の連続性・重層性に光を当てる^②。

二〇年代における橘の思想的展開についての通説は以下の通りである。孫文思想を高く評価した橘は孫文死後、国民党左派を孫文の正統的継承者とみなし、その活躍を期待した^③。しかし、国民党左派が蔣介石との権力闘争の中で負けてしまったため、橘は国民革命に自らを賭けるべき対象を見失った。満洲事変以降に「屈折」的にアジア主義に「方向転換」したとされた^④。かかる解釈は、橘の孫文評価と国民革命論に

クローズアップしたあまり、そもそも橋はなぜ三民主義を高く評価したのか、そしてその孫文評価と国民革命論の根底にはいかなるデモクラシー論と社会思想が流れているのかが検討されていない。⁴⁾

それに対し、本稿はまず天津を拠点とする日本語新聞『京津日日新聞』⁵⁾に掲載された橋の社会時評といった、従来の研究では活用されてこなかった史料を分析することにより、二〇年代初期の橋のデモクラシー論と社会思想に光を当てる。二〇年代という両大戦間期には、旧来の自由主義および代議制民主主義が破綻を見せ、大衆社会の出現にふさわしい新たなデモクラシーの形式が世界中に模索された。そこでは、大衆による政治参加と、民衆の生活を保障するための国家の積極的な介入・保護・調整が求められた。⁶⁾ 日本でも「民生」問題が注目され、国民の「生存権」の確保が主張されるようになった。⁷⁾ 本稿は橋がこうした「生存権」への時代関心を共有し、「生存権」の保障を主眼とするデモクラシー論と社会政策論を打ち出したことを明らかにする。そのうえで、二〇年代半ばから満洲事変にかけての橋の思想的展開を、その「生存権」を基礎とするデモクラシー論の進展および、中国の社会動向と思想文化との交渉、という二つの視点から照射する。さらに、先行研究は満洲事変に際する橋の「屈折」的な「方向転換」を主張するのに対し、本稿はその満洲事変前後の「生

存権」の展開を追うことにより、橋のデモクラシー論に連続性を見出す。

一 『京津日日新聞』紙上における 橋樑のデモクラシー論

『京津日日新聞』は一九一八年に中国で創刊された日本語新聞であり、本社を天津、政治局を北京に置いた。橋は創刊当時からその主筆をつとめ、二三年五月に旅順に移ったが、その後も同紙に寄稿していた。二〇年代初期の同紙の政治的立場について、天津領事館の報告では「急進ノ傾アリ」とされた。⁸⁾

橋はそこで社会改造論や女性解放論を唱えていた。二二年七月頃の連載記事「女性と社会的消費」では、憲法学者上杉慎吉の国家神聖説を「人間ばなれのした形而上学的国家観」と批判した。さらに、政治が「人間」の仕事である以上、「男も女も全然同じ立場から政治に参与する権利をもち同時に社会的義務を感じる」といい、女性の参政権に理解を示した。

しかし、橋は日本の政党政治の現状には批判的だった。二二年六月に成立した加藤友三郎の「上院内閣」について、日本の世論は「憲政の逆転」と批判したが、橋はこうした政権交代が政治家の「縄張内丈の利害や感情に過ぎない」とし、「国民は憲政が逆転しようが正転しようが貧乏籤はどうせこちら

のものだと覚悟して居る」と揶揄した。日本の政党政治は民衆の実利益と大きく乖離していると問題視された。橘はさらに批判の矛先を「資本主義の上にたつ政党政治即ち政治的デモクラシー」全般に向けて、それが「アングロサクソンには有難いものかも知れないが地球上の他の諸民族に取つて寧ろ迷惑である」とさえ評した。⁹⁾

一三年三月二十日の「全国学生大会」の中で、橘は中国の全国学生連合会大会の政治主張を紹介しながら、自らのデモクラシー論を披露した。アングロサクソン流の自由主義については次のように批評した。

デモクラシーの本場は英吉利である。但し英吉利人の解釈によればデモクラシーは所謂自由主義を離れて理解し得られるべきものでない。又彼等の自由主義は財産権の神聖を度外して考へらるべきものでない。従つてアングロサクソン流のデモクラシーに於ては自由と平等とが永久に一致しない。

橘からみれば、財産権を神聖視し、有産者の利益しか守らない従来の自由主義のもとでは、「自由」と「平等」が永遠に両立できない。では、彼の望むデモクラシーとは何だろうか。

彼等は今一步進んだものを要求して居る。それは財産権を否認してその代りに人間の生存権を基礎とした自由主義の上に立つデモクラシーが欲しいのである。¹⁰⁾

ここの「彼等」は全国学生大会に参加した中国の学生たちを指しているが、中国の学生たちは「真正の民治主義」を実現することを唱えているものの、「生存権」についての言及はなかった。¹¹⁾したがって、この言説は、中国の学生の声をそのまま代弁しているというよりは、橘自らの理想を表しているといえよう。一九一〇年代から、「米騒動」に象徴される貧困の問題や頻発した労働争議を背景に、また欧米の社会福祉思想の影響を受けて、日本の学界や論壇では国民の生活の安定を保障する「生存権」「生活権」が主張されるようになった。¹²⁾「生存権」への橘の関心はこうした論壇の動向の中に位置付けることができる。

橘はさらに「生存権」を基礎としたデモクラシーこそが労働者の希望と一致する「真のデモクラシー」であると論じた。¹³⁾こうした橘の論調は、当時論壇のオピニオンリーダーであった福田徳三が主張した「生存権」の承認を内容とする「真正デモクラシー」論と類似している。まず、旧来の自由主義の弊害について、福田は英米の「政治上のデモクラシー」とそ

の内容である代議政治と法律制度は有産者の利益しか保護できないと批判した。前述したように、橋も同様な視点からアングロサクソン流の自由主義を批判している。次に、福田はアントン・メンガーの「生存権」論を取り入れて、これから実現される「新しい真のデモクラシー」とは財産本位を捨てて、国民全体に「経済上の安固、生活の保障」すなわち「生存権の承認」を中心とするデモクラシーであると唱えた。橋も「人間の生存権を基礎とした自由主義の上に立つデモクラシー」こそが「真のデモクラシー」であると説いている。橋は二三年の京漢鉄道ストライキを考察する際に、福田の名前を挙げて、中国の労働運動は福田のいう「価格の争ひ」の段階にあたり、ある時期までヨーロッパで行われた労働運動に相当するのだと分析した。こうした主張の類似性と、福田の研究への注目から考えれば、橋は福田の「真正デモクラシー」論を参考にした可能性が高い。

このように、二〇年代初期の橋は、旧来の自由主義および資本主義の上になつた政党政治の限界性を意識し、政治的「自由」よりは、経済的な「平等」を重視し、労働者の「生存権」を保障するデモクラシーを理想とした。ただし、この時点で橋は「当分の間はブルジョアジーを基礎とするデモクラシー以外なものではあり得ない」として、労働者を中心とする「真正の民主政治」を実現するためには、「先づ英米式の中途

半端なデモクラシーを実現する事に努力すべき」であると説いている。議会政治は「生存権」を基礎とするデモクラシーを実現するための一段階とされたのである。

二三年年末の「人生観成立の過程」という論説の中で、橋はさらにクロボトキンの相互扶助論に依拠しながら、自らの理想とする社会像を論じた。「群生動物」の間には「利他心」が顕著に表れていると類似するように、人間も「活きんとする欲求」という「本性」からして「群を形成する」ものであり、「活きんとする欲求に発した吾々は、生活の安全をヨリ固く保証する必要」から「利他的精神を獲得したのである」と主張された。ところが、「現在の社会組織又は経済組織が過度に且不自然に吾々の利己心乃至利己的行為を発達させて居る」。橋はこうした利己主義に偏った「資本主義的経済学や倫理学や法律学は是非とも改造されねばならぬ運命を担ふ」とみて、「利己心と利他心とをそのあるが儘の価値に於て活動させることが吾々の正しい人生態度でなくてはならぬ」と主張した。そして、「此の正しい人生態度を政治に移すと、そこに現れるのはある程度の社会政策」であり、また「これを社会の物質生活に移せば、消費組合であり、労働組合であり、共済組合である」と説いた。

このように、橋は社会政策と「互助的」な組合運動を推奨した。組合に対する橋の態度を検討すれば、消費組合への女

性の参加を論じる際に、橋はフェビアン協会がその社会主義的な目的から、労働者の消費組合に力を入れてののに対し、自分は「社会政策的目的からして有らゆる階級の消費組合を何の偏頗なしに奨励する」と主張した。¹⁸ 労使のいずれも対等に扱う穏健な立場を示している。

ただし、橋は社会主義を退けたのではなく、「働かざるものは食うべからず」の社会主義を「ユートピア」としながら、日本はいずれ社会主義的な新社会組織が適用されると期待していた。¹⁹ 中国の改造運動に関していえば、橋は同時代の日本内地ではあまり知られていなかった中国の商人団体による民治運動に大きな期待を寄せ、商人すなわちブルジョア階級の主導権のもとで、統治階級である軍閥官僚を打倒するためのブルジョア革命を実現することを期待した。ブルジョア革命が実現されたら、遠き将来には進歩的な学生の影響力のもとで、労働者が優位に立つプロレタリア革命が行われると見込んだ。²⁰

二〇年代初期の橋は社会政策や「互助的」な組合といった「改良の哲学」を取り入れながら、社会主義の実現という革命の理想を抱えていた。この時点では社会主義がまだ遠き将来の「ユートピア」とされ、「改良の哲学」によって、社会主義がいかに実現されるのかについて、まだ明確な理論を持っていなかった。次節で検討されるように、二四年に孫文

によって新たに解釈された三民主義は、橋のこうした理論的空白を埋めることになる。

二 孫文の三民主義と王道思想との対話

1 三民主義——「社会民主主義」

孫文は二三年から連ソ容共の政策を打ち出し、国民党の組織改革に着手した。二四年一月に開催された国民党一大大会では、三民主義が新たに解釈され、帝国主義に対する反対、資本節制と地権平均による労働者・農民の保護などの内容が盛り込まれた。国民党はソ連共産党をモデルとした民主集中制の原則に基づいて再編された。こうした動向を受けて、橋は孫文が政治活動より社会改造に主力を注ぐようになったとして、その「赤化」を「喜ぶべき豹変」と評価した。ただ、橋は孫文がボリシェヴィズム化したのではなく、対内的方法と対外的態度がソビエトロシアと類似してきたと見なした。²¹

新たに解釈された三民主義のうち、橋はとくに民生主義の部分を高く評価した。孫文は欧米における資本主義発展がもたらした階級対立や貧富の差などの社会問題を意識し、中国がそれと同じ轍を踏まないように、資本節制と地権平均を二大方針とする民生主義を打ち出し、中国における階級対立などの社会問題の発生を予防しようとした。まず資本の節制に

ついで、一方では国家が大資本家と大地主となり、集産主義的な方法により国全体の富を増やすこと、また国家自身が交通機関や基幹産業を経営し、それを通じて大資本家による資本と利益の独占を防ぐことを目標とした。他方では大資本家以外の民間資本の成長を促進し、資本主義のさらなる発展を期した。もう一つの方針である地権の平均は、アメリカの政治経済学者ヘンリー・ジョージの土地単税説をもとに、土地の申告価格に基づいて課税し、地価上昇分を国家に納め、国民全体に還元することを内容とした。²³⁾

橋は孫文の民生主義を「国家社会主義」と捉え、とくに孫文が資本と産業の国有化を進めると同時に、民間資本の成長と資本主義の発展を促進し、農業と土地に対してのみ重税か国有化かといった厳格な措置を取ることに注目した。橋からみれば、孫文の民生主義は、資本の集中などの問題を防ぎつつも、新興資本家階級の成長に「可成り大きい活動の余地を与へて居る」。そして、「大資本家の存在しない支那に於ては斯の如き制度の下に於ても十分ブルジョア階級を満足させることができやう」として、また「小農民と労働者とは国民党の主張を見て自己に有利であるとすると予想した。したがって、「国民党の民生主義と絶対反対利害の上に立つ者は地主のみとなる」とされた。

橋はさらにマルクス流の社会主義やボリシェヴィズムに対

する、孫文の民生主義の優位性を立証しようとした。孫文の「国家社会主義」は「理論的に甚だ不徹底なもの」に見えるけれども、「実際問題としてはこれ以上に進むことが許されないと考へて居るのである」と述べた。橋が念頭に置いたのは、ソビエトロシアであり、ボリシェヴィズムの「此の数年来嘗め来つた苦い経験の跡」をみると、「最初から孫文のやうに妥協的なプログラムを立てたほうが寧ろ万事に好都合である」とされた。²⁴⁾

また、「資本の未だ発達せざる時代に於て民生主義を提唱し、之に依つて憂患を未然に防ぐべきだ」という孫文の主張は、「社会改造の理想を先づ頭の中に描いて夫れの実現に努めやう」としたものだ。それとは異なり、マルクス流の「科学社会主義者」は、「経済事情が変化すればその上層建築たる社会組織は否でも応でも之に従つて変化する」という理論に基づいて、「資本主義は自ら崩壊せしむるところの契機を内包し、資本主義の廃墟の上に社会主義の新しい社会が自然に出現する」と捉えている。橋からみれば、両者の相違は「ゾレンとザイン」、つまり当為と実在の違いだった。そして、レーニン「未だ成熟しない露西亜の資本主義経済組織を暴力を用ひて破壊しその廃墟の上に共産主義の新しい社会を建設しやう」としたのに対し、孫文はその理想実現の方法として政党を選び、「一種のパーリヤメンタリスト」ではあるが、「パー

リアメンタリズムの円滑に行はるべき新社会を打開する為には、暴力を用ひることを躊躇しない人である」とされた。辛亥革命以降、その「暴力主義」も「議会主義」も失敗を繰り返してきたが、それは「絶対の失敗ではなく、明らかに或る程度の成果を収めて居る」という。

橋はさらに「パーリアメンタリズムが社会主義実現の有効な一手段であり得ることは此の二年以来の英国の議会が既に之を証明して居る」と述べた。²³ イギリスでは、労働党が一八年の党大会で新党則を採択し、国民の生活基準の全般的な確保、産業の民主的管理など公共福祉的な改革計画を掲げ、社会主義政党としての旗幟を鮮明に打ち出し、そして二四年一月に政権を獲得することに成功した。²⁴ イギリスの労働党内閣の成立を念頭に、橋は孫文の目指す憲政による社会主義の実現に期待を寄せたのである。

概していえば、新しく解釈された孫文の三民主義は、マルクス主義を肯定し、欧米における階級闘争の発生を認めたと側面と、マルクス主義的な階級闘争を中国に適用することを批判し、中国における階級闘争の発生を回避しようとする側面が同時に存在している。²⁵ その民主主義の特徴は、孫文自身の言葉で表現すれば、「マルクスの意を師とする」けれども、「マルクスの方法を用いない」ことである。²⁷ つまり、孫文は資本主義の弊害を意識しながらも、階級闘争の激化を防ぎ、漸進

的な社会改造を通じて社会主義を実現することを目指した。これは穏健な社会改良を持論としながら、社会主義の実現に期待を寄せた橋に、「中間路線」による社会主義の理想を実現するための明確な青写真を示したといえよう。橋が孫文の三民主義に傾倒した理由はここにあつたと指摘できる。

今後の国民革命の見通しについて、橋は「国共合作」の理論的根拠である三民主義を「社会民主主義」的綱領と解釈したうえで、国民党と共産党の連合戦線によって統治階級である軍閥官僚を倒すこと、そしてその後は労働組合運動を通じて無産階級を組織し、また資本の国有化と資本階級に対する資本節制などの社会政策を通じて、激しい階級闘争を避けて、「平穩」な手段で「無産社会」を実現することを望んだ。²⁸

2 王道思想——「福祉国家」的構想

橋はさらに孫文が日本訪問した際に提唱した王道思想に注目した。孫文は二四年十一月二十三日より日本を訪問し、神戸で「大亜細亜主義」の演説を行い、「霸道的」な西洋文化に対する「王道的」な東洋文化の価値を説いた後、翌年三月に亡くなった。橋は孫文のいう「仁義道德」だけでは、王道に明白な観念を抽出することができず、また孟子の王道論は西洋のデモクラシーのような展開を示さないかぎり、近代的な意義を持たないと批評した。²⁹

なお、橋は自分が王道思想を軽視するのではなく、王道思想は「現代の支那民族に対して新しい且生きた政治思想を提供する」のみならず、「行き詰れる西洋文明に対して或大いなる暗示と刺戟とを與へ得るもの」と論じた³⁰。二五年九月には「日本に於ける王道思想——三浦梅園の政治及び経済学説」という論説を発表した。橋の王道論について、従来の研究はもっぱら中国思想に対する理解という視点から検討してきた以下では、橋の王道思想に対する理解の背後にあるデモクラシー論に注目し、橋が王道思想の厚生的・経済的な側面を検討することによって、いかなるデモクラシー論を提示しようとしたのかを考察する。

論説の中で、橋はまず孟子の政治学説をもとに、周代の王道的政治理想の特徴として以下の六つを挙げた。(一)王道は「天」すなわち「上帝」に対する宗教的信念を基礎として行われる政治である。(二)王道はその政治的組織として「封建」制度を持ち、後に発生した「郡県」すなわち中央集権的君主専制とは両立しがたい制度である。「封建」的政治組織の特徴は地方分権にある。それは領土が広すぎると、領主の民衆に対する経済的乃至厚生的機能を發揮できず、中間的搾取者が出てくるからである。(三)王道政治は為政者の道德的規範、道德的関心を必須条件としていた。(四)王道政治は経済的または厚生的関心が顕著であり、孟子の学説では厚

生的関心が王道政治のプログラムの中で非常に高い地位を与えられた。(五)王道政治は厳格な階級制度を維持しつつも、各階級間の関係が意外に親密であり、中央集権的君主専制のように隔絶した地位を帝王に認めないのである。(六)支配階級と被支配階級が共通利害の関係において結び付けられている³¹。

まず注目されるのは、橋が儒家の説く「天」及び「上帝」を一神信仰という宗教思想と捉えたことである。かつて橋は儒教思想を研究した際に、イギリス福音派宣教師のジェームズ・レッジによる中国の原始宗教に関する研究を参照した。レッジはキリスト教がキリストから始まったのではなく、それ以前のヘブライ語聖書に遡及できると同じように、儒教を孔子が創設したとは見ずに、中国の原始信仰における拝天思想に由来するものと解釈した。橋はこうしたレッジの比較宗教学の見方を取り入れて、儒家の説く「天命」の根本に、中国の原始にあった「天」に対する一神信仰を置いた。こうした解釈の仕方はキリスト教的な一神教を参照しており、日本の正統的な漢学とは大いに異なる³²。

次に、橋が王道政治における経済的・厚生的な側面を強調していることに注目したい。橋は経済的・厚生的側面と統治の正統性との関係性を次のように論じた。中国の上古における一神信仰から発生した王道政治では、神の意思は統治者の

正統性の唯一の根拠となっている。神の意思に合致する統治とは何かを問うと、「上帝は民衆に対して深い愛情を持つ」と信じられているため、「民衆の厚生の方面に深い関心の払はれる」と云ふことが神の意思に従ふ政治の必須的条件とせられる。したがって、王道的政治道德の最も重要な部分は、「民衆の生活を安楽にし且つ豊富ならしむる」ことであるとされた。さらに、橋は孟子の「放伐」論を根拠として、もし天子の政治がこうした宗教的、道德的、厚生のな要件を満たすことができなかつたら、「上帝」は天子に対して不満を抱き、その不満が民衆の世論として現れ、民衆は天子の帝位を撤回させることができると説いた。³⁴⁾

このように、「天」や「上帝」に対する信仰を媒介とすけれども、橋が捉えた王道論の真髓は、「民衆の生活を安楽にし且つ豊富ならしむる」こと、換言すれば、民衆の「生存権」への保障が政権の正統性の根拠であり、それを満たさない場合は、民衆が政権の正統性を否定することができるということである。かかる解釈は、政府の正統性の根拠が一般市民の福祉の保護と促進にあるとする「福祉国家」の基礎理論と相通ずる部分があるといえよう。³⁵⁾

なお、第二次世界大戦後に定着した「福祉国家」は大きな政府を特徴としているのに対し、橋が唱えた王道政治の特徴は「地方分権の行政組織を通じて直接に民衆の福祉を図る」

ことである。³⁶⁾ 前述したように、橋は王道的政治組織の特徴を地方分権的な「封建」とし、それと秦漢以降の「郡県」制度と対置している。「封建」と「郡県」は中国の伝統的な概念であり、「封建」は儒家が理想の世とした上代の政治と社会体制を指し、「郡県」は秦漢以降の中央集権的体制を指す。橋はたびたび明末清初の学者黄宗羲が展開した「郡県」批判を取り上げた。³⁷⁾ 黄は周代の「封建」の理想を挙げながら、秦漢以降の君主は国家を私有物とし、また官僚はその「妾」となり、公共的利益からますます遠ざかっていると批判した。その議論は権力を独占する官僚に対して政治参与の拡大を求めることや、個人と国家および地方と中央の間における利益配分と相互の協調を提示したことから、清の中後期から民国期にかけて、たえず再提起・再生産されていた。³⁸⁾ 橋も黄の「郡県」批判を根拠に、中央集権的な官僚政治の弊害を論じた。そして、「地方分権により民衆に直接して効果多き温情主義的政治を行ふ」ことが王道政治の特色であると主張した。そのうえで、二〇年代前半の中国で行われた聯省自治運動や孫文の県自治がそれを体現するものであり、一方それは中央集権的傾向をもつ資本主義的法治主義と官僚政治と対置する理念であるとされた。³⁹⁾

3 三浦梅園の経世論

王道政治をいかに実行するのかについて、橋は江戸時代の思想家三浦梅園の経世論を取り上げた。中国の王道思想の日本への流入を示した梅園の学説を検討することにより、「両国文化の接触及び交流状態を観察する」ことができると述べた。

梅園の政治論について、橋はとくに法律と行政についての梅園の主張に注目した。梅園は王道政治を実現するためには完全な法律と優れた行政的慣習を重視し、そして法の簡明主義と変易性を主張した。橋から見れば、偉大な君主や師の出現に頼らず、事実の変化に応じて法律をすみやかに改正するという「法律進化の論理」により、王道政治の実行を保証することは、梅園の政治学の最も優れたところである。また、梅園の王道政治の特色は、善良なる法及び有効なる行政手段を通じて、民衆の経済生活と道徳生活に対する藩政府の干渉が細かく行きわたったことだとされた。ただ、橋はこうした「善意の干渉」を特徴とする「善意主義」は人民の了解を得なければ意味がないと強調し、秦漢以来の中国や明治以来の日本のような中央集権国家における「善政主義」は「空念仏」にすぎないと批判した^④。

梅園の社会思想について、橋は商人と貨幣の勢力が封建経済を脅かし始めた時代に生まれた梅園の経済論に注目し、そ

こから王道政治の経済政策を示唆するものを得ようとした。

梅園の経済論、とくにその貨幣論の傑出さはすでに福田徳三や河上肇によって指摘された^⑤。梅園は商人の勢力や貨幣の流通高が適當の度を超えて増大すると弊害が起り、富が都会に集中し、地方経済に疲弊をもたらすことを考察した。橋は梅園の意見に同意し、また梅園が主張した商人の勢力が政権に近づくことで生じた独占の問題は、現今のアメリカの「民主社会」にも生じていると説いた。こうした問題を解決するために、商人社会の資本集中を抑制して、国家および生産社会に富を蓄積することなどの梅園の政策を紹介した。

また、注目すべきことに、橋は梅園の学説を紹介しながら、幕府体制下の天皇と国体が王道政治と抵触するものでないと主張した。橋は田崎仁義の『支那古代経済思想及制度』を参照にして、幕府体制における「天皇―征夷大將軍―諸侯―人民」の構造は、周代の政治モデルにおける「天―天子―諸侯―人民」の構造と類似していると論じた。天皇は名義上の元首であるが、榮譽権しか持たず、国家を統治する権能を將軍に委ねるため、周代の政治モデルにおける「天」に相当するところという。諸侯の土地と人民は天皇からの「お預け」である故に大切にされるのだとされた。また、將軍の位置づけについて、橋は將軍が実質的には「覇者」に相違ないと認めつつも、孔子が覇者である齋の桓公に仕えた管仲を称えたことを取り

上げ、王道と霸道は必ずしも孟子が主張したような両立できないものではなく、王道を維持するための霸道なら容認できると論じた。ただ、梅園は覇者の存在を恒常的な制度と解釈しているのに対し、橋は梅園の主張を批判し、霸道をあくまでも臨時的な存在と位置づけた。

こうした主張を踏まえて、橋は日本の「王土」「王臣」の観念は「封建」の理想を都合よく実現したものであると論じた。また、梅園が完全な法律と優れた行政的慣習によって、天皇の道徳的教化義務を補うことを図った点においては、周代の政治モデルよりは却って現実性を帯びたとされた。橋による王道的な「福祉国家」の構想は、日本の国体と親近性を持つものであった。また、王道を実現する手段としての霸道が正当化されたことは、後の満洲事変に際しての橋の言動を考察するうえで見逃せない。

論説の最後に、橋はフランスやイギリスの社会主義者が主張した産業的・地方分権制を取り上げ、中央集権政治および資本主義が下り坂にあると論じた。そして、もし社会主義が資本主義に取ってかわるならば、その社会では王道的な地方分権統治と道徳政治が実現され、またそこにおける「善政」は「民衆が進歩した科学的知識と産業的能力を用ひて自らの幸福の為に行ふ」と予想した。⁽⁴⁾

以上考察したように、橋は新しく解釈された孫文の三民主

義を「社会民主主義」的綱領と解釈し、その枠組みの中で「平穩」な手段を通じて社会主義を実現することを期待した。また、孫文の王道論を受けて、橋は民衆の「生存権」の保障を政権の正統性の根拠とする王道論を打ち出した。さらに、資本の集中、地方と農村の疲弊、政治の無道徳といった資本主義社会の「病」を念頭に、王道思想のもつ厚生の・経済的・道徳的な意義を論じた。なお、橋の王道論では将来に実現される「無階級」的な社会では民衆が自ら「善政」を行うことが想定されながら、それに至るまでは民衆の合意を得たうえでの「善意の干渉」、つまり法律および地方政府の行政による民衆への指導と干渉が必要なものとしてされた。その際に、民衆の合意をいかに得るのかといった政治的・手続きの問題は置き去りにされた。さらに、王道を実現するための一時的な武力行使が正当化された。したがって、彼のいう「王道」や「温情主義」は武力行使および統治の暴力を隠蔽するイデオロギーとして利用されやすい。

三 満洲事変直前の「生存権」論の展開

1 国民革命の進展について

孫文死後、国民革命は「国共合作」のもとで進展を見せていた。しかし、二六年から国民党と共産党の対立が深まり、

二七年に決裂に至った。共産党との統一戦線を維持していた国民党左派の武漢国民政府は九月に解散し、蒋介石が主導した南京国民政府に合流した。二八年六月に国民革命軍が北京に入城し、北伐が完了した。同年末の張学良による「易幟」により、形のうえでは、中国が南京国民政府に統一されることになった。

国民革命に際して、「国共合作」の理論的基礎である三民主義を「社会民主主義」的綱領と見なした橋は、「小資産階級革命論」という「中間路線」による社会主義の実現を目指した国民党左派を支持し、共産党の急進的な労働運動と農民運動を批判した。⁴⁴ 国民党左派を吸収したうえで誕生した蒋介石政権について、橋は「彼等の財力に依る軍閥克服の企図は、早晩酬いられる日があるに相違なく、言い換えれば、「支那にも資本家階級支配の時代が遠からず必ず来る」と分析した。⁴⁵ また、蒋介石と国民党左派の中の穏健派を代表する汪精衛が連携することで、国民党全体が左傾化していくことを期待した。⁴⁶

2 蒋介石による「武力統一」の是非について

ところが、橋の期待に反して、蒋介石は二九年の国民党第三期全国大会で、国民党「左派」を除名し、また「党徳」といった方針を打ち出して反対勢力を排除しようとした。蔣が

進めた中央集権化は国民党の内部からも各地方の軍閥からも反対された。三〇年五月には、蒋介石の中央軍と「反蔣同盟」との間に、「中原大戦」が勃発し、軍閥時代の最大規模の戦争となった。また、二〇年代末に欧米で起きた経済恐慌の波は中国にも押し寄せてきた。すでに慢性的な不況状態にあった中国の農村は天災、戦乱、さらに経済恐慌の影響を受けて、崩壊状態に陥っていった。⁴⁷ このように、国民革命が終結し、南京国民政府が樹立されたとはいえ、二〇年代末から三〇年代初期の中国の政治と社会は極めて混乱した状態にあった。

橋は三〇年二月に「永久飢饉論」と題する一連の論説を発表し、中国の農村が自然災害や人災などに対する「抵抗力」がなくなり、飢饉と疲弊から抜き出せない、つまり「永久飢饉」状態に陥っていると考察した。そのうえで、胡適、丁文江、張君勱などの「アングロ・サクソン風の自由民主主義」の提唱者は農村問題に対して見識がなく、「現在の支那の複雑且つ難解なる社会経済現象の救済に対して無能力に近い」と批判した。⁴⁸ ここで旧来の自由主義に対する橋の懐疑は、一層深まったと読み取られる。

二月十日から、山西省軍閥の閻錫山と蒋介石の間に、武力行使の是非をめぐる論争が起きた。閻は蔣宛てに公開電報を送り、蔣が「統一」を建前として、自分に反対する勢力を弾圧し、独裁者となろうとしたと批判し、その「武力統一」方

針が過去一年間に内乱の頻発をもたらしたと主張した。閻はさらに孔子の論語の中から「礼讓為国」（礼讓を以て国を為めんか）という言葉掲げ、蔣が責任をとって辞職すべきだと唱えた。それに対し蔣は、自分がこれまで自らの利益と地位を度外視して、革命のために身を捧げていると反論した^④。そこで、アメリカ人記者ソコルスキー（George Sokolsky）が二十三日に上海の英字紙 *North China Daily News* に寄稿し、蔣介石側を支持し、閻錫山の「礼讓為国」論を批判した。

こうした一連の展開に対して、橋は『武力統一』の論争という論説を書き上げ、二十七日の『上海週報』に掲載された。橋は以前から *North China Daily News* の中国報道を高く評価し、それを重要な参照物としていた^⑤。しかし、『上海週報』に寄稿した論説の中で、橋はソコルスキーの蔣介石擁護を批判した。ソコルスキーは閻錫山の「礼讓為国」の提言について、孟子とその弟子・万章との問答を引用しつつ、閻の時代に対する無理解を非難した。橋はソコルスキーの以下の主張を取り上げた。「北方人は南方人を理解することができない。北方人は今なお古典的思想にとらわれて、近代国家を建設しようとする国民党の努力の真意を把握しえない……南方人は跳躍しやうとし、しばしば失敗しつつも尚その試みを繰り返す。これに反して北方人は堯舜の行ったところを依然として行う」^⑥。

ソコルスキーの主張に対し、橋はまず昨今の南北の対立は種々たる社会層の利害および意識形態の組み合わせの相違として理解すべきだと主張した。また、ソコルスキーは蔣介石が近代国家を建設するために努力していることを強調したのに対して、橋は南京政権が資本家と地主の連合政権であり、その政策が「下層小資産階級や小農民や労働者の利害と欲望と背馳する傾向を帯びている」とし、そのため民衆は「南京政権の道づれとなることを好まない」という。彼はさらに次のように主張した。

支那が資本階級の為め、法治国家となり、民主々義社会に生まれ変わることはたしかに、一つの進歩に相違ないが、併しそれは広大なる社会層の望むところではなく、又孫文の企てたところでもない。資本家勢力の軍閥（地主）勢力に対する勝利は、既成事実とは謂えないまでも又幾重かの曲折はあるとしても明かに既定の事実となつて居る。換言すれば無理な手段を強行してまでもその促進を図る程の重大な意義はもはやなくなつて居る筈である。^⑦

（強調は引用者による）

『京津日日新聞』時代に見られた、橋の資本主義の上に立つ「政治的デモクラシー」に対する消極的な態度は、ここで

は資本家が優位に立つ法治国家と民主主義に対する批判的な目線として表れた。また、橋は孫文が中国の民衆に対して三民主義の意義を説くとき、「発財主義」と「吃飯問題」というフレーズを掲げたことに注目し、三民主義が衣食の問題を解決する唯一の鍵であるということをも民衆に理解してもらうことを通じて、新国家に対する民衆の支持を得ようとする孫文の努力を評価した⁵⁴。かかる見解を踏まえて、橋は蒋介石の南京政権による中国統一とその後に実現される資本家が優位に立つ法治国家では、民衆の実生活を改善できる見通しがなく、したがって、それは孫文の本来の意図にも背いていると批判した。そのうえで、たとえ蒋介石が武力行使といった強硬な措置で中国を統一しえたとしても、そこにソコルスキーが主張したような積極的な意義はもはやなくなつたと主張した。

橋はさらにソコルスキーが引用した孟子と万章との問答について意見を述べた。堯が舜に天下を与えたのは、「天の意志」に従つたものであり、そしてこの「天の意志は民の意志に従ふ」と説く孟子の言葉について、橋はこれが統治権の授受についての儒教的な解釈を示していると説明した。また、「今王政を發して仁を施さば、天下の仕ふる者は皆王の朝に立たんことを欲し、耕す者は皆王の野に耕さんことを欲し〔……〕天下の其の君を疾む者は皆王に赴き懇へんと欲す」という「仁

政」に関する孟子の言説は、天意すなわち民意が「仁者」にむかつて集中し、この「仁者」が自然に国家統治権を獲得する順序を示したものだとして解釈した。理想としては、国家の統治権が平和的に「仁者」に移行されるけれども、やむをえず武力行使を行う場合、孟子の学説に従えば、もし「仁者」の武力行使が民衆の望むことであれば、民衆はその武力行使を「大早の雲霓を望むが如く」歓迎するに違いないとされた。

そのうえで、橋は孟子の主張は、儒教の政治思想すなわち王道思想を表しているものとして、孟子の王道論の内容を以下の四点にまとめた。

- 一、国家統治権の所在は天意により定まり、天意は民意によりて定まる。
- 二、民意は仁政を布く者に集り、而して仁政とは人民の物質生活を裕かにして且これに道徳的な訓練を与へて平和な社会生活を営ましめることである。
- 三、理論的には完全なる仁政を施す者は当然天意によりて王位に即くのであるが、併し実際問題としては武力を行使せねばならぬ場合が多い。
- 四、彼の武力行使は人民の為に其の庄迫者を除くことを目的とするのであるから、人民は一日も早く仁者の武力が自身の地方に行使されんことを渴望する。

このような橘の王道思想に対する解釈は、二五年に孫文の王道思想を批評した際の意見を継承している。その特徴は、人民の経済的生活の安定と向上に政権の正統性の根拠が置かれていることである。橘はこうした内容をもつ儒教の王道思想は今日の社会思想とも合致するところが多く、それに従えば、もし敵地の人民が武力行使の目的を理解し、かつこれを希望する場合には、武力行使は民意を実現するための正統な行為と認められようと説いた。国民党が北伐のときのような革命的民衆団体を北部中国でも組織し、北部の農民、小商人、労働者や学生に孫文の三民主義がもたらした国家的及び個人的な効果をその日常生活の中で理解してもらえば、たとえこれから内乱が起きても、彼らは長江流域の大衆のように国民党を支持するだろうと説いた。しかし、南京政府は北京などの北部地域で地方党務機関を取り締まり、革新的な勢力を排除した。したがって、橘は仮に「蔣閥戦争」がはじまり、その結果南京政権が勝利しても、北部の大衆はこれを喜ぶべき理由を持たないと論じた。また、儒家の王道思想に従えば、閻錫山の山西派及び馮玉祥の西北軍は言うに及ばず、統一の勢力である蔣介石の中央軍といえども、その武力行使を正当なものとするにはできないと主張した。

なお、孟子の王道論について、橘は「故西本白川は曾て本

誌上に屢々王道思想に立脚して眼前の支那政治現象を批評する論文を掲げた。私が初めて本誌に寄稿するに方り偶然にも故人の好んで用ひた方法を学んで居ることは是に一奇と謂ふべきである」と説いた。⁽⁵³⁾ 上海を拠点としていた西本省三(号:白川)は王道を掲げ、帝政復活論を唱えていた。橘は二三年頃に西本の王道論を批判していた。⁽⁵⁴⁾ 三〇年の記事ではかつての論敵が好んで使っていた手法を用いて、蔣介石の武力行使を批判したことを、橘は不思議に感じたようである。

ところが、翌年の満洲事変に際して、橘は石原莞爾らの革新派軍人が東北四省で「勤労大衆を資本家政党の独裁及び搾取から解放」する志向に共鳴し、その武力行使の根拠を論じる際に、「王道」を掲げた。それは、関東軍が東北の農民のために圧迫者を追い払い、経済的生活を向上させることができれば、その武力行使も民衆に受け入れられると期待したためであろう。満洲で実現されるべく王道政治の特徴について、彼は次のように語っている。

昨今の言葉で云へば「一切の人民が生活を保障されて居る」ことが第一、富を開発してそれを私有しないと云ふことが第二、労力を社会の為に出すことが第三で、この三つの条件が行はれることを礼運は称して「大同の世」と云ふ。⁽⁵⁵⁾

こうした主張は、その「福祉国家」的な王道論に基づくものであり、民衆の「生存権」の保障こそが政権の正統性の根拠であるという彼の二〇年代のデモクラシー論の延長線上にあると指摘できる。

おわりに

本稿は一九二〇年代から満洲事変期にかけて橋樑の思想的展開を、そのデモクラシー論の進展と、中国の社会動向と思想文化との交渉、という二つの視点から照射した。

二〇年代初期の橋は、旧来の自由主義および資本主義の上たつ政党政治の限界性を意識し、日本の論壇で流行していた「生存権」論を取り入れ、「財産権」のかわりに「生存権」の保障を基礎とするデモクラシーを理想とした。それを実現するためには、国家による社会政策と「互助的」な組合運動を推奨した。かかる穏健な社会改造論を抱懐した橋は、二四年に孫文によって新たに解釈された三民主義を「社会民主主義」と受けとめ、そこから資本主義とも共産主義とも異なる、漸進的な「中間路線」による社会主義の実現の可能性を見出した。橋は国民党と共産党の連合戦線によって統治階級である軍閥官僚を倒すこと、そしてその後は組合運動を通じて無

産階級を組織し、また資本の国有化や資本の節制などの社会政策を通じて、激しい階級闘争を避けて、「平穩」な手段で「無産社会」を実現することを望んだ。孫文死後は、「中間路線」を継承した国民党左派に期待を寄せた。

また、孫文の王道論に触発された橋は、孟子の王道論や三浦梅園の経世論を検証することを通じて、王道思想のもつ厚生的・経済的・道徳的な意義を論じた。民衆の「生存権」の保障が「神」の意思に従う王道政治の最も重要な部分であり、それを満たさない場合は、民衆がその政権の正統性を否定することができるといふ王道論が展開された。王道政治を実現するためには、地方分権的な行政組織にもとづく「温情主義」的な政治により、民衆の経済生活に対する干渉と保護が主張された。こうした王道論に対する解釈には、橋の「生存権」の保障を主眼とするデモクラシー論が流れており、政府の正統性の根拠が一般市民の福祉の保護と促進にあるとする「福祉国家」の基礎理論と相通する部分があると指摘できる。一方、伝統的なバターナリズムの色彩が強く、そして公権力による指導と干渉が行われる際に、民衆の合意をいかに得るのかといった政治的手続きの問題は置き去りにされた。また、王道を実現するための手段としての霸道が容認された。

かかる二〇年代の橋のデモクラシー論の満洲事変への展開を検討すると、橋は「社会民主主義」の枠組みの中で「国共

「合作」が実現されることを期待したが、「国共合作」の失敗および蒋介石の南京政権による反対勢力への弾圧により、その構想は行き詰まりを見せた。また、二〇年代末に中国では農村の疲弊や飢饉問題が深刻化し、経済恐慌の波も押し寄せてきた。橋は胡適などの自由主義者がこうした社会問題に対し何の対策も持たないと批判し、旧来の自由主義に対する批判的な態度を一層強めた。三〇年二月に蒋介石と反蔣勢力の間に、統一を建前とする武力行使の是非をめぐる論争が起き、さらに五月に「中原大戦」に発展した。その中で、橋は*North China Daily News*の記者が蒋介石政権を擁護するために使った孟子の学説を逆手に取り、民衆の福祉と生活の安定を完全に保障できる「仁者」が国家の統治権を得るという王道論に基づいて、蒋介石の武力行使が民衆の生活に何らの保障と利益を与えられないかぎり、その正当性を認めることができないと論じた。翌年の満洲事変に際して、橋は関東軍の武力行使と満洲で作るべき新たな「理想国家」の正統性を擁護する際に、「王道」を掲げるに至ったのも、民衆の「生存権」の保障こそが統治の正統性の根拠であるといった持論に基づくものであった。

以上の考察を踏まえて、まず指摘できるのは、橋は先行研究が主張したように場当たり的に自らの主張を変えていくのではなく、二〇年代から満洲事変期にかけてのその思想的展開

には、「生存権」の保障を基礎とするデモクラシーという一貫したテーマを見出せることである。ただ、二〇年代初期の橋は資本主義の上に立つ政党政治を「中途半端」なものとして批判しつつも、「生存権」を保障するデモクラシーに到達するための一段階と捉えたのに対し、満洲事変に際しては反政党政治の立場に転じていったのが大きな変化である。

次に注目されるのは、民衆の「生存権」を保障するために、公権力による介入と保護を求めるデモクラシー論が、関東軍による武力介入と満洲国の正統性を根拠づける論理ともなったことである。これは戦間期の社会民主主義における自由への介入を正当化する論理が、三〇年代以降の全体主義の台頭につながったことを示唆するものである。満洲事変以降の橋の社会思想の展開を追うことは今後の課題である。

(こく・せつに／東アジア国際関係史、思想史)

注

- (1) 竹内好「橋樑の日本思想史上の位置」山本秀夫編『甦る橋樑』龍溪書舎、一九八一年、八一—一〇頁、山室信一「橋樑——日中そしてアジアと世界のありうべき途を求めて」趙景達ほか編『講座東アジアの知識人』第四巻、有志舎、二〇一四年、二九二—三〇頁。

- (2) 福家崇洋『戦間期日本の社会思想——「超国家」へのフロンティア』人文書院、二〇一〇年、は従来の「大正デモクラシー」と「ファ

「シズム」という対立図式を批判し、一九二〇と三〇年代の社会変革論の連続性・複合性を指摘した。本稿も同様な立場をとる。なお、同書が日本国内を中心とした改造論を取り扱っているのに対し、本稿は中国を拠点とした橋の言説を取り扱うことで、東アジアを視野に入れた社会変革論の展開に光を当てる。

(3) 山本秀夫『橋樑』中公叢書、一九七七年、野村浩一「橋樑——アジア主義の彷徨」、同『近代日本の中国認識——アジアへの航跡』研究選書、一九八一年、二〇七—二九八頁。

(4) 酒井哲哉は大正期における「社会」の発見の視点から、橋による多元的国家論の吸収を示唆した。ただし、橋の思想における国家的価値の相対化の側面のみが強調され、橋が民衆の生活の安定を保障するためにむしろ国家の役割を重視し、国家の社会政策による経済生活への干渉と保護を求めていることが見落とされた。酒井哲哉『アナキズムの想像力と国際秩序——橋樑の場合』、同『近代日本の国際秩序論』岩波書店、二〇〇七年、六一—一九二頁。

(5) 一九二二年から二三年にかけて『京津日日新聞』に掲載された橋樑の論説は、山田辰雄ほか編『橋樑翻刻と研究——京津日日新聞』慶応義塾大学出版会、二〇〇五年、によって翻刻された。以下『翻刻と研究』と表記。

(6) ヤン・ヴェルナー・ミュラー『試される民主主義——二〇世紀ヨーロッパの政治思想(上)』板橋拓己・田口晃監訳、岩波書店、二〇一九年。また、小野塚知二編著『自由と公共性 介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社、二〇〇九年を参照。

(7) 山室信一「民生と生存権・生活権への出発」、鷲田清一編著『大正—歴史の踊り場とは何か——現代の起点を探る』講談社、二〇一八年、四〇—六〇頁。

(8) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref:B030408819007 新聞雑誌三関スル調査雑件／支那ノ部 第二卷(一—三二二)(外務

省外交史料館)。

(9) 朴庵「女性と社会的消費(九)」『翻刻と研究』六〇—六一頁。なお、朴庵は橋樑が『京津日日新聞』で用いた「ペンネームの一つ」である。

(10) 朴庵「全国学生大会」『翻刻と研究』三〇九—三二〇頁。

(11) 上海『時事新報』一九二三年三月十六日「全国学生会開幕紀」、また呂芳上『従学生運動に運動学生』台湾中央研究院近代史研究所、一九九四年、三三—三三頁。

(12) 山室前掲論文を参照。

(13) 前掲朴庵「全国学生大会」『翻刻と研究』三二〇頁。

(14) 福田徳三「新しい意味のデモクラシー」『黎明録』大鑑閣、一九二〇年、八—一八頁。また、田澤晴子「デモクラシー」と「生存権」——吉野作造と福田徳三の思想的交錯『政治思想研究』第一号、二〇一二年、一一八—一四三頁。

(15) 朴庵『罷業批判』の批判『翻刻と研究』二〇二頁。福田は「社会政策と階級闘争」(大倉書房、一九二二年)の中で、ヨーロッパの労働運動が「価格闘争」から「厚生闘争」に進化してきていると論じた(二〇九—二一〇頁)。

(16) 朴庵「英国の帝国主義」『翻刻と研究』三三—三三頁。

(17) 前掲『甦る橋樑』二二二—二二九頁。

(18) 朴庵「女性と社会的消費(一)」『翻刻と研究』五〇頁。

(19) 前掲『甦る橋樑』二五七頁。

(20) 谷雪妮「橋樑による中国『社会』の発見——第一次世界大戦以降の中国商人の民治運動に対する観察をもとに」村上衛編『転換期中国における社会経済制度』京都大学人文科学研究所、二〇二一年、三四—三三八頁。

(21) 朴庵「孫文の赤化」山本秀夫編『橋樑と中国』勁草書房、一九九〇年、二七五—三三三頁。もともとは一九二四年一月から二月

- にかけて『京津日日新聞』に連載。
- (22) 『孫中山全集第九卷』中華書局、一九八六年を参照。
- (23) 朴庵「孫文の赤化」前掲『橋樑と中国』二八五—三〇六頁。
- (24) 橋樑「孫文の革命思想」『月刊支那研究』第一卷第二号、一九二五年、八九—九一頁。
- (25) 杉本稔『イギリス労働党史研究——労働同盟の形成と展開』北樹出版、一九九九年、一二三—一三一頁。
- (26) 三民主義における階級闘争の二元論は、張海鵬「孫中山民生主義理論体系的内在矛盾——兼議孫中山階級観点問題」『歴史研究』二〇一八年第一期、一〇二—一二二頁。
- (27) 『孫中山全集 第九卷』三九二頁。また、楊天石「師其意不用其法——孫中山與馬克思主義二題」『広東社会科学』二〇一一年第五期、六一—三頁。
- (28) 橋樑「国共合作の理論的基礎」、同『中国革命史論』日本評論社、一九五〇年、一三一—四四頁。初出は『滿蒙』一九二七年一月号。
- (29) 橋樑「大革命家の最後の努力」『月刊支那研究』第一卷第四号、一九二五年、一三一—一四〇頁。
- (30) 橋樑「編輯の後に」『月刊支那研究』第一卷第四号、一九二五年、二〇二頁。
- (31) 中村春作『江戸儒教と近代の「知」』ペリカン社、二〇〇二年、二〇—二四〇頁。姜海守『道義』から『広義王道』へ——津田左右吉と橋樑の『王道』言説』『国際基督教大学学報』第二〇卷、二〇一五年、一〇五—一二二頁。
- (32) 橋樑「日本における王道思想——三浦梅園の政治及び経済学説」、同『支那思想研究』日本評論社、一九四一年、四七四—四七五頁。初出は『滿蒙』一九二五年九月号。
- (33) 谷雪妮「橋樑の道教研究」『二十世紀研究』第一七号、二〇一六年、六九—九二頁。
- (34) 前掲『支那思想研究』四七六—四七七頁。
- (35) ポール・スピッカー「福祉国家の一般理論——福祉哲学論考」阿部實ほか訳、勁草書房、二〇〇四年、一六四—一七二頁。日本の近世的な「仁政」観念と福祉国家との関連性は、牧原憲夫「客分と国民のあいだ——近代民衆の政治意識」吉川弘文館、一九九八年を参照。
- (36) 前掲『支那思想研究』四八六頁。
- (37) 溝口雄三ほか編『中国思想文化事典』東京大学出版会、二〇〇一年、一六六頁。
- (38) たとえば、朴庵「支那統一論(五)」『翻刻と研究』一九二〇頁。
- (39) 孔飛力(Philip Kuhn)『中国現代国家的起源』陳兼ほか訳、三聯書店、二〇一三年。
- (40) 前掲『支那思想研究』四八六頁。
- (41) 前掲『支那思想研究』四八七—四八八頁。
- (42) 福田徳三と河上肇による梅園経済学への評価は、杉原四郎「福田徳三と河上肇」『経済論叢』第二二四卷第五・六号(河上肇生誕百年記念号)、二二六—二三八頁を参照。
- (43) 前掲『支那思想研究』四八三—四八五頁。
- (44) 橋樑「左翼国民党の方向転換」、前掲『中国革命史論』六五—八八頁。初出は『滿蒙』一九二七年七月号。国民党左派の「中間路線」については、李志毓「国民党「左派」的『小資産階級革命論』」『長白学刊』二〇一〇年第一期、一〇—一四頁。
- (45) 橋樑「支那革命の本質——猪俣氏の『支那革命の発展と日本帝國主義の運命』を読む」、前掲『中国革命史論』一一—一三頁。初出は『東亜』一九二八年九月・十月号。
- (46) 橋樑「左翼国民党の政治的立場」、前掲『中国革命史論』三三—三五頁。初出は『滿蒙』一九二九年八月号。

- (47) 城山智子『大恐慌下の中国——市場・国家・世界経済』名古屋大学出版会、二〇一一年、一〇九—一三七頁。
- (48) 橘樸「永久飢饉論」、同『支那社会研究』日本評論社、一九三九年、六四—八五頁。初出は一九三〇年二月七日、八日の『上海日報』。
- (49) 蒋介石の弁明については、『申報』一九三〇年二月十五日「蒋抱完成革命決心」。
- (50) ソコルスキー（一八九三—一九六二）はアメリカの新聞記者であり、蒋介石政権とは深い関係を持っており、アメリカの中国政策にも影響を及ぼしていた。Warren Cohen, *The Chinese Connection: Roger S. Greene, Thomas W. Lamont, George E. Sokolsky and American-East Asian Relations*, New York: Columbia University Press, 1978を参照。
- (51) 谷前掲「橘樸による中国『社会』の発見」を参照。
- (52) George E. Sokolsky, “The Dead Hand of the World”, *The North China Sunday News*, February 1930, p. 23.
- (53) 橘樸『武力統一』の論争『上海週報』一九三〇年二月二十七日、二—三頁。
- (54) 橘樸「支那人の利己心と国家観念」、前掲『支那思想研究』三〇—一頁。
- (55) 前掲『上海週報』四—六頁。
- (56) 前掲「橘樸」七八—八四頁。橘は西本を「ヘーゲルの国家哲学の口吻」と批判した。
- (57) 橘樸「私の方向転換」『滿洲評論』第七卷第六号、一九三四年、三四頁。
- (58) 橘樸「王道の実践としての自治」『滿洲評論』第一卷第一五号、一九三二年、二頁。

キーワード 生存権、福祉、デモクラシー、王道

〈公募論文〉

田辺元と高山岩男における「第三の社会」

岩井洋子

はじめに

資本主義という経済システムが及ぼしている弊害に対して、脱成長型の共同体に希望的観測を見出そうとする動きがある¹⁾。ここで取り上げる、田辺元、高山岩男も、それぞれの方向から、経済という力がふるう圧倒的な破壊力に対して、抵抗しつつ同時にそれを超克する思想を模索し、資本主義社会と格闘しようとしている。田辺は「国家論」、高山は「ゲノツセシヤフト論」をそれぞれ選択し、提示する。この数十年、より顕著となっている富の格差の拡大が示すように、資本主

義が抱える問題が深刻となっている現在、資本主義への懐疑としての彼等の思想を再考することには意味があるのではないか。

ここでは、彼らの思想を理解するための補助線として、テニースの『ゲメインシヤフトとゲゼルシヤフト』における個と社会の関係をもちいる。なぜなら、田辺と高山の政治哲学はゲメインシヤフトとゲゼルシヤフトとして定式化された概念を独自の意味付けをしながら使用しているからである。日本の社会の持つ独特の共同体意識が、テニースの論と呼応し、当時のアカデミズムを引き付けたのだろうか、大正初

期から昭和初期までテンニースは大きな影響力を持っていた。²⁾ これから論じる二人もテンニースとは異なる方向ではあるが、ゲマインシャフトとゲゼルシャフトを統合する第三の社会の可能性を見出そうとする。広がる経済格差、戦争の足音が近づく社会状況において、彼等は社会そのものにその要因を求めた。まずは、本論に先立って、補助線とするテンニースの「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト」から検討したい。

テンニースは『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』（一八八七年）の初版では、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへの移行を運動として動的にとらえているが、ゲゼルシャフトを超える第三の社会についての具体的な論述はない。しかし、その萌芽としては、以下のことが指摘される。

テンニースは、ゲマインシャフトは本質意志³⁾、ゲゼルシャフトは選択意志という定式化をおこなうが、選択意志の最高形式である意識性 *Bewußtheit*⁴⁾ によつて、選択意志は単なる恣意ではなく道徳的・人間的意識にまで発展向上するとし、そのことに、ゲマインシャフトを超える新しい社会の可能性をみようとした。ここからは、テンニースが第三の社会の可能性を求めようとしていることが明らかとなる。さらに、『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』第二版（一九一二年）になるとゲマインシャフトの再構成への姿勢はより明確化される。第二版でのテンニースの附言⁵⁾は以下のように要約できる。

最近十数年の間に、協同組合という結社が勢力を得るようになった。これらの協同組合の法的形式は、ゲマインシャフト的要素を全く含まない株式会社法を模倣して作られたものであるにも関わらず、「ゲマインシャフト的な経済原理が、ゲゼルシャフト的生活条件に適合せる形態をとつて、著しい発展能力を有する新しい生命を獲得する」ということが認められる⁶⁾。これは、ゲゼルシャフト的、資本主義的社会組織が傍若無人に破壊力行使し人間の不幸をもたらしているのに対して、ゲマインシャフトの諸形式が、復活してきて、その根を広げることである。このように、テンニースは、協同組合（ゲノツセンシャフト）を、ゲゼルシャフトの形態においてゲマインシャフトを復活させるものとしてとらえ、資本主義的ゲゼルシャフトに対抗しうるものとして、位置付けるようになる。つまり、私的所有とは異なる「協同組合的 *genossenschaftlich*」ロニエニズムによる社会的共同性に、テンニースは期待を寄せていたと考えられるのだ。

本稿の目的は具体的には以下の仮説を検証することである。ここで取り上げる田辺元、高山岩男の思想の根底には、テンニースと同じく、資本主義的ゲゼルシャフトを根底から揺り動かそうという衝動——それが国家の肯定を意味するのであれば否定に至るのであれ——があるという仮説である。冒頭で述べたように、この二人はそれぞれの立ち位置からゲマイン

シャフトとゲゼルシャフトの統合の試みをおこなっているが、ここで二人を取り上げる理由は、師弟関係にある二人をとらえることで、その当時の日本における資本主義への抵抗の思想が、一つの思想として進化し結晶化する過程をとらえることができると考えられるからである。第一項では、田辺元の「種の論理」、第二項では高山岩男の「ゲノッセンシャフト」論を検討することで、この仮説の論証を試みたい。

一 田辺元の「第二の社会」

1 先行論文における「田辺の政治哲学」評価

先ず、田辺の政治哲学がどのような評価を与えられてきたかを考察する。一九五一年発刊の『田辺哲学』の中で、京都学派の高山岩男、辻村公一、武藤一雄、高坂正顕は、それぞれの視点から田辺の政治哲学について論じている。

高山岩男は、田辺の「種の論理」について以下のように述べている。満州事変を転機とした国家主義的傾向に対して、田辺は「種の論理」を提出することで、民族国家を肯定し、絶対的なものとするナチズムの立場に否定的態度をとり、その誤謬を警告する。そして、田辺の論の意義は、種（民族国家）を無自覚のまま類（普遍的國家）にとらえたヘーゲルとは異なり、種の類化に最高の意義を認めるところにある。²⁾

辻村公一は、歴史の危機の克服を目的としたものとして田辺の政治論を位置づける。

田辺にとつての歴史は普遍と特殊と個の三契機の交互媒介的循環という三一性において生成している。これに対して、特殊（種國家）が自己を普遍化したのが全体主義ファシズムであり、個が自己を普遍化したのが個人主義リベラリズムである。田辺は、全体主義、個人主義、いずれの理論も交互媒介の弛緩をもたらすものととらえ、三契機の交互媒介的統一を実現することで歴史の危機の克服がなされると考える。

そして、それは絶対無を実現する個人の行為を通しておこなわれるとした（辺・136）。

武藤一雄は、田辺は、社会民主主義³⁾を提唱することで、「宗教と政治の逆説的結合」（辺・153）を図ろうとしたと述べる。これは、「マルクスとキェルケゴールの逆説的結合」（辺・150）ともいえ、宗教的信仰と社会的実践とを統一し、宗教的解放即社会的解放ととらえるものであり、「友愛に基づく宗教的社会主義」（辺・146）⁴⁾に外ならない。宗教と政治の逆説的結合としての社会民主主義は、「無血社会革命と世界平和といふ我々にとつて緊急切実な課題に答へんとする最も有力な思想として大なる意義をもつ」（辺・153）と評価する。

高坂正顕は、田辺の政治哲学は、民主主義と社会主義、それぞれ矛盾対立するものが交互否定によって転換転入され、

友愛の原理に基づく社会民主主義を目指すものととらえる。これによって「合法的改良 reform」と非合法的革命 revolution との絶対否定的中として、「革新 renovation」(辺・219)が可能となる。この革新の立場は、闘争即合意の、無なる愛の立場から基礎づけられる。

以上から明らかとなるのは、それぞれ表現は異なるが、次のように田辺の政治哲学が理解されている点である。戦前は、民族国家の絶対化に対抗する目的で「種の論理」が提出され、民族国家を普遍的なものにとらえる風潮を是正しようとした。戦後は社会民主主義の原理である友愛の原理によって、民主主義と社会主義との対立を止揚しようとした。

彼等は、田辺の直弟子たちであり、いずれも京都学派の系列に分類される。これに対して、一九七四年、歴史学の立場から、家永三郎は、「田辺のいささか異常とも見えるこの短期間に集中した政治的発言は、その実践哲学の具体化であるとはいえ、何といても田辺の資質学識に必ずしも適応しない領域であったため、アカデミツクな哲学理論の精緻さに比べて大きな遜色のあることは覆いがたく、その方面の練達者からの攻撃的批判を簡単にこうむりやすい弱点を随処に含んでいたことは否み得ない」と批判する。一九七五年、中埜肇は、田辺の政治論について「そのなかには哲学者田辺元としてはむしろ書かずもがなと思われるものも無くはない」とし、

さらに「政治哲学の急務」は「田辺の真率な憂国の至情の表現ではあるものの、思想的にはむしろ貧困であり、社会科学的分析の不足とあいまって過度に心情的であるという印象は否み難い」と述べる。

これらは、いずれも田辺の政治哲学に対する否定的評価である。これに対して、二〇一二年、嶺秀樹は、田辺の「絶対媒介」の論理は、政治的実践の主導的原理となりうるとする。その理由として、「政治的に行動する際には、自己の有限性を自覚し、絶えざる自己反省を自らに課すことが必要である」¹³からと嶺はいう。二〇一三年、合田正人も、「種の論理」は「戦後における自由党と社会党、米ソの対立をも止揚し、さらには、戦前と戦後、左翼と右翼、民族主義と市民主義、伝統主義と進歩主義、権力と反権力といった多数の二分法にも揺さぶりをかけている」とし、「相反するものの相互媒介を累乗するような仕方」¹⁴で構築されていると評価する。

二〇一六年、田口茂は、田辺の国家論は、「国家主義への批判を企図していたにもかかわらず」「国家主義的な方向性と見分けがつきにくいもの」¹⁵となってしまうたとする。そして、田辺が国家を「絶対にして相対なる存在」¹⁶ととらえる両義性は、絶対主義に親和的になる可能性を孕んでおり、国家論としては「危険性を胚胎する思想であった」¹⁷と指摘する。二〇一八年、藤田正勝も、田辺が民族国家の絶対化に対して

「世界歴史の下す世界審判により破壊を宣せられる」（七・36）と述べていることは「当時としてはほとんど考えられないほど踏み込んだ発言であった」と評しているが、同書の中で、田辺の論が「現実の国家をそのまま肯定する可能性を開くものであった」とみている。田口、藤田の論は正反対の二つの解釈をもたらす両義性を持つところに田辺の限界があるとしていることで共通する。

一方、二〇〇七年、子安宣邦は、田辺の「種の論理」について、学徒動員された戦時中の学生の死を導き、彼らの無残な死を『国をして真実』ならしめる死」とした「残酷な哲学の論理」であると批判し、以下のように結論づけている。「日本の国家的な挫折とともに挫折したのは『種の論理』であった。民族的な国家日本のオントロジー『種の論理』は、廃棄されなければならないのだ。」さらに、二〇一七年、佐藤優は、田辺の理論は大東亜戦争を正当化し、学生たちに特攻死することを正当化したと述べる。²⁾

以上からとらえると、田辺の研究史には、三つの流れがあることになる。国家主義を理論づけたとする批判的解釈と、民族国家に対抗しようとして「種の論理」を提示したという肯定的解釈、さらには両義性をもつ概念としての限界の指摘である。

本稿は、田辺の理論が全体主義を導くものであったという

点で批判的立場に立つが、それを限界としながら、時代の危機突破の変革理論としてどのようなものを構想したのかについて考察することを目的とする。

2 田辺元——ゲゼルシャフトを超える「第三の社会」

田辺は、テンニースのゲメインシャフトを「自然意志を主体とする」（六・136）、「種」とし、ゲゼルシャフトを「利益社会が選択意志を主体とする契約的結合」（六・138）として「個」の立場ととらえ、さらに「国家」は両者の総合としての「類」に相当すると述べている。これらは時間軸にそって、(i)「種の共同社会」（七・30）（ゲメインシャフト）から、(ii)「個的契約社会」（七・30）（ゲゼルシャフト）、そして、両者の総合として、(iii) 国家「種と個との交互否定的媒介に相当する国家を、政治と文化との総合の主体として建設せられる社会」（七・30）へ向かうと、田辺は考える。ここから、田辺はゲメインシャフトとゲゼルシャフトを超える第三の社会は国家（類的国家）であるとみていることが明らかとなる。では、それはどのようなものか。田辺が批判の対象としているヘーゲルとテンニース、それぞれの論との比較からこれを明らかにしたい。

田辺は、第三の形態を国家であるにとらえるが、田辺と同じように、国家をゲメインシャフトとゲゼルシャフトとの綜

合ととらえる先駆的存在としてヘーゲルがいる。ヘーゲルは、人倫 *Sittlichkeit* の弁証法的発展から、「共同社会」と「団体社会」を綜合する第三形態について述べている。ここでは人倫は、「普遍における個体の喪失」を契機として「個体における普遍の損失」へと向かい、そして、「普遍と個体との相互連関的自己実現」²² という三形態に自己展開するととらえられる。

これに対して田辺は、自分の論が、第三形態を国家とみなすことで、ヘーゲルと同じであるが、ヘーゲルは国家を有限特殊な存在である民族精神と同一なものとしており、したがって「民族国家の絶対主義に導く」(六・153)ものであると批判する。そして、その理由として、ヘーゲルが絶対媒介の論理を徹底せず、民族国家を国家として絶対的なものととらえるからであるとする(六・155)。絶対媒介とは、すべてものは、それだけで存在しているものではなく、他者との媒介によって存在している相対的な存在とみるものである(六・153)。したがって、絶対媒介の理論上、絶対的なものは存在しないことになる。ここでは国家も、現状のまま肯定されるのではなく、不断の更改により高次の(真の)国家へと向かう動的な存在とされる。田辺の「種の論理」における国家は、「種」としての民族協同体を、「個」の道徳を媒介として「類」的国家に到達させるものであり、これは、主観的道徳

Moralität に止まらず、人倫 *Sittlichkeit* を超えて、宗教 Religion の絶対精神において媒介するものである(六・154)。

以上のヘーゲルとの比較から明らかとなるのは、田辺が、民族国家を絶対的なものとすることを批判し、そこから脱皮する論を作り上げようとしていることである。では、民族国家の絶対化に対抗する理論として、田辺は絶対媒介の論理を用いて、どのような理論を形成したのか。それを明らかにするためににはテンニースとの比較が有効なものと思われる。

ところが、田辺はテンニースの協同組合概念を批判している。テンニースは、国家をゲゼルシャフトとしてとらえる。そして、協同組合 *Genossenschaft* に総合的性格を与え、協同組合の存在によって、利益社会の選択意志による共同社会の解体を矯正し、共同性を回復維持しようとする。しかし、協同組合は、原始的な共同社会ではなく、利益社会的契機を含むものである。さらに協同組合は絶対否定性がない即自的直接統合である。したがって、協同組合は、ゲマインシャフトとゲゼルシャフトの総合というより、両者の「寧ろ折衷的中間的といふ性質」(六・138)を持つ。この立場からは、「単なる対立の直接的交互態」(六・136)があるだけである。協同組合や協同社会は、「国家」のように「絶対否定的総合」(六・152)に達するものではない。

この批判からは、田辺がゲマインシャフトとゲゼルシャフトの綜合は、「直接的交互態綜合」としての協同組合(Genossenschaft)ではなく、「絶対否定的綜合」としての国家でなければならぬと考えていることが明らかとなる。

ここで留意すべき点がある。それはテンニースの立てた概念と田辺のそれには齟齬がみられる点である。テンニースにおけるゲゼルシャフトは同一の目的を持った者の組織体である。そして、目的を異種にした運命集団をゲマインシャフトとした。しかし、田辺は種 \parallel 民族、という大きな括りで集団をゲマインシャフトとして、個人そのものをゲゼルシャフト的なものとしている(六・136)。したがって、集団の性格に着眼するというよりは、運命的・非選択的か、自発的・選択的かということが重視される。これを拡張すれば、社会システムもゲゼルシャフト的、ゲマインシャフト的と区分されることになる。

この「絶対否定的綜合」とは、個と種の「対立の底から両者を否定して而もそれ等を相互媒介に於て調和的に生かす総合態」(六・138)であると田辺はいう。「絶対否定的綜合」とは、「種」と「個」だけでは相互に否定的に対立するが、国家によって直接に統一されることで、動即静の具体的調和をもつことになる。これは「種」と「個」が合一することではない。「個」と「種」の関係は、対立的であるが、

相手の存在が消えると自らの存在も消滅するという不安動揺の関係にあり、両者は対立と不安予想の緊張の動的統一をなしている(六・139)。この動的統一とは、対立するものが、対立する二つの地点を自由に往来していることで成立している動的均衡状態をさす。このように、両者を統合するものとしての「類」の存在を認めることによって、「動即静の具体的調和」(六・142)的安定がもたらされる。真の平和とは「対立の絶対否定的動的均衡」(六・142)に、そして、その運動の安定にある。

したがって、共同社会の「種」と、利益社会の「個」に対して、「類」として両者を綜合する第三の社会は、田辺によれば、特別な性質を帯びた「国家」である。この田辺の主張は、きわめて綿密に構築されている。対立するものは緊張関係のうちにあるが、均衡状態を維持することで、激しい対立を引き起こすことはない。さらに、無始無終の動的関係にあるので、発展史観は成立しない。したがって、発展史観のように未来に到達点を設定することで、現実に生きている人々を犠牲にすることもない。さらに動的均衡状態の統一が平和ととらえられることから、紛争が必ずしも合理的解決の手段とはならない。

この理論は、有とされた瞬間、同一性論理の一種となるといふ論理から静止的なものが存在しないため、他のイデオロ

ギーから否定されるべきものを有しない。逆に、ここでは、共産主義、自由主義などが契機としてとらえられ、媒介物として位置づけられる。したがって、「絶対否定態」では全ての政治理論の相対化が考えられるので、理論上は、一つの体制が政治を独占する専制主義は生まれえない。したがって、種を絶対的なものとする民族国家も否定される。田辺は、民族国家の絶対化は「世界歴史の下す世界審判により破滅を宣せられることを免れざる」(七・36)のものであり、「特殊の普遍化相対の絶対化」(七・37)であると述べる。これは、満州事変以降の民族主義に基づいた侵略主義、帝国主義を批判するものであり、民族国家を高調するナチズムとは異なるものであるはずであった。

このように第三の社会を「絶対否定的総合」ととらえることによって民族主義を乗り越えることは、理論上は可能となる。しかし、その裏面として持つ、「絶対否定的総合」の静的 Sein でも動的 Werden でもない特殊性ゆえ、いかなる思想も否定するともいかなる思想も肯定することが可能となることから、抵抗の思想とはならないばかりか、逆に、現実を肯定し、そのあり方を維持強化する思想として作用している。

戦後、田辺は次のように訴えている。戦争の原因は資本主義の含む矛盾が招いた大財閥と中小資本層の対立、又資本階

級と官僚軍閥との対立にあった。そして、アメリカでさえも「資本主義そのものの内部に伏在する矛盾を克服して居るのでは決してない」(八・33)。「歴史的にもはや資本主義がその妥当性を維持することができぬやうになり、社会主義の時代」(八・45)に入りつつある。

田辺は、資本主義に対抗するものとして社会民主主義をとらえ、日本復興の原理として社会民主主義を提唱する。ここでの社会民主主義とは、社会主義の実現の「方法」として過渡的なものとして把握されているが、田辺の主張する社会民主主義は一般的な意味での社会民主主義ではない。田辺によつて考え、再定義された社会民主主義であり、これは、友愛連帯を原理とする「友愛民主主義」(八・36)、「連帯民主主義」(八・38)、「奉仕民主主義」(同上)等と、田辺自身によつて言い換えられている。

田辺は、自由は平等に媒介されることによつてのみ、真に自由となるのであり、民主主義は、「社会政策を採用することにより資本主義制度の内部的困難を克服するならば、過去の繁栄を回復することが出来る」(八・32)と述べているように、「経済的革新が政治的自由の条件」(八・33)であるとし、経済的不平等のために自由も喪失されているので、自由と平等とが同時に回復されなければならないとする。そして、民主主義に「自由」を、社会主義に「平等」を配し、両

者の媒介に社会民主主義の課題をみようとする。

しかし、田辺によれば、この課題は「社会民主主義なる概念を形造るだけで解かれるものでなく」(八・319)とあるように、概念の形成では実現せず、社会主義の平等と民主主義の自由という矛盾する対立物が、矛盾対立によって自己崩壊に陥る臨界点において、自己を突破し、奉仕民主主義、連帯民主主義にまで自己を超越することによって初めて解決される。なぜなら、従来の意味での社会民主主義の段階では、社会主義と民主主義の間として「折衷妥協の相対主義」(八・337)の段階に止まり、功利主義的相対主義を超える絶対的規準を欠くと田辺が懸念したからである。そこで、田辺は、社会民主主義の持つ功利主義的相対主義を乗り越えるため、弁証法的に社会民主主義の哲学的確立をおこなう。田辺にとって弁証法とは、唯物弁証法のように経験界にのみ妥当する論理とは考えられていない。叡智界より経験界に還帰する論理とされ、田辺は、そこに相対主義を超える絶対的規準をとらえる。

では、田辺のいう社会民主主義の社会とはどのようなものか。田辺によれば、この社会は、無一物の所有放棄、無一物の有無を超えた友愛連帯の宗教的立場に立つ。なぜなら、功利主義の清算は、「物の束縛を脱した無一物の立場に於てする外ない」(八・320)からである。この社会は、一家の兄弟

の関係にたとえられる。ここで貫かれている原理は功利主義ではなく、「二律背反的矛盾を無の創造的統一に転」(八・394)する友愛連帯、友愛奉仕という友愛の原理である。社会民主主義の課題であった自由と平等の統一は、戦前は国家がそれをおこなうものとされたが、戦後は友愛の原理を原則とする社会によって可能となる。兄弟が友愛奉仕の連帯関係にあるように、「全体が連帯責任の関係に於て交互的に統一せらるゝ」(八・318)上下一体なる連帯関係が完成態とされ、これは「友愛奉仕の連帯民主主義」(八・320)、「交互奉仕集団」(八・326)とも呼ばれる。田辺は、この連帯性によって資本主義に対抗することが可能だとみる。連帯性により形成された団体が資本主義の適用されない領域を形成することが、資本主義に対抗する手段だと田辺はとらえているのである。加えて、田辺は社会的不平等の原因は、土地の私有の拡大と遺産継承にあるとし、その解決方法として、国家に、国家統制の最小限の役割として「私有の国家的制限と不断再分配」(八・363)をおこなうことを要求する。このように、田辺のいう社会民主主義は、現実に存在する社会民主主義とは異なるものである。通常の社会民主主義とは、市場経済を前提としながらも全面的な自由を市場に認めるのではなく、国家が積極的に介入することが必要だと考えるものであり、そこでは市場の自由と国家による管理が、統合、もしくは均衡がとられ

ている。しかし、それは、田辺にとって、絶対否定性のない「折衷妥協の相対主義」(八・337)として、否定されるべきものである。

田辺の主張する社会民主主義がいかなる類型を念頭に置いたのか、それが国家型社会主義なのか、フランスにみられる社会保障充実型なのかは判然としない。しかし、それは、田辺の構想する社会が、不断に形成され続けるものであり、「無からの創造として新事態」(八・394)として既存の制度によって把握できないものとしてあり、それゆえ、現実を变革できる可能性を秘めたものとなることを意味するのではないか。描かれた社会は、田辺の述べるように「いはゆる民主主義の顛倒であり超越」(八・318)であり、同時に私的利益追求を原則とする資本主義とも対立するものであるが、ここでは「絶対否定的中として、革新 renovation」(八・394)と言われるように、民主主義、資本主義も契機として内在する、対立物の動的均衡状態である「絶対否定的综合」が述べられていることになる。

以上のように、田辺は、戦前はゲマインシャフトとゲゼルシャフトの超克として「国家」による総合を述べていたが、戦後は友愛の原理に基づく社会民主主義によって形成された「社会」により超克されるとみる。その論理の基軸となるものは戦前戦後を通じて一貫しており「絶対否定的综合」と言

われるものであるが、これは動的均衡状態を理想状態と置くことから、戦前は矛盾するものに「調和」を与える面が、戦後は不断の転換による統一状態を目指す過程の反復において、漸進的に「革新」をもたらすという面が強調されることになる。

しかし、田辺の論の問題は、理論的整合性はあるものの、それを維持するために個を不当に抑圧する傾向を有する点にある。例えば、ゲゼルシャフトの超克をする「愛」の解釈にもそれがみられる。田辺によれば、愛は「他者のために自己を犠牲にしその媒介となる愛」(八・391)、「みづからを自己否定する愛の原理」(八・403)と定義されるが、これは戦前の道徳の第一義が「自己の私欲を放棄して国家に身を献げる」(八・210)とされていることと論理上同義であり、戦前、戦後を通じて田辺の論の中での個人は、理想とする社会を実現する一契機としてしか位置づけられていないことが明らかとなる。そして、矛盾原理の自己突破によって無をとらえるという論理からは、闘争(戦争)は否定されないばかりか、むしろ徹底することが奨励されている。これは人間の尊厳を看過したもので、結局、全体の目的のために個人が犠牲を強いられることになる。

また、田辺は、功利主義的相対主義を超える絶対的基準として形而上学的原理である無を用いているが、次節で述べる

高山岩男は、直接、田辺を批判対象とはしていないが、先験的次元の価値的原理（無）という超政治的原理を特殊意志、経験意志の領域である政治の次元に持ちこむことは、民主的多数決による政治的民主主義の否認となり、それはやがて指導者を人間のまま神格視する全体主義に陥ると批判する。

さらに、別の箇所では高山は、「自由平等の利益的契約的人工社会に突如友愛を持ち出すこと自身が、余りにも思想的『音痴』に過ぎ、Deus ex machina に過ぎないのではなからうか」とし、田辺の論理に疑義を唱えている。田辺と高山は師弟関係にあるが、高山はどのように田辺の批判的継承をしたのか。

二 高山岩男の「第二の社会」

1 先行論文からみた高山岩男の「政治哲学」

高山岩男は西田幾多郎、田辺元の正統な後継者であった。

高山は一九四六年、定年退官した田辺の後を受けて京都大学の教授となったが、同年、GHQにより公職追及を受けている。一九五一年に、公職追放が解除された後、高山は一九五五年に日本大学法学部教授となり、その時期より意欲的に政治哲学を論ずるようになる。

高山は、戦前、養田胸喜ら国粹主義者たちから激しい攻撃

を受けていた。一九四三年、田中忠雄は、高山の『文化類型学』を「日本の古典に文化の発展分化に関するヨーロッパの尺度を適用」したものであり、神国日本を口にする資格はないとし、『日本神話』を否定するところに成立するやうな『哲学』ならば、一刻も早く撲滅すべきである。「……」かやうな人達が、宣戦の御詔書とは無関係に、西洋追隨の『理念』を操つて『総力戦の哲学』をあげつらふ有様は、まことに戦慄すべきものがある」と述べている。このように高山は、国粹主義を奉じる当時の右翼から、敵性思想を提唱し、反戦的、敗戦的、反国家的思想を述べるものとして危険視され、集中攻撃を浴びている。しかし、戦後は、日本の侵略を正当化し、戦争協力をしたとして左翼陣営によって叩かれることになる。轟孝夫によれば、京都学派、並びに高山の再評価がなされるようになるのは一九九〇年代になってからであるという。

一九八〇年、廣松渉は、「高山岩男氏の『世界史の哲学』なるものがいかなる論脈において『大東亜戦争』ひいては第二次世界大戦における『枢軸国』側の戦争目的とその政策をイデオロギーギンシュに追認し且つ合理化するものであるか」は明らかであるとし、高山は大東亜共栄圏を哲学的に合理化したとする。一九七四年、家永三郎は「軽薄で露骨な時局便乗を公然とくりひろげた」として高山の名をあげ、さらに『世界史的立場と日本』の中の高山の発言を「さながら酔漢が氣

焰」「知性の低い放言³⁰」と評している。一九九二年、リオタールは、高山の「世界史の哲学」は大東亜共栄圏に対する「日本の事実上の支配を正当化しようとしている³¹」と述べている。一九九五年、高橋哲哉は、高山の思想は反帝国主義の仮面を被った帝国主義であるにとらえ、大東亜戦争はアジアの解放をめざす反帝国主義的戦争であったという高山の思想に対して『建設的』に『継承』して「こうという議論³²」に警戒しなければならぬと述べている。

こうした批判的評価とは異なり、一九九九年、花澤秀文は、京都学派の海軍への協力意図は「開戦論に傾く陸軍を牽制することを意図したものであった³³」と述べている。また、高山の思想的価値については「人間至上主義の哲学に立脚した人間観の上に立つ社会革命の思想、社会征服の思想を批判³⁴」し、近代の持つ問題性や近代固有の人間至上主義の独善に対して警鐘を發してきたところに意義があるとする。

二〇一四年、朝倉友海は、高山の世界史的立場は戦時下に横行していた国粹的日本主義者に対抗するものに他ならず、必ずしも戦争推進を目的としたものではなかったという。その理由として国粹主義者たちから激しい攻撃を受けていたことをあげている。さらに、海軍囑託としての役割は、戦前はいかにして陸軍の暴走を抑えるかにあり、開戦後はいかに有利に戦争を終結させるかであったと述べ、高山を戦争協力者

としてとらえることは一面的であると³⁵する。本稿は、高山の戦前における国家主義や戦争協力に問題があるととらえる立場に立つが、花澤、朝倉の論を引き継ぎながら、戦後の高山が示したゲノツセンシャフト論に、転換期克服の論としての思想的意義を求めたものである。

2 高山岩男——ゲゼルシャフトを超える「第三の社会」

ここでは、高山が、田辺の友愛の原理に基づく理論を継受しつつ、それをいかに発展させたかを検討する。

高山の社会論も、テンニースの『ゲメインシャフトとゲゼルシャフト』を出発点とした。しかし、実際にはテンニースのゲメインシャフト論に影響を与えたギールケに依拠しつつ自己の論を展開していく。その意味で、高山のテンニース解釈は、事実上、テンニース自身のテキストの分析というより、高山によるギールケ理解という性格を帯びているが、それは以下のように要約できる。

テンニースは、生まれながら自由と平等であると前提される人間が利益と契約で結びつく社会を規範としている人為的社会をゲゼルシャフトとし、利益契約関係では割り切れない *human nature* の上にできている自然社会をゲメインシャフトとした。そして、テンニースの意義として、ゲメインシャフトの代表的なものは「家族」、ゲゼルシャフトの代表的な

ものは「株式会社」とし、人間社会に本質を異にする「異質的な、二類型の存することを主張した」³⁶ことにある。このことは、あらゆる人間社会を商工業都市社会という社会構造に一本化するという風潮に抵抗するものであり、テンニース以来、社会を二つの基本類型から考察するようになった。しかし、テンニースが「家族」を第一類型としたのは誤りであり、ギールケのゲノッセンシャフトにあたる第三類型とみるのが妥当である。なぜなら、家という団体は、「人間社会の縮図のやうな具体性をもつ」³⁷ものであり、非合理的な血縁性別の団体とは割り切れない複雑な要素を有しているからである。

ここで、高山が、家族を第一類型のゲマインシャフトではなく、第三類型ととらえた理由は、高山が家族を基礎にしたからだと考えられる。高山は、テンニースのゲマインシャフトとゲゼルシャフトを補助線にしつつ、日本という枠組みの中で、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへの内面的発展連関をとらえ、ゲゼルシャフトの超克の方法を求めているのではないか。

では、日本という特殊性におけるゲマインシャフトとゲゼルシャフトの超克の仕方として高山はどのようなものを提示しようとしたのだろうか。高山は、ゲマインシャフトを「共同体」、ゲゼルシャフトを利益「結合社会」とし、そしてそ

れらを超克するものを「協同社会」あるいは「協同団体」と名付ける。戦前の高山は、利益「結合社会」であるゲゼルシャフトの超克の方法を、三つ提示しているが、『哲学的人間学』の中ではそのうちの二つを提示しており、一つは結合社会の内部で共同団体の具体的普遍を回復しようとして成立するゲノッセンシャフトであり、もう一つは、結合社会を「民族の基体の上に政治的組織を有する具体的普遍」³⁸としての新たな共同体に止揚する団体、代表的なものとして国家が出現することである。国家の役割は、発展段階における結合社会を止揚し、新たに共同団体の立場でそれを統一的に組織するものである。これは、人倫が、結合社会の分裂態を媒介して基体を獲得し、自覚的総合に到達したのが国家であることを意味する。それゆえ、国家は「真実の具体的普遍」「最高の具体的普遍」(哲・221)である。

以上のように、高山は一九三八年の『哲学的人間学』で自己の論を展開しているが、ゲゼルシャフト超克のさらなる形態を一九四二年の『中央公論』で提示する。ここでは、「結合社会」から「協同社会」への転換を、文化理念でもない、道徳理念でもない、道義的生命力の発現によって、資本主義を発展させた思想である利己主義が克服されるべきであるとする。高山は、功利主義的、快楽主義的な既成道徳に対して、これを否定するのは、経済と倫理との統一にあり、この統一

は「既成道徳を否定する道義的生命力」⁽³⁹⁾によってなされるとする。

以上からとらえると、敗戦前の高山は、結合社会がもたらした歴史的転換期において、その処方箋として、(i) 結合社会内部に生成されるゲノッセンシャフト、(ii) 結合社会と共同体を止揚させるものとして国家、(iii) 道義的生命力による倫理と経済の統一、という三つを提示していることになるが、ゲノッセンシャフトは『哲学的人間学』で補足的な論としてわずかに語られるのみであり、道義的生命力は敗色の濃い戦争体制下に書かれた特殊なものとして、戦争を鼓舞するということが目的とされることから、この時期の高山は『哲学的人間学』にみられるように、ゲマインシャフトとゲゼルシャフトの統一は国家によるものを第一義としていたと判断することが妥当であろう。

『哲学的人間学』で、高山は「国家は共同体と結合社会との綜合の意義をもつ」(哲・18)と述べるように、田辺と同様「共同体」(ゲマインシャフト)と「結合社会」(ゲゼルシャフト)の統合をなすのは「国家」であると主張する。高山と田辺は「国家」という単位を前提とした議論を行っているという点では共通するが、両者にはさらなる重要な共通点があることに留意が必要である。それは、対立がある場合、一方によって他方を否定するのではなく、また、対立物の融合でもなく、

対立するものの動的均衡を理想状態ととらえることである。これを田辺は「対立の絶対否定的動的均衡」(六・15)といい、高山は『公』と『私』との相反する二面のダイナミックな統合⁽⁴⁰⁾という。この共通点は田辺、高山を貫く大きな特徴でもある。

高山はゲマインシャフトとゲゼルシャフトの関係を「公」と「私」との対立に置き換え、国家に「公」と「私」の対立の緊張の統一、分裂の結合、相反を和解させる役割を与えている。これを高山は、結合社会(ゲゼルシャフト)は自身自身では内的矛盾を止揚することが不可能なので、高次元な人間団体としての国家が「結合社会の私的原理と公的原理との分裂を新に共同団体の立場で統一的に組織する」(哲・218)と説明する。ここでは、国家が新しい関係性を構築することと私的原理を抑制し、私的原理と公的原理の統一を図ることで資本主義の暴走を食い止めるとされる。

戦後、高山は、敗戦を契機として、「国家」をゲマインシャフトとゲゼルシャフトを統合する第三形態とすることはなく、高山の中での国家の位置は後退していく。『協同社会』と称するものはゲマインシャフト(共同体)とゲゼルシャフト(結合社会)とに対して第三の別個の類型をなすもの⁽⁴¹⁾と述べるように、「国家」ではなく、「ゲノッセンシャフト」、「協同社会」、「第三の道」をゲマインシャフトとゲゼルシャフト

を統合するものととらえるようになる。⁴²⁾

では、「協同社会」を、高山はどのようなものとらえているのか。高山は「協同社会」とは、「結合社会」の合理的知性を通じて共同社会を復活したものであるとみる。⁴³⁾

これは具体的にはどういうことか。高山は協同社会の独自の構造は所有に反映されるとし、これは、かつてゲルマン法に存した「総有」Gesamteigentum という概念から説明できるとする。そして、高山は「総有」概念から導き出される「連帯性を基礎に置く不可分の一体性」という有機的関係を、すべての団体に具体化することで、協同社会の構図が描き出されると主張する(倫・288)。

では、この「総有」とは何なのだろうか。これは一般的な所有論とは大きく乖離するものである。資本主義制度の成立とともに確立した私有財産制度下では、所有権とは、質的に異なった多数の権能の総合として存在している。これに対して、高山の主張する総有では、一個の所有権を使用権、収益権、管理権、処分権など質的に異なった複数の権益に分割し、国家、社会、団体の享有する権能と、個人の持つ権能を物件に応じて、適宜配分する。これによって、高山の言葉によれば、「成員の総体たる社会のもつ所有の権能と社会の成員たる個人のもつ所有の機能と、この両者を合したとき始めて、一個の完全な所有権となるような分割と配分」(倫・285)が行

われることになる。そして、このような所有権の分割と配分によって、社会と個人は、所有権を媒介として不可分の一体という有機的関係を持つようになる。高山の目的は、このように「連帯性を基礎に置く不可分の一体性」を形成するところにある。そして、この不可分の一体性によって、社会とわれわれは対立関係にあるものではなくなり、社会はわれわれとなり、社会の成員としての義務はわれわれの義務となる。

ここでの義務は、「自己が自己に課する自発的・自主的の義務」(倫・297)となる。権利は義務が裏付けになった義務的権利(Pflicht-recht)となり、権利と義務は相互排斥的に統一されるのではなく相補的に統一されることになる。そして、そこから導き出される社会は必然的に、単に法律に規制される機械的社会ではなく、法の根底に道徳を要求し、根源的に道徳心を基礎にもつ道徳的性格を帯びた有機的社会となる。

以上のような所有観は、私有を発展過程の所産として相対的なものであることから、資本主義の否定を目的とすると考えられるが、高山によれば、「総有」概念は、資本主義ばかりではなく社会主義の否定の意味も含むという。なぜなら、社会主義の所有は、国家の私有にすぎないし、完全な所有権を対象とするという意味で資本主義と同じであるからである。このように、高山は、所有を私有か公有かの二者択一的ではなく、資本主義と社会主義の枠組みを超えた新しい

枠組みからとらえ、時代的な行き詰まりを克服しようとする。さらに、高山は、この「総有」の考え方を、資本主義下の企業体にも適用させることで資本主義社会の構造そのものを内側から改革しようとする。所有関係では、「社会」が「総体」、⁴⁴「個人」が「成員」であったが、ここでは「企業体」が「総体」、「労使」が「成員」となる。そこでは、経営者は利潤を得るために労働者の賃下げを、労働者は高賃金を得るために利潤の切り下げを要求するという敵対関係にあるのではなく、「質的な職能的分割に基づく経営と労働の秩序」(倫・89)に基づく関係となり、協同関係に立つものとされる。したがって、連帯性が基礎となり、労働者は利益分配参加や経営参加が認められることになる。高山の構想する——経営と労働を支配するのは、「総体の福祉という精神」(倫・289)である——という企業体のあり方、これは、社会主義でもなく、資本主義でもなく、まさに第三の道といえるものである。高山はこの「総有」的団体の在り方が、すべての団体に適用されることでゲゼルシャフトを超えた社会が形成されるとみる(倫・289)。

では、どのような方法でこれは達成できると高山はみていたのか。これはギールケとの比較から明らかになると考えられる。高山はゲノツセンシヤフトを、ギールケの概念から導き出しているが、ギールケはゲノツセンシヤフト(仲間団体)

を「精神的・人倫的有機体」geistig-stilicher Organismusとする。ギールケはドイツの歴史の中からこの概念を取り出し、ドイツ固有の概念としてドイツ的自由を実現するものとみた。村上淳一によれば、ギールケは、資本主義の発展に伴う問題の解決策として、協同組合運動に期待していたという。⁴⁵しかし、高山は、ギールケの定義を継承しつつ、ギールケのように団体の重畳的な積み上げによる国家形成を強調していない。この点、ギールケは現代のコーポラティズムに連なる発想を有し、国家と団体の有機的関連性を問題とした。確かに戦前の高山は公と私の一体化の柱として国家を置いていたが、戦後はこのような国家論に立っていない。これは高山の立場の変調と考えられる。高山は田辺と同様、戦後、国家には根源悪があることを悟り、別の視点から、資本主義問題の解決を考えていた。

戦後、高山は資本主義に対抗する制度を構築することからやや距離を置き、資本主義の根本の克服を企図している。資本主義の問題点は利益的「結合社会」にあり、これを「協同社会」へと転換させることが肝要であると高山は考えた。そして、彼はこのような「結合社会」を前提するのは社会主義でも同様であるとしている。確かに両主義は生産システムに違いがあるものの、利己的人間を対象とする点で同根、これが高山の見立てである。そして、その方法として高山が着目

したのは、教育である。高山は戦争の惨たる敗北の原因は教育から生まれたものであると考える。そして、教育は、「国の興亡まで決する力」(倫・序3)を持つとし、戦後、高山は教育論を書き続けていくことになる。このように、高山はギールケとは異なり、変革の対象を制度ではなく、人間とし、その根幹となる社会観、人間観を突き崩し、変えることが資本主義の根本的解決となると考えた。

ここで、冒頭で提示した、高山がなぜ自らの依拠する理論をテンニースではなくギールケへと遡ったのかについて再考してみたい。既述したように、テンニースの批判において、家族をゲマインシャフトではなく第三形態であるゲノッセンシャフトとするべきという高山によるテンニース批判は、ギールケを介した日本独自の家共同体の再生によるゲゼルシャフトの超克とも解しうる。「総有」は「入会」であり農村協同体を前提としている。高山は、協同社会の心は「愛の心と和の心と譲の心」(倫・308)であり、精神は「和」(倫・307)だとするが、『国体の本義』にも和は「歴史生成の力」⁴⁶としてある。高山がテンニースではなくギールケへと向かったのは、日本主義的なものへの回帰という方向性を水面下の意志として有していたからとは考えられないか。そして、この傾向性は田辺にもある。田辺の提示した友愛の原理に基づく社会では、功利主義的相対主義の世界は、情的基盤に基づ

く本能ともいえる連帯性によって超克される。彼らに共通するのは、理性批判の立場から、田辺の言葉を借りると、「愛の超理性的理性」(八・420)を提示することによって、ゲゼルシャフトを超えようとするところにある。

しかし、田辺から高山へと至ることによって、形而上学的要素は後退していく。田辺の功利主義的相対主義を超えるものとしての社会民主主義は、「愛の原理たる無の実現」(八・403)「愛の他力」(八・424)によって具体化されるものであった。これに対して、高山の協同社会は、公と私の「調和統合に人生完成の終極目標を置くのが、『第三の道』の人間観であり教育観である」(倫・62)とあるように、形而上学的要素が後景に退く。田辺と高山の相違点は、田辺が形而上学的原理に依拠して自らの論を展開したのに対して、高山は形而上学的原理を後景に置くことで、人間の側に主体性をもたせようとしているところにある。

おわりに

京都学派は戦争を推進した負の遺産であると考えられてきた。彼らの主張は結果として戦争協力に利用された。しかし、テンニースのゲマインシャフトとゲゼルシャフトという定式化した概念を補助線として彼らの政治哲学を考察すると、

もう一つの側面として、彼らには資本主義的ゲゼルシャフトを根底から揺り動かそうとする衝動があり、それによって時代の危機を克服しようとする意図があることが明らかとなった。

戦前の田辺にとつてのゲマインシャフトとゲゼルシャフトを止揚した「第三の社会」とは、「絶対否定的綜合」を生み出す国家である。そこでは、個人主義と全体主義、資本主義と社会主義など対立する理論は、「対立の絶対否定的動的均衡」(六・14b)において統一される。資本主義は対立する二つの項の内の一つの項として位置付けられ、対立物の均衡理論によって抑制がなされる。戦後の田辺は、功利主義的相対主義の次元に止まるゲゼルシャフトの社会を、国家によってではなく、民衆の側からの友愛の原理に基づく社会の形成によって、これを克服しようとする。高山の場合は、戦前は、国家によって資本主義の抑制がなされると構想し、戦後は、協同社会において資本主義の克服を目指し第三の道をさぐるうとした。ここからは、戦前、戦後を通して彼らには資本主義に対抗する意志があることが明らかとなる。

しかし、彼らの思想の展開からは、テンニース、ギールケを介した日本的なものへの回帰、あるいは、ゲゼルシャフト超克の論という衣を纏っているが、その内実は、家共同体論の復活ではないか、そうした批判もありうる。愛を共同体形

成の原理とする限り、運命共同体感情や郷土、国、家、民族への愛情、すなわちロゴスの根源に横たわって、それを動かすところの動力たるパトスも含まれることは否定できない(倫・62)。このような日本主義的であるという特殊性は、国際化社会に向けての桎梏となる。

そういう限界を前提にしつつ、田辺の友愛の原理に基づく社会民主主義は、アソシエーションによる資本主義対抗論の我が国における先駆ともいえよう。そして、「総有」概念は、持続可能な社会形成への有効な理論として脚光を浴び始めている。この概念によれば、所有権という権利は、私的利益の追求を目的として無制限に行使されるべきものではなく、倫理性や公共性といった要因によって内在的に制約されるものとなる。その意味で「総有」は私的利益に基盤を置く功利主義に対抗しうる理論として期待されている。環境的耐容の限界が近づくにつれ、必要とされるのは相互信頼のシステムである扶助であり、その意味でも彼らの「第三の社会」は、資本主義ばかりでなく、持続可能な社会への指針ともなりうるものである。

(いわい・ようこ/日本思想史)

注

(一) 斎藤幸平『人新世の「資本論」』集英社新書、二〇二〇年。

- (2) 新明正道「ジンメルとテンニイスの社会図型論」『思想』(七二)、一九二七年。高田保馬「Gemeinschaftに就いて」『社会科学』一卷三号、一九二五年。波多野鼎「共同社会と利益社会」『我等』六卷、一九二四年など。
- (3) 本質意志 Wesenwille は思惟を含む実在的・自然的な生 (Leben) の統一性の原理。選択意志 Kiriwille は思惟によって生み出される思惟そのものの産物。
- (4) 「意識性は選択意志の最高の、すなわち精神的な表現であり、良心は本質意志の最高の、すなわち精神的な表現である」テンニエス「グマインシャフトとゲゼルシャフト——純粹社会学の基本概念」(上)、杉之原寿一訳、岩波書店、一九五七年、二〇五頁。
- (5) 附言(一九二二年)注(4)参照、(下)一三五—一三六頁。
- (6) 同上、一三六頁。
- (7) 安部能成 天野貞祐、務台理作、下村寅太郎編『田辺哲学』弘文堂、一九五一年、一三頁、以下文中に(辺・13)と埋め込む。
- (8) 田辺が用いるこの概念の独自の意味については後述する。
- (9) 後に詳論するが、理性の絶対批判の立場から、超理性的概念である友愛によって、折衷的ではなく、弁証法的に民主主義と社会主義は統一されると田辺は述べる。
- (10) 家永三郎『田辺元の思想史的研究——戦争と哲学者』法政大学出版局、一九七四年、二四九頁。
- (11) 中楚肇「解説」『田辺元集』近代日本思想体系三三、筑摩書房一九七五年、四三二頁。
- (12) 同上、四五〇頁。
- (13) 嶺秀樹『西田哲学と田辺哲学の対決——場所の論理と弁証法』ミネルヴァ書房、二〇二二年、一三八頁。
- (14) 台田正人『田辺元とハイデガー——封印された哲学』PHP新書、二〇二三年、三九頁。
- (15) 田口茂「田辺元——媒介の哲学、(第三章) 国家論の挫折と理性の運命」『思想』(一〇二)二〇一六年、九六頁。
- (16) 田辺元『田辺元全集』第八卷、筑摩書房、一九六三年、二〇六頁、以下、『田辺元全集』全一五卷(一九六三—一九六四年)からの引用は巻数と頁数を本文に埋め込む。
- (17) 注(15)参照、八九頁。
- (18) 藤田正勝『日本哲学史』昭和堂、二〇一八年、二五六頁。
- (19) 同上、二五七頁。
- (20) 友安宜邦『哲学というナショナルリズム——田辺元と』種の論理』『アソシエ』(一八)、二〇〇七年、三〇頁。
- (21) 佐藤優「学生を戦地へ送るには——田辺元「悪魔の京大講義」を読む」新潮社、二〇一七年、三一頁。
- (22) 尾高朝雄『国家構造論』岩波書店、一九四二年、三九七頁。
- (23) 高山岩男『道徳の危機と新倫理』創文社、一九五二年、一七三頁。
- (24) 高山岩男『教育哲学』玉川大学出版局、一九七六年、一四三頁。
- (25) 田中忠雄「文化類型学批判——蛆たかる哲学的頭脳」『読書人』(二二)、一九四三年、一〇頁。
- (26) 同上、一一頁。
- (27) 轟孝夫「戦後の『京都学派』像——あるいは戦後における『哲学』の不在」大橋良介編『京都学派の思想——種々の像と思想のポテンシャル』人文書院、二〇〇四年、八三頁。
- (28) 廣松渉「近代の超克」論——昭和思想史への一視角』講談社学術文庫、一九八九年、七八頁。
- (29) 注(10)参照、一一二頁。
- (30) 同上、一一七頁。
- (31) J・F・リオタール「日本語版への序文——もともと地上には道はない」『ハイデガーと「ユダヤ人」』本間邦雄訳、藤原書店、

- 一九九二年、序文ii頁。
- (32) 高橋哲哉『記憶のエチカ——戦争・哲学・アウシュヴィッツ』岩波書店、一九九五年、一八〇頁。
- (33) 花澤秀文『高山岩男——京都学派哲学の基礎的研究』人文書院、一九九九年、一五一頁。
- (34) 同上、二八五頁。
- (35) 朝倉友海『東アジアに哲学はないのか——京都学派と新儒家』岩波現代全書、二〇一四年、一八〇—一八一頁参照。
- (36) 高山岩男『教育愛と教師の権威』玉川大学出版局、一九八二年、一三五頁。
- (37) 注(23)参照、一三五頁。
- (38) 高山岩男『哲学的人間学』岩波書店、一九三八年、二二六頁、以下、(哲・頁数)とし、本文中に埋め込む。
- (39) 高山岩男『歴史の推進力と道義的生命力』『中央公論』(六六二)、一九四二年、三五頁。
- (40) 注(36)参照、二七六頁。
- (41) 高山岩男『哲学とは何か』創文社、一九六七年、一六五頁、以下本文中に(学・頁数)として埋め込む。
- (42) 高山は「ゲノッセンシャフト」「協同社会」「第三の道」を同義で用いている。
- (43) 高山岩男『教育と倫理』創文社、一九六八年、二七〇頁、以下、(倫・頁数)として文中に埋め込む。
- (44) 総体とは、「単一性と多数性との総合」を意味する。個人主義でも、全体主義でもなく、総体と成員は、同格的・同位的である(註・274)。
- (45) 村上淳『ドイツの近代法学』東京大学出版会、一九六四年、一一三頁。
- (46) 文部省『国体の本義』一九三七年、五〇頁。

キーワード

田辺元、高山岩男、ゲマインシャフト、ゲゼルシャフト、資本主義

〈公募論文〉

笑うアドルノ

〔真剣なからかい〕の両義性を巡って

入谷秀一

はじめに

笑いは、ファシズムの時代を追放者として生きたテオドル・W・アドルノには、いかにも似つかわしくないモチーフに見える。例えばアメリカ亡命時代に書かれた『ミニマ・モラリア』(一九五二)のサブタイトル(「傷ついた生活裡の省察」)にせよ、「アウシュヴィッツ以後、詩を書くことは野蛮である」(GS10.1.S.30.)¹⁾という有名なテーゼに込められた懐疑主義にせよ、そこには、笑いつきものの快活さとは無縁の、ペシステイックで陰気な雰囲気が漂うばかりである。そもそも

『ミニマ・モラリア』の企てを「憂鬱な学問」(GS4.S.13.)と呼んだアドルノ自身が、一九三〇年代のW・ベンヤミンとの論争において、映画館での観客の笑いを「最悪のブルジョワ的サディズムにみちています」²⁾と断じて以来、笑いに対するネガティブな評価を繰り返し表明してきたのではなかったか。確かに彼は、M・ホルクハイマーとの共著『啓蒙の弁証法』(一九四七)でも、「娯楽産業における笑いは、幸福を装う欺瞞の道具になる」(GS.S.162.)といったコメントを残している。しかし他方で、近年の研究が指摘し始めたように³⁾、アドルノが「幸福を装う欺瞞の道具」とは逆の可能性を、この笑いに求めていたことも事実である。詳細は本論で述べるとして、

ほんの一例を挙げるなら、S・ベケットに対する異例ともい
うべき賞賛がある。アドルノの遺作『美の理論』がベケット
に捧げられる予定だったことはよく知られているが、ベケッ
トの不条理劇「勝負の終わり」の根底にあるモチーフを、彼
は実存主義やヘーゲル弁証法を始めとする、諸々の価値体系
の徹底したパロディ化に見ていた³。だがパロディは、芸術作
品を鑑賞する上で注目すべきモチーフである以上に、アドル
ノが自らの哲学に導入しようとした方法論そのものではな
かったか。例えばニーチェと同様に箴言と断章で構成された
彼の「憂鬱な学問」たる『ミニマ・モラリア』を、ニーチェ
の『愉しい学問』の壮大なパロディと見なすことはできない
だろう⁵。

笑いと、それに隣接する数々のモチーフ——パロディ、
ジョーク、演技、機知、遊びなど——がアドルノの思想にお
いて果たしている役割については、これまでほとんど光が当
てられていない。確かに彼の場合、ベルクソン『笑ひ』や
フロイト『機知』と比較すると、笑いとは何か、ユーモア
はイロニーとどう違うか、といった体系的で精緻な分析を欠
いているのも事実である。だがアドルノは、特に笑いを引き
起こすパロディや機知のパフォーマティブな効果に、歴史的
ですら重要な意義を見出しており、しかもそれは、本稿
の見立てでは、「故郷」からの追放を強いられた彼の個人史

とも無関係ではない。

さて、論点を先にまとめておくなら、パロディには、ある
対象について、当然ある種のひねりを加えながら、その対象
以上に対象「らしく」振舞うという側面がある。そうした誇
張的な演技は、もとの対象に内在する暴力性や論理的なほこ
ろびを明らかにする。対象に接近しこれを真似ることで、逆
説的にも、演技する側がその対象との依存関係から自らを解
放するのである。笑いはこの解放の表徴に他ならない。アド
ルノは、その思想的遍歴の全般にわたり、こうした「模倣」
的な身振りを、ある種の修辭的な戦略として積極的に取り入
れている。と同時にそこには、ドイツ人以上にドイツ的であ
ることを強く意識せざるを得なかった同化ユダヤ人という、
彼自身の出自に関わる意識も垣間見える。ハイデガーのテク
ストに執拗に絡みつき、「本来性(Eigentlichkeit)」を巡る『存
在と時間』の言説を再構成してみせることを通して、ナシヨ
ナリストに顕著な「本物」らしさへのイデオロギーの固執を
暴露⁶しようとした試みなどにも、そうした意識が伺えよう。

だがパロディは他方において、誇張的な模倣を通してユダ
ヤ人を嘲笑する反ユダヤ主義者がそうであるように、相手以
上に「本来の」相手を知っているという幻想に陥りやすい。
アドルノはパロディの持つこうした危険かつ暴力的な両義性
を明らかにしただけでなく、半ば意図的に、自らその隘路に

足を踏み入れてしまった。このひねくれた道のりを追跡し、笑いが陥るアボリアを見極めるのが本稿の目的である。

以下、第一節では『啓蒙の弁証法』以前のアドルノに注目するが、その際、早くも演技（＝本気の「ふり」）と本気という二面性を見せるアドルノ特有のひねくれた振舞いの象徴として、カバと猟犬というニックネームに注目する。カバのイメージを彼が愛好したことがよく知られているのは対照的に、猟犬、すなわちロットヴァイラーという肉食系の動物名は、一時使用された後、アドルノの個人史から完全に追放された。だがこれは、一方が固有かつ「本来の」アドルノを表し、他方が異質かつ「偽物の」自分、様々な事情から仕方なく採用されたセルフ・イメージに過ぎないことを意味するのだろうか。事態はそう単純ではない、というのがこの節の基調を成している。次に第二節では、土着の神々によって象徴される自然の呪縛——それは本来性の呪縛でもある——を解くために機知を用いたオデュッセウスに啓蒙の原型のみならず、反ユダヤ主義者が抱くユダヤ人イメージの原型をも見出す、『啓蒙の弁証法』の論述を追跡する。

A・ラビンバッハが述べているように、解放は不安を伴い、不安は犠牲を要求する、というのが、アドルノがここで示した啓蒙の基本的な図式である。⁸⁾ 自然から離れ過ぎることからくる不安を、ヨーロッパの文明人は、自然を捨てた悪しき存

在である（と彼らが見なす）ユダヤ人に転嫁した。反ユダヤ主義が、いかに彼らの——彼ら自身が直視したくない——セルフ・イメージであるかを示すことで、アドルノは、模倣する者とされる対象との間の癒着した関係性を明らかにした。自らが病的なまでに敬遠する対象への秘かな接近を、カリカチュアという表立った振舞いが可能にするのである（ここにも二面性がある）。だが同時にそれは、頑なにジャズを敬遠するアドルノの内にある欲望をも浮かび上がらせるのではない。啓蒙を巡る彼の一連の洞察は、ジャズと同性愛とを結びつけた彼自身の悪名高い主張が一過性の過失でもなければ、単なる個人的な音楽趣味の問題でもない理由をも明らかにする、というのが本稿の結論である（第三節）。

一 毒には毒を——アドルノの軽音楽批判に見る二重の戦略

「二人が実に平和な時を過ごすことを、そして今や不可避となつてしまった亡命が、引き伸ばされたアモルバッハの経験と大して変わらないものであることを、切に願います。『……』そうこうするうちに蜃気楼のようにアメリカの荒野に消えていったカバとキリン、ハイエナにまつわる全ての出来事を二人に物語ったならば、どんなであるうかと、グレートルと私は今からあれこれと想像しています」——キューバ

からアメリカに渡る予定の両親に対し、一足先にニューヨークに着いていたアドルノは一九三九年五月の手紙でこう述べ、これを「お二人の、今やそのいななきが聞こえるほど(の近き)になった二頭の馬より、心からのキスを」と締めくくっている。カバはアドルノ、キリンは彼の妻グレーテルを指す。これ以後、十年以上に渡って両親と交わされる手紙には、署名として他にも、テオドールの愛称であるテディ、それに「あなたの年老いた子」などが登場する。アモルバッハはアドルノ一家が度々休暇を過ごしたドイツの田舎町である。ここには、異郷の地で不自由な生活を強いられる老齢な両親へのアドルノの気遣いが伺えるが、それだけではない。親密かつ固有なものとの文化的な繋がりが未だ——「引き伸ばされ」て——保たれていることを、幼年期を想起させる様々なイメージが、そして何より手紙のドイツ語が両親、および彼自身に告げ知らせる。無論こうした身振りは、演技的でもある。子供、草食動物、牧歌的な自然など、無垢でナイーブなこれらの形象は、穿った見方をするなら、生存戦略上、意図的に選ばれたセルフ・イメージでもあるだろう(アドルノ一家は、アメリカでは敵国民でもあったのだから)。

我々は何も知らない、何も気づかなかった——こうしたカバに似た鈍重さ(Dummbheit)は、おそらく大戦期に多くの亡命ドイツ人、それにドイツ系ユダヤ人が強いられた政治的身

振りを物語っているのではないか。ところでアドルノには、個人的にもこの鈍重さに訴える所があった。一九四三年の手紙では、息子の恋愛沙汰にやきもきする母に対し、彼はこう書き送っている。「ところで、私のことで一切の心配はご無用です。私はしぶとく生きるカバでして、まず分厚い皮があり、次に、泳ぎを可能にする脂肪層があり、その下に大きな肉の塊、それからようやく実質が来ます」。鉄面皮を装い、しぶとく、したたかに生きることは、文字通り気づかぬ「振り」を要する。しかしそれは時に大きな代償を伴う。

よく知られていることだが、一九三四年にアドルノは、ヒトラー・ユーゲントの指導者B・フォン・シーラッハの詩にH・ミュンツェルが作曲した男性合唱曲を肯定的に取り上げ、その際にゲツベルス流の「ロマン的リアリズム」という語を用いた(GS19,S.312)。この論評は、約三十年後の一九六三年にフランクフルトの学生新聞に取り上げられ、思わぬ仕方で注目されることになった。弁明を講じたアドルノは、そこに新音楽がナチズムを越冬するための戦略的護歩があったことを認め、その動機を、第三帝国は長続きしまいと考えた当時の判断に帰している。「私を愚かな(dumm)戦略的言説へと誘ったのは、これ以外にない」(GS19,S.638)。それに、分別ある読者にとつては、それは当局の「歓心ヲ買アウトスル態度として、見え見えだったに違いない」(Ibid.)。だが、本

当にそれ以外になかったのだろうか。外に何も、隠されていないのだろうか。

長年アドルノのテクスト編集に携わってきたR・ティーデマンは二〇〇一年に、アドルノが一九三三年に書いたと思われる四頁程の未発表原稿「ラジオの権威と流行歌放送」を遅ればせながら公表した。その内容はなかなか刺激的で、要するに、流行歌やジャズなどの軽薄で愚かな、(dumm)音楽を追放するために、ラジオ放送のイニシアチブが民間から国家に移り、ラジオが政治的プロパガンダの道具と化しつつある現在の状況はむしろ好都合である、とアドルノは主張しているのである。彼はナチスのナ字も出してはいないが、文化的混乱と愚かしい大衆の醸成(と彼に映るもの)を一刀両断するために、明らかに保守的な——しかも現在からすれば、疑問の余地なく反動的・反モダニズム的で人種主義的な——文化統制という権威的手段に秋波を送る、かつての師匠の主張をティーデマンは「敵的手段をおのれの目的に利用しようとする日和見主義」と断じている。¹³⁾

この原稿が一九三三年の——この年の一月にヒトラーは内閣を発足させ、権力を掌握する——どの時点で書かれたものか、ティーデマンは何も記していないが、例えば一九二〇年末には既に保守系の音楽雑誌がE・クシエネクやK・ヴァイルのジャズ・オペラを批判していたし、ナチスが議会の過半

数を獲得したテューリンゲン州では一九三〇年に「ニグロ文化禁止令」が出されており、また一九三三年四月にはベルリンのラジオ局がジャズの放送を全面的に禁止している。同年九月にはゲッベルスを頂点とする帝国文化院が設立され、以降(ユダヤ系文化人の追放を含む)排外主義的な政策が押し進められてゆく。そもそもアドルノ自身からして、同年四月に制定された職業官吏再建法によって大学ポストを剥奪され、音楽批評家としての活動も著しく制限されることになった、とクシエネクに吐露していたのであるから、統制の波は他人事ではなかったのである。¹⁴⁾

にもかかわらず、「ラジオの権威と流行歌放送」の筆致は、自身が権力の走狗と化したかのように、過剰なまでに挑発的である。「今日のラジオは国家の道具であり、この決定的な数カ月間で国家への奉仕についての政治的・公共的な衝撃力を証明した。これまで誰一人としてこのガーガー喋る家庭生活の伴奏者に備わっているとは思ひもしなかった衝撃力のもとに、民間の領域のすべてが葬られたのである」¹⁵⁾。しかし、とアドルノは言う。本物の民謡を嘲笑し、人の心を安売りするような流行歌は垂れ流しのままで。無論、日常の慰謝として大衆音楽に耳を傾けたいとする顧客の要望は無視できないではないか、というプラグマティックな反論については承知している。が、だからといって「選択の余地なく、しまいに

は破裂する程何もかも押しつぶすような勢いで「ラジオから出るひどい音楽によって」賜語めにされた一日を過ごすのがよい、ということにはならない¹⁵⁾。

そこで提案だ、とアドルノが言うに、一定の時間帯、とある日曜の夜一時から、中央によって組織化されたプロバガンダに即してドイツ国民のラジオによる流行歌の放送を禁止してはどうか、と。音楽家やアナウンサーが最もくだらぬ陳腐な代物を繰り返し返しマイクの前で披露し、その愚劣が極まる頂点において、電撃的に放送が中断される。かくして、流行歌の引用から継ぎ接ぎされたパロディ的な放送劇が、この音楽の惨めな月並みさを示すことになる。本物の音楽を嘲笑する流行歌が、一転して笑いの物となる。アドルノはこれを「流行歌ヲ叩キ潰セ (SCHLAGT DEN SCHLAGER)」と銘打ったプロバガンダ週間の「催し」として提案しているが、ここに伺えるものはまさしく、SCHLAGT DEN SCHLAGER という言葉遊び同様、嘲笑するものこそ、嘲笑に値するという論理ではないだろうか。このアドルノの原稿について詳細に解説している竹峰義和は、反ユダヤ主義者ほどユダヤ人の真似をしたがる、という、アドルノが後年『啓蒙の弁証法』で鋭く指摘することになるミメーシスの誘惑に、彼自身が一瞬駆られてしまったのではないか、と指摘している。「すなわち、フアシスト的な言説を巧みに模倣しながらアドルノが、みずからに

とって流行歌が何を表しているのかをマイクの前で誇張的に実演してみせるようラジオ・アナウンサーに要求するとき、嫌悪する対象にミメーシス的に同化してみせるという退行的な欲望に二重に身をゆだねてしまったのである¹⁶⁾。

竹峰はさらにこの退行を、流行歌 (Schlagen) を叩き潰す (schlagen) ために国営化されたラジオの衝撃力 (Schlagkraft) を電撃的に (schlagartig) 用いる、というアドルノの提案 (Vorschlag) に示された「殴打 (Schlag)」の形象の重なりに見出し、「それを単なる言葉の戯れとして安易に片づけることはできないだろう¹⁷⁾」と述べる。この診断に異論はないのだが、ただし他方で私は、まさにこの「言葉の戯れ」の可能性にこそ注視したい。つまり、この短い原稿にあらさまに繰り返される Schlag という単語を前にすると、彼が一種のジョーク、という意味合いも込めて、これを書いたのでは、と考えたくなるのである。加えて忘れてならないのは、彼が結局のところ、これを未発表のままにとどめ、決して自身が書いたテキストと公認しなかったことである。アドルノは、さすがに笑えないほど冗談が過ぎた、と考えたのではないだろうか。

この仮定を裏付ける直接的な証拠はない¹⁸⁾。ただ、仮にこれが合っているにせよ、それは、原稿の内容が真剣ではなかった、ということの意味しない。つまりそれは、アドルノが軽音楽を本気であらかつかっている、ということである。E・オバー

ルの表現を借りるなら、彼は一石二鳥を狙っていた、と考えるのが妥当ではないか。すなわちナチズムの権威とパロディ的に一体化しつつ——これがアドルノが釈明していた所の、見え過ぎるほどに見え透いた迎合的態度に他ならない——、他方のだが、まさにこの権威の「毒」をもって軽音楽という「毒」を徹底的に制するという、二重の戦略に訴えることを、たとえ一瞬にせよ構想したのではないか。しかしこれは危険な戯れに違いない。というのは、先の竹峰のコメントからも伺えるように、からかいと真剣さは対立するのではなく、むしろ当の対立という外見に保護されることで一層——倒錯した形にせよ——接近するからである。

この倒錯の構図については、次節でより詳しく分析するとして、戯れの行方を追跡しよう。S・ミユラー＝ドームは、ベルリンで発行されていた『フォス新聞』への掲載を念頭に、彼が上述の原稿を書いた、と推測している。だがユダヤ系の購買層を多く抱えていたこのリベラル系教養誌は、ナチスの圧力に抗しきれず一九三四年には廃刊となってしまう。同年春からロンドンに居を移していたアドルノはこれ以降、主にオーストリアの音楽雑誌『23』に幾つかの批評を掲載することになるが、ここで彼が用いた偽名こそ、ヘクトール・ロツトヴァイラーなのである。

この二年後、同じくロツトヴァイラー名義の評論「ジャズ

について」がホルクハイマーの主宰する『社会研究誌』に発表される。さて、ここではジャズの特徴づけとして、Schein という言葉が散見される。アドルノ研究者であれば周知のように、Schein (仮象) は、本物の (authentisch) ——これまた周知のように、彼はハイデガーを彷彿とさせる「本来の (eigentlich)」という語を強く忌避する——美的経験を示すキーワードとして、彼が好んで用いる言葉だが、ここでは「ジャズの民主的な構えが見せかけ (Schein) にすぎないことは」(GS17,S.80) といった口調に伺えるように、否定的な意味しか与えられていない。それは、その直前の「ジャズは、時代の意識を特徴づける意味において、えせ民主的である」(GS17,S.79) という文からしても明らかである。この評論によれば、ジャズにあるのは見せかけの新しさ、見せかけの自由、見せかけの民主性、見せかけのエロス、見せかけの野生、見せかけの集団性、そして見せかけの滑稽さである。かくして、偽物の文化であるジャズは、うわべの価値しか持たず、音楽が持つべき深み、を欠く、とされる。さらにアドルノ＝ロツトヴァイラーは一年の後、この論考に補遺を追加するが、ここには、次のような生々しい見解が吐露されている。「はじめて Jazz ということばを読んだとき、わたしは自分が愕然としたことをはっきり覚えている。このことばが、ドイツ語の Hatz (猟犬を用いる狩猟) から来ているというのはいかに

ありそうなことで、血に飢えた猟犬による足のおそい動物の追跡を彷彿させるところがあるのだ」(GS17,S.102)。

狩猟を行う当の本人が、獲物を猟犬と呼ぶのは、いかにも倒錯的な身振りとしか言いようがなく、(SCHLAGT DEN SCHLAGER「嘲笑するものこそ……、反ユダヤ主義者」そ……)。

この見せかけの名について、アドルノ自身は後年、こう説明している。「ロットヴァイラーは典型的な大型番犬だし、その名前はほとんどいつもヘクトールだ。それは恐怖を抱かせる動物で、だからどんなナチも疑うことなく、その後ろにアリア的でない作家は身を隠すのだ」。トロイアの王子にしてトロイア戦争における王国防衛の総大将として活躍、アキレウスとの闘いに敗れ、命を落とすこの古代の悲劇的英雄の名ヘクトールを、彼は敢えて採用した。現実のドイツ以上にドイツ的・愛国主義的に響くこの名には、オパールが指摘するように、異国の地から素性を隠して記事を書かざるを得ない「よそ者」による冷やかしが含まれているのかもしれない。²³⁾つまり例のからかい、真剣過ぎる「振り」に基づくパロディである。だが他方で、ロットヴァイラーによるテクストが、その名に似つかわしい執拗さでもって攻撃的に獲物を追いつめ、嘲笑しているのも確かなのである(ちなみに、後の批判理論サークルにおいて、ホルクハイマーの信用をバックに遠慮会釈なく人物評価を下すアドルノを、W・シュツテは「辛辣なロットヴァ

イラー」²³⁾と形容している)。要するに、演技がもはや単なる演技でなくなっている。後の『啓蒙の弁証法』における文化産業論と同様、アドルノ・ロットヴァイラーは、ジャズの全てが「救いようがなく」(GS17,S.100)と一刀両断する。

二 機知の二重性を巡って

——オデュッセウスの機知から反ユダヤ主義^{カリカチュア}の風刺へ

アメリカに亡命して後、彼がホルクハイマーとともに書き留めた原稿は、共著『啓蒙の弁証法』に結集する。ここで二人はホメロスの叙事詩『オデュッセイア』に注目するが、それは、盲目的で野蛮な自然状態を脱するという啓蒙のプロジェクトが当の啓蒙自身の所産を通して野蛮に回帰する——アウシュヴィッツの、隅々まで合理化された大量殺人のメカニズムを想起すればよい——という恐るべき逆説が、この「狡知によつて生き延びて、最終的な勝者となる知将の物語」²⁴⁾に先取りされている、と考えるからである。

ところで二人が解釈してみせる『オデュッセイア』には、「ラジオの権威と流行歌放送」にはない Schlag の形象が登場する。二人のような亡命ユダヤ人同様、故郷から遠く離れ、漂泊を余儀なくされる (verschlagen werden) オデュッセウスのしたたかで、抜け目のない (verschlagen) 性格は「彼が自己保存のために自分自身に対して加えた数々の打撃 (Schläge) のあとが

刻まれた」(GS3.574) その相貌に表れている、とされるのである。Schlagは(二)では、ジョークの単なる小道具でない。以下で見るようにアドルノは、この古代の英雄のSchlagを通して、機知や狡知の持つ両義性——それらは、笑いに訴える者が「生き延び」ることを可能にするだけでなく、彼らに犠牲をも要求する——を明らかにしてゆく。そうした両義性は、右に触れた啓蒙の逆説とどう関係しているのだろうか。

前節では、ロットヴァイラーという渾名が含意する嘲笑的身振りに注目し、それが特にジャズを筆頭とした(アドルノ言うところの) キネティックな 際物文化をターゲットにしている点を指摘したところ、そこで示された「真剣なからかい」の両義性は、渾名(Spitzname)というドイツ語にそもそも、含まれているように思われる。Spitzには辛辣な、嫌みのという意味の他、(まさに肉食獣の牙を思わせる) 先の尖った、鋭い、というニュアンスがある。またSpitznameの類語であるScherznameのScherzが冗談、ジョーク、冷やかしを指すのに対して、同じく類語のEkelnameのEkel(吐き気)には、名指されたものに対する、ジョークでは済まない真剣な嫌悪が感じ取れよう。ところで、『啓蒙の弁証法』には、名と笑いを巡るこうした複雑な布置に触れた箇所がある。

笑いが今日に至るまで、暴力の徴しであり、盲目で頑

固な自然の爆発であるとしても、それは正反対の要素をも内に含んでいる。つまり、笑いとともに、盲目の自然は自分自身をまさしくそれと自覚するのであり、それによって破壊的暴力を捨て去るのである。この笑いの意味の二重性は名前のそれと近い関係にあり、名前はおそらく笑い声の化石化したものに他ならないのかもしれない。それはつまり、今日の渾名(Spitznamen)のようなものであって、渾名はそこに命名という根源的行為がなお幾分か生き続けている唯一のものである。(GS3.967)

もつとも、ここだけを見る限りは、筆者たちの言わんとする所は未だはつきりしない。とはいえ、アドルノが主に担当したと目されるオデュッセイア論は、命名と暴力、笑いのつながりについて示唆する所が多い。出来るだけコンパクトにまとめてみよう。

彼はここで、ホメロスの描く神話的世界がすでに人間によって合理化された世界である証左として、生けるものを翻弄する大地や気象、神などに——「ポセイドン」が海を象徴する、という具合に——名を与えることで、意のままにならない神的存在が意味づけ可能な対象として可視化されていること(Cf. GS3.564)、やがては、祭式や儀礼を通じて、繰り返し恵みを与える存在として自然が崇拜されていること、な

どに注目する (Cf. GS35.33)。1) の場合、もたらされるのが災厄であつても問題ない。重要なのは、儀礼が周期的に開催されるのと同じく、自然を反復・回帰するもの「として」捉えることである。そこにはすでに、自然をその法則性に従つて特徴づけるといふ知の習慣が芽生えつつある。

この「として」はある意味、大古から受け継がれてきた詐称の装置でもあるが、だからといってそこに自然に対する人間の優位性が刻まれている、と単純に断ずるわけにはいかない。アドルノが論ずるに、この「として」は何より人間自身に向けられている。すなわち、反復する自然に応じるために、人間もまた自身を同じような客体、つまり生産或いは再生産という働きを——或いは、ただその働きのみを——担う労働力「として」思い込む必要があつた、ということである。繰り返しが特徴である労働は当然、力の無駄で不規則な感情的浪費である「快楽」を徹底して遠ざける。そこから、いわば洗練された防衛機制としての「私は私である」という自己同一性が成立してくる。そこに見て取れるのは、短く表現するなら、もの「として」の自然に自身を似せることでこれを支配しようとする、二重に倒錯したミーシス的欲望に他ならない。アドルノはこれを「犠牲の内面化」、「死せる存在の模倣」といった具合に表現するが (Cf. GS35.76)、彼からすれば、身体の感情的蠢き (Regung) などを筆頭とする (自

身の) 内的自然の抑圧は、外的自然を支配・搾取するために主体が支払つた代償なのだろう。

だがこうした犠牲の帰趨を物語る、より興味深いエピソードがある。不安定な生活が常態であるアニミズムの世界では、同じものを名指す名は人知を超えた存在を予感させる。つまりそこでは、名は神々に固有の (暴) 力を体現しており、その象徴たる名を通してこそ、それらは常に畏怖すべき存在、人に身震いを強いる対象「として」現れる。ところで、オデュッセウスが際立っているのは、この命名の力をさらに逆手にとつて、まさしく神々の力でもつて神々自身を騙そうと大胆に試みるからである。

これを象徴的に物語るのは、オデュッセウスがポセイダンの息子であり一つ目の人食い巨人であるポリュペーモスの洞窟から逃れる折、自分をウーデイスと名乗つた、というエピソードである。オデュッセウスと発音の似たこの偽名は、古代ギリシア語では誰でもない者を指す。洞窟から逃れた一行を捕えようと、一つ目の仲間たちが集まつても、ポリュペーモスは誰でもない者にやられた、と意味不明の返答しかできない。個人のアイデンティティを担うべき名の力への信頼と、まさにそうした力を出し抜く名自身の記号性の交錯が、笑劇めいたこの場面を演出する。英雄は自ら身を震わせ、哄笑する。自分は誰でもない、存在しないただの「無」だ、そうい

うことにしてしまおう。だが、それがどうしたのだ、たかだか名ではないか。「詭計はしかしし、「言葉と対象の」区別につけこむ所に成り立つ」(GSS, 279)。名はしよせん対象を名指す記号に過ぎず、それ自体は何ら固有な実質を持たず、従って自分のアイデンティティには何ら影響はない、というわけである。

しかしオデュッセウスは他方で、この抜け目のなさを徹底できず、「名前の呪縛を完全に断ち切る」(ibid.) ことができない。「逃走の途上、まだ巨人の投石の到達圏内にあるうちから、彼は巨人を嘲弄するばかりか、自分の本名や素性を打ち明けてしまう。[……] 仲間のものたちは彼に対して、愚かしい真似は慎んで分別ある振舞いをするように求める。だが、それはうまく行かない」(GSS, 387)。アドルノはこの知将をクールで合理的な詐欺師というより、いくら学習しても愚かな冒険を止めない物好きとみているが、これは意味深い。『オデュッセイア』では、その近くを通る者の身を破滅させるといわれる女神セイレーンの歌声を聞くオデュッセウス一行のエピソードも知られているが、確かに、故郷イタケへの帰還という目的を忠実に遂行したければ、わざわざこうしたリスクを負う必要はなかったのではないか。それに、言葉と単なる記号と見なしたはずのオデュッセウスは、よくしゃべるのである。

知将の矛盾した行動の理由はどこにあるのか。「もの」に自身を似せることで「もの」としての自然を支配しようとする啓蒙のプロジェクトが行き着くユートピアを考えてみれば、これは容易に推測できる。というのは、自然支配を貫徹した結果として残されるのは、「死せる存在の模倣」、すなわち、感動はおろか、驚きや脅威すら不要となる、要するにかの生ける存在として身を震わす一切の可能性を剥奪された死せる自然だからである。徹底して記号化され、匿名化した世界では、すべてが同一の尺度に即して計量され、交換可能となる。ここでは、支配の主体である人間自身にさえ、自然存在としての僅かな *Regung* も残らない。オデュッセウスはそれに耐えられないのである。そこに啓蒙の限界がある。

とはいえ、言葉を裏切ったこの英雄がより一層言葉に頼るように、固有な生である自己を否定しかねないこの機知 (*Witz*) を介することでは、自然の圧倒的な力の裏をかく (*outwit*) ことはできない、という苦悩が彼にあったのも、アドルノによれば確かである。こうした両義性は、それぞれの土地に縛られ、命名の力をそのまま信奉しうる定住者たちとは違い、漂泊を続けるオデュッセウスの生存が、人と神話的自然との間を行きかい、仲介する (*vernünftig*) —— それでいて、いずれの陣営にも属さない —— ことを通じてのみ可能であるがゆえに、ますます際立ってくる。興味深いことにアドルノはこ

ここで、商品の交換や取引に長けた自由なる仲介業者 (Mittelsmann) の姿を、つまりかのユダヤ的類型をオデュッセウスに読み込まずにはいられない。「自分がオデュッセウスであることを打ち明けずにはいられない、この「誰でもない者」は、死の不安に脅かされながらも死の不安に由来する優越を誇りとしている、あのユダヤ人の相貌をすでに帯びている」(GS3.5.88)。さらに続けて彼は言う。「そしてこの仲介者に対する復讐は、市民社会の終末に初めて起るのではなく、すでに初頭において、あらゆる形態の暴力がたえず到達しようとして奮っている否定的ユートピアとして姿を見せている」(Ibid.)。

我々はここから、アドルノのオデュッセイア論の結論に一気に進むことができよう。この英雄の振舞いには、啓蒙のユダヤ的ユートピアのみならず、ユダヤ人への復讐が否定的ユートピアとして、いわば二重写しに表れている、と彼は指摘する。つまり反ユダヤ主義とは、自然支配を希求しつつ、それを貫徹することに不安を覚える西洋的な知性の自画像に他ならない、というわけである。

この自画像は「人は自分が恐れる当のものによって魅了される」(GS3.5.208) という両義的な感情を含んでいるがゆえに、世のユダヤ人イメージが矛盾を孕むことになるのも当然だ、とアドルノは主張する。彼らは、(肉体) 労働の苦しみを経

験することなく「もの」の取引のみによって利益を得る冷徹な資本家である一方で、肥え太り、女性たちを言葉巧みに籠絡させるなど、強欲にまみれた獣のようなキャラクターとして表象される。中でも、とりわけナシヨナリストたちを苛立たせるのは、固有の土地を持たないにもかかわらず、どのような国にあつてもまるで自らの故郷のように馴染むことのできる同化ユダヤ人の振舞いだろう。かくして、オデュッセウスがそうであつたように「進歩した文明の側から見れば、ユダヤ人とは時代遅れでありながらもあまりにも先走つており、自分たちとは似ても似つかぬものであり、利口でありながら愚かな者だ、ということになる」(GS3.5.211. 強調は本稿筆者)。

だがアドルノはここからさらに一步踏み出す。彼によれば、文明人がアイデンティティの危機に陥ることなく、矛盾した感情から自身を守るためには、いわばこれを内から外へと吐き出す以外にない。「主体が自分自身のものであるくせに自分のものとは認めたくない情動は、客体に、つまり予定された犠牲者に、押しつけられる」(GS3.5.212)。この犠牲者こそユダヤ人である。それは不気味なもの (das Unheimliche) を抑圧された己の欲望の回帰として論じたフロイトの洞察を思わせるが、実際アドルノはこうした押しつけを、精神分析的に、パラノイア的な転移として記述している。

ただし興味深いことに、彼はこれに先んじる形で、三〇年

代末に亡命先であるロンドン、ニューヨークで執筆した『ヴァーグナー試論』において、R・ヴァーグナーの反ユダヤ主義を自己投影のメカニズムに基づいて論じていた。この楽匠のユダヤ人への「異常気質めいた憎悪に対しては、嫌悪 (Ekel) とは思まわしき対象に同類と見られることへの不安だとしたベンヤミンの規定が当てはまる」(GS13S22)と彼は言う。だがそれだけではない。吐き気 (Ekel) がそうであるように、嫌悪は内に溜め込むことはできない。彼はヴァーグナーの作品の中で、いかにユダヤ人がカリカチュアライズされ、嘲笑されているかを論じつつ、自分に似た他者への軽薄な笑いが、深刻な自己嫌悪から己の気をそらせるのに不可欠な役割を果たしている点に触れている。「笑いや冗談のようにただの遊びにしてしまうことは、常にもっとも悪しきものの合理化を助長するのだ」(GS13S19-20)。

終わりに——ジャズという傷

いささか迂遠な論述になったが、以上が、自然という故郷からの解放が不安を伴い、且つこの不安が、解放の代償として犠牲を要求するという、啓蒙の弁証法的な帰趨である。それは欲望と嫌悪との結びつきを、そして啓蒙の似ても似つかぬ他者(ユダヤ人)に対するこの両義的な情動の投影を説

明するだけでない。アドルノの論述は——ユダヤ人への真剣なからかいが示唆するように——不安定な心理状態からの自己の解放が、いかに他者の抑圧という犠牲のもとで成立してくるか、啓蒙に不可欠である笑いのパフォーマティブな両義性をも明らかにするのである。

とはいえ、これまた興味深いことにアドルノは——そしてこれが彼の論理の極めて剣呑な部分でもあるのだが——ネガティブな感情の投影は、それ自体としては否定できないし、そうすべきでもない、と考える。『啓蒙の弁証法』が主張する所では、「憎悪は有和のネガなのである。有和とはユダヤ教の最高の概念であり、その神髄は期待にある」(GS3S225)。さらにアドルノが『ミニマ・モラリア』で述べるに、「心理学の知見によれば、禍いを心に描く者はなんらかの意味でそれを待ち望んでいるという。[……]外界の出来事にとりとめない投射を行なつて、この上なくばかかしい想像をしたる、最悪の場面を心に描く場合でも、社会を永続させている冷厳な法則をなんとかして見究めようとする意識の無自覚な努力が働いているのだ」(GS18S5-6)。憎悪が否定されるべきでないのは、その投影を、投影する側の一方的で根拠のない妄想として片づけるわけにはいかないからであろう。アドルノによれば、そうした妄想の遠因は投影先である社会の側にもあり、パラノイア患者の誇大妄想はそのエキセントリック

クともいふべき攻撃的な感受性によって、一見すると合理的な装いを崩さない社会の不条理な真相に触れることに成功するという。『ヴァーグナー試論』でも彼は、自分が共感を寄せる相手の弱点を過たず見抜く楽匠の「デモーニッシュな」(GS3.S.18) エーモアに言及している。

従って彼によれば、問題は、自分は真面目で相手は不真面目、自分には固有なアイデンティティがあり、相手はただ悪意ある物まねや擬態を繰り返すだけ、といった二分法への固執そのものにある。狂人は相手が映し出す自身の狂気を自覚せず、あくまで己の正しさを盲信する、というわけである。だが「本当の狂気は、狂うことのできない者のうちに、つまりあの否定性に対する思考の無能力さのうちに、はじめて存在する」(GS3.S.220)。

M・ジェイが論じているように、キルケゴールやハイデガーとの対決以来、アドルノには、真面目さのみならず、混じりけないもの、事柄の本質とされるものへの深い疑念があった。かみ砕いて言うなら、自分「本来の」(eigentlich)「性格や「本」音、固有の」(eigen)「特質といった言い方には、自分のものは自分のものという同一性への信頼が反映しており、この信頼が過剰になるに従って、他者を必要としない自律的で「強い」自我といった概念への手放しの称賛、そしてひいては、ユダヤ人のような自己「本来の」土地を持たない漂泊者への

敵意が生じてくる。だがアドルノが述べるに、人の「心の動きには、たえず、模倣とか、遊戯とか、現状とは違ったものでありたいという願望がつきまとっている」(GS3.S.174)のであり——その意味では、ユダヤ人への敵意は、羨望交じりの恨み、と言つてもいいかもしれない——、彼は、そうした願望を抑圧したくなければ「むしろにせものの汚名を甘んじて身に受けるであろう」(GS3.S.176)とまで述べる。

これは単純に、固有なものの否定ではない。それは別の固有性への接近を生むだけである。だからこそアドルノは、これを誇張的に演じることを通じて、表立っては意味深い様相を見せる当の固有なものの暴力性、笑うべき無意味さを内側から暴露する戦略に引き寄せられていった。ジェイによれば、そもそも彼の思考自体に、ベンヤミンを始めとする「多くの友人たちによる最も注目すべきアイデアの、完全な複製とはいわれないもののその改訂版」といった面があつて、さらにジェイは、かようにオリジナルな——換言すれば、我こそはその思想の起源(origin)であると主張する——思想家であること拒否したアドルノのスタイルのパフォーマティブな意義にこそ注目すべき、と述べる。その点で言うなら、例えば彼の六〇年代の代表作『否定弁証法』も、カントやヘーゲル、ハイデガーなどの思想をモニタージュ的に突き合わせ、強引な対話の舞台を設定することで、いかに体系的な哲学がその体

系の外側ではちぐはぐな、また時にグロテスクな主張を見せるかを演技してみせたシユールなパロディ的試みとして読めるのではないか。この模倣的なパフォーマンスは、パロディを演じる当事者自身を笑いに誘うベケットの舞台がそうであるように(Cf. GS11.S.305-6)、いわば自己治療的な効果を狙っている。その意味でアドルノは芸術の可能性を、他者をターゲットとした攻撃的な行為にすぐさま不安や欲望を転換させるパラノイア患者と違い、たとえ誇張されたものであるにせよ表現を媒介させることで、己の内にある矛盾した情動と粘り強く対話し、その一本調子な深刻さを宥め、救済する「遊び」の余地を開示する点に見たのではないか。

さて、本稿の締めくくりとして、ここで改めて第一節の内容に立ち戻ってみよう。つまり、これまでの議論をふまえた上で、特にジャズに関するアドルノの叙述スタイルについて再度検証してみたい(要するに、アドルノをアドルノ的に読む、というわけである)。

例えば彼は、件の「ジャズについて」ではクシエネクのジャズ・オペラ「ジョニーは弾き始める」にほんの一瞬だけ言及するが、このクシエネクこそ、現代音楽を志す同志としてイギリス亡命中のアドルノの精神的支柱になった人物だった。加えてこのオペラはナチによって、その黒人音楽とユダヤ的退廃との融合を理由に、一九三三年以降ドイツでの演奏が禁

じられていた。けれども「ジャズについて」が公表された三年の段階にあっても、ジャズは、今風に言えば、その同調圧力的な機能や現象が一本調子に論じられるだけである。あたかもジャズを担った個人など、ましてやジャズとナチとの間にコンフリクトなど存在しなかったかの如くである。

特に問題と思われるのは、アドルノがジャズの中性的要素と捉えるものを、両性具有的で同性愛的なものと同視し、その「女々しさ」を揶揄するかのように、ジャズ主体に下、イッ名を与えるとするれば、それは「ペーターという名前以外ではありえない」(GS17.S.103)と述べているくだりだろう。ここで彼はペーターという渾名でもって、ジャズファンを周りに同調しやすい幼児的で未成熟な集団と見なす、それ自体が千篇一律な調子の冷やかしを披歴しているだけでなく、イエスを三度裏切った軟弱なユダヤ人ペテロとの結びつきをも示唆している(Cf. GS17.S.103-4)。ジャズがユダヤ人迫害の口実としてナチに利用されていることを、明らかにアドルノは知っていたにもかかわらずである。さらに奇異に思われるのは、彼がこの中性的要素に自分好みのモダニズム音楽に通じる志向を、すなわち、家父長主義とそれを支える伝統的で性抑圧的な「強い」自我イメージへの反抗を感じ取っているにもかかわらず、この点に触れるや否や、即座にこれを「もちろんこれらの〔性衝動の解放に寄与するはずのジャズの〕行動

はあやまった統合によってただちに抑圧され、抑圧されて始めて——その社会的な境位において——毒素を帯びるようになる」(GS17, S.106.) という具合に否認する点であろう。

音楽的志向をすぎさま性的類型と結びつける「ジャズについて」の分析手法は、戦後発表されたジャズ論「時間のない流行 ジャズについて」(二九五三)でも変わらず、むしろ一層顕著になる。アドルノは『ミニマ・モラリア』でも、同性愛者をその同調志向において没個性的で女々しく、従順なマゾヒストとみなす一方で、この男性集団——女性同性愛者の存在はアドルノの視野に全く入っていない——は、自分たちとは違うマイノリティに対しては極度に威圧的に振舞うサディストになる、と断じていたが、このジャズ論では、こうしたサド・マゾの性格でもってジャズファン全般を囲い込むという力業に訴える。相変わらず毒には毒を、というわけである。だがそれは、K・アミドンが下すような皮肉な結果に帰着せざるをえない。「ホルクハイマーとアドルノによる同性愛概念の否定弁証法的な展開において最も厄介な側面は、個々の人間やその実践の多様性について何ら説明しようとしていない点にある。J・パトラーはアドルノが、その倫理的な著作において実際、個々人に「暴力」としてのしかかる誤った普遍性についてどこで、またどのように強烈な批判を行ったかを探究した。にもかかわらず、彼とホルクハイマーの

同性愛へのアプローチには、この批判精神が全く欠けているように見える。そしてそれは、哲学的に基礎づけられた社会理論を展開しようとする彼らの企図が「……」個人を均質化している、ということからも明らかである」⁽²⁾。

アドルノのジャズ論には、シンクペーションや即興を好むジャズの自由で自然な演奏スタイルがすべてパターン化された商品であり、大衆向けの消費物として最初から体制順応的である、という主張が繰り返し現れる。しかもそれらが文字通り「偽物」であるのは、彼によれば、演奏者も聴衆もその自由奔放でエキセントリックなパフォーマンスを「本物」の自然の発露だと誤認するからだ、とされる。特に女々しきジャズファンの男たちはそこに、現実原則(フロイト)によって抑圧されていた真の快楽を、あたかも帰るべき「故郷」を再び見出した子供のように無邪気に求める、と彼は批判してやまない。

おそらくここにアドルノの怒りのポイントがある。というのは、母なる自然との直接的な一体化がもたらす、幼児的な脱自の状態——個人としての輪郭や私的な領域、要するに自我の放棄——は、彼が集団的な権威主義の要因として最大限警戒する暴力装置であると同時に、理性により合理化されざる最初で最後のユートピアとして、最も救済に値するものでもあるからだ。それはオデュッセウスが女神セイレーンの歌

声に、そして何より故郷を追放された「年老いた子」であるアドルノ自身が「引き伸ばされたアモルバッハ」に求めた幸福でもあった。だがそこに至る道のりは容易ではない。「そもそも幸福とは、母胎の中で安らかに眠っていた状態が原型となるような、すつぼりとわが身を包まれた状態に他ならない。しかしだからこそ、当の本人は自分が幸福であることを知り得ない」(GS&S.126)。アドルノは幸福が、自然の模倣はまさしく模倣に過ぎないという自覚——この覚めた啓蒙の意識こそオデュッセウスに、そしてアドルノに生存を約束するものだったことを想起しよう——同様、この「知り得ない」という断念と引き換えのものだ、と考える。幸福をそれ「として」表現するには、距離がある。『啓蒙の弁証法』が言うように「故郷とは抜け出ていることである」(GS&S.97)。だがジャズにはこの自覚がない。そして、この「ない」ということが、まさに断念した者の傷に触れるのだ。「結局、際物に対する憤慨は、際物がたあいもなく模倣の幸福に溺れていることへの怒りである」(GS&S.257)。

ジャズが本当に、見たいものしか見ない無邪気さで満ちているのかどうか、学術的に検証することは容易ではなからうけれども、アドルノのジャズ論にも、見たくないものを巧みにかわしていく面があったのは上述の通りである。傷は殊の外深く、それが彼の目を曇らせる。ジャズは紋切型な音楽だ

という、それ自体紋切型なイメージがジャズに投影されるが、この投影はそれと自覚されることなく、従って憎悪から宥和へと反転することなく、対象の本質そのものの反映だとされる。つまりジャズは悪しき模倣以外の何物でもなく、ベケツトらのそれとは、ましてやアドルノ本人のパロディの戦略とは異なり、救済されるべきものは何もない。「そもそもジャズがどの程度まで真正のニグロ音楽とかわりがあるかということ自体、大いに問題なのである」(GS17.5.82)。——のちに「にせものの汚名を甘んじて身に受ける」と宣言するアドルノにしては奇妙なことに、ここではジャズは、そのオリジナリティの欠如がゆえに糾弾されている。だが私はこうした二分法に、後年彼自身が反ユダヤ主義者に見出したような、欲望の裏返しとしての病的憎悪、といった側面を感じずにはいられない。求めるものが近ければそれだけ、不安もなくそれを掌中に行っている(ように映る)者には罰を、すなわち嘲笑を与えねばならない、というわけである。犠牲の論理はなお健在なのである。

無邪気に笑うことはかくも難しい。だが邪気(毒)を含まない笑いは無力であろう。死の数年前にアドルノが述懐した所によれば、彼は亡命時代、アメリカでのある催しで、それとは知らずに義手をつけた元兵士の俳優と握手をし、思わずとまどいを見せた直後、同じ場所に居合わせたチャップリン

にそのシーンを真似されたことがあるらしい。チャップリンによるパロディは苦々しいものを含んでいる。というのはアドルノによれば、このパロディの成功は、他者の失敗に嬉々として感応し、犠牲となる獲物に不意をついて飛びかかる肉食獣 (Raubtier) のような——さすがにロットヴァイラーのよ
うな、とは彼は言わないが——暴力性を含んだ無垢な遊び心
を必要とするからである (Cf. GS101.S.364)。だがそれこそま
さに、行き場のない自身とまどいを救済し、慰めるもので
もあつた。「チャップリンがもたらす笑いはすべて、惨たら
しさとかくも近いのだが、この惨たらしさと紙一重の笑いだ
けが、おのれを正当化し、救済するものを得る」(GS10.
1.S.365-6)。おそらくこうした両義性にどこまでも自覚的
であることが、笑いに許された唯一の可能性だ、とアドルノは
考えたのだろう。けれどもジャズに向けられたストレートな
嘲笑は、こうした自覚の困難さを物語っている。それこそが
彼が我々に残した教訓である。

(にゅうや・しゅういち／哲学・ドイツ思想史)

注

(一) 『アドルノ全集』からの引用等については、Theodor W. Adorno, *Gesammelte Schriften*, Rolf Tiedemann u.a. (Hg.), Frankfurt a.M., Suhrkamp, 2003 を用い、Gと巻数、頁数で簡略表示した。また訳は既存の邦訳におおむね従ったが、一部改変した箇所もある。

(2) ヘンリー・ローニツ編『ペンヤミン／アドルノ往復書簡 1928-1940』野村修訳、晶文社、一九九六年、一四二頁。

(3) Cf. Shea Coulson, *Funnier Than Unhappiness: Adorno and the Art of Laughter*, in: *New German Critique*, No. 100, Winter, 2007; Jarmo Hietalahti, *Socially Critical Humor: Discussing Humor with Erich Fromm and Theodor W. Adorno*, in: *Ideias*, 8(1), 2017; 竹峰義和『アドルノ、複製技術へのまなざし——〈知覚〉のアクチュアリティ』青弓社、二〇〇七年、片上平二郎「愉しいアドルノ——『文化産業論』における『娯楽』と『技術』の可能性』、『応用社会学研究』No. 60、立教大学社会学部編、二〇一八年、など。

(4) 例えば以下を参照。入谷秀一「エロスと弁証法——アドルノのセクシャリティを覗く(2)」、『龍谷哲学論集』第三四号、龍谷哲学会編、二〇二〇年、五三—七二頁。

(5) 私見では、『ミニマ・モラリア』の各断章の冒頭に付されたタイトルの中には、元になったテーゼや表題をなぞらえたものが少なくない(入谷秀一『かたちある生 アドルノと批判理論のピオ・グラフィー』大阪大学出版会、二〇二三年、一四六—一四八頁参照)。例えば、断章三六「死にいたる健康」がキルケゴール(「死にいたる病」、断章三七「快感原則の此岸」がフロイト(「快感原則の彼岸」、断章六八「人びとがお前をじっと見ている」がドイツの作家 P・アイパーの著作『動物たちがお前をじっと見ている』)のもじり、といった具合である。

(6) 一九六七年にアドルノが発表した『本来性という隠語——ドイツ的なイデオロギーについて』を参照 (GS6.S.413-526)。

(7) 一般的にロットヴァイラーはドイツのロットヴァイル地方原産の牧羊・警備用の犬種として知られる。二十世紀初頭には警察・軍用犬として承認された。

(8) Cf. Anson Rabinbach, *In the Shadow of Catastrophe: German*

Intellectuals between Apocalypse and Enlightenment, University of California Press, 2000, p. 175.

- (6) Theodor W. Adorno, *Briefe an die Eltern 1939-1951*, Christoph Gredde und Henri Lönitz (Hrsg.), Frankfurt a.M., Suhrkamp, 2003, S. 11-12.
- (7) Adorno, op. cit., S.12.
- (8) Adorno, op. cit., S.181.
- (9) Theodor W. Adorno, *Rundfunkautorität und Schlagensendung*, in: Rolf Tiedemann (Hrsg.), *Frankfurter Adorno Blätter VII*, München, edition text + kritik, 2001, S. 95.
- (10) 『アドルノクシエネク往復書簡』深田甫訳、みすず書房、一九八八年、五八―五九頁。
- (11) Adorno, op. cit., S. 90.
- (12) Adorno, op. cit., S. 92.
- (13) 竹峰、前掲書、四二頁。
- (14) 竹峰、前掲書、四二頁。
- (15) この未発表原稿はヒェンテーションに満ちてはいないが、ナチのパロディでもってナチ好みの芸術を揶揄する、という意図が鮮明に感じられるのは、戦後に彼が発表した論考「好ましからざるものすすめ」(一九五九)である。彼はここで、芸術に關しては敵味方を二分するような政治的戦略は適さないと自認しつつも「やはりわたしは、現代芸術の味方か敵かという二分法を現代芸術の味方か(ドイツのホテルを飾る絵画の愛好者組合 [Das Bund für deutsche Hotelbildnerei]) (GS10.I.S.332) と提案する二分法に置き換えることに賛成した」(GS10.I.S.332) と提案する。BdH というのは勿論架空の組織なのだが、アドルノはここで、芸術に疎い文化保守主義者が理解を示すのはせいぜい、ホテルに飾られるような平凡でキッチュな商業絵画にすぎない、と冗談交じりの本音を披露しているのだろう。この BdH なる名称はどうか、帝国文化院法を制定して様々な芸術家の組織的囲い込みと排除を強制的に執行していったゲッベルスの手法を想起させるが、実際アドルノはここで「たとえわたしがきわめて概括的な語り方をしたとしても、ステレオタイプ的なかのようにみずからの憤激を、あたかも誰しもゲッベルスであるかのようにみずからの憤激を無理やり推しつけてくるような人々ほど概略的でないことは確かである」(GS10.I.S.331.) と述べ、さらに後では「ホテル絵画にかなり譲歩し、組織力にかけては厚い信頼が寄せられている別の集団にお願いして、ホテル絵画だけを集めた独自の展覧会を開催してはどうかと勧めてみたい。[……] そうなると、第三帝国が滅びたあとも幸運にも生き延びて、この展覧会を待ちわびていたすべてのものが巢穴からゾロゾロと這い出てくることだろう」(GS10.I.S.333.) と、さかにも忌々し気に、また楽し気に論じている。
- (16) Cf. Eric Oberle, *Jazz the Wound: Negative Identity, Culture, and the Problem of Weak Subjectivity in Theodor Adorno's Twentieth Century*, in: *Modern Intellectual History*, 13, 2 (2016), p. 378.
- (17) S. ヴェンラー・ゾーム『アドルノ伝』徳永尚監訳、作品社、二〇〇七年、六五―一頁。
- (18) Peter von Haselberg, *Wissenschaft Adorno*, in: Heinz Ludwig Arnold (Hrsg.), *Theodor W. Adorno*, München, edition text + kritik, 1977, S. 20.
- (19) Oberle, loc. cit. しかし以下の事実を踏まえるならば、「(二)に我々は単なる冷やかしてない、祖国ドイツに対するアドルノのひねくれた未練をも読み込めるかもしれない。井上純一によれば、アドルノはナチス政権以後に発足したユダヤ人文化連盟への加入を、純然たるユダヤ人でないという理由で拒否されており——彼の母

マリアはドイツ人で、父オスカ・ヴィーゼンブルントは同化ユダヤ人だった——、また亡命先のイギリスでは、あるアンケートに「純粹でないアリア系」と記していたこともあるらしい（井上純一「拒否されたアイデンティティ——「ハルブユード」としてのアドルノ」『立命館国際研究』一八（三）、立命館大学国際関係学会編、二〇〇六年、一一二—一三八頁。結局の所アドルノはある種のコスモポリタンの立場を貫徹できない。これは本稿の結論、そして彼が戦後、母語であるドイツ語ほど「哲学と特殊な親和力」を持った言語はないとして、祖国への帰還を正当化したことと合わせて（Cf. GS10.2.S.699-701.）深く考慮すべき事柄であろう。

(23) Cf., Wolfram Schürre, *Friedels seltsame Freundschaft mit Teddie. Der Briefwechsel Adorno-Kracauer, gelesen als ein doppelter Lebensroman*, in: *WestEnd. Neue Zeitschrift für Sozialforschung*, 7 (1), 2010, S. 149.

(24) 武田智孝「嘘・シバイ・仮面・変装・入れ替わり——西欧文芸に見る狐知礼賛」『広島ドイツ文学』第三号、広島独文学会編、二〇〇九年、三頁。興味深いことに武田がここで『オデュッセイア』と対比させているのは、「ヘクトールらを筆頭とした」「途な勇者たちへの賛歌であり挽歌」（同上）たる『イリアス』である。

(25) Martin Jay, *Taking On the Stigma of Inauthenticity: Adorno's Critique of Genuineness*, in: *New German Critique*, No. 97, Winter, 2006, pp. 15-30.

(26) Jay, op. cit., p. 30.

(27) Kevin S. Amidon, *What Happens to Countess Geschwitz? Revisiting Homosexuality in Horkheimer and Adorno*, in: *New York Journal of Sociology*, 2008, Vol. 1, p. 13.

(28) 興味深いことに、六〇年代にアドルノが行ったセミナー「笑い

の社会学に寄せて」について報告しているE・シエーレによれば、アドルノは攻撃的な笑いに「幸福、ないし現実には断念されたもの（代用）」(Eckart Schöle, *Das Lach-Seminar. Anmerkungen zu Theorie und Praxis bei Adorno*, in: Stefan Müller-Doohm (Hg.), *Adorno-Portraits, Subtkamp*, Frankfurt a.M., 2007, S. 255.) という役回りを見ていたらしい。

キーワード

アドルノ、笑い、模倣（シメーシス）、『啓蒙の弁証法』、反ユダヤ主義

〈公募論文〉

コジエーヴとフェサールの権威論

〔共通善との関連をふまえながら〕

坂井礼文

はじめに

本稿では、アレクサンドル・コジエーヴ（一九〇二—一九六八）とガストン・フェサール（一八九七—一九七八）の権威論を取り上げる。フェサールは日本ではほぼ無名であり、しいて言えば、コジエーヴが一九三〇年代にパリの高等研究院で行なっていたヘーゲルに関する講義に、一九三四年の秋から足しげく通っていたことで知られるばかりである。だが、第二次世界大戦中にナチス・ドイツ占領下のフランスで権威に関する哲学的な論稿を書いた人物として重要である。フェ

サールは『ヘーゲル・キリスト教・歴史 Hegel, le christianisme et l'histoire』（一九九〇年に死後出版、未邦訳）などの哲学史に関わる著作だけではなく、『力の試練——国際的危機に関する考察 *Epreuve de force: réflexions sur la crise internationale*』（一九三九年、未邦訳）のような政治的著作も残しており、神学者にして哲学者として活躍した。イエズス会の神父となったフェサールと、無神論者のコジエーヴは真逆の立場であったにも関わらず、彼らは長く親交を保った。コジエーヴが『権威の概念 *La notion de l'autorité*』の原稿を書き上げたのが、一九四二年五月十六日であり、フェサールが『権威と共通善——社会基盤のために *Autorité et Bien commun: aux fondements*』

de la société』（未邦訳）の原稿を著したのが、一九四一年から一九四二年二月あるいは七月にかけてだったことは、単なる偶然とは思われない。²⁾

では、コジエーヴとフェサールは権威論を構築するにあたり、影響関係にあったのだろうか。コジエーヴからフェサールに宛てた一九三六年、三九年、五六年の手紙は存在するが、その中には権威に関する言及はない。³⁾一九三八年にコジエーヴはフェサールの『我々の平和 *Pax nostra*』（一九三六年、未邦訳）と『和解 *La main tendue*』（一九三七年、未邦訳）に関する書評を著した。一九三九年にドイツ軍がフランスを占領した後も、コジエーヴはパリに残り、同じ年にリュエイクの兵営に配属されてからも、ときおり四八時間の外出許可を得て、自宅に戻っていた。⁴⁾同じく一九三八—三九年にパリに住んでいたフェサールは、『エスプリ』誌の哲学グループが指導者と権威に関する問題を取り扱っていた際に、この本の構想を練っていた。コジエーヴも『権威の概念』の中で、指導者の権威について同様に論究している。また、ドイツの哲学者パウル・ランツベルク（一九〇—一四四）が上述の『エスプリ』誌の読者らの前で、権威の危機に関して一九三八年に発表を行なったとフェサールは、アンリ・ドリュエバックに宛てた手紙の中で言及した。⁵⁾レオ・シュトラウスからコジエーヴに宛てた一九三四年一月十六日の手紙によると、コジエーヴも

ランツベルクとは一九三〇年前半から交流があったため、ランツベルクを通じてコジエーヴとフェサールが権威について同様の観点から考察を深めた可能性がある。二人がいかに影響を与え合ったのか、資料が出そろっていないことから、いまだに不確かな部分が多いものの、以上のように現在入手可能な資料に基づけば、彼らが権威について論じるにあたって、影響関係があったことが窺える。

権威をめぐる議論は古代から続く長い歴史があり、二十世紀においてもラスキ、ホルクハイマー、アレント、デリダなどがその代表的な論者である。コジエーヴの場合、ナチス・ドイツの傀儡政権とみなされることの多いヴィシー政権の指導者ベタン元帥に触れながら、権威論を展開した。⁶⁾より具体的に述べれば、コジエーヴは『権威の概念』の補論で、ベタンの権威は何に基づくか思索した後で、低下しつつあった元帥の権威を維持するための方策を、皮肉とも取れる形で提言した。同時期にフェサールは『君主—奴隷の時代に *Au temps du prince-écluse*』（一九四〇—四五年に執筆、未邦訳）で、ベタンがフランスの「君主」にして、ドイツの「奴隷」だと痛烈に批判した。レジスタンス活動家だった彼らは、当時のフランスの指導者を題材とすると共に、権威の本質について哲学的に探究した点で、他の論者とは一線を画している。

論文「アレクサンドル・コジエーヴとガストン・フェサー

ル、權威と政治について」(未邦訳)の著者ダニロ・シヨルツは、フェサールとコジエーヴの權威論をヴィシー政権やレジスタンスとの関連性で、政治的かつ歴史的な文脈において解釈していた。^②本稿では、フェサールとコジエーヴが基盤に置いていた価値観の相違に着目しつつ、二人の權威論を比較したい。それにより、宗教に対する態度の違いにも関わらず、二人がなぜ共に普遍的共同体論を提唱するに至ったか、明らかにしたい。一方でコジエーヴは、權威が「政治権力や国家の構造」に深く関わりと考えた(NAG, 三九)。そして、政治家は自己の權威をなるべく多くの市民から承認されることで完全な満足を得るために、国家の規模を拡大し、普遍国家を成立させると共に、奴隷や女性を解放し、市民の身分を持つ者の数を増やすことで同質国家を建設することにより、市民の数を増やそうとする傾向にあるとコジエーヴは推論した。^③こうした推論に基づき、「国家はその本質そのものによって、普遍性と同質性を目指す^④」と彼は明言した。以上のことから、彼は普遍同質国家と權威の関連性を意識していたと言える。他方でフェサールは、權威と、キリスト教的な観念でもある共通善との関係を取り扱った。このように權威と普遍共同体とを結び付けて考える点で彼らは通底しているが、普遍国家と普遍的共通善では、大きく異なる。本稿では、權威の本質を彼らの著書に基づいて解明した後で、共通善をめぐるフェ

サールの記述をコジエーヴの国家論に照射させて、彼らの世界観の共通点と相違点を明らかにしたい。共通善の概念を今日取り上げる意義は、二人の思想の違いを浮き彫りにすることだけではない。個人の活動に対して国家の介入を最小限にとどめようとするネオリベリズムの政策が広まった結果、個人が自己利益のみを追求し、社会全体にとっての善に対する関心を喪失している現代の風潮を、共通善の概念を再考することで、見直せるであろう。^⑤

以下で、まずコジエーヴとフェサールによる權威の定義を参照してから(第一節)、彼らの理論に基づき、權威の本質とは何か解明する(第二節)。続いて、共通善が一般的に何を意味するか論じ(第三節)、その後フェサールの想定する共通善とはいかなるものか考察する(第四節)。次に、コジエーヴにおいて共通善に相当する観念がなかったか検討する(第五節)。その後で、フェサールにおける共通善と權威の関係をめぐる議論に関して説明してから、普遍的共通善の観念について論究する(第六節)。

一 權威の定義

最初に、權威がコジエーヴとフェサールにより、いかに定義付けられたか検討したい。

フェサールによる定義から見ていこう。彼は「権威 *autorité*」の語義一般を以下のように整理している。第一に、「通常この語は、国家君主の法権力 (*pouvoir juridique*)、あるいはより一般的には、法により構成された社会の指導者の法権力を指す」(A847)。フェサールは、そのような権威を持つ者の具体例として王を挙げる。第二に、権威とは法的な裏付けを持たずして、個人の特性を根拠に、「他者に自己を強制できる者が享受する事実上の権力 (*pouvoir de fait*)」(A847)を意味する。その典型例は「生まれつきの指導者」である。フェサールは触れていないが、それはマックス・ウェーバーの理論におけるカリスマ性を持った統治者に該当する。フェサールは権力とは何か明確に定義付けてはいないが、先の引用個所の内容を基に、権力は個人の意思を他者に押し付ける可能性だと定義付けると、権威が持つ第一および第二の意味は、権力の意味と大差がない。第三に、権威は「それが何であれ、その固有の領域において、純粹に価値として認められた価値」(A847)によって特徴付けられる。例えば、学者はすでに証明された、あるいは少なくとも普遍的に証明可能な価値に基づいた事柄を知悉しているために、その専門分野における権威になると同じ箇所では述べている。日本語でも、秀でた研究者のことを「學術の権威」と表現することがあるのは偶然ではない。三つ目の語義は権力という言葉で言い換

えられていないため、統治者が自己の意思を非統治者に強制的に認めさせるという性質を持つ権力とは異なる、とフェサールが考えたことが示唆されるが、他の二つの語義は権力に相当すると言える。次節で詳説するように、彼はどの語義を採用する場合でも、複数の存在者の間に上下関係が作られると自説を展開して、く (A848)。したがって、先に挙げた語義のうちのどれか一つあるいは二つだけを彼が採用したわけではな

く。コジエーヴは権威をどのように定義付けているのだろうか。彼は「権威とは、一人の行為者が他の複数の行為者たちに対して(または一人の行為者に対して)働きかけることの可能性であり」、「このとき、他の行為者たちは対抗行為をなす可能性を持つにも関わらず、相手に対して対抗することはない」(A848, 四八)と書いている。コジエーヴも権力に関しては定義付けていないが、「強制力 (*force*) に基づかない権力は権威に基づく以外にない」、そして「強制力はその定義からして政治的権威を生み出すことができるのに対し、権威は強制力に基づかないと述べている (A137, 一三三)。彼にすれば、強制力にのみ基づく政治的権力は圧政に過ぎず、被統治者の支持を得られないため、そのような権力を基盤に据えた国家は無際限に持続することはできない。それゆえ、他者に否応

なしに働きかける権力とは異なり、権威は強制力ではなく、統治者の個人的な素質に依拠しており、そのような統治者が支配する国家ならば安定的に存続することができる、とコジエーヴは考えた。

以上のことから、フェサールの場合、権威とは合法的に、あるいは生まれながらに、あるいはまた人々から純粹に価値として認められたものであるのに対し、コジエーヴにおいては、権威とはある行為の受け手の側が行為を行なう相手に対し、抵抗できるにも関わらず、あえて抵抗しないことである。このように、フェサールとコジエーヴの権威に関する定義は一見すると異なったものに見える。だが、二人の意見を敷衍して言えば、権威を持つ行為者の有する性質が、何らかの理由で行為の受け手に認められているので、行為者は抵抗を受けないと考えれば、コジエーヴとフェサールによる権威の定義は少なくとも矛盾してはいないため、彼らの議論を参照しながら、権威の多様な側面を見出すことができる。

二 権威の本質

では、二人が考える権威の本質に関しては、いかに異なるのだろうか。

まず、フェサールの場合を見ていきたい。権威を持つ様々

な意味に対して、語源は概念を開示するとヘーゲルから学び取ったフェサールは、権威の本質について語源的考察を行なっている。権威 (aunoric, authority, Autorität) はギリシヤ語ではなく、ラテン語の単語 *autoritas* に由来する語であることは、よく指摘される。例えば、アレントも論稿「権威とは何か What is Authority?」(基になった論文は一九五九年に初出)の中で、この点に注目している。また、アガンベンも『例外状態 *Stato di Eccezione*』(二〇〇三年)の中で、「権威 (*autoritas*) という觀念が特殊ローマ的なものであるということとは大方の一致した見解¹⁵⁾であると断言している。

フェサールに関する議論に戻る。彼は「増大原理 *principe de la croissance*」を意味するラテン語の具象名詞 *ancor* がフランス語では *auteur* に相当するのに対し、「それ自体で完成していることに加え、模範 (*modèle*) あるいは範例として役立つことのできる増大」を志向するラテン語の抽象名詞 *autoritas* がフランス語で *autorité* を意味することを強調する (AB48)。つまり、「著者」や「著作」と邦訳される名詞 *auteur* が今後増大していくことを前提するのと対照的に、「権限」と訳されることもある名詞 *autorité* すなわち「権威」は、すでに完成された模範的な増大である点で、大きく意味が異なる。以上のことから、フェサールの考えでは、「権威の本質」は「それ自体で、その完成に至るまで増大する傾向

を持つ、社会的連帯を創出する力」(AB9)と定義付けられる。権威の本質のこのような定義付けは、やや驚くべきものではあるが、権威が元々は古代ローマの制度に由来することを考慮に入れば、フェサールによる定義は突飛なものではないと言える。例えば、アレントは「権威を与えられた者は、元老院議員、つまりローマの元老院もしくは父たち (patres) であり、かれらの権威は、来たるべきことすべてに対して礎を築いた者たる父祖からの相続と伝承(伝統)に拠るもの——それゆえローマ人は父祖たちをマイヨールス (maiores 「祖先・より上位の」の意) と呼んだ——であった」(BPF121-122, 一六五—一六六)と記述している。つまり、父祖からの伝統を引き継ぐ父たちが権威を持つと考えられる。アレントの他にも、アガンベンは古代ローマにおける権威について、「私法学の分野においては、権威 (auctoritas) とは、後見人「助成者」(auctor)、すなわち、独力では法的に妥当な行為を実現できない主体の行為に法的妥当性を付与するために——『わたしは後見人になる』(auctor fio) という専門的な定式を口にする——ことによって——介入する、自己の権利能力 (sui iuris) をもつた人格——「家長」(pater familias)——の所有権のことをいう」と書いている¹⁶⁾。このように、権威とは未成年者などに對して父が後見人となることで、前者の法的権利の行使を保障する権力を意味していた。

だが、権威の本質に関するコジエーヴの認識はフェサール、アレント、アガンベンとは一線を画している。ここから、コジエーヴの理論において、権威の本質とは何かに関する議論を検討するが、その内容は類型論に基づくことをまず指摘しておきたい¹⁷⁾。どうして権威が実際に存在するのか、なぜ人が権威を「承認」するのか、なぜ人は権威に由来する行為に抵抗することなく従うのかといった問いの答えは、権威の種類により異なる (NA66, 五七)。加えて、四つの純粋なタイプの権威を組み合わせることで、二〇ほどのタイプを挙げられるとコジエーヴは述べる。では、四つの純粋なタイプの権威とは何か。

第一に、子供に対する父の権威が存在する。この権威はスコラ学派などの神学理論に対応する。確かに神学理論には、父なる神・神の子・聖霊を同一視する三位一体説の教義があることから、コジエーヴの説は説得力を持つ。そして、父の権威の成立基盤として、コジエーヴは「原因 Cause」を挙げている (NA70-88, 六一—七七)。

第二に、奴隷に対する主人の権威がある。そのヴァリアントとして、敗者に対する勝者の権威、平民に対する貴族の権威などを挙げることができる。この権威はヘーゲルの理論に基づく。この権威を帯びるために、コジエーヴは「危険 Risque」の必要性を挙げる。そのことで彼が主張したいのは、

先祖が「危険」に身をさらしたか、自分が現在において身をさらすか、あるいは今後身をさらす覚悟があることだと考えられる。

第三に、集団に対する指導者 (*dux, Dux, Führer, leader*) の権威がある (NA68, 五九)。ここでコジエーヴは「指導者」の直後のカッコ内の語について説明していない。*dux* はラテン語で古代ローマの軍隊の指揮官「ドゥクス」、*Dux* はイタリア語でムツリーニが一九二二―四五年に用いた称号「ドゥーチェ」、*Führer* はドイツ語でヒトラーが用いた「総統」、*leader* は当然英語で「リーダー」を意味する。指導者の権威に対応するのは、アリストテレスの理論である。「計画―予見 [Project-previousion] の要素により、指導者の権威は支えられる。アリストテレスが主人は奴隷と異なり先を見通せると論じた点をコジエーヴは強調するが、この命題の出典を明記してはいない。実際には、アリストテレスは次のように述べている。「その知力によって先を見ることのできる者は、生まれつきの知者であり、生まれながらにして人の主(あるじ)となる者なのである。これに対して肉体を使って労働する力を持っている(だけの)者は、被治者となり、また従者(奴隷)となるのが自然なのである。したがって主従相互の利益は同じということになる」『政治学』1252A¹⁸。一見すると、アリストテレスがここで奴隷制を擁護していると解釈できそうだが、

少なくともこの箇所では彼の本意はそのことにはなく、治者と被治者が共に支え合う必要性があり、またそれが双方の利益となると説いたと読み取った方が自然であろう。アリストテレスの権威論は、奴隷に対する主人の権威にも関連するとも考えられるが、コジエーヴはそのことに触れていない。

第四に、裁判官の権威が存在する。これはプラトンの理論に依拠する。「公平 [Equité]」と「正義 [Justice]」を実現しようとする限りで、人は裁判官の権威を持つことができる。

このような権威の類型と国家との関わりについて、コジエーヴは「政治的領域では(現在の)行為の権威、したがって(未来の)計画の権威、すなわち『主人』と『指導者』のタイプの権威が優位を占める」(EPD498, 五八〇)と指摘する。そしてフェサルとの関係性を考えるうえで注目すべきことは、コジエーヴが「創造者」の権威 (Z483, 七三) に焦点を当てながら見出した父の権威は、フェサルにおいて「それ自体で完結していることに加え、模範として役立つ増大」の意を持つ権威に対応すると解釈できることである。このような解釈が可能である根拠として、父は子にとって模範となりつつ、子の持つ能力を増大できるという事実を挙げられる。コジエーヴによると、聖職者は父の権威のみではなく、裁判官の権威のヴァリアントでもある聴罪司祭の権威も帯びているが、主人の権威は持たない (NA69, 五九一―六〇)。聴罪司祭

は信者の罪の告白を聴くが、特別な場合を除けば戦闘に加わらないからだと思われる。

三 共通善をめぐる思想

フェサールが権威とは模範的な増大であると考えたことに前節で言及したが、権威は何を増大させるのか。「今日において、以前よりもはるかに、共通善は権威の根源にして目的であると認識されているように思われる」(AB82) ことから、権威は共通善 (bien commun) を増大させると解釈できる。この bien commun という語は、英語では common good、日本語では「共通善」と訳されることが多いが、「公共の福祉」と訳されることもある。例えば、日本国憲法第十二条で、国民が自由と権利を「常に公共の福祉のために」用いると強調されているが、「マツカーサー憲法草案」で出てくる「公共の福祉」の原語を直訳すれば、「共通善」である⁽¹⁹⁾。

ここで『新カトリック大事典』を参考にしながら、共通善の内容を明らかにしたい。この語が指し示すのは、「公共施設、経済的繁栄、社会的秩序と安定の維持のみでなく、最も包括的な意味での諸人格の『善き生活』、すなわち精神的、道徳的、知的、芸術的など、諸々の人間的価値の最大限の実現⁽²⁰⁾」である。それゆえ、カトリックの文脈では、共通善は単に共和政

を採用している国家体制を表すのではなく、精神的かつ倫理的に高い価値を有する人々が共通で実現した成果という意味合いを含む。共通善の観念は中世末期から近代にかけて人々の記憶から消失していたが、フェサールがときおり言及していた教皇レオ十三世が、一八九一年に発効した勅書『レールム・ノヴァールム』で取り上げて以来、再度注目されるようになった。『新カトリック大事典』第二版(未邦訳)によると、レオ十三世はこの勅書の中で、個人の内在的尊厳を強調し、労働者の団結の権利と必要性を説いた。それに対し、フェサールの場合には、当時の具体的な社会問題の解決を見出すことを目的とするのではなく、あくまでも哲学的見地に立ちながら、権威と関連付けることで共通善に関する持論を構築した点が注目に値する。

次に、フェサールは言及していないが、同時代人であるダントレーヴの『国家とは何か *The Notion of the State*』(一九六二年に初版が出版された)を参照しながら、共通善の語の由来を探っていこう。「ポリスとは、都市国家、すなわちプラトンとアリストテレスとが共通善 (the common good) の最高の現れ、つまり一つの道徳的価値の体現であると想定したところの、小規模の排他的な集団であった」と彼は鋭く指摘している。このようにプラトンとアリストテレスの著作の内に、国家とは共通善が実現された空間であるべきだとする発想を

すで見取ることができ。その後、「公のもの」を意味するラテン語の単語 *res publica* がフランス語では *bien commun*、英語では *common good* と訳される。ただ、このラテン語の単語は *république* と仏訳されたり、*commonwealth* と英訳されたりすることもあり、前者はさらに「共和国」と邦訳され、後者はそのまま「コモンウェルス」と表記されるか、「共和国」「連邦」「連合王国」等と訳される。このように日本語に訳すと、フランス語の *bien commun* や英語の *common good* が道徳的な含意を持つ「共通善」を意味していたことは、もはや完全に捨象されてしまうこともあり、社会思想の専門家の間を除き、「共通善」の語が一般に広く用いられているとは言いがたい。ダントレーヴに関する以上の考察から明らかのように、翻訳の結果としての日本語の用語だけを見ていると分かりづらい有機的な連関が、西洋諸語では、共通善とレピュブリックとコモンウェルスの間には見出せる。この有機的連関の存在を認識することが、共通善の問題を再考するにあたっての前提条件になると言える。

四 フェサールにおける共通善

ここから、フェサールが展開した共通善 (*Bien commun*) をめぐる議論を見ていきたい。フェサールが共通善の例として

挙げているのが、医師と患者の例である。²³⁾ フェサールの意見では、「医学」とは「学者ではない者に対する実質的権力 (*pouvoir de fait*) と法的権力 (*pouvoir de droit*) である」(AB68)。治療は患者にとつてのみ有益であるわけではない。というのも、医師は患者に治療を施すことにより、医師の有する「実質的権力」が「患者の個別善に対して医学の普遍的真理を明らかにする」からである (AB8)。つまり、健康は抽象的かつ普遍的であるばかりではなく、医学という科学の一種にも属するのである。さらに、医師は法律によつて課された処方箋を書くが、そのことで、自らの持つ法的権力が患者の意思を導くと言える。したがって、権力は患者の善であるだけではなく、医師にとつても善であり、ひいては科学という普遍的真理の発見に寄与する。健康とは医師から患者に伝えられる善であり、福利への欲望を満足させることである。また、治療とは患者から医師に伝えられる善であるとも言える。加えて、医師も患者も、回復という個々人にとつて共通の普遍的欲望を満足させるという同一の目標を持つ。「それゆえ、健康とは患者と医師の共通善 (*bien commun*) となる」(AB69)。医師と患者の関係性の中に見られる上述のプロセスは、師と弟子の関係において見られるプロセスとも類似している、とフェサールは指摘する (AB68)。患者が健康に戻ることで、医師の権威は任務を完了するのと同様に、弟子が真理に到達

することで師の権威は任務を全うするのである。このように、権威は行為の受け手の利益となることを目指すべきであり、社会の至るところで共通善を見出すことができると我々には思われる。

後の頁でフェサールが自ら指摘しているように、*Bien commun* というように文頭を小文字で書く時、彼は文頭が大文字の *Bien commun* と区別を設けているのだが、その相違点は前者が平凡あるいは多様な複数の共通善を指しているのに対し、後者は深遠で本質的な共通善を総体的に表していることである (AB72-73)。さらに後の箇所、彼は次のように述べる。「第一に、とりわけ『特殊利益』と対比させる際に、我々は共通善 (*Bien commun*) という語で、特定の社会すなわちその富が有する、私的及び公的な、物質的及び精神的な善 || 財産 (*biens*) の全体を指す」(AB83)。このように日本語の「共通善」が帯びるニュアンスとは大きく異なり、*Bien commun* には「共有財産 || 善」という意味合いもあるが、これはフェサールによると、正確には「共同体の財産 || 善 *Bien de la communauté*」と呼ぶべきものである (AB83)。毎回「財産 || 善」というように結ぶのは煩雑であるため、以下では単に「共同体の財産」と記すが、この用語を用いる際、「共同体の善」というニュアンスは完全に失われているわけではない。

個人のエゴイズムに対して、共同体の財産を増やすことを

推奨するため、権威の側はキリストの逆説的警句「一般利益は特殊利益に勝る」ことを説くことになる (AB83-84)。ただ、問題は「一般利益」が「一般的」であるのは、自分が属する共同体の成員に関する場合に限定されるということである。フェサールの前提では、人はエゴイズムよりも普遍的存在に対する欲望を強く持つ (AB84) とされるが、この普遍的存在が具体的に何を指すかは定かではない。おそらく、神、真理、正義などを意味すると推測される。

共同体に富があるだけでは、その普遍的存在に対する欲望は満たせない (AB84)。共同体は具体的かつ客観的な総体であるがゆえに、その範囲が限定されているからである。そこで、共通善を無限に向けて開くことを目指す必要が出てくる。「共同体の財産」との対比で「善の共有 *Communauté du bien*」の観念に言及されている箇所を引用しよう。

反対に、それ〔共通善〕は、全員が同様に所有できるような普遍的善になる必要がある。したがって、このような逆の側面の下で、それは善の共有という形で普遍化される。善の共有とは、個人が自分の共同体の財産に対して、現実的ではあるが常に限定的に貢献することは全く異なり、個人に「権利」の形で認められるすべての善に可能な限り、無制限に与することである。

(AB84-85,〔 〕内は執筆者による補足)

一人一人が持つ「権利」の概念と「善の共有」をフェサルはここで関連付けているが、このような「権利」は、フランス革命などにおいて提起された普遍的な人権という形で、実際に世界全体に広まっていると言える。ここまでの説明で、「共通善」には「共同体の財産」と「善の共有」という二つの相反する側面があるとフェサルが考えたことが明らかとなった。ただ、彼はその二つのカテゴリーに、「一体性の善 *Bien de la Communion*」のカテゴリーを付け加えている。それは何を指しているのだろうか。

この *communion* という語は、一般的には「一致」や「共同」、「一体性」という意味を持つているが、とりわけキリスト教の文脈においては「霊的交流」、「聖餐」や「聖体拝領」を意味する重要な観念である。フェサルがこの語をどのような意味で用いているか解明するためには、二つのカテゴリーが持つ特性に関して言及する必要がある。まず、先の説明とも重なるが、彼の説明では、「共同体の財産」は必然的に特殊なものであるのに対し、「善の共有」は無限に向けて本質的に開かれている (AB103)。換言すれば、前者には普遍性がなく、後者には具体的な限定がない。したがって、両者は互いに排他的であり、社会的連帯を破壊してしまう。さらに、前

者に関して言えば、個々の共同体はそれぞれ特殊性を持つので、特殊共同体とも形容される。このような特殊共同体は、その構成員全員の総合利益としての「一般利益」の内に、人権の順守と「善の共有」の実現を含めなければならぬ (AB103)。それゆえ、善が全員に対して同様に伝達されることや、特殊共同体の財産が「善の共有」により普遍化されることも、理論上は可能だろう。

ところで、共通善は最も深遠な部分で、「共同体の財産」と「善の共有」とを混同することなく、結び付けるような仲介を要求するとフェサル是指摘する (AB104)。次いで、「共同体の財産」と「善の共有」の間の相互作用は「共通善の要にして、重要な絆であり、本質的な連帯」であることから、「一体性 (*communion*) の善」と呼ぶに値すると彼は推論する (AB104)。一体性に関するフェサルの言葉を引用しよう。

実際のところ、一体性について語っている者は、精神的であると共に肉体的な連帯、具体的であると同時に普遍的な統一について語っているのである。したがって、この統一は現状に基づくものではなく、また多くの者の意思を無駄にすることなく、彼らに共通の本質を特定することに基づかない。さらに、果てしなく広がるかもしれないが、本当の意味では普遍性に到達することのな

い従属関係にも基づかない。

(AB104)

この定義からすれば、彼は communion の一般的な用法を踏襲してはいるが、かなり独特の意味を込めていると言える。彼が「一体性の善」の語で主張したかった発想は、フアシズムや共産主義とは大きく異なっていることに留意する必要がある。

コジエーヴやフェサールの同時代人でフランスの新トマス主義者の哲学者ジャック・マリタンも、一九三四年に『共通善のために *Pour le bien commun*』(未邦訳)という宣言を他のカトリックの知識人たちと共に出しており、その中でやはりフアシズム、共産主義、唯物論の集団主義が人格を踏みにじるものであると非難していた。フェサールに限らず、当時の宗教者たちの間で共通善が鍵語であったことが伺われる。また、マリタンは人格が「社会全体の目的としての共通善」を志向し、「人格は一体性 (communio) へと向かうことが本質的」だと説いている点でも、フェサールに通ずる見解を持っていた。

フェサールの場合、『権威と共通善』を出版した二年後に刊行した『フランスよ、自由を失わないようにしたまえ *France, prends garde de perdre ta Liberté!*』(一九四六年、未邦訳)の中で、共産主義を「君主—奴隷」の名目の下、強い調子で

批判していた。²⁵ 共産主義と一体性の相違点は、先の定義の少し後のところで書かれた次の文を読めば判然とする。「確實に具体的に特定である善を、相互に自発的に伝達する行動があるところでは、一体性は生まれえない。一体性は超越する連帯や、善の特殊性や、このような行動が結び付ける人々の個性性を目的とする」(AB104)。つまり、個人を軽視することなく、共同体の内部で善を分かち合えるような場において、一体性が育まれるため、この観念の中に共産主義との親和性を、少なくとも理論上は見出すべきではない。

五 共通善に相当する観念をめぐる コジエーヴの思考

では、コジエーヴは共通善の問題をどのように考えているのであろうか。執筆者が知る限りでは、彼の著作の中でこの語が用いられていないことから、彼は共通善に相当する観念について全く思考を巡らせてはいなかった、と結論付けるべきだろうか。

コジエーヴの場合にも、共通善に相当する観念をめぐる議論がなされていないか調査したところ、彼が『法の現象学』において国家に関して言及した箇所、ドイツの法学者イエーリングの『法における目的』から影響を受けながら「公共善」について論稿を残していたことが判明した。イエーリ

ングの考えでは、法律が成立するためには、立法者が何らかの目的を追求しなければならないが、その目的こそが「公共善 bien publique」だとコジエーヴは述べる (EPD113, 二二二)。では、公共善とは何を指すのであろうか。

「自由主義」によれば、「公共善」とは要するに、他の個人の幸福と両立する限りでの個人の幸福のことだ (最大の利益になる一切のことが「公共善」である (この場合、法と国家理由とが混同されている)。個人と国家を社会に従属させる人々もいる (特にデュギーや、民主主義的と呼ばれる社会主義)。彼らによれば、法的立法者が目標とすべき「公共善」とは、この非政治的社会的「善」である (「社会法」)。等々。 (EPD113, 二二二—二二四)

このように、公共善の用語で論じられているのは、それが持つニュアンスの違いはあるにせよ、共通善の語で議論されてきた内容と近い²²⁾。ところで、コジエーヴ自身は上に挙げた、いずれの定義も採用しない。というのも、彼の法の定義には公共善の観念を取り上げなくても済むからであり、その根拠としてコジエーヴは、立法者が「世界は滅ぶとも、正義は行なわれしめよ」という原理を取っても良いことを挙げる

(EPD113, 一二四)。したがって、ある国家の法が正義を実現しない場合、そのような国家は滅びても良いことになる。「普遍同質国家」すなわち「それ以上拡大不可能 (＝普遍的) かつ「それ以上変貌不可能な (＝同質的) 国家を構想していたこと²³⁾で知られるコジエーヴが、このような主張をしていたことは意外である。ただし、彼の意見では、法は目的を持たなくてはならず、その目的は社会的である必要がある (EPD113, 一二四)。

おそらくここでコジエーヴが主張したいことは、立法者を含む「第三者」は「国家主義者たち」のように国家全体にとつての利益ばかりを考えて行動するのではなく、正義の実現を目的とすべきということだろう。「第三者」とは「裁かれるべき」者である第一者と第二者という当事者以外の、「公平無私」の人物のことである (EPD191, 二二七)。さらにコジエーヴの意見では、「第三者は立法者や警察であるだけではない。さらに裁判官ないし仲裁者である」 (EPD192, 二二八)²⁴⁾。また、『公平無私』つまり『正義』で (EPD193, 二二〇) と言い換えられている箇所もあることから、コジエーヴにすれば、共通善あるいは公共善よりも、正義の実現が国家の目的である。

六 共通善・権威・愛の関係から 普遍的共通善の問題へ

ここで再びフェサールに関する議論に戻ろう。彼にすれば、権威は統治者の都合の良いように恣意的に悪用されるべきではない。なぜなら、フェサールによると、権威の根底にあるものも、権威の目的も共に愛であり、愛とは存在者同士を結び付ける役割を果たすからである(AB81)。共通善の仲介物である権威が愛という目的に向けて増大するのに伴い、共通善を生み出していくとも、同じ頁で彼は論じている。

今日では、人は愛を公的領域ではなく、私的領域のみに限定しがちであり、二十世紀の哲学においても、『存在と時間』の中で一度も愛の語を使わなかったハイデガーや、私的空間における愛よりも公的空間における行動に重きを置いたアレントの思想に典型的に見られるように、愛は軽視されがちだった。コジエーヴの場合も、動物的ではない、人間的なカッブルは愛に基づくことを前提に据えながらも、そのような事実だけでは「政治的な実体を構成しない」と、愛に依拠せず

に持論を展開している(NA152、一三九)。

しかし、フェサールの思想を理解するに際して、共同体を構成する理念の一つに、祖国への愛とは異なる兄弟愛が本来あったことを、我々は想起すべきだろう。そして、フェサール

ルがキリスト教の教義に依拠して愛を重視したのは自明だが、「親愛ないし友愛、という愛(フィリア)」は「一つの卓越性(＝徳)」であり、「愛(フィリア)」というものは国内をむすぶ紐帯の役割をはたすもののごとくであり、立法者たちの関心も、正義よりもむしろこうした愛に存しているように思われる」とするアリストテレスの思想が、フェサールに影響を与えた可能性もあると指摘しておきたい。³⁰⁾

フェサールの見解を敷衍して言えば、権威は人々を抑圧するのではなく、愛に依拠して彼らの連帯を深める目的で用いべきである。権威がこの目的を持つと論ずるに当たり、フェサールは『マルコによる福音書』の中の、キリストが弟子に語った次の逆説的な発言(Mc10:42-45)を引用した(AB81-82)。キリストは彼らの中で偉くなり、権威を持ちたいと思う者は、彼らの下僕となるべきで、長になろうとする者も、皆の奴隷となるべきだと説いた。その根拠として、キリストが人々から奉仕してもらうためではなく、彼らに奉仕し、彼らの身代わりとなるためにこの世に現れたことを、この福音書は挙げている。

フェサールはまた、権威が持つ二つの本質について説明している。権威の第一の本質は、第二のそれより抽象的で、あらゆる上下関係を根底から突き動かす最初の意図を表す。より具体的である権威の第二の本質は、最初の意図に導かれた

運動を完成させる結果を意味する。したがって、権威は最初の意図の観点からだけでなく、最後の結果の観点からも把握された場合にのみ、正しく理解されたことになる。フェサルは述べる (AB81)。

以上の内容をふまえて、権威と共通善が唯一にして同一の重点である愛を共有する、とフェサルは「結論部 Conclusion」で書いている。愛の役割に注目するフェサルは、次のように愛の弁証法を説く。「共同体の財産と善の共有を通じて、一体性 (Communio) の善において完成される共通善の弁証法は、事実と法を通じて、価値において完遂される権威の弁証法に対応する。そして、これら二つの補完的な弁証法は、必然的に我々にとって愛の弁証法が反映される二重の側面ではない」(AB137)。彼の考えでは、愛の弁証法の役割は、多様な共通善を立て直し、集合することで、精神の内で人類を統合すること、すなわち「普遍的共通善」を創設することである。また、権威が果たすべき使命は、愛の一体性における共通善の仲介物として存在することである。愛する者同士の結び付きの場合と同様に、そこでは終わりなき対話が生まれる (AB137-138)。

では、権威ではなく、国民を統治する際に用いられる権力の源泉について、フェサルはどのように考えたのか。「すべての権力は神に由来する」『ローマ人への手紙』(Rm13, 1)

という言葉に基づき、彼は「カエサルのもものはカエサルに、神のものは神に返しなさい」『マタイ福音』(Mt22, 21)という記述に関して、カエサルと神の権力が競合する場合、カエサルですら神に従うべきだと推論する (AB138)。ここで、カエサルは「全能の人物 (tout-puissance humaine) (いわゆる「絶対権力者」) を、神は「全能の神 (Tout-Puissance divine) を意味すると考えられる。また、神が「全能」であるだけではなく、「全正義 (Toute-Justice) を体現するとも彼は想定している。「全正義」の具体的内容を彼はここで明らかにしてはいないが、神の取るあらゆる行動が正しいことを指すと思われる。「絶対権力者」に関して言えば、その人物は自らの権力が神的起源を持つことを示すために、正義を導入させることで、身勝手な目的ではなく、普遍的な事柄を目標とすべきであるため、「普遍的共通善」の成立が目指される (AB139)。人類の共通善の形成を射程に入れたこのような見方は、樂觀的すぎるといふ諷りを免れないが、おそらくフェサルもこのことを自覚していた。そのような諷りを避けるべく、彼は『権威と共通善』の中に「普遍的共通善の問題」という項目を設けて、持論を展開したのであろう。

まず、何が問題なのか見ていきたい。「普遍的共通善が何に基づいており、人類の内的対立がいかなる仲介により乗り越えられうるか突き止めることが最初の任務であり、その任

務が完了しない限り、複数の特殊的共通善へと向かうあらゆる努力が止んでしまえばかりか、共通悪へと墮してしまふ恐れすらある」(AB122)とフェサールは前提する。

では、そもそもなぜ「人類の内的対立」は起きるのか。この根源的な問いに関し、彼はニーチェ、そしておそらくフロイトの理論を、二人の名前を挙げることなく独自の仕方を用いている。フェサールによると、「快樂欲求」と世界征服を望む「力への意志」の間で根源的に分かれている全人類は、「存在の無限の特殊性によってしか満足しなく」(AB125)。ここに「存在の無限の特殊性」と呼ばれているものが神の仲介に他ならない。「力への意志」はニーチェの文脈から離れて「政治家、*homo politicus*」の根底に、「快樂欲求」はフロイトの「快樂原理」の議論から逸脱して「経済人、*homo economicus*」の根底にあるとされる(AB121)。政治家と経済人に関するフェサールの表現を引用しよう。

人類が敵対する諸国民へと分断していること、人類の間で個々の国民や個々の特殊共同体へと分断していること、最も私的な心の奥底における意識すらも分断していること。これら三つの地平において、人類に共通する根源的な分裂が反映されている。すなわち、政治家と経済人の対立の下で、各人が自分の富を追求し、富を得るた

めに自分の力だけを頼りにすることで、快樂欲求と力への意志の争いが表面化する。互いを引き裂くために合理的なものへの獲得を利用しながら、「肉体と精神が反対の欲望を持ちつつ」衝突することが人類全員を一人一人破壊し、動物しか残さない。(AB121)

このように、人類は三段階で分断されており、その分断の根本原因は政治家と経済人の対立によるとフェサールは主張する。ここにいう「合理的なものへの獲得 *des conquêtes du rationnel*」とは科学技術の中でも軍事技術を想定していると考えられる。精神が権力欲を満たすために政治家となることを追求するのに対し、肉体は快樂欲求を満たすために経済人となることを志向する。こうして、精神と肉体という本来的に人間に属するものが原因で、人類の内部で対立が起きる。

この対立は、共通善の持つ二つの不完全な側面(「共同体の財産」と「善の共有」を指すと思われる)とも関係する(AB121)。では、この対立をいかにして解消できるのだろうか。フェサールの意見では、人類統合の中心になりえて、また人類間での水平的な相互作用を保障してくれる「収束力 *loi de convergence*」にもなりえる「超越者 *l'au-delà*」が存在するならば、人類間の対立を乗り越えられる(AB123)。この超越者になれるのは、人類を超越しており、人間にとって垂直の位置に存

在している神であるとフェサルは考える。彼にすれば、人間と神の間の仲介によって人類間の対立を解消することでは、人類は「普遍的共通善」の設立に向かうことができない。そして、このような仲介がいかに行なわれるかを示せるのは宗教的共同体だとフェサルは見えていたが (AB22)、当然ながら、それ以前に神の存在を前提としないことには彼の理論は成立しない⁽¹⁾。宗教的共同体が果たすべき役割について彼自身の言葉を借りれば、「家族の一体性の親密さを有しながら、人類全体へと拡大できる一体性の基礎を、人間と神の間に定立するような繋がりを作り出す神の仲介行動を、このような宗教的共同体が示さなければならぬだろう」(AB124)。

おわりに

ここで、コジエーヴとフェサールの議論の帰結と意義を要約しておきたい。権威の本質に関しコジエーヴは、父の子に対する権威の場合には「原因」、奴隷に対する主人の権威の場合には「危険」、集団に対する指導者の権威の場合には「計画—予見」、裁判官の権威の場合には「公平」と「正義」であると論じた。対してフェサルは権威の本質が「模範」にあり、また「増大原理」を意味し、さらに社会の連帯を構築していく力であると捉えたが、これはコジエーヴにおいて父・

指導者・裁判官の権威が持つ特徴に近い。なぜなら、父は子にとつて「模範」となり、指導者は部下たちの連帯を促し、裁判官は法の適用を通じて「模範」を作り出すからである。「危険」を冒すことを前提とする主人の権威がフェサールの議論の中に見出せないのは、キリスト者である彼が、戦闘に起因する類いの権威を容認することを望まなかったからではないかと推測される。

二人が互いの権威論の草稿や完成稿を読んだかどうか、文献上で確認することは現状では困難だが、コジエーヴの無神論的観点と、フェサールの有神論的視点という互いの立場を考慮しつつ、二人が問題意識を共有しながら権威論を構築した可能性は十分ある。「はじめに」で挙げた、ペタン元帥の権威に関して二人が考察を行なったという事実がその一つの証拠だが、それ以外にも、次のような仮説を挙げておこう。

第二節で見たように、聴罪司祭の権威には主人の権威が欠落していることもあり、神学の理論に依拠するだけでは完全な権威論が作り出せないと指摘しつつも、キリスト教に起源を持つ父の観念を権威の一類型に対応させたコジエーヴは、フェサルら神学者たちの学説を批判するよりも補完しようと試みた。それに対し、フェサルはコジエーヴの理論に欠けている語源的考察を交えつつ権威に関して考察することで、やはりコジエーヴの議論を非難するのではなく、補足しよう

としたものと思われる。権威の持つ積極的な側面に注目しつつ、正当な権威に基づく普遍共同体の存在様式を規定しようとした点でも、二人の議論は通底している。

次に、権威と共同体の関係について、フェサールは権威も共通善も愛を共有するため、愛の弁証法が精神の内で「普遍的共通善」を作り出せると論じた。彼がこの発想を持つに至ったのは、「カトリック」という単語が語源を辿れば「普遍的」を意味していたことも無関係ではないだろう。そして、彼にすれば、神が国家を超えて存在するのと同様に、共通善も国家を超えて成立すべきである。彼は個々の具体的な国家の内部だけではなく、世界規模の（＝普遍的な）共同体の中で、神の「全正義」を介入させて善を実現することを理想とした。フェサールは公的空間における愛（フィリア）を通じた、「一人性」に基づき、世界中の人々を一つの共同体に所属させることを目論んでいたため、彼のことを「一体主義（communioinisme）」の思想家と形容することができよう。他方でコジエーヴの場合、「社会の、つまり人間の強制力（force）はすべて、権威に基づく場合にのみ真に強力（forte）である、つまり有効で持続的である」（EPD498, 五七九）ため、国家が存続するには、強制力よりも、被統治者に自発的な服従を促す権威による支えが必要だと考えたことから、フェサールと同様に共同体と権威の深い結び付きを見ており、国家の理論

と権威の理論を同一視すらしていた（NA136-137, 1111-1112）。だが、コジエーヴは共通善や公共善にも、神や愛の概念にも依拠せず、正義の実現を果たす国家の役割を強調した。彼にすれば、世界中で実効性を持つ法を適用しながら地球規模で正義を実現できるのは、普遍同質国家のみである。こうして、無神論者とキリスト教徒という決定的な相違にも関わらず、彼らは世界市民的発想を共有したと考えられる。

一見したところ、正義に重きを置くコジエーヴと、愛と善を重視するフェサールは、異なった前提に基づいて権威論を展開したようにも思える。だが、用語の違いこそあれ、共に道徳的な正しさを意味する正義と善が目指す方向性は、大きく変わらない。また、ヘーゲルが青年期に書いた『ヘーゲル初期神学論文集』の中で、人間は動物とは異なり愛する存在だと規定していたとコジエーヴは主張した（UH513, 三二八）。おそらくコジエーヴのこのヘーゲル解釈の影響を受けて、フェサールは、ヘーゲルが同書を執筆していた頃に、「事実と法の統合としての愛の根源的な役割を見抜いていた」（NA109）とみなし、そこから存在者同士を結合させる役割を果たす愛に基づいた権威について考察した可能性が高い。全体主義や個人主義に陥ることなく、倫理的な正しさを重視し、共同体全員に益する政治制度の基盤について考えるうえで、彼らの思想は今なお有意義である。

(わかい・れいもん／政治哲学)

※引用文中の強調は原著者による。訳語は原文に基づき適宜変更を加えた。

注

- (一) Alexandre Kojeve, *La notion de l'autorité*, Editions Gallimard, 2004, p. 16 『権威の概念』今村真介訳、法政大学出版社、二〇一〇年八月頁。以降でこの本について参照する際にはNAの略語を用いつつ、原書と訳書の頁数を併記する。
- (二) Gaston Fessard, *Autorité et Bien commun*, Ad Solem, 2015, p. 22 et p. 46. 以下でこの書物を引用・参照する際にはABと略し、頁数を記す。
- (三) *Gabriel Marcel, Gaston Fessard*, Beauchesne, 1985, pp. 507-509.
- (四) Dominique Auffret, *Alexandre Kojève*, Grasset, 1990, p. 610 『評伝アレクサンドル・コジエーヴ』今野雅方訳、パピルス、二〇〇一年、六三二頁。
- (五) Frédéric Louzeau, « Introduction », in AB, p. 31, note 2.
- (六) Leo Strauss, *On Tyranny*, University of Chicago Press, 2000, p. 224 『僭主政治について』石崎嘉彦・飯島昇藏・金田耕一他訳、現代思潮新社、二〇〇七年、一六六頁。
- (七) ウェーバーが『支配の社会学』(一九二二年)などで展開した伝統的支配・カリスマ的支配・合法的支配をめぐる見解も、権威論であると捉えることも可能である。これらの三類型の解説に關しては、例えば以下を参照。野口雅弘『官僚制批判の論理と心理』中公新書、二〇一一年、六二七〇頁。また、ホルクハイマーを中心にまとめられたフランクフルト学派の権威論の概要については、以下を参照。細見和之『フランクフルト学派』中央公論新社、

二〇一四年。

- (8) コジエーヴについて言及されてはいないものの、ヴィシー政権の政策に關しては、以下の本が参考になる。川上勉『ヴィシー政府と「国民革命」』藤原書店、二〇〇一年。
- (9) Danilo Scholz, « Alexandre Kojève et Gaston Fessard sur l'autorité et la politique », *Revue philosophique de la France et de l'étranger*, 2016/3 (Tome 141), paragraphe 3. 頁分けがない代わりに段落分けがなされた論文をGaim. Info で入手したため、この論文について触れる際には段落番号を併記する。
- (10) Kojeve, « Tyrannie et sagesse », in Strauss, *De la tyrannie*, Gallimard, 1997, pp. 161-163 (『僭主政治』知恵)、『僭主政治』(ト)一七二一〇頁)。
- (11) Kojeve, *Esquisse d'une phénoménologie du droit*, Gallimard, 2007, p. 586 『法の現象学』今村仁司・堅田研一訳、法政大学出版社、一九九六年、六七三頁。以下でこの文献を取り上げる際、EPDと略し、原書と訳書の頁数を併記する。
- (12) 菊池理夫『共通善の政治学』勁草書房、二〇一二年、ix頁、参照。
- (13) なおコジエーヴの場合には、「同輩たちに対する指導者の権威」のヴァリアントとして、学者の権威を挙げている(Na68, 五七)。
- (14) Hannah Arendt, *Between Past and Future*, Penguin Classics, 1977, p. 121 『過去と未来の間』引田隆也・斎藤純一訳、みすず書房、一九九四年、一六五頁。この書物を以下で参照する際、BPFと省略し、頁数を併記する。
- (15) ジョルジョ・アガンベン『例外状態』上村忠男・中村勝巳訳、未來社、二〇〇七年、一五二頁。
- (16) アガンベン、同前、一五三頁。
- (17) モーロは以下の著書の中で「権威の類型論における指導者」(コ

- 「ジエーヴ」という題目の項を設けている (Jean-Claude Monod, *Qu'est-ce qu'un chef en démocratie ?*, Edition du Seuil, 2012, pp. 63-93)。
- (18) アリストテレス『政治学』中公クラシックス、田中美知太郎・北嶋美雪・尼ヶ崎徳一・松居正俊・津村寛二訳、中央公論新社、二〇〇九年、一三頁。
- (19) 菊池理夫『共通善の政治学』viii頁、参照。
- (20) 上智学院新カトリック大事典編纂委員会編集『新カトリック大事典 第二巻』研究社、一九九八年、三四九頁。
- (21) *The New Catholic Encyclopedia*, second edition, 4, Gale, 2002, p. 19. トマス・ヒル・グリーンが共通善の思想を十九世紀末に取り上げた。二十世紀には、彼の影響を受けたL・T・ホプハウスが共通善の政治学を發展させ、二十一世紀にもマイケル・サンデルも共通善に基づく政治の在り方を提起している。
- (22) Alexander Passerin d'Entrèves, *The Notion of the State*, Oxford University Press, 1967, p. 28 (『国家とは何か』石上良平訳、みすず書房、二〇〇二年、三四頁)。
- (23) 『ニコマコス倫理学』1094Aで、活動自体より成果が善である例として、医療が健康を目指すことを目的とすると書かれた旨が、フェサールに影響を与えた可能性がある。
- (24) Jacques Maritain, « La personne et le bien commun », *Jacques et Ratisa Maritain Œuvres Complètes*, Vol. IX, Fribourg: Edition Universitaires Fribourg Suisse, pp. 197-198. ヴェリタンについては以下も参照。菊池、前掲書、二二―二七頁。
- (25) Fessard, *France, prends garde de perdre ta Liberté*, Editions du Témoignage Chrétien, 1946, pp. 261-274.
- (26) マリタンの場合は「共通善」と「公共善」を区別したという(菊池、前掲書、二四頁)。その区別によると、前者が受け入れられ、伝達される善であるのに対し、後者はミツパチにも見られる全体の利益の追求に過ぎない。
- (27) Kojeve, *Introduction à la lecture de Hegel*, Gallimard, 1947, p. 289 (『ヘーゲル読解入門』上妻精・今野雅方訳、国文社、一九八七年、一五六頁)。以下、I・L・Hと略す。
- (28) 「第三項」または「第三者」(原語は共に *tiers*) に関しては、堅田研一「アレクサンドル・コジエーヴと今村仁司」(『東京経大学会誌 経済学』第二五九号、二五―三六頁、二〇〇八年)、坂井礼文『無神論と国家』(ナカニシヤ出版、二〇一七年)を参照。
- (29) 三島憲一「愛」『岩波 哲学・思想辞典』一九九八年、二頁。
- (30) アリストテレス『ニコマコス倫理学(下)』高田三郎訳、岩波書店、一九七三年、六五―六六頁。
- (31) フィローニも、フェサールの議論は神の存在証明に成功しない限り、哲学的価値を持たないと述べている。Marco Filoni (auteur), Gérald Larché (traducteur), *Le philosophe du dimanche*, Broché, 2010, p. 226.

※本研究はJSPS科研費[P19]00326の助成を受けたものである。

キーワード コジエーヴ、フェサール、権威、普遍的共通善、普遍

同質国家

〈公募論文〉

ジジエクの転回

〔欲望と欲動〕

高橋若木

一 ジジエクの転回とその批判

スラヴォイ・ジジエク（一九四九年―）は、ラカン派精神分析とドイツ観念論を接合して新たな主体の概念を提示し、アルチュセール以降のイデオロギー批判を発展させたスロヴェニアの哲学者である。一九八九年に英語で出版された『イデオロギーの崇高な対象』（以下、『崇高』と略記）で国際的に認知されてから数年のあいだ、ジジエクは社会主義体制崩壊前後の東欧の哲学者として、全体主義や人種主義を民主主義の立場から批判していた。だが現在のジジエクは、全体主義

批判という言葉そのものを批判し、コミュニズムへのラディカルな移行を語る哲学者として認知されている。この間に起きたジジエクの変化を、本稿では以下、ジジエクの社会思想の転回と呼ぶことにする。ジジエクはある時期に、欲望 (*desire*、*Begehren*) と民主主義の理論に依拠して主に人種主義を批判する段階から、欲動 (*ulsion, drive, Trieb*) にもとづくコミュニズムの政治へと転回した¹⁾。本稿の目的は、ジジエクの転回を肯定する立場から、欲望と欲動という二つの概念に関わる転回の筋道を解明することにある。本節では以下、転回の概略を示し、転回に批判的な研究を紹介する。

転回前のジジエクの政治倫理的な立場は、『崇高』のつぎ

の一文に見ることが出来る。「おのれの欲望を諦めるな (pas céder sur son désir)」というラカンの有名なモットーは、〈現実界〉とその象徴化を隔てる距離をゼロにしてはならないという事実のことを言っている (SOI xxv, 一五)。精神分析における欲望とは、生理的必要や個別の願望を超えるものである。欲望は、主体がいわば人生全体において求めるものに関わる。究極的には、欲望の主体は自分と他人たちを含む社会の全体という審級から欲望されることを求める。だがラカン派精神分析において、主体が他者の語らいとしての象徴界 (symbolique) に参入することは、自己自身および対象の直接的享楽を喪失することを意味する。様々な症状は、言葉を話す社会的存在としての人間が原初的に喪失しているものの反復や抑圧と捉えられる。このため、欲望される全体的視点の不確定性は原理的に除去できず、欲望の主体は、象徴界としての社会において、あれでもなければこれでもないが無際限に欲望の対象である「それ」をもとめる。象徴界に包摂しきれないという意味で原初的に喪失されたものは、現実界 (réel) と呼ばれる。よって「おのれの欲望を諦めるな」とは、何らかの外的な障害物さえなければ欲望が充足できるはずだという幻想には身をまかせろなという意味になる。上掲の引用文における「現実界」とその象徴化を隔てる距離をゼロにしてはならない」とはそのことである。詳細は第二節で論

じるが、初期のジジエクは、このような欲望の倫理が民主主義を支えると主張し、エルネスト・ラクラウのヘゲモニー論に依拠する。民主主義においては、社会全体から本質的に欲望される権力者は存在せず、社会の全体性をとりまとめるヘゲモニー的要素の浮上は最終的に偶発的なものである。

欲望の倫理にもとづく民主主義からの明白な転回を示した著作が、一九九九年の『厄介なる主体——政治的存在論の空虚な中心』(以下、『厄介』と略記)である。そこでジジエクは、欲望については多くが語られてきたが、いまや欲動の「より不可解な主体性に焦点を当てるべきときだろう」(TS 362, 一〇—「2」として、初期における核心的な典拠であったラクラウのヘゲモニー論を批判する。本稿第三節で検討することになるその批判において、ジジエクは欲動の主体を、象徴界としての社会のなかにいながら特定の場所をもたない特異な存在として論じる。この主体は、対等な市民からなる社会の全体性以上に根本的な普遍性を体現するのだという。『厄介』のつぎの一文は、転回後のジジエクの立場をよく表している。「悪」の本当の原因は、神のように振る舞う有限で死すべき人間ではなく、神的奇跡が起きることを否定して、自分ばかりにもいる有限な死すべき存在の一人にすぎないと矮小化する人間である」(TS 463, 二六八「2」)。ここでは、欠如を埋めて欲望を終わらせてしまうことではなく、根本的な変化を

起こしうる主体の力の自己否認が、悪の原因であるとされている。否認されてはならない奇跡的变化とは、コミュニズムへの移行である。そのような移行を望み、貫徹させる原理が欲動であるとされる。

ジジェクの転回とその後の立場は、さまざまな論者に批判されてきた。二〇〇〇年代の批判的なジジェク研究の諸論点を総合したシャープとポウチャーは、ジジェクの思想には「ジジェク1」と「ジジェク2」があるとして、「ジジェク2」を批判する。彼らによれば、「ジジェク1」の特徴は、啓蒙的な自律性の強調や「象徴界への依拠とラディカル民主主義の政治の唱導」にあるが、「ジジェク2」はロマン主義的な真正性への関心を抱き、民主主義などの象徴界的な制度にシニカルな批判を向けることで、「現実界への飛び込みと革命的前衛主義の受容」に向かった。^④「ジジェク2」は「より保守的で反動的ですらある」近代批判に陥っている。「ジジェク2」には民主主義批判の主体の理論だけがあり、政治経済の理論がない。^⑤同様の指摘は、スタヴラカキスにも見られる。スタヴラカキスによれば、ジジェクが『崇高』で提示した「有限性と否定性を示唆する欠如」はジジェク自身によって否定され、いまや「不死性と実定性を示唆する神的奇跡」が主張されている。こうした批判は、転回そのものに関心をもたない論者にも共有されている。ラカプラは、精神分析と超越論

哲学にもとづくジジェクの政治理論が、歴史内部の相対的変化と向き合わないという意味で、ある種の暴力的なモーメントを志向するものであると論じる。^⑥これらの批判は、現在のジジェクについて次のようなイメージを共有する。すなわち、ジジェクは象徴界の外部で万能かつ恣意的に存在すると想定される抽象的な主体に依拠しているというイメージである。

ジジェクの転回に関するこうした批判に応えるには、初期理論の輪郭を辿り、その限界点を照らし出す必要がある（第二節）。つぎに、批判されている転回後の中期理論がもつ特質を考察し、そこで中心的位置を占めることになる欲動の主体に、上述の諸批判が見落としている具体的規定があることを示したい（第三節）。併せて、欲動の主体にもとづくジジェクのコミュニズムを検討し、転回の成立要件を定義したうえで比較的マイナーな著作を評価する（第四節）。最後に、その後から現在に至る後期理論の欲動論と社会思想の動向を確認する（第五節）。なお、本稿では独自に、ジジェクの著作史については、初期、中期、後期の区分を立てる。その範囲と理由については、各節冒頭で論述する。

二 民主主義の欲望——初期理論

初期のジジェクは、八〇年代前半のフランス留学の成果と

して一九八八年に出版された『もつとも崇高なヒステリー者——ヘーゲル・パス』とその英訳である『崇高』で哲学者としての地位を確立した。欲望を中心概念とするその哲学は、一九九三年の『否定的なもののもとへの滞留——カント、ヘーゲル、イデオロギー批判』（以下、『滞留』と略記）と一九九四年の『快樂の転移』まで続く。スロヴェニアの民主化運動に関与したこの時期のジジエクは、社会主義国家の解体前後に高まった人種主義イデオロギーを精神的な欲望論にもとづいて批判した。

初期のイデオロギー批判の最大の特徴は、エルネスト・クラウとジャンタル・ムフが提起したヘゲモニー理論と民主主義への依拠である。以下、『崇高』第三章「汝何を欲するか」の論述をもとに、社会思想としての内実をできるだけ具体的に敷衍しておこう（SOI 95-97、一六七—一七一）。ヘゲモニー理論によれば、政治社会はさまざまな差異のひしめき合う諸要素から成り立ち、諸要素の意味は他の要素との連結によってしか定まらない。ジジエクはこれを、象徴界の特徴とみなす。たとえばエコロジは、国家主義的にも、社会主義的にも、保守的にも追求されうる。連結の仕方は政治的な交渉次第であり、あらかじめ定まっているわけではない。古典的マルクス主義における労働者階級のような、その他すべての諸問題を一挙に根治しうる特権的要素は存在しない。労働者階級

の運動がエコロジに反することも、フェミニズムに反することもあり得る。したがって、エコロジやフェミニズムなど、多様な新しい社会運動が独自の役割を果たす。

しかしイデオロギー空間としての社会においては、ある要素が他の諸要素全体の連鎖をつくりだし、お互いに同じ問題と闘っているという認知を与える場合がある。これが等価性の連鎖と呼ばれる。たとえば、労働者階級の運動、フェミニズム、人種的マイノリティの運動が、すべてエコロジカルな観点からなされる場合、これらの多様なイシューの間には、環境破壊と闘うエコロジという等価性の連鎖が成立する。

だが、エコロジカルな社会秩序が実現すれば他のすべての問題が解決するわけではない。民主主義における権力の座は、特定の要素がその社会的位置のゆえに獲得するよう定められていないという意味で空位（空虚）である。精神分析の用語で言えば、社会全体の欲望を予定調和的に集めることのできる主体は存在しない。社会全体から見た各主体の価値は常に不確定であり、主体が欲望する社会の全体性ははじめから欠如している。この欠如の働きが現実界である。

民主主義の政治は、諸要素を連鎖させて不在の社会的全体性を暫定的に表すものであり、現実界の空虚に関わる。このような暫定的な権力が、ヘゲモニーと呼ばれる。ここで注意すべきは、すべての要求を包摂して社会全体の調和を実現で

きるといふ主張が現れ、それが実現しないのは何らかの外的阻害要因のためであると言いつける場合である。現実界に關する欲望の不可能性を糊塗する主張は、イデオロギー的幻想である。

ジジエクは、以上の民主主義論を背景として、人種主義のイデオロギーを批判する。人種主義的な差別は現実界に關わり、象徴界の視点だけでは解決できない。たとえば、ユダヤ人はあれこれの憎むべき特徴をもつてこの社会の享樂を盗んでいるという人種差別に対して、実際にユダヤ人がその属性をもつているか確かめようとして、身の回りのユダヤ人の隣人の人間らしい姿を見て目を覚ませと言うことは、差別の核心を解除することにはならない(SOI 4850, 九五—九八)。「確かめる」ことは、ユダヤ人にかぎつてそれを確かめようとする差別的なことだわりの核心を破壊できない。「隣人を見る」方法は、ふつうの市民のように見えるユダヤ人が実は何かを隠し持っているのではないかという差別的な猜疑心を強化してしまう。ユダヤ人差別の核心には、ユダヤ人にさまざまな属性をデマゴギー的に押し着せることだけでなく、「彼らがああいうふう(貪欲で、陰謀好きで、等々)なのは彼らがユダヤ人だからだ」(SOI 48, 九六)という密かな同語反復的「反転」がある。したがつてジジエクは、ユダヤ人差別を克服する唯一の方法は、「われわれは自分の欲望の行き詰まりを打開す

るためにその像をつくりあげたのだ」(ibid.)という点を直視することであると言つて。民主主義は、欲望の主体として社会の全体性を欲望しつつ、その全体性が本質的には達成できない空虚な座であることを認識しているような人々によつて創られる。

『滞留』最終章でジジエクは、そのような民主主義的な欲望の主体として、体制末期の民主化運動の推力を作つた人々(スロヴェニアのバンク、ドイツの Neues Forum など)を挙げ、彼らを「消滅する媒介者」と呼ぶ。彼らは、社会主義体制を批判しつつも西側の資本主義とは異なる道をもとめたが、民主化の後には表舞台から消え、代わりに旧体制の支配層が返り咲いて資本主義を導入した。その後、資本主義のつくりだす社会問題は、人種的な外敵が民族の自己実現を阻んでいるという幻想によつて隠される。以上のイデオロギー論と民主主義論にもとづいて全体主義を批判することが、初期理論の一貫した特徴である。初期理論において全体主義とは、社会内のすべての要求を本質的に調和させることはできないという点を否定し、人民の全体性を具現すると称する統治のことである。

ここで、初期理論の問題点を述べよう。以上の議論においては、「消滅する媒介者」がどのような社会的位置から主体化するのかが明らかではない。第一節で言及したジジエクの

批判者たちは、とくに転回後のジジエクの主体概念の抽象性を批判していた。だが以上に見たとおり、変革的な政治の主体が、象徴界としての社会内のどのような位置から、なぜ主体化するのが規定されていないという問題は、初期理論の主体概念にこそ当てはまる。本稿第三節で見る中期理論では、この点が大きく変化する。ここでは、社会的位置に関わらずお互いと対等な市民ではなく、社会に排除された特異な位置から現れる欲動の主体が焦点となる¹⁶⁾。

三 欲動の主体——中期ジジエクにおける転回

欲動を中心概念としてデカルト的主体を論じる『厄介』で、ジジエクは初期理論で依拠していたラクラウを批判し、コミュニティを求めるアラン・バディウの哲学をはじめて体系的に扱う¹⁷⁾。従来の民主主義理論との分岐は、翌年出版されたラクラウおよびジュディス・バトラーとの論集『偶然性・ヘゲモニー・普遍性——新しい対抗政治への対話』で論争として改めて宣言され、二〇〇一年の『全体主義——観念の（誤）使用について』では、初期の全体主義批判のモチーフが批判される。これらの著作により、ジジエクは民主主義を語るマルクス主義哲学者という初期の相貌から、革命の主体を理論化するコミュニニストの哲学者へと変化した。この時期（二〇

〇〇年代）のジジエクは、イラク戦争における民主主義の旗印を批判してレーニン論を上梓し、ヨーロッパの移民問題が語られるなかで一見反動的にユダヤ・キリスト教の意義に関する考察を深める。二〇〇六年の『パララックス・ヴュー』¹⁸⁾では「弁証法的唯物論」の輪郭が素描され、二〇〇八年の『大義を忘れるな』（以下、『大義』と略記）では反資本主義の政治哲学が総合的に展開される。本節では、まず初期理論に関する中期ジジエクの自己批判を検討する。つぎに、ラクラウに対する明示的な批判を、一九九九年の『厄介』に即して考察する。

『為すところを知らざればなり』（一九九一年）の第二版序文（二〇〇二年）と、グリーン・デイリーによるインタビュー『ジジエク自身によるジジエク』（二〇〇四年）で、ジジエクは初期理論を振り返りつつ、ほぼ同趣旨の自己批判を行なっている¹⁹⁾。ここでは特に後者の次の部分に着目して、ジジエクの転回の方角を確認しておこう。

私は、イデオロギーとは不可能性のギャップを埋めてしまふ幻想であり、元々の不可能性が外的な障害物に置き換えられてしまふのだというイデオロギーに関する私自身のかつての定義、つまり、なされるべきははじめの不可能性を再度主張することであるという定義には、も

う満足していません。ある種の超越論的論理の究極の帰結は、次の見解です。アプリアリな空虚、原初的な不可能性があり、イデオロギーの詐欺とは、この元からある不可能性を外的障害物に翻訳してしまうことである。イデオロギーの幻想とは、この障害物を克服することで現実的なもの自体を得られるのだという考えである。私は、究極的なイデオロギー作用はむしろ正反対であると断言いたくなります。その作用は、あるものを不可能性に祭り上げてしまうことで、それを延期したり、それとの遭遇を避けるのだと。(CWZ70, 100)

ここでジジエクは、自らの初期理論を「ある種の超越論的論理」として批判している。カント的な意味での超越論的論理とは、経験の可能性の条件に関わる論理である。ジジエクは、主体は現象を経験することはできても、もの自体には触れることができないというカントの議論に、象徴界と現実界の区別を強調していたジジエク自身の初期理論を擬えている。初期理論はその区別にもとづき、社会の全体性とはヘゲモニー構成に参加する全員にとつて等しく手の届かない現実界であり、象徴界のなかで特定の誰かが社会全体の変革に有利な位置にいるということはありえないとした。

だが、いまやジジエクは、社会の全体を変革する主体性が

生まれやすい位置が、象徴界としての社会のなかに存在すると考えている。「究極的なイデオロギー作用」は、むしろそのような特異な主体性を「延期したり、それとの遭遇を避ける」ことだというのが、ジジエクの論点である。同じインタビューのなかで、ジジエクは初期理論に「欲望の論理」を見たとうえで、中期以降の観点が欲動論に支えられていることを示唆している(CWZ 67, 96)。欲動論は、初期理論によって不可能とされたことを肯定する。それが社会思想としていかなる事態であるかを詳細に語るのが、『厄介』の第四章「政治的主体化とその変遷」である。初期理論からの離反は、つぎの問いとともに明確となる。

もしヘゲモニーの概念がイデオロギー的支配の基本構造を表現しているのであれば、私たちはヘゲモニー空間の内部における様々な交替にとどまるよう運命づけられているのだろうか？ それとも、少なくとも一時的に、ヘゲモニーの機制を中断することが可能なのだろうか？

(TS 220, 三三四 [1])

ジジエクはこの問いに対して、可能であると答える。ヘゲモニーの機制とは、特定の社会的な位置から政府や社会に要求を行いつつ、自分たちの要求の特定性にとどまらずに、他の

諸要素と等価性の連鎖を形成することである。したがってこの機制は、他の諸要素との等価性の連鎖を形成することなく自らの社会的地位から特異な要求を行う主体が現れるような場合に、中断されることになる。それが階級本質論的な立場への退行にならないのは、ジジェクが特異性と普遍性のあいだに、つぎのような関係を想定しているからである。

左翼に特有の政治的動きはしたがって、(各人にふさわしい場所を、という右翼のスローガンとの対比において) 具体的に存在する普遍的秩序をその症候の観点から問い直すこと、つまり、その秩序に内在しているながら、そこに(固有の場所)をもたない部分(われわれの社会における非正規移民やホームレスの人々など)のために秩序を問い直すことである。症候に同一化するこの手続きにおいて「……」、われわれはあえて、具体的に存在する普遍的で実定的な秩序に内在している例外点/排除点、すなわち「棄却されたもの [the object]」を、真の普遍性の唯一の点として主張(し、それと同一化)する。

(JS 269, 四〇〇 [一])

ここで言われる「具体的に存在する普遍的秩序」とは、自由や平等といった「普遍的」権利を確保したとされる各国の

近代的な市民社会であり、そのような諸国民の社会としての資本主義的な国際社会のことである。この「普遍的秩序」は、非正規移民やホームレスの人々を排除する。ジジェクはこの排除を、アクシデントや個人的不運ではなく、システムが構造的に生み出す「症候」と見る。彼らが「固有の場所」をもたない」と言われるのは、しばしば国民あるいは市民と対等な法的権利や社会的承認を得られず、生産手段をもたないばかりか労働および最低限の安全な生活からも排除されているからである。

彼・彼女らは、参政権あるいは住所をもたないために、ヘゲモニーを構成する民主主義の政治過程からも排除されている。また、労働者としての社会的地位ゆえに変革の特権的主体となるどころか、そうした位置すらもたない者たちとして社会に棄却されている。ジジェクは、その「(固有の場所)」をもたない部分」からこそ「真の普遍性」の主体が成立しうるとする。『厄介』でも、ジジェクの議論の背景にあるのは、ラクハウのヘゲモニー論に欲望の論理を見たうえで、それとは異なる欲望の政治を構想する視点である(JS 216, 三二八 [一])。欲望が全体性の欠如に関わるのに対して、欲望は排除された特異な主体の享楽に関わる。ジジェクが「真の普遍性」を語るときに想定しているのは、「(固有の場所)をもたない部分」にあたる人々が、その困窮からの脱出とシステム

への再統合を求めるよりも、彼らを排除した社会とは異なる自治と生存の圏域を構築し、その作業に享楽を見出す道である。次節で見るとおり、ジジエクはその一例として、大都市の周縁に形成された非正規居住区としてのスラムを想定している。

だが、「真の普遍性」の担い手は、事実として排除された社会的位置にいる人々に限られるわけではない。いまは排除されていない者たちも、すでにグローバル化した労働市場において、非正規移民とさまざまな度合いで類似の脆弱な境遇に置かれ始めている。移民のほうに自分たちの境遇の本質を見始めた国民が、自分たちの境遇の特異性から自治的な秩序を作り出そうとする移民と合流する圏域が、ジジエクのいう「真の普遍性」であろう。¹⁹⁾

四 コミュニズム論と移行期の見方

欲動の政治の具体的な名は、コミュニティズムである。二〇〇八年の『大義』の最終章「自然における不快なもの」と、その翌年にアラン・パディウが出版した『コミュニティズムの仮説』を受けて二〇一〇年に開催されたカンファレンスへの寄稿論文「始めからやりなおすには」で、ジジエクはある一貫したコミュニティズム論を提示している。本節では、コミュニティズム論

の骨子を検討したうえで、後半で転回の成立条件を定義し、『厄介』以前に出版された移行期の著作を転回との関係で位置づける。

ジジエクのコミュニティズム論は、三つの論点に分けることができる。第一に、コミュニティズムは今日、企業によるコモンスの商品化（私有財産化）に抵抗するコモンスの商品化のコミュニティズムとして構想されるべきである（DIC 429, 六四二；HBB 212, 三五九）。ジジエクは、コモンスの商品化が招く問題として、環境汚染、遺伝子操作などの生体管理技術、コンピュータのOSなどの情報コモンスの独占という三領域を挙げる。これに対してジジエクは、環境、生命、情報という三分野におけるコモンスを共有管理する政治を想定していると思われる。ジジエク自身は詳説しないが、前節で論じた労働や生産からの排除も、コモンスの三領域と密接に関係するだろう。その例として、非正規移民のなかに気候危機の影響による環境難民が増えており（環境コモンスの商品化）、不安定な短期雇用を渡り歩かざるをえない人ほどスマートフォンを携帯して使料を支払わざるを得ないといった現状があること（情報コモンスの商品化）、また、近い将来に人々の身体が指紋や虹彩にとどまらず遺伝子情報で管理される可能性（生命のコモンスの管理）などが想定できる。

第二に、コミュニティズムは、グローバル資本主義から排除さ

れた人々の主体性の観点から企図させるべきであるとジジェクは主張する。この点が、とくに欲動の主体という精神分析の哲学から導出される論点である。ジジェクは、排除された一部の人々の主体性を「プロレタリアートのポジション」(DLC 428, 六四一; HBB 213, 三六〇)と呼び、ラクラウのヘゲモニー論における民主主義の主体と区別する²⁰。「プロレタリアートのポジション」に関連して、本稿第三節では『厄介』の非正規移民の例を論じたが、『大義』で挙げられるのは、世界中の都市に増殖するスラムの住民である。スラムの住民は、法的な保護の外部で、企業によるコモنزの収奪に抗いながら自治圏を創出せざるをえない(DLC 425, 六三七)。ジジェクは、排除された人々が作る別の秩序を肯定する観点から見なければ、エコロジーは汚染に加担する貧困層への苛立ちに転じ、生命科学の提示する危機を論じることは道徳的な保守主義を招く。OS、遺伝子、医薬品などの知的財産の独占についても、私有財産権保護の範囲で若干の調整が行われるに留まり、コモنزとしての共同管理への一步は踏み出されないだろう。

第三に、コミュニニズムは、「プロレタリアートのポジション」に生きる人々が国家を用いて社会に介入することを必要とする。『大義』において、この論点は「恐れ(terror)の政治学」(DLC

438, 六五七)の批判として提示される。近代的な主体や国家の経済が社会と自然の穏やかな調和を破壊してしまうとする「恐れ政治」は、仮にコモنز論などの反資本主義的な視点からの要求であっても、排外主義や保守主義の罫に落ちやすい。ジジェクはこれに対して、最初に調和が存在したという想定を否定する精神的な社会論を背景として、「プロレタリアートのポジション」から、ときに国家の力を用いて社会と自然に大胆に介入する必要があると主張する。「始めからやりなおすには」では、「真の任務は、国家から距離をとることに引き籠もるのではなく、国家そのものを非国家的な様態のもとで機能させることなのです」(HBB 219, 三七一)と述べられている。「国家から距離をとることに引き籠る」とは、国家権力は他人に任せて、抗議する側にとどまることを決め込むという意味である。その態度を避けるからといって、ジジェクは国家権力を肯定しているのではない。「非国家的な様態」とは、民主主義から排除された人々の主体性を基礎とする民主主義国家という、逆説的なあり方を示唆していると言えるだろう。

転回後のこのようなコミュニニズムは、第二節で見た全体主義批判という初期理論のモチーフにも、抜本的な変化をもたらした。『全体主義——観念の(誤)使用について』では、「全体主義」という概念はいささかも有効な理論的概念ではない

(DST 5, 11)とまで言われる。むしろ、転回後のジジエクが、初期理論で批判されていた全体主義者になったわけではない。欲動の主体は、社会の全体性を具現するのではなく、むしろそこから排除される。またこれ以降、頻度が低くなるとはいえず、全体主義という概念が使われなくなるわけでもない。転回後に変化したのは、全体主義に何を対置するかである。転回前、全体主義には民主主義における欲望の倫理、すなわち社会の全体性は不可能であるという認識にもとづく有限性の倫理が対置されていた。だが転回後は、排除された主体の欲動にもとづくならば、コミュニズムによる社会全体の革命は可能であるという視点が対置される (TS 483, 二九六; CHU 324, 四二〇)。

以上の考察を総合すると、転回後の理論は次の二つの条件を満たしていると言える。第一の条件は、欲動論の観点から欲望論を中心とする哲学が批判されることである (哲学的条件)。第二の条件は、ラクラウのヘゲモニー論にもとづく民主主義的な主体に替わって、象徴界としての社会に排除される主体が論じられることである (社会思想的条件)。これが欲動の主体であり、この主体によってコミュニズムの政治が行われる。『厄介』のように、コミュニズム論が前景に表れない著作であっても、政治の主体が排除された主体として明確に規定され、民主主義論を批判する理由となっている場合は、

社会思想的变化が明白であると言える。これら二つの条件をもって、本稿において転回と名指してきた事態の構成要件としたい。この定義に照らすと、転回が明白と言いつける最初の著作は、一九九九年の『厄介』である。初期理論最後の大部の哲学書である一九九三年の『滞留』から『厄介』までの著作は、いわば移行期に位置しており、転回の部分的な兆候を示しつつも、二条件の揃った転回を達成していない。

まず、『滞留』の直後に位置する一九九四年の『快樂の転移』は、旧ユーゴスラヴィアをめぐる人種主義を論じつつ、幻想から距離をとる欲望の倫理を語っており、欲動論への移行は見られない (ME 82, 一三九)。よって、同著は転回の二つの条件のうち、社会思想的条件を満たさない。哲学的条件について見ると、同著第五章でジジエクは、ジル・ドゥルーズやシェリングに言及しながら象徴界の発生を論じている (ME 122-133, 一〇一―一二九)。本稿の最終節で言及することになるが、ドゥルーズの積極的参照は、転回の先に現れる後期理論の主要な特徴である。また、象徴界の発生に関する考察は、象徴界と現実界の区別が成立する時点で排除されたものに着目する中期理論の枠組みへの接近とも見える。しかしながら、『快樂の転移』では、欲動論の観点から欲望論を批判するという構図が成立していない。排除された主体の政治という観点も、まだ語られない。『快樂の転移』は、転回の兆候を微

弱に示しながらも初期理論に属する著作であると言える。

欲動を中心概念としてシェリングを論じた『仮想化しきれない残余』（一九九六年）と、シェリングの「世界年代（Weltalter）」に長文の序を付した翌年の『自由の深淵／世界年代』²³は、転回の哲学的条件を満たしていると言える。第一節で言及したシャープとポウチャーのような批判的論者だけでなく、ジジエク派と言いうるエイドリアン・ジョンストンも、この時期のシェリング研究にジジエク理論の大きな変化を見る。

シェリングに言及すること自体は、最初期の『もつとも崇高なヒステリー者』以来、珍しいことではなく、（PSH 311-328, 二四八—二六一；SOI 188, 三一一）。だがジジエクは、この時期のシェリング論ではじめて、欲動と欲望を対比するだけでなく、明確に欲動論の立場をとった。シェリングは、超越論的な自由が神という実在のうちで発生する神話的理路を探ろうとした。ジジエクはそこに、精神分析における欲動概念と同等の理論を見ようとする。欲望は、象徴界が確立したあとの人間社会の論理であるが、欲動は、自然と社会のどちらの安定した秩序にも収まらない。欲動は、自然から社会への移行を可能にするとともに、移行後には抑圧される過剰な自由の原理であるとされる（BR 97, 一五四）。こうした欲動論にも関わらず、ジジエクはそこでラクラウの民主主義を批判しておらず、社会思想における転回が遂げられたとは言い難い。

最後に、『厄介』の直前にサイバースペース論として提示された『幻想の感染』（一九九七年）も、欲望のレベルを超える原理としての欲動を語っている点で、転回の哲学的条件を満たしている（PF 40-54, 五六—七二）。同著には、社会思想の面でも注目すべき点がある。付録Ⅲ「無意識の法——善の彼岸にある論理に向けて」では、欲動論にもとづく周到なハンナ・アーレント批判が提示されているのである（PF 295-310, 三三七—三五四）。とはいえ、ジジエクのアーレント批判は「悪の凡庸さ」という政治倫理的なテーゼに向けられており、全体主義批判の言説が「プロレタリアートのポジション」の観点から批判されているとまでは言えない。また、初期の民主主義論への批判も明示されていない。よって『幻想の感染』でも、転回の社会思想的条件はまだ満たされていない。哲学と社会思想の両面に渡る転回が明示されるのは、一九九九年の『厄介』である。

五 後期理論における欲動論の動向

後期理論について述べる前に、以上の考察をまとめておこう。ジジエクの批判者たちは、転回後のジジエクが象徴界の外部にある抽象的な主体に依拠していると論じていた（第一節）。しかし、主体の社会的規定のなさや抽象性といった問

題は、むしろ初期理論に見出されるべき問題である。初期理論では、社会の全体性の欠如にもとづく欲望の民主主義という、主体の社会的位置に無関与な形式が提示されていた（第二節）。これに対して、中期以降のジジエクは初期理論を自ら批判して、象徴界としての社会のうちで構造的に排除される主体に着目した（第三節）。また、その主体が自らの特異な位置を肯定的に主体化する際の欲動を、コミュニティの政治の起点とするようになった（第四節）。こうして、主体の社会的未規定性という理論的弱点は、むしろ転回以降に克服されたと言える。本節では、まず後期の著作群について述べたあと、後期理論でジジエクが欲動について語る新たな諸論点の意義を論じる。⁽²³⁾

ジジエクは、自身の立場を弁証法的唯物論と呼ぶ。この呼称のもとで最初に体系描出が試みられたのは中期に属する『パララックス・ヴュー』である。だが、欲動論を核心部に据えて堅固な体系的輪郭が整えられたのは、二〇一二年の『無より少なきもの——ヘーゲルと弁証法的唯物論の影』（以後、『無より少なきもの』と、二〇一五年の『絶対的反映——弁証法的唯物論の新たな基礎に向けて』⁽²⁴⁾）である。とくに、ジジエク研究者たちにも新たな段階を察知させた大著『無より少なきもの』は、後期理論の始まりと見做すにふさわしい。⁽²⁵⁾ 後期のジジエクは、哲学的な体系化に取り組みつつ、資本主義批

判の可能性をもつ現代政治の諸動向を批評する。初期理論の背景が旧ユーゴスラヴィア紛争であり、中期理論の背景がイラク戦争であったとすれば、後期理論の背景は二〇一一年のアラブの春とオキュパイ・ウォールストリート以後の社会運動である。

後期の体系化によって、社会思想の面で整理されたことの一つは、欲動論とヘゲモニー論の接点である。二〇一七年の『空虚の放肆——経済・哲学的スバンドレル』では、排除された「プロレタリアートのポジション」の普遍性とヘゲモニー的な民主主義の普遍性が、相克しあいながらも「完全に両立不可能というわけではない」ような「結合」を果たす道が示唆される（IV 25）。すでに見てきたとおり、ヘゲモニー的な民主主義の普遍性とは、対等に政治に参加しうる権利をもつ人々からなる民主主義社会の全体性である。この全体性は、すべての要素の調和としては存在しない。存在しない全体性を暫定的なヘゲモニーで次々に置き換えることが民主主義である。一方、「プロレタリアートのポジション」は、その民主主義社会からも排除された人々の主体性をもつ、国籍や在留資格に制限されない普遍性である。しかし、「真の普遍性」を担いうるスラムなどの自治の圏域が勝手に発展すれば、民主主義国家はその管理に介入しようとするだろう。したがって、いずれにしても「プロレタリアートのポジション」は民

主義的なヘゲモニーと向き合い、その要求を通す必要がある。民主主義のヘゲモニーと、コミュニティズムに向かう欲動の主体は、後者が前者の政治を借宿のように一時利用する関係にあると言えるだろう。そこで課題となるのは、欲動の政治を、何らかの仕方で社会全体に関わる欲望の政治に、すなわち民主主義的なヘゲモニーに貫入させることである。

とはいえジジエクは、ヘゲモニーに関わることの危険も強調する。二〇二〇年の『性と頓挫する絶対——弁証法的唯物論のトポロジー』では、両者の敵対性を見ないことがラクラウの問題点として改めて指摘されてゐるのである (SFA 317-318)。本稿のここまでの議論を踏まえれば、ジジエクが念頭に置いている事態は、次のようなものであると言ってよいだろう。警戒されるべきは、民主主義国家のヘゲモニーを利用することで、資本主義そのものが生み出す排除が糊塗されてしまう危険である。民主主義のヘゲモニーが、非正規滞在者を含む移民労働者を国民と完全に対等な市民として認めることではないだろう。また、政治によるマイノリティの包摂、すなわちその要求の部分的実現は、別の排除を新たに生み出す場合がある。ジジエクの語る欲動の主体は、排除された立場にこだわることに於いて、そのようなヘゲモニーに抵抗するものである。

ヘゲモニーに抗する主体に関して、『無より少なきもの』

でとくに着目すべきは、ヘーゲルの『法哲学』二二四節における賤民 (Pöbel, rabble) の概念にジジエクが加える考察である (LTN 430-440)。賤民とは、富の蓄積が進むにしたがって出現する、社会の中に自立できる仕事や居場所を持たない人々である。彼らは働くことを奪われ、あるいは働くことを拒否したまま、権利を要求して憤り、叛乱的になる。ジジエクはまず、システムが生み出す排除と叛乱に関するヘーゲルの洞察を評価する。しかし他方で、ジジエクはヘーゲルを批判する。ヘーゲルにおいては、賤民が社会の普遍性を表すことが認められていないというのである。そのうえで、ジジエクはこの論点を欲動の概念に繋げていく。ジジエクの議論は込み入っているが、その繋がりには次のように整理することができる。賤民は、市民社会のどこかに位置づけられることができる。求めず、脱落したままに生存する権利を主張すること。同様に、社会の不可能な全体性をもとめる欲望とはことなり、欲動は象徴界に排除された特異な対象に固着し続ける。ジジエクは、欲望の体系としての市民社会から棄却されつつ、自分達の特異性に留まる賤民の憤りに、市民社会よりも根本的な普遍性を体现する欲動を見るのである。

このように、ジジエクは後期になると、最初期から一貫して拠点としてきたヘーゲル哲学との距離を、積極的に探求するようになる。これは、転回後の中期理論の特質を覆すもの

ではない。むしろ欲動論の含意をさらに引き出そうとする試みであり、欲動論への転回に即してジジエク理論の変遷を辿った本稿にとっても重要な動向である。そのため最後に、ジジエクがヘーゲルとの差異をいかなる思想史的構図のもとで語っているかを確認しておきたい。ジジエクは、二つの思想的な連関を強調する。第一に、ジジエクは象徴界に排除された対象にこだわる欲動のあり方を、ヘーゲルに対するフロイトの特質として語る。「ヘーゲルの否定性は、普遍性の深淵においてすべての個別の内容を理念化し、止揚するが、フロイトの欲動の否定性は、偶然的な特定の内容に「くつつくこと」で表現される」(ITN 503)。第二に、同じ対象をめぐる享楽を反復しつづけ、その対象が一般概念へと止揚されることを拒む欲動の特質に関連して、ジジエクはドゥルーズの哲学における反復の概念に繰り返し言及する。フアビアン・タルビによるインタビューでジジエクは、「ドゥルーズは偉大な人々のうちの決定的な一者」であり、自分はラカンの現実界とドゥルーズの関係を確立しようとしてきたのだと述懐している。ドゥルーズへの肯定的な言及は、移行期に目立たない形で始まり (ME 132, 二〇八) 、中期の主著の一つともいえるドゥルーズ論²⁷⁾とおって、後期の『無より少なきもの』と『絶対的反映』に至る。この最後の二つの著作では、欲動の反復をめぐるドゥルーズ論が体系の核心にせり出している。

象徴界としての社会から排除される特異な主体が、社会への再統合を求めるかわりにその特異な「プロレタリアートのボジション」の肯定を繰り返していくことは、本稿で考察したコミュニケーションの政治の特徴である。欲望と欲動の差異は、ジジエクをまず初期理論から転回させ、後期にはさらにヘーゲルの彼方へと連れ出しつつある。

(たかはし・わかぎ／哲学)

注

(1) 「転回」という言葉はハイデガーにおける転回との類推を喚起しやすが、違いを明確にすればジジエク理解に有益であると考える。ハイデガーにおける転回は、『存在と時間』に代表される前期の問題設定の否定ではないし、著作史上の変遷に還元されるものでもなく、いわば哲学的思考のうちに起きる出来事である(影山洋平「転回 Keirei」『ハイデガー事典』ハイデガー・フォーラム編、昭和堂、二〇二二年、三九九頁参照)。ジジエクの転回も同様であつて、転回は欲望という概念の全面的放棄ではない。ハイデガーとの違いは転回後の方向である。ハイデガーは現在存在分析からさらに徹底的な主体批判に向かったが、ジジエクは転回後にデカルト的主体の肯定をさらに徹底する。

(2) 初期理論における想像界、象徴界、現実界の理解については、次の第一章で簡潔に述べられている。Zizek, Slavoj, *Enjoy Your Symptom: Jacques Lacan in Hollywood and Out*, New York and London: Routledge, 1992 『汝の症候を楽しめ——ハリウッドのラカン』鈴木晶訳、筑摩書房、二〇〇一年)。その後、ジジエクは「想像界の現実界」など、三界の交錯に着目し始める。転回後のジジエ

クは、想像界や象徴界に内在する特異点のようなものとして現実界を捉え始めた（ことが自分の思考の転換点であったと論じている（FTD.xii-xv）。

- (7) Kay, Sarah, *Zizek: A Critical Introduction*, Cambridge: Polity Press, 2003; Parker, Ian, *Slavoj Žižek: A Critical Introduction*, London: Pluto Press, 2004; Sharpe, Matthew, *Slavoj Žižek: A Little Piece of the Real*, Ashgate, 2004; Sharpe, Matthew, Geoff Boucher, and Jason Glynn (eds), *Traversing the Fantasy: Critical Responses to Slavoj Žižek*, Aldershot: Ashgate, 2005; Pound, Marcus, *Zizek: a (Very) Critical Introduction*, Grand Rapids: Eerdmans, 2008.
- (8) Sharpe, Matthew and Boucher, Geoff M., *Zizek and Politics: A Critical Introduction*, Edinburgh University Press, 2010, 24-26.
- (9) *Ibid.*, 221.
- (10) *Ibid.*, 135.
- (11) ヤニス・スタヴラカキス『ラカニアン・レポート——ラカン派精神分析と政治理論』山本圭・松本卓也訳、岩波書店、二〇一七年、一四六—一四七頁。
- (12) LaCapra, Dominick, *History, Literature, Critical Theory*, New York: Cornell University Press, 2013, 156-164.
- (13) 「ヘーゲル・パス（Hegel passe）」は、『もともと崇高なヒステリー者』が一九八八年に出版された際につけられていた副題である。ラカン派精神分析において、パスとは精神分析を受け終えて分析家として認定されるための手続きである。ジジェクは、これにヘーゲルという主語を付して「ヘーゲルはパスする」という意味を生じさせている。ヘーゲルを精神分析的に読むという含意は、同著が二〇一一年にフランスで再出版された際の副題 Hegel avec Lacan（ラカンと読むヘーゲル）に引き継がれている。本稿では二〇一一年版の頁数を挙げる。なお、『もともと崇高なヒステリー

者』にその成果がまとめられた八〇年代前半のフランス留学以前、ジジェクはデリダやハイデガーの研究から出発しつつ、ラカン派精神分析にもとづく固有の立場に至っていないかった。このことは、グリーン・デイリーによるジジェクのインタビューから伺うことが可能（CWZ 28-34 四一—五四）。

- (10) ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の解体前後におけるジジェクの履歴については、前出の Parker [2004] 第一章が詳しい。
- (11) Laclau, Ernesto and Mouffe, Chantal, *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*, London and New York: Verso, 1985 [『民主主義の革命——ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』西永亮・千葉真訳、筑摩書房、二〇一二年]。
- (12) ジジェクは「消滅する媒介者」という用語をフレドリック・ジェイムソンから採用した。Jameson, Fredric, “The Vanishing Mediator: Narrative Structure in Max Weber,” in *New German Critique* 1 [Winter], 1973, 52-89.
- (13) ジジェクの全体主義批判は、初期のほとんどの著作に盛り込まれている。三つの章を割いて全体主義を論じた『もともと崇高なヒステリー者』（PSH 273-364 [二一九—一九二])のほか、代表例として以下の箇所を参照：SOI 165, 二一九；FTD 233-253, 三九〇—四二四；LA 16, 三三三；TN 272, 四三—四四。
- (14) 初期理論でも、欲動を欲望と対比する箇所がないわけではない（FTD 272, 四五六；TN 196-199, 三〇五—三一一）。だが初期理論では、その対比が全体主義批判にもとづく民主主義論という枠組みを揺るがすには至らない。
- (15) アラン・バディウについて、ジジェクはこれまで三度に渡って詳述している（TS 145-198, 二二六—二九九；DLC 117-113, 一八一—一三三；LTN 805-808）。ジジェクはその度々、バディウ論に併設する形で詳細なハイデガー批判を展開する。このような並走

- 性は、転回がラクラウ的な民主主義論からのパデイウ受容による離脱であったと同時に、ハイデガー哲学を背景とするアーレント的な全体主義論からの離脱でもあった事実と関係があるだろう。
- (16) 転回以降のジジエクは反動的知識人として非難されることが少なくない。この点についてのジジエク研究からの反論は、次の論集で読むことができる。 *International Journal of Zizek Studies*, Vol 13, No 2 (2019): 2021 年 6 月 12 日閲覧。
- (17) Žižek, Slavoj, *The Parallax View*, Cambridge and London: The MIT Press, 2009 (『パララックス・ビュー』山本耕一訳 作品社 二〇一〇年)。
- (18) 『為すべしを知らざればなり』第二版の序文 (F.T.D. xiv-xv) はジジエクの最も長大な自己批判の論考である。第二版の出版(二〇〇二年)が邦訳(一九九六年)よりも後になったため、邦訳には含まれていない。
- (19) 「真の普遍性」を創造する欲動の主体として、ジジエクはほかに旧ユーゴスラヴィアにおける「アルバニア人、ムスリムのボスニア人」(TS 269, 四〇一―二)と、「クイアからの要求」(TS 270, 四〇二―三)という実例を挙げている。前者は「他民族がマジョリテイである民族国家のうちに住みながら、人種主義的な国際関係を問い直す可能性をもっている。後者(クイア)は「クイアを排除して成り立つ資本主義的な再生産システムとは異なる生を開くことがあり得ると」いうのが、ジジエクの論点である。
- (20) ラクラウは次の著書でジジエクの批判に応答しているが、その妥当性を測るには、ラクラウの理論自体の検討が別途必要だろう。Lacoue, Ernesto, *The Rhetorical Foundations of Society*, London and New York: Verso, 2014, 139-179.
- (21) Žižek, Slavoj and von Schelling, S.W.J., *The Abyss of Freedom/Ages of the World*, Judith Norman (trans), Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1997.
- (22) Johnston, Adrian, *Zizek's Ontology: A Transcendental Materialist Theory of Subjectivity*, Evanston: Northwestern University Press, 2008, 69-70.
- (23) エイドリアン・ジョンストンは後期という表現を使わないものの、欲動論をジジエク理論の最新の動向と見て着目している。Johnson, Adrian, *A New German Idealism: Hegel, Žižek, and Dialectical Materialism*, New York: Columbia University Press, 2018, 187-248. ジョンストンは転回後のジジエクを極めて高く評価しつつ、後期ジジエクが抽象的で一元論的な存在論に向かっているのではないかと警戒する。これは、前出のジジエク批判派であるシャープとボワチャーとも類似するジジエク評価である。本稿では彼らの評価を採用せず、後期ジジエクにこそ具体的な主体論があると考えよう。
- (24) Žižek, Slavoj, *Absolute Recoil: Toward a New Foundation of Dialectical Materialism*, London and New York: Verso, 2014.
- (25) 『無より少なきもの』以降をジジエク理論の新たな時期として詳細に論じた論集に「次がある」Hamza, Agon and Ruda, Frank (eds), *Slavoj Žižek and Dialectical Materialism*, New York: Palgrave Macmillan, 2016.
- (26) Žižek, Slavoj, *A TRAVERS LE REEL: Enretiens avec Fakhri Terky*, Clamecy: Editions Lignes, 2010, 17.
- (27) Žižek, Slavoj, *Organs without Bodies: On Deleuze and Consequences*, New York: Routledge, 2003 (『身体なき器官』長原豊訳 二〇〇四年)。
- (28) 後期ジジエクのドゥルーズ論は、次の各章で欲動論との密接な関連のもとに展開されている。『無より少なきもの』第七章「クイールの諸限界」および第九章「縫合と純粋な差異」『絶対的反映』

第八章『無—関係がある』。

* ジジェク (Slavoj Žižek) の著作と論文の頁数は以下の略号で指示し、邦訳がある場合はその頁数も表記した。翻訳は原文に照らして改変してゐる。

- CHU: (with Judith Butler and Ernesto Laclau), *Contingency, Hegemony, Universality: Contemporary Dialogues on the Left*, London: Verso, 2000
『偶然性・ヘゲモニー・普遍性——新しい対抗政治への対話』竹村和子・村山敏勝訳、青土社、二〇〇二年。
- CWZ: Dary, Glyn and Žižek, Slavoj, *Conversations with Žižek*, Cambridge: Polity Press, 2004 (『ジジェク自身によるジジェク』清水知子訳、河出書房新社、二〇〇五年)。
- DIC: *In Defense of Lost Causes*, London and New York: Verso, 2009 (orig. 2008) (『大義を忘れるな——革命・テロ・反資本主義』中山徹・鈴木英明訳、青土社、二〇一〇年)。
- FTD: *For They Know Not What They Do: Enjoyment as a Political Factor*, London and New York: Verso, 2002 (orig. 1991) (『幾千のリスや知れぬはなり』鈴木一策訳、みすず書房、一九九六年)。
- HBB: "How to Begin From the Beginning", in *The Idea of Communism*, Costas Douzinas and Slavoj Žižek (eds), London and New York: Verso, 2010, 209-226 (『始めからやりなおすには』『共産主義の理念』長原豊・沖公祐・比嘉徹徳・松本潤一郎訳、水声社、二〇一二年、二〇九—二二六頁所収)。
- IR: *The Inevitable Remainder: On Schelling and Related Matters*, London and New York: Verso, 1996 (『仮想化しきれない残余』松浦俊輔訳、青土社、一九九七年)。
- IV: *Incompleteness of the Void: Economic-Philosophical Spandrels*, Cambridge and London: The MIT Press, 2017.
- LTN: *Less than Nothing: Hegel and the Shadow of Dialectical Materialism*, London and New York: Verso, 2013 (orig. 2012).
- ME: *The Metastases of Enjoyment: Six Essays on Woman and Causality*, London and New York: Verso, 2005 (orig. 1994) (『快楽の転移』松浦俊輔・小野木明恵訳、青土社、一九九六年)。
- PF: *The Plague of Fantasies*, London and New York: Verso, 2008 (orig. 1997) (『幻想の感染』松浦俊輔訳、青土社、一九九九年)。
- PSH: *Le plus sublime des hysteriques: Hegel avec Lacan*, Paris: PUF, 2011 (『ふいふも崇高なロズタリー者——ラカンと読むクーゲル』鈴木國文・古橋忠見・菅原誠一訳、みすず書房、二〇一六年)。
- SFA: *Sex and the Failed Absolute*, London and New York: Bloomsbury Academic, 2020 (本稿執筆時には参照できなかったが、その後次の邦訳が出版された)『性と頓挫する絶対——弁証法的唯物論の「ボロジー」』中山徹・鈴木英明訳、青土社、二〇二一年)。
- SOL: *The Sublime Object of Ideology*, London and New York: Verso, 2008 (orig. 1989) (『イデオロギーの崇高な対象』鈴木晶訳、河出書房新社、二〇一五年)。
- TN: *Tarrying with the Negative: Kant, Hegel, and the Critique of Ideology*, Durham: Duke University Press, 1993 (『否定的なものごまの滞留——カント・ヘーゲル・イデオロギー批判』酒井隆史・田崎英明訳、太田出版、一九九八年)。
- TS: *The Ticklish Subject: The Absent Centre of Political Ontology*, London and New York: Verso, 2008 (orig. 1999) (『厄介なる主体 I——政治的存在論の空虚な中心』鈴木俊弘・増田久美子訳、青土社、二〇〇五〔一〕『厄介なる主体 2——政治的存在論の空虚な中心』二〇〇七年〔二〕)。

キーワード: ジジェク、欲望、民主主義、欲動、ロフ、ロズタ

〈公募論文〉

民主政の費用対効果

〔参加から代表へ〕

山口晃人

はじめに

近年、「代表制の危機」が叫ばれ、選挙による代表制民主主義（選挙民主主義）システムが様々な問題を抱えていることが認識され始めている。既成政党や政治家による意思決定は市民の声からかけ離れたものとなり、議会への不満が高まっている^①。そして、そのような不満は、各国でのポピュリズムの台頭をもたらしている。

こうした問題への処方箋とされてきたのが、政治参加の促進である。先進国では投票率低下が問題視され、投票参加を

促進する様々な取り組みが行われている。

また、投票以外の参加も注目されている。アラブの春、アメリカのオキュパイ運動やブラック・ライヴズ・マター運動、香港の民主化デモ、フランスの「黄色いベスト」運動など、世界各国で政府や議会に対する抗議運動が行われている。日本でも、反原発デモや安全保障関連法案をめぐるデモなど、近年盛んにこうした運動が見られるようになった。これらの非公式の政治参加は、既存の選挙民主主義の機能不全に対処したり、ポピュリスト指導者に抵抗したりする上で有効だと考えられている^②。

このような施策が支持されるのは、選挙民主主義が抱える

諸問題の原因が、人々の参加が不足していることにあり、人々の政治参加が進めば、より良い政治が実現されると考えられているからだ。すなわち、高い投票率は良い政治の必要条件であり、政府や国会の決定に不満があるときにデモをすることは、悪政を阻止する上で重要だとみなされている。

しかしながら、それは本当だろうか。選挙民主主義システムが抱える諸問題を解決する上で、政治参加は真に効果的だと言えるだろうか。政治参加の効果は、その費用に見合うものだろうか。参加よりも良い手段はないだろうか。

本稿では、政治参加を通じた民主主義の改善という見解への反論を試みる。具体的には、参加アプローチは、費用を外視しているので、適切ではなく、一般市民の利益を効果的に反映する仕方で、代表を強化した方が良いと論じる。

本稿の構成は以下の通りである。第一節では、議論の準備として用語の定義を行うとともに、先行研究に対する本稿の独自性を示す。第二節では、現状の選挙民主主義システムについて、費用対効果の観点から評価を行う。第三節と第四節では、意思決定システムを改善する二つの方策、「参加の強化」と「代表の強化」をそれぞれ検討し、後者の方が費用対効果の観点で優れていることを示す。

一 議論の準備

本節では、議論の準備として、本稿で用いる用語の定義を行うとともに、本稿に近い主張をしている先行研究を紹介し、先行研究との比較を通じて、本稿の独自性を示す。

1 用語の定義

本稿では、既存の民主主義を改善する方策として、参加の強化ではなく、代表の強化を支持するが、それぞれは以下のように定義される。

参加の強化…意思決定の質を改善するために、すべての有権者の投票やその他の手段での政治参加を促進する。

代表の強化…意思決定の質を改善するために、無作為に選ばれた一部の有権者に、政治的な意思決定権を与える。

また、本稿では、上記の二つの改善策を、その費用対効果によって比較する。民主政のような意思決定手続きには、手続きの評価に関わる二種類の価値があるとされる。一つは、

手続きの結果の価値である道具的価値 (instrumental value) であり、もう一つは手続きそれ自体の価値である内在的価値 (intrinsic value) である。⁴⁾ 本稿では、前者の道具的価値に基づいて、民主的な手続きを評価する。

道具的価値については、意思決定手続きの結果として生じる政策などに焦点が当てられ、その良し悪しが手続きの評価を決定すると想定されてきた。⁵⁾

しかしながら、政策の良し悪しだけでは、道具的価値を評価できない。道具的価値の評価には、「結果」だけでなく、それにかかった「費用」も考える必要があるからだ。例えば、直接民主制と代表民主制が全く同じ意思決定を下すとき、それゆえに両者が意思決定の道具として同等に価値があると考えるのは不合理であろう。なぜなら、意思決定にかかる費用が大きく異なるからだ。些細な意思決定まで、多大な費用がかかる国民投票で決めるのは、牛刀をもって鶏を割くようなものであり、目的と手段が全く釣り合っていない。したがって、意思決定手続きの道具的価値には、それによってもたらされる便益だけでなく、それにかかる費用も含まなければならない。

実際、政策評価などに用いられる「費用便益分析 (cost-benefit analysis)」では、政策案の「効果」だけでなく、「費用」もまた評価に含まれる。具体的には、政策を実施した場合の社会

全体の便益 (B) と機会費用 (C) が貨幣価値に換算され、両者の差である社会的純便益 (B - C) によって、政策案の実施の是非が評価される。⁶⁾ 人々の効用や生命、時間のように単純に貨幣価値に換算しがたいものは、「支払意志額 (willingness to pay)」によって金銭換算される。例えば、「死のリスクを減少させることの価値」⁷⁾ は、「リスクの高い仕事に従事する人々が負う追加的な致死リスクを補償するために、どの程度の賃金プレミアムを与えなければならぬか」を人々に尋ねることで決定される。⁸⁾

したがって、本稿では、以下のように定義される「費用対効果としての道具的価値」から、現在のシステムをどのようすれば改善できるかを考える。⁹⁾

費用対効果としての道具的価値・・

ある手続きの道具的価値は、それがもたらす法や政策などのアウトプットの効果の合計から、その過程で費やされる費用の合計を差し引くことで決定される¹⁰⁾ 費用・・法や政策などのアウトプットを生み出すために費やされる時間、金銭、労力など

効果・・手続きを通じて生み出される法や政策などのアウトプットの質

これらの費用や効果は、政策の費用便益分析と同様に、原理的には貨幣価値に換算して評価することが可能である。例えば、投票所に行く費用は、諸個人に「どの程度の金銭的補償があれば、投票所に行くか」を尋ねることで、測定することができるとは限らない。

ただし、個別の政策の費用便益分析であっても前提条件の置き方次第で、評価結果が大きく変わってしまうことを考えると、それらの政策を決定する手続きの費用対効果を厳密に調べるのは、現実的には不可能である。特に、参加の強化や代表の強化は大規模に実施されたことはなく、実施された場合の影響を推論するのは困難である。したがって、本稿の議論は、あくまで推測的なものに留まる。

なお、以下の議論では、先進国、特に日本を題材に議論を進める。なぜなら、参加の強化が最も有効であると考えられるのは、参加が低調であり、それゆえに選挙民主主義が機能していないとされる、これらの国々であり、これらの国々においても、代表アプローチの方がより有効だとすれば、代表アプローチが一般的に優れていると言えるからだ。

2 本稿の独自性

本稿では、意思決定システムを改善するためには、一般市民の「参加」を強化するよりも、一般市民の利益を適切に反

映する仕方、「代表」を強化すべきだと主張する。

しかしながら、このような主張を提示するのは本稿が初めてではない。

第一に、フィッシュキンは、大衆「参加」による競争的民主主義および参加民主主義に対し、無作為抽出された市民「代表」による熟議民主主義を擁護している。その意味で、フィッシュキンの主張は、本稿の立場を先駆けるものだ。

ただし、その理由付けは本稿とは異なる。彼が大衆参加に批判的なのは、参加が任意である限り、参加が偏ったものになり、そしてそれが情報に基づかない決定をもたらすからだ。つまり、フィッシュキンは、熟議の観点から、参加の「効果」を疑問視するがゆえに、代表の強化を支持している。そして、参加の「費用」の問題にはあまり言及していない。

第二に、ブレナンは、義務投票制批判の文脈で、無作為に選ばれた市民に投票権を与える「投票くじ」(voting lottery)を持ち出すが、その論拠の一つとして、財政的・時間的費用の少なさを挙げている。ただ、これはあくまで投票くじのメリットの一つとして挙げられているに過ぎず、特段重視されていないわけではない。

第三に、ランデモアは、既存の選挙制議会に代わる立法機関として、抽選制議会を導入することを提案しているが、これは本稿が主張する「代表の強化」と類似している。また、

ランデモアの「市民の時間と注意を節約すべきだ」という指摘は、意思決定の費用対効果を重視する本稿の立場と重なる。

しかしながら、彼女は、この箇所以外では参加の費用についてはほ言及しておらず、意思決定の費用対効果に関する議論を十分に展開していない。更に問題なのは、彼女の「開かれた民主主義 (open democracy)」構想が、その名の通り、市民参加に開かれており、それに大きく依存している点である。彼女の構想では、クラウドソーシング・プラットフォームなどを通じて、立法に対し市民が自由に意見表明できることになっている。したがって、彼女の立場は、参加と代表の両立を目指すものだとして解釈するのが妥当である。¹⁸⁾

第四に、パービンは、選挙民主主義システムが抱える参加の不平等に対処するには、参加ではなく、代表を強化すべきだと論じている。まず、彼は、現在のシステムには参加の低下と不平等という問題があることを指摘する。広範な市民が参加する草の根の会員制組織が衰退し、市民団体がエリート専門の組織ばかりになったことで、一般市民の意見が代表されなくなっている。これに対し、資源の再分配を通じて、政治参加を促進しようとしてもうまくいかない。なぜなら、市民が参加しないのは、単に参加に必要な資源がないからではなく、エリートが牛耳る政治に失望し、無力感を抱いているからだからだ。つまり、政治参加の低下と不平等が心理的

要因によるものである以上、それを改善するのは困難である。そこで、パービンは、参加を強化する代わりに、助言機関としてミニ・パブリックス（無作為抽出された市民による会議）を設置することで、代表を強化すべきであると論じる。

しかしながら、パービンの議論には三つの限界がある。第一の限界は、パービンが、近年のデモ参加の勃興を射程に収められていないことだ。参加の低下と不平等がこれらにも当てはまるかは明らかではない。それに対し、本稿では、こうしたデモ参加も念頭に、参加アプローチ一般に通底する問題を指摘する。

第二の限界は、彼の「代表の強化」という方針が、大規模な政治参加が期待できないという現状分析に基づく、状況依存的な提案であるということだ。つまり、彼の提案は、「参加の強化」という選択肢が実効的でない場合の次善策にとどまる。それに対し、本稿は、代表アプローチが参加アプローチよりも規範的に望ましいと主張する。これは、仮に後者が可能であったとしても、前者の方針を採用すべきだということの意味している。

パービンの議論の第三の限界は、ミニ・パブリックスの導入という提案が抽象的なアイデアに留まり、具体的な制度構想が示されないことだ。彼の提案では、ミニ・パブリックスがどのような権限や役割を持つのが明確ではないため、

どのようなにして参加の不平等から生じる問題に対処できるかが不明瞭である。

それに対し、本稿は、代表アプローチの例として、選挙制議院に加えて、無作為抽出された市民からなる二種類の抽選制議院を設置するという制度構想を提示する。第四節で示されるように、この構想は選挙民主主義の問題に適切に対処することができる。

二 選挙民主主義の費用対効果

本節では、次節以下で「参加の強化」と「代表の強化」という二つの処方箋を検討する前提として、それらが対処すべき現行の選挙民主主義システムの問題点を明らかにする。

1 選挙民主主義の効果

選挙民主主義システムには、政策アウトプットの質に関する三つの問題がある。

一つ目は、低い代表性である。これは、選挙民主主義システムにおいて生み出される意思決定が人々の利益を十分に代表していないという問題だ。ギレンズによれば、米国の政策決定者は、貧困層や中産階級の選好ではなく、富裕層の選好に専ら応答的である。²⁰

政治家は、大きく分けて二つの理由から、富裕層にばかり応答的になる。第一に、富裕層の候補者は名声を高め演説力を陶治する機会に恵まれているため、有権者は彼らを代表者に選ばざるを得ない。²¹ 第二に、富裕層は、自分が立候補しなくても、好ましい候補者に資金提供を行うことで代表者の選挙に影響を及ぼす。その結果、議会の意思決定は、市民の多数派の選好ではなく、富裕層の選好に沿ったものになる。²² 政策が富裕層の利益のみを追求するとすれば、それは優れたものとは言えないだろう。

二つ目は、政治的無知である。有権者が政治的に重要な事柄について無知であることは、様々な実証研究を通じて明らかにされている。²³ 問題は、多くの有権者にとって無知であることは合理的であるため、それが容易には解消されないことだ。一票が選挙結果を左右することはほぼないので、投票のために十分な情報収集を行うことは合理的でない。²⁴

政治的無知は、二つの仕方で、政策アウトプットの質を下げる。第一に、それは、「低い代表性」の問題を助長する。有権者が注意深く監視し、選挙で処罰しない限り、政治家は自分自身や支援団体の利益を追求する。²⁵ 第二に、政治的に無知な市民は、誤った決定を下す可能性が高い。二〇一六年のアメリカ大統領選やブレイクジットの事例に見られるように、無知な人々は嘘の情報に惑わされて、誤った決定を下してし

まうかもしれない。²⁶⁾

三つ目は、熟議の欠如である。これは、議会での意思決定が熟議的ではない仕方ではなされるといふ問題だ。議会内で対立する政党は、お互いに説得される可能性がほとんどなく、議会の決定はそれぞれの政党の頭数で決まるので、討論は意味を持たなくなってしまう。²⁷⁾

これらの問題によって、選挙民主主義システムの効果は、大幅に損なわれている。

2 選挙民主主義の費用

選挙民主主義システムの運営には、当然ながら費用もかかる。まず、市民が負担する費用がある。システムが機能するために、有権者は、選挙での投票をはじめ、様々な仕方で政治参加を行う必要がある。ただし、こうした参加に伴う費用負担はそれほど大きくない。なぜなら、人々はほとんど政治参加をしていないか、システムが適切に機能するのに十分なほど参加してはいないからである。例えば、近年の日本の国政選挙での投票率は、二〇二一年の第四九回衆議院議員総選挙では五五・九三%、二〇一九年の第二五回参議院議員通常選挙では四八・八〇%となっている。²⁸⁾つまり、半数近くの有権者は投票していない。また、先述の政治的無知の問題が示すように、選挙に参加している人であっても、適切な投票に

必要な情報収集を行っていないかもしれない。

選挙以外の参加も、日本では低調である。二〇一九年の世界価値観調査によれば、「請願書・陳情書への署名」、「不買運動（ボイコット）」、「平和的なデモ」、「ストライキ」に参加したことがある人は、それぞれ五〇・八%、一・八%、五・八%、四・一%であった。²⁹⁾

こうした状況は、効果の観点では望ましくないが、費用の観点では望ましい。選挙民主主義システムは、人々が参加しないために、結果的に低い費用で運営されているのだ。

次に、議会において生じる費用を考えてみよう。議会の運営には莫大な金銭的費用がかかるが、それ以上に注目すべきは、一つの法案が通過するまでにかかる時間や労力である。先述の「熟議の欠如」で述べた通り、アウトプットの質にあまり影響がないにもかかわらず、討論や議会闘争に膨大な費用がかかっている。

三 参加の強化

ここでは、上述の選挙民主主義システムの問題点を改善するために、参加の強化を試みるアプローチを費用対効果としての道具的価値の観点から評価し、その問題点を指摘する。

1 参加を重視する民主主義

健全な民主主義には広汎な市民参加が不可欠であるという見解は、多くの理論家によって支持されている。第一に、「はじめに」でも見た通り、代表制の機能不全に対し、参加の強化という処方箋が採用されている。例えば、人々が連帯してデモを行うことは、ポピュリスト政治家への有効な対抗手段とみなされている³⁰⁾。

第二に、支配の最小化を目指す共和主義の立場から、市民の政治参加が推奨されている。ペティットは、政府による支配を防ぐためには、政府が結束して人々を支配することがないように政府が混合政体的であることに加え、政府が人々を無視した場合にそれに抵抗するという「争議的市民性 (contagary citizenry)」が重要であると主張する³¹⁾。つまり、人々が政府の行動を注意深く監視し、いざというときにはデモに繰り出す準備しておくことは、非支配の理想を実現する上で不可欠である。

ヒルも同様に、支配の最小化の観点から、市民の投票参加を重視し、義務投票制を擁護している³²⁾。投票が任意である限り、投票参加は偏つたものとなり、投票率が高い社会的に有利な立場にある人々が、投票率の低い社会的に不利な立場にある人々を支配することになってしまう。したがって、投票を義務化し、偏りを防ぐ必要がある。

第三に、熟議民主主義論においても、参加を重視する議論が登場している。ラフオンは、ミニ・パブリックスによる意思決定の「近道」に反対し、市民全体でのマクロな熟議を擁護している³³⁾。

以下では、費用対効果の観点から、こうした参加の強化策を評価していく。ただし、以下の検討では、議論のために、参加の強化策によって、人々の投票参加、デモ参加が十分に促進されたかと仮定する。パービンが指摘するように、参加の強化策（特に投票参加を増やす試み）は、実際のところ、人々の参加を促進できないかもしれない³⁴⁾。しかしながら、ここでは、多くの人々が政治参加する状況を想定して議論する。

また、以下では、(1) 人々の参加が不平等で、知識に基づかない非理想的なケースと、(2) 人々の参加が平等で、知識に基づく理想的なケースの二つを検討する。そして、それぞれのケースについて、投票とデモという二つの参加形態を評価する。投票とデモを取り上げるのは、これらが多くの論者が注目する代表的な参加形態であり、他のものにも共通する特徴を有しているので、これらを分析することで、参加アプローチ一般の評価が可能になると考えられるからである。

2 非理想的な参加

ここでは、参加の強化によって、人々の参加が促進される

ものの、それが不平等かつ必ずしも知識が伴わないものであるという非理想的なケースを検討する³⁵⁾。

まず、投票参加の効果を見てみよう。二(一)で見た通り、選挙民主主義には三つの問題があり、それらが政策アウトプットの質を低くしていた。第一に、低い代表性の問題は、大きくは改善されなれないと思われる。なぜなら、人々が不平等に参加する状況は変わらず、富裕層が過大な影響力を持ち続けるからだ。第二に、政治的無知の問題の改善も期待できない。それどころか、参加の拡大は事態の更なる悪化を招くかもしれない。ブレナンが述べるように、「全員に投票を強制することは、酔っ払いに運転を強制するようなものである³⁶⁾」。政治的無知が解消されない限り、参加の拡大は適切な代表者コントロールをもたらさず、かえって誤った決定を助長する。第三に、熟議の欠如も改善しない。なぜなら、投票参加の増大は議会審議のあり方に直接影響を与えるものではないからだ。したがって、人々の参加が増大しても、参加が不平等で、知識に基づかないものである限り、意思決定の改善は見込めない。投票の費用について言えば、新たに投票する人が増えれば、それにしたがって投票のための時間的負担を課される人も増える³⁷⁾。つまり、非理想的なケースでの投票参加の拡大は、ほとんど効果を改善せず、費用の増大のみをもたらす。

次に、デモ参加の効果を見てみたい。デモについては、二つの場合が考えられる。一つ目は、デモ側の主張が議会によって無視される場合である。例えば、安全保障関連法案への反対デモは大きな盛り上がりを見せたにもかかわらず、法案の成立を阻止できなかった³⁸⁾。こうした事態が生じるのは、デモが議会外で、議会の決定に直接影響力を及ぼさない仕方で行われるからだ。デモは、あくまで非公式のものであり、公式の影響力を持たない。そのため、議会は容易にそれらを無視することができるかもしれない。特に、デモは単一のイシューについて行われる一過性の運動に留まり、長続きしないケースも多いため、こうした事態が生じやすい可能性がある。この場合には、デモは政策アウトプットの改善をもたらさない。

二つ目は、デモ側の主張が議会や政府によって取り入れられる場合である。このような場合、デモは一定の効果を持つと考えられる。しかしながら、注意しなければならないのは、デモの効果が必ずしもプラスのものであるとは限らないということだ。議会や政府がデモ側の主張を取り入れるのは、それが正しいからではなく、それを無視することが支持率、ひいては次の選挙に悪い影響を与えると考えるためだ。したがって、政策アウトプットの改善をもたらすのは、デモ側の主張が妥当な場合に限られる。

それでは、デモ側の主張が妥当な可能性はどのくらいある

だろうか。注目すべきは、投票参加者とデモ参加者の違いである。両者の大きな違いは、後者が特定の問題に強い関心を抱いているということだ。政治的関心が高い人ほど政治的知識量も多い⁹⁹ため、デモ参加者は政治的無知の問題を回避している可能性が高い。このように考えると、デモ側の主張が妥当である可能性は高いかもしれない。しかしながら、デモ側の主張が妥当でないと考えられる理由もある。それは、人々が客観的な情報ではなく、自分が既に持っている意見を確証してくれるような情報ばかりを収集するためだ¹⁰⁰。特に、インターネットがもたらした分極化がこうした事態を助長する¹⁰¹。更に、政府や議員に比べると、デモ側は情報へのアクセス面で不利である。そのため、情報不足ゆえに、誤った主張をする恐れがある。

したがって、デモ側の主張が議会や政府によって取り入れられることが政策アウトプットを改善するのは、その主張が妥当な場合に限られ、そうでない場合にはむしろ政策アウトプットを悪化させる。そして、人々の政治参加が必ずしも知識に基づかない非理想的なケースでは、前者である可能性はそれほど高くないかもしれない。

次に、デモの費用を見てみよう。まず指摘されるのは、投票参加に比べ、デモ参加には莫大な費用がかかるということだ。投票参加は、究極的には、近くの投票所に足を運ぶだけ

で事足りる。それに対し、デモの場合には、国会前などに人々が集まる必要がある。もちろん、デモの参加者数は投票参加者数に比べれば微々たるものである。しかしながら、意思決定に影響を及ぼすためには、デモを無視することが自分たちに大きな悪影響を及ぼすという認識を当局者に抱かせる必要があり、そのために、デモは大規模かつ長期にわたるものでなければならぬ。加えて、投票参加が数年おきに行われるのに対し、デモは問題が生じるたびに組織される。それゆえ、デモは、投票と比べて高価かもしれない。当然ながら、人々が盛んにデモに参加するようになれば、それに応じた費用がかかる。

3 理想的な参加

ここでは、参加の強化によって、人々が平等かつ知識に基づいて参加するようになるという理想的なケースを検討する。まず、投票参加の効果を見てみよう。非理想的なケースについて述べた通り、選挙民主主義の政策アウトプットの質を低くする三つの問題のうち、熟議の欠如には、投票参加の増大は有効ではない（ただ、優れた代表者が選ばれやすくなることに付随して、議会審議の質が改善されることはあるかもしれない）。しかしながら、理想的なケースでは、低い代表性と政治的無知はかなりの程度解決できると考えられる。まず、人々はあ

る程度の知識を得た上で政治参加するようになるので、全体の利益を増進する代表者が選ばれる可能性が高まる。また、人々は、代表者が自分たちの利益を代表する仕方で行動しているかを注意深く監視し、そうでない場合には次の選挙で処罰することで、代表者を適切にコントロールできるようになる。これにより、政策アウトプットの質が改善される。

次に、費用を見てみよう。理想的なケースでは、投票参加の拡大は、人々に膨大な時間的費用を負担させることになると考えられる。第一に、人々は単に投票所まで足を運ぶだけでなく、より望ましい代表者を選ぶための情報収集を行うことになる。第二に、現職の代表者が適切に自分たちの利益を代表しているかを監視する費用も生じる。これらの負担は、現状の選挙民主主義や非理想的なケースに比べ、非常に大きいものになると予想される。

したがって、投票参加の拡大は、効果の改善と同時に、費用の増大ももたらしてしまう。

次に、デモの効果を見てみよう。非理想的なケースで述べたように、デモの効果には、デモ側の主張が議会によって無視される場合と、議会によって受け入れられる場合の二つがある。前者の場合には、非理想的なケース同様、デモはアウトプットの改善をもたらさない。他方、後者の場合には、デモ側の主張が妥当であれば、アウトプットは改善され、そう

でない場合には、アウトプットは悪くなる。理想的なケースでは、人々は知識に基づいて政治参加するので、デモ側の主張が妥当である可能性は高いだろう。また、有権者が十分な知識に基づいて選んだ議会は、デモ側の主張に真摯に耳を傾けるかもしれない。したがって、理想的なケースでは、デモによって、意思決定が改善される可能性は高い。

他方、デモの費用は、非理想的なケースで述べたように、非常に高価であると予想される。特に、理想的なケースでは、人々は、十分な情報収集の上、知識に基づいて、デモに参加することになるので、そうした情報収集の費用が追加でかかる。もちろん、理想的なケースの議会は非常に賢明で、デモ側の主張を相対的に早く受け入れる傾向にあるかもしれないが、それを差し引いても、かなりの費用がかかることは否定しがたい。

4 小括

ここでは、人々が不平等に、必ずしも知識に基づかず政治参加する非理想的なケースと、人々が平等かつ知識に基づいて政治参加する理想的なケースに分けて、参加の強化の費用対効果を検討した。その結果、非理想的なケースでは、費用の増大にもかかわらず、効果の改善はほとんど期待できないこと、理想的なケースでは、効果については著しい改善が

期待できるものの、それと同時に莫大な費用がかかることが明らかになった。

これに対し、本節で検討している投票参加とデモ参加以外にも様々な参加形態があるという批判があるかもしれない。例えば、マクファーンソンは、基底に地域社会や工場レベルの直接民主主義を置き、そこから段階的に地方議会の代表者を選出していくことで、最終的に国会に至るピラミッド型の議会制度を提案している。⁽⁴²⁾ また、ラフオンは、ミニ・パブリックスによる「近道」を批判し、マクロな熟議を擁護している。⁽⁴³⁾ アッカーマンとフィッシュキンは、有権者が選挙の一週間前に集まり、主要な争点について熟議することで、個々人の投票の質を高めるという「熟議の日」構想を提案している。⁽⁴⁴⁾

このように、一口に参加の強化といっても、その手段は千差万別である。しかしながら、これらの提案には、投票参加やデモ参加と共通する欠点がある。それは、仮にそれらが実行可能であるとしても、莫大な費用を伴うということだ。そのため、少なくとも費用対効果の観点からは、これらの提案は望ましくないように見える。

四 代表の強化

ここでは、選挙民主主義システムの問題点を改善するため

に、代表の強化を試みるアプローチを費用対効果の観点から評価し、それを擁護する。

1 代表の強化

代表の強化は、一(2)で触れたパービン⁽⁴⁵⁾と同様に、ミニ・パブリックス(無作為抽出された市民の会議)を用いた提案を検討する。パービンの提案では、ミニ・パブリックスをどのような仕方で政治制度に組み込むべきかについては議論されていないかった。それに対し、本稿は、以下のような制度構想を提案する。⁽⁴⁶⁾ なお、以下の制度構想は、あくまで代表アプローチの一例として提示するものである。本稿の目的は、この構想を積極的に擁護することではなく、代表アプローチが参加アプローチよりも優れていることを示すことにあることに注意してほしい。

まず、法案が作成、審議、制定される立法過程は、提案を主とする議院(提案院)と決定を主とする議院(決定院)に分けられる。このうち、提案院は二種類の議院で構成される。一つは既存の選挙制議院(選挙制提案院)であり、もう一つは新設の抽選制議院(抽選制提案院)である。選挙制提案院は、現在の衆議院と同様の仕方で構成される(参議院は廃止される)。他方、抽選制提案院は、後述の抽選制決定院の議員経験者から無作為抽出される。提案院では、法案の提案、審議、採決

を行うが、最終的な決定権は基本的に決定院にある。

決定院は一つの抽選制議院（抽選制決定院）で構成される。抽選制決定院では、議員は一般有権者から無作為抽出される。決定院の議員は法案提出権を持たず、提案院から送付された法案のみを審議する。

立法過程は、具体的には以下のように進行する。まず、法案は、二つの提案院のいずれかで作成され、そこでの審議と採決の結果、否決となった法案はそのまま廃案となる。

他方、各提案院で多数票を得た法案は、反対の多寡に応じて、別々のルートを辿る。第一に、法案は、それが提案された提案院内での反対が一定数未満であり、かつ、もう一つの提案院から異議が出ない場合には、決定院に送られることなく、そのまま成立する。これは、決定院議員の負担を軽減し、論争的な議題にリソースを集中するためである。第二に、法案は、それが提案された提案院内での反対が一定数以上あったか、あるいは、もう一つの提案院から異議があった場合には、抽選制決定院に送られ、そこで審議される。

抽選制決定院での審議は、以下のように行われる。まず、決定院議員は自分たちで議論するのではなく、専門家や提案院の議員などからの説明を受け、それに基づいて投票のみを行う（そのため、決定院議員は国会に集まる必要がない。決定院議員は自らの自治体の一室などに設置されたモニター越しに参加し、

提案院議員や利害関係者とは直接接触しない）。具体的には、提案院で賛成した側と反対した側がそれぞれ代表者を出し、法案を可決すべき理由、否決すべき理由を述べる。最後に、賛否両方の主張を吟味した上で、決定院議員が投票し、過半数が賛成した場合に、法案は成立する。

2 効果

それでは、上記の制度構想は、政策アウトプットの改善をもたらすだろうか。二（一）で見たように、選挙民主主義システムには、低い代表性、政治的無知、熟議の欠如の問題があった。これらの問題は、代表の強化によって、かなりの程度解消されると考えられる。

まず、低い代表性は、それぞれ提案機能と決定機能を担う二種類の抽選制議院によって、緩和される。なぜなら、これらの議員は、一般市民からの無作為抽出によって選ばれるので、社会的・経済的エリートばかりが選ばれることはないからだ。より重要なのは、無作為抽出によって一定数以上の議員が選ばれる場合、抽選制議院は人口全体の縮図となることだ。これにより、そこでの熟議の結果は、人民全体が熟議した場合の結果に近似する⁽⁴⁸⁾。

具体的には、抽選制提案院が市民の声を代表した政策提案を行うことで、インプットの代表性が高まる。更に、抽選制

決定院が市民の利益にならない法案を否決することで、アウプトットの代表性が高まる。選挙制議会が決定権を持つ場合には、市民の反対があっても、法案は成立してしまうが、決定権を抽選制決定院に委ねれば、こうした事態は避けられる。したがって、抽選制提案院により市民の声が立法に反映され、更に抽選制決定院によって、市民の利益にならない政策が阻止されることで、既存の選挙民主主義システムの「低い代表性」の問題は解消できる。

第二に、抽選議員は、一般有権者とは異なり、政治的無知の問題を回避できる。有権者が無知なのは、彼らの一票が選挙結果を左右しないので、投票のために十分な情報収集を行う意味がないからだ。しかしながら、抽選議員はそうではない。彼らの提案や決定は、立法に直接の影響を及ぼすので、無知であることは合理的ではない。また、それぞれの仕事を抱える市民とは異なり、議員は代表の職務に専念できる。そのため、彼らの判断は、熟慮に基づくものである可能性が高い。実際、これまでに実施されたミニ・パブリックスでは、無作為抽出された市民が熟慮に基づき、適切な判断を下せることが示されている。⁽⁴⁹⁾

第三に、立法過程での熟議の欠如は、抽選制決定院の存在によって解消される。これは、選挙制議会に最終的な決定権を与えないことで可能となる。選挙民主主義システムで熟議

の欠如の問題が起こるのは、議会内で対立する政党が、お互いに説得されることがほとんどなく、議会の決定がそれぞれの政党の頭数で決まってしまうからであった。それに対し、代表の強化策では、最終的な決定権を抽選制決定院が持つ。そのため、法案賛成派も反対派も、法案を可決または否決に持ち込むために、決定院議員を説得しようとする強い熟議のインセンティブを持つようになる。これにより、理由に基づく意思決定が可能となる。⁽⁵⁰⁾

3 費用

次に、代表の強化の費用を見てみよう。特に問題なのは、抽選議員の負担である。彼らは、代表の職務に専念するために、今までの仕事を続けられなくなるかもしれない。そのため、選ばれた市民に代表職を強制すべきかどうかは大きな問題となる。多くの抽選制論者が主張するように、職責に見合う十分な報酬が提供されるべきであり、また代表職の強制が許容したいと考えられるならば、選ばれた市民に辞退を認めるべきであろう。⁽⁵¹⁾

他方、抽選議員以外には、現状よりも多くの負担が課せられることはない。そのため、参加の強化の場合とは異なり、選ばれた一部の市民以外の費用は増大しない。⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾

4 小括

この節では、代表の強化策について検討した。費用対効果の観点から見て、代表の強化は参加の強化に比べて優れていると言えるだろうか。

まず、効果について見てみると、代表の強化は、参加の強化に劣らぬ効果を發揮すると考えられる。なぜなら、二種類の抽選制議院の導入と、提案院と決定院の分離によって、低い代表性、政治的無知、熟議の欠如の問題に効果的に対処できるからだ。

次に、費用について見てみると、代表の強化では、無作為抽出で選ばれた一部の市民には追加の負担が生じるものの、それ以外の市民の負担は現状と変わらない（参議院議員選挙がなくなることを考えれば、負担は減るとさえ言えるかもしれない）。そのため、多数の市民の負担が増大する参加の強化に比べ、代表の強化は低い費用で済む。

したがって、費用対効果の観点で、代表の強化は、参加の強化よりも優れている。²⁴

おわりに

本稿では、「費用対効果としての道具的価値」の観点から、現状の選挙民主主義システムの問題に対処する二つの方策、

「参加の強化」と「代表の強化」を比較検討した。第二節では、現状の選挙民主主義システムの費用対効果を検討し、それが効果の観点で「低い代表性」、「政治的無知」、「熟議の欠如」という問題を抱えていることを明らかにした。第三節では、多くの論者が支持する参加アプローチを検討し、それが最大限機能した場合、効果の観点での改善をもたらすものの、莫大な費用がかかることを示した。第四節では、代表アプローチを検討し、参加アプローチに比べて少ない費用で、それが政策アウトプットを改善しうることを示した。

本稿の貢献は、「費用対効果としての道具的価値」の観点を導入することで、参加アプローチよりも、代表アプローチの方が規範的に魅力的である可能性を示したことである。参加アプローチは多くの論者が支持しており、実践的にも重要度が高まっている。そのため、それよりも有望な方策を示すことには、学問的にも実践的にも意義がある。

ただし、本稿の議論には、重要な限界があることも指摘しなければならない。それは、本稿の議論が、強化策の導入費用を考慮していないことだ。抽選制議院の導入には、憲法改正²⁵をはじめ、様々なハードルがある。そのため、それにかかる費用を推定することはおろか、実現への道筋を描くことすらも困難である。したがって、どのような経路を辿って代表アプローチが実施されるかについては、別の機会に改めて

検討することにした。

本稿の議論は、既存の政治制度を前提にしている。適切な問題解決はできないことを暗示している。より良い政治を望むならば、個別の争点をめぐる闘争を繰り返すだけでなく、根本的な制度変革を目指す必要がある。

(やまぐち・あきと／政治哲学)

注

(1) 二〇一九年に日本で実施された世界価値観調査によれば、国会を信頼できると答えた回答者(非常に信頼する)と「やや信頼する」の合計は三二・一%にとどまったのに対し、国会を信頼できないと答えた回答者(「あまり信頼しない」と「まったく信頼しない」)の合計は五八・四%に上った(Inglehart, R. et al. (eds), (2020) *World Values Survey: Round Seven - Country-Pooled Datafile*. Version: <http://www.worldvaluessurvey.org/WVS/Documentation/WV7.jsp>, 二〇二三年七月一日最終アクセス)。

(2) Hardt, M. and Mezzadra, S. (2016) "The Power of the Movements Facing Trump," ROAR (<https://roarmag.org/essays/trump-power-movements-protest/>) 二〇二三年七月一日最終アクセス。水嶋一憲訳「トランプに立ち向かう運動の力」『現代思想』第四五巻第一号、青土社、二〇二〇年)。Mounk, Y. (2018) *The People vs. Democracy: Why Our Freedom Is in Danger and How to Save It*. Harvard University Press, pp. 184-8 (吉田徹訳『民主主義を救えー』岩波書店、二〇一九年、一九〇—三頁)。

(3) 蒲島と境家は、ハンチントンらに依拠して、政治参加を「政府の政策決定に影響を与えるべく意図された一般市民の活動」と定

義し、投票をはじめとした市民の広汎な活動を含めている(蒲島郁夫・境家史郎『政治参加論』東京大学出版会、二〇二〇年、二—三頁)。

(4) 道具的価値と内在的価値(非道具的価値)については、小林卓人「政治的決定手続きの価値——非道具主義・道具主義・両立主義の再構成と吟味」『政治思想研究』第一九号、二〇一九年を参照。

(5) これまでの民主主義論で道具的価値が問題になるのは、一部の知者が統治する「エピストクラシー(epistocracy)」や、完全にランダムな意思決定である「コイン投げ(coin flip)」との比較においてであった。これらの意思決定手続きは、民主政と政策アウトプットが大きく異なると考えられたため、費用の差異はそれほど注目されなかった。

(6) 長峯純一『費用対効果』ミネルヴァ書房、二〇一四年、一一五頁。

(7) 同、一四四頁。

(8) Boardman A. E. et al. (2018) *Cost-Benefit Analysis: Concepts and Practice* (Fifth Edition). Cambridge University Press, p. 466.

(9) そのため、例えば「正統性(legitimacy)」の問題は本稿では検討しない。第四節で論じる代表の強化策については、ラフォンによる正統性に基づく批判があるが、本稿ではそれに対する応答は行わない(Lafont, C. (2020) *Democracy Without Shortcuts: A Participatory Conception of Deliberative Democracy*. Oxford University Press, Chap. 4)。

(10) 道具的価値には、手続きから生み出される法や政策の費用対効果だけでなく、その手続きが存在することから生じる様々な副次的な効果(例えば、政治参加による教育効果など)も含まれる。この点については、注(54)で言及する。

(11) 大野泰資「インパクト評価と費用便益分析」塚本一郎・関正雄

- 編『インパクト評価と社会的イノベーション——SDGと時代における社会的事業の成果をどう可視化するか』第一法規、二〇一〇年、六五—六頁。
- (2) Fishkin, J. (2009) *When the People Speak: Deliberative Democracy and Public Consultation*. Oxford University Press, chap. 3 (曾根泰教監訳、岩城貴子訳『人々の声が響き合うとき——熟議空間と民主主義』早川書房、二〇一一年、第三章)。
- (3) Ibid.: p. 80 (同、二二八—九頁)。
- (4) ただし、大衆によるマクロな熟議は、費用の観点から、めったに起らないと述べている (Ibid.: pp. 90-1 (同、一四四頁))。
- (5) Brennan, J. and Hill, L. (2014) *Compulsory Voting: For and Against*. Cambridge University Press, p. 38.
- (9) Landemore, H. (2020) *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*. Princeton University Press, p. 12.
- (17) Ibid.: pp. 205-6.
- (8) ランゼモアの議論のより詳細な検討は、山口晃人『開かれた民主主義』の批判的検討『関連社会科学』第三〇〇—三二二合併号、二〇二二年を参照。
- (6) Parvin, P. (2018) "Democracy Without Participation: A New Politics for a Disengaged Era." *Res Publica* Vol. 24, pp. 31-52.
- (9) Gilens, M. (2012) *Affluence & Influence: Economic Inequality and Political Power in America*. Princeton University Press, pp. 83-4.
- (21) 米国の連邦議会議員は、四四%が百万ドル以上の純資産を持ち、八二%が男性で、八六%が白人、半数以上が弁護士か銀行家出身である (Guerrero, A. A. (2014) "Against Elections: The Lottocratic Alternative." *Philosophy and Public Affairs* Vol. 42, No. 2, p. 167.)。
- (22) McCormick, J. P. (2011) *Machiavellian Democracy*. Cambridge University Press, pp. 91-2. 山口晃人「ローマラン——鏡を基へて、代表制民主主義の検討『政治思想研究』第二〇号、二〇一〇年、三七—頁。
- (23) E.g. Delli Carpini, M. X. and Keeter, S. (1996) *What Americans Know About Politics and Why It Matters*. Yale University Press, Chap. 2.
- (24) Somini, I. (2013) *Democracy and Political Ignorance: Why Smaller Government is Smarter*. Stanford Law Book, Chap. 3 (森村進訳『民主主義と政治的無知——小さな政府の方が賢い理由』信山社、二〇一六年、第三章)。
- (25) Guerrero "Against Election," pp. 139-45.
- (26) Goodin, R. E. and Spickermann, K. (2018) *An Epistemic Theory of Democracy*. Oxford University Press, Chap. 21.
- (27) 山口晃人「議会政党の存在意義——政治哲学の観点から」日本政治学会編『年報政治学』第七一卷第二号、筑摩書房、二〇一〇年、一〇七頁。
- (28) 総務省HP (https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonora/riud/二〇二二年七月一五日最終アクセス)。
- (29) Inglehart et al. World Values Survey.
- (30) Hardt and Mezzadra, "The Power of the Movements Facing Trump," (水嶋訳「エントランス立ち向かう運動の力」). Mounk, *The People vs. Democracy*, pp. 184-8 (吉田訳『民主主義を救え』一九〇—三頁)。
- (31) Pettit, P. (2012) *On the People's Terms: A Republican Theory and Model of Democracy*. Cambridge University Press, pp. 225-9.
- (32) Hill, L. (2015) "Republican democracy and compulsory voting." *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, Vol. 18, No. 6, pp. 652-60.
- (33) Lafont, *Democracy Without Shortcuts*.
- (34) Parvin "Democracy Without Participation."
- (35) 実際、義務投票制の下では、社会に有利な人々(民族多数

- 派、高所得者、男性など)は、そうでない人々よりも投票率が高い (Brennan, J. (2018) "Does the Demographic Objection to Epistocracy Succeed?" *Res Publica* Vol. 24, p. 58, 62, 68.)。また、義務投票制は、有権者の政治的知識の向上をもたらしてはいるが (Birch, S. (2009) *Full Participation: A Comparative Study of Compulsory Voting*. Manchester University Press, p. 140.)。
- (36) Brennan and Hill, *Compulsory Voting*, p. 106.
- (37) もちろん、政治参加やそのための情報収集を負担と感じない人も一部にはいるかもしれないが、そうした人々は現状でも既にそのような活動を行っていると考えられる。そのため、参加の強化によって新たに政治的な活動を始める人々にとっては、政治的な活動を行うことにはある程度の費用として認識されると考えられる。
- (38) 二〇一一年以降の抗議運動は、いずれも政府の政策変更にも成功していない。(浅井直哉「日本におけるカウンター・デモクラシーの展開」岩井奉信・岩崎正洋編『日本政治とカウンター・デモクラシー』勁草書房、二〇一七年、二〇四頁)。
- (39) Somini, *Democracy and Political Ignorance*, pp. 97-9 (森村訳『民主主義と政治的無知』八五—七頁)。
- (40) *Ibid.*, p. 104 (同、九一頁)。
- (41) 山本達也「カウンター・デモクラシーの世界的潮流、代議制民主主義の補完か、民主主義そのものの危機か?」岩井奉信・岩崎正洋編『日本政治とカウンター・デモクラシー』勁草書房、二〇一七年、一七七一—八三頁)。
- (42) Macpherson, C. B. (1977) *The Life and Times of Liberal Democracy*. Oxford University Press, pp. 108-15 (田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波書店、一九七八年、一七七一—八八頁)。
- (43) Lafont, *Democracy without Shortcuts*, Chap. 4.
- (44) Ackerman, B. and Fishkin, J. S. (2005) *Deliberation Day*. Yale University Press (川岸令和・谷澤正嗣・青山豊訳『熟議の日——普通の市民が主権者になるために』早稲田大学出版部、二〇一五年)。
- (45) Parvin "Democracy Without Participation."
- (46) この構想は、山口「議会政党の存在意義」第四節の構想とほぼ同じだが、提案(情報提供)機能を選挙制議院(選挙制提案院)だけでなく、抽選制議院(抽選制提案院)も担うという点で異なる。
- (47) 岡崎晴輝「選挙制と抽選制」『憲法研究』第五号、二〇一九年、九四頁。
- (48) 「例えばアメリカでは、議代表の半数は女性、一三%は黒人であり、別の一三%はヒスパニック、四〜五%はゲイ、約一%は貧困層から選ばれる」[Zakaras (2010) "Let and Democratic Representation: A Modest Proposal." *Constitutions*, Vol. 17, No. 3, p. 461.]。重要なのは、無作為抽出はこれらの既知の属性だけでなく、未知のものも含めたあらゆる属性について、統計的な記述的代表を実現するという点である。例えば、全人民が熟慮するとX%が賛成するような政策について、無作為抽出された人々が熟慮すると、およそX%賛成することが期待できる」(山口「ロトクラシー」三六七—八八頁:「」内は引用者)。
- (49) Fishkin, *When the People Speak* (曾根監訳・岩城訳『人々の声が響き合うとき』ダーヴィッド・ヴァン・レイブルック『選挙制を疑う』岡崎晴輝、ディミトリ・ヴァン・オーヴェルベーク訳、法政大学出版局、二〇一九年、二四—四〇頁)。
- (50) 山口「議会政党の存在意義」二〇頁。
- (51) 選ばれた市民の辞退の問題については、山口「ロトクラシー」三七四頁を参照。
- (52) その他に考えられる費用は、制度を運用するための財政的負担

である。正確にどのくらいの費用がかかるかは予想したいが、提案では参議院が廃止され、それに関わる選挙費用、議員報酬、政党交付金などの費用が減るので、二種類の抽選制議院の導入で生じる費用はある程度相殺されると考えられる。

(53) 費用対効果の観点からすれば、全有権者が選挙で投票するのでなく、無作為抽出された一部の有権者だけが選挙で投票する「参政権付与へ」(enfranchisement lottery) (Lopez-Guerra, C. (2010) "The Enfranchisement Lottery," *Politics, Philosophy & Economics* Vol. 10, No. 2, pp. 211-33.) が、通常の選挙よりも望ましいかもしれない。特に、無作為抽出された有権者が争点について熟議した上で投票するとなれば、それは「熟議の日」構想 (Ackerman and Fishkin, *Deliberation Day* (川岸・谷澤・青山訳『熟議の日』)) の上位互換であると言ええる。

(54) これに対し、参加の強化論者は、政策アウトプット以外の参加の効果から、参加アプローチを擁護するかもしれない。例えば、ペイトマンやマクファーンソンが主張するように、政治参加によって人々は人格的に陶冶されるかもしれない (Parman, C. (1970) *Participation and Democratic Theory*, Cambridge University Press (寄本勝美訳『参加と民主主義理論』早稲田大学出版部、一九七七年)、Macherson, *The Life and Times of Liberal Democracy* (田口訳『自由民主主義は生き残れるか』))。

しかしながら、参加アプローチが何らかの点で優れているとしても、代表アプローチに反対する理由にはならない。なぜなら、参加の強化だけでなく、代表の強化も同時に行った方が良いと考えられる理由があるからだ。

第一に、代表の強化は、選ばれた市民に大きな教育的効果をもたらす。無論、選ばれるのは人口のごく一部に限られるので、その効果は誇張されるべきではない。しかしながら、抽選制議院が

国会だけでなく、地方議会にも設置されれば、その機会は飛躍的に増大する。

第二に、参加の強化だけでは、政治システムの改善には不十分である可能性が高い。第三節では、参加の強化策が人々の動員に成功することを前提していたが、必ずしもそれがうまくいくとは限らない。むしろ、パービンが指摘したように、実際には参加は不十分なものとどまる可能性が高い。そのため、政治システムのより大きな改善を目指すのであれば、代表の強化も必要である。

第三に、参加の強化と代表の強化には相乗効果がある。代表の強化策で置かれる抽選制議院と接続されることで、市民運動はより効果的に政治決定に影響を及ぼすことができる。まず、選挙制議院では議題に上がらない事柄であっても、抽選制提案院に陳情することで、立法化の道が開けるかもしれない。また、現状では、法案の可否は各政党の議席数でほぼ決まってしまうため、反対デモが法案の阻止に成功しないことも少なくない。それに対し、代表の強化策では、無作為抽出された市民からなる抽選制決定院が最終的な決定権を持つので、反対デモが意思決定に影響を及ぼす余地がある。

したがって、同時採択の費用対効果が参加アプローチ単体よりも低いと考えるのでない限り、参加の強化論者には、代表の強化を同時に支持する理由がある。

(55) 岡崎「選挙制と抽選制」、九五―一六頁。ただし、憲法改正を回避する方法もある。それは、助言機関として、無作為抽出された市民からなるミニ・パブリックスを導入することだ。助言機関の提言をどの程度考慮するかは、既存の選挙制議会の裁量に委ねられるが、政策アウトプットの改善に一定程度は資するかもしれない。また、助言機関の導入は、実質的な権限を持つ抽選制議院への足がかりにもなりうる。助言機関でさえ、現在の日本では導入

される見込みは低いが、民意に適った意思決定を望む人々にとつて、抽選制の導入を目指すことは価値のある賭けであろう。

本稿の草稿は、森政稔先生のゼミで報告させていただき、森先生をはじめ、参加者の方々から多数のコメントをいただいた。また、査読者の先生方には、本稿の修正に資する重要な指摘をいただいた。本稿の執筆にあたってお世話になった方々に心より御礼申し上げます。

※本稿は日本学術振興会科学研究費(19122485)の成果の一部である。

キーワード 費用対効果、民主主義、ロトクラシー、参加、代表

『共和主義者モンテスキュー』

— 古代ローマをめぐるマキアヴェッリとの交錯』

(定森亮著、慶應義塾大学出版会、二〇二一年)

厚見恵一郎

「共和政の歴史」とは何か。西洋政治思想史において共和政の歴史は少なくとも二つの位相で語られよう。一つは、古代から近代に通じる政体概念史である。そこではキケロ以来僭主政に対抗する「法の支配」として理解されていた共和政が、近代に至り、一人支配としての君主政との対比で、多数者ないし全



員支配としての民主政と同一視されていく過程が強調される。もう一つは、共和政の興亡を一国家の政治史において体現し、その後の政体理解に歴史的範例を提供した古代ローマ史そのものである。「ローマ史解釈の政治思想史」の系譜に名を連ねる思想家は多いが、本書は、古代ローマ史の読解を独自の政体理解へと結晶させ、前述の「共和政の歴史」の二つの位相の交差点に位置する人物として、マキアヴェッリとモンテスキューを丹念に比較考察していく。本書によれば、モンテスキューは『ローマ人盛衰原因論』から『法の精神』へと「法の支配」の論理を発展させる際に、マキアヴェッリの『デイスコルシ』と対峙しつつ、共和政ローマから帝政への変容の原因として、マキアヴェッリには欠落していた富の内実の分析（＝貨幣を含む動産の移転）と富の配分にかかわる視点を導入した。モンテスキューが政体論に奢侈や競争といった「商業の精神」を組み入れ、自由の概念を軍事的自立や拡大とは区別された制限政体を意味するものへと転換していったことは有名であるが、本書はこうした転換を、共和政ローマ史解釈をめぐるマキアヴェッリとの差異によって説明する。マキアヴェッリが古代ローマと対比したのは、国内分裂が外国からの侵攻を招いた十五世紀末から十六世紀初頭のフィレンツェだった。これに対してモンテスキューが古代ローマと対比したのは、商業の発展に支えられた十八世紀イングランドだった。マキアヴェッリは、貴族と平民の対立が暴力の相を呈したフィレンツェの反面鏡として、内紛が平民の軍事参加と混合政体の確立につながった共和政形成期

の古代ローマを理想化した。それゆえマキアヴェツリは、古代ローマの外政における軍事的自立・拡大と内政における「法の支配」とを不可分とみなした。これに対して『法の精神』執筆段階でのモンテスキューは、古代ローマ史における「法の支配」と軍事力を峻別すべきとの認識をもつに至り、マキアヴェツリのローマ史解釈に批判的な眼差しを向けるようになる(例としてブルトウスの息子たちに対する裁判の解釈など)。とくに、ローマにおける財産登録制度の効力失墜と富の不平等の拡大の原因をマキアヴェツリ以上に詳細に分析するなかで、モンテスキューは、ローマで「法の支配」が実現する過程だけでなくそれが失われていく過程についても考察を深めていき、ついには『法の精神』の思想的革新の中心をなす、ポリテイク(＝統治の国制の法律)とシヴィル(＝被治者間の水平関係を規定する市民の法律)の概念的区別——ひいては軍事力によらず商業とも併存可能な種類の「自由」としての「法の支配」の概念——へ行き着いた、というのである。

富の配分の失敗が共和政の失敗をもたらす——マキアヴェツリとモンテスキューはともに、ローマ史からこの教訓を読み取った。しかし富の配分の失敗の中心がどこにあり、そうした失敗を避けるにはどうすべきかについて、双方の間には微妙かつ決定的な差異が存在する。本書が着目するのは、古代ローマにおける財産登録制度と、そのもとにある農地法や相続法である。参政権や軍務を土地財産に応じて配分する財産登録制度は、財力と政治権力を結び付けて市民資格の基礎をつくり、貴族と

平民を法制度の枠内で拮抗させることで、「法の支配」を維持する役割を長年にわたって果たしてきた。同時に、所有欲と権力欲を結合させるこの制度は、ローマ国内の階層紛争の火種もあつた。マキアヴェツリは、グラックス兄弟の農地法改革が所有欲に燃える貴族の反発を招き、暴力的内紛による混合政体崩壊の原因となつたことを指摘する。しかし商業の時代を生きたモンテスキューにとつて、財産を構成するのは土地だけではない。それゆえモンテスキューはマキアヴェツリとは異なり、ローマ史において農地法よりも相続法の歴史に注目する。第一次ポエニ戦争前後の銀貨幣の流通は、富と土地を切り離し、土地所有者たりえなかつた女性の富の増大をもたらした。土地と権力の結合を前提とした財産登録制度の内実が形骸化し、家長である市民が市民権を失わずに女性に財産を相続させることを可能にする信託遺贈の制度が導入される。富が不動産のみならず動産のかたちをとつて家単位で相続されていくとき、不平等と奢侈が一層増大したことが、共和政ローマからその原理たる「徳」の精神を奪い、共和国崩壊の原因となつた。相続法は、共和政初期においては統治のあり方を規定する「国制の法律」であつたが、共和政末期においては、個別の市民の私有財産の安全にかかわる「市民の法律」とみなされるようになった。

そして、マキアヴェツリとモンテスキューの差異は、共和政衰退時の治療策の差異にも現れる。すなわち軍事的独裁による秩序の回復か、封建法に由来する貴族の裁判権による制限政体の維持かという、自由の保持手段の違いである。マキアヴェツ

リによれば、共和政衰退の原因は習俗の腐敗であり、ローマにおける市民の軍事・政治参加による領土拡大の榮譽と、フィレンツェにおける傭兵依存による外国への屈服の柔弱さが対比される。習俗の刷新の方法は武装した単独の立法者しかないが、それとても栄枯盛衰の循環の影響を免れない。これに対してモンテスキューによれば、共和政の衰退は何よりも統治の専制的傾向のうちに現れる。そこで対比されるのは、スツラによる裁判権濫用によって市民の自由な意思が沈黙させられてしまった共和政末期の——モンテスキューによれば君主政の——ローマと、封建法の遺産ゆえに貴族が中間権力として君主を制限しえたフランスや、商業を通じて勃興した中間層が絶対君主を抑制した制限政体のイングランドであった。近代のイングランドやフランスにおける中間権力は、習俗の腐敗に真っ向から対峙するマキアヴェッリの君主とは異なり、適度に「腐敗」している——縦の統治における支配欲とは区別された横の競合における所有欲を持ち続けている——からこそ、統治における緊張（独裁）と弛緩（腐敗）の循環を克服しうる、制限政体というかたちでの「法の支配」を推進する存在たりえたのである。祖国フィレンツェの存亡が何よりの関心事であったマキアヴェッリと、国家間の勢力均衡が前提となったヨーロッパでゲルマン法とローマ法の両遺産の歴史的役割を認識しようとしたモンテスキュー。「共和政の歴史」をめぐる古代ローマと近代との交錯の側面が、本書では丁寧な描き出されている。

以上のような構成の本書を、どのような研究書として読んだ

らよいだろうか。マキアヴェッリとモンテスキューを隔てる二世紀——「征服の精神」から「商業の精神」への移行が生じたこの二世紀の間には、ポーコックによればゲルマン封建制とキリスト教会とがローマ史解釈に及ぼした複雑な影響が介在している——のローマ史解釈の変遷の叙述や、同時代の他のローマ史論のなかでのモンテスキューの独自性の分析が本書のうちにさほど見られない以上、マキアヴェッリや「ローマ的共和主義」の受容・変遷史というわけではなさそうである。むしろ古代との距離の自覚をもって同時代の政治を認識する人文主義政治思想家の一人としてモンテスキューを位置づけつつ、マキアヴェッリとの単体比較においてそのローマ史理解の意義を説明するモンテスキュー研究といえよう。ローマ共和政初期に着目したマキアヴェッリの「征服の精神」と末期に着目したモンテスキューの「商業の精神」との対比を再確認することが、本書の基本枠組みであるように思われる。そうであるならば、本書が採用する「共和主義」や「専制に抗する法の支配」が両者の比較の視座としてどこまで妥当であるかが吟味されるであろう。マキアヴェッリに「法の支配」や「経済」をどこまで見いだせるかについては、マキアヴェッリ研究者の間で諸解釈が提示されている。また「マキアヴェッリのローマ」を土地所有の平等（の崩壊）にもとづく共和政ローマ（の衰退）に収斂させることが可能かどうか、マキアヴェッリ時代のフィレンツェが農業ではなく商業に依存しており、ローマ教皇の政治的権力を彼が重要な論点としていたという事情を考慮すれば、再検討の

余地があるかもしれない。さらに「制限政体による自由の擁護と専制への対抗」をもってモンテスキューを「共和主義者」とみなす本書が、複数の啓蒙と絡む共和主義の多面性に着目していく共和主義研究の現在にいかなるインパクトを与えうるかを考える、という課題もあろう。評者としては、以下で、「マキアヴェッリの欠陥を補うモンテスキュー」という本書の視座とは逆に、「利益と競合」ではなく「情念と征服」を旨とするマキアヴェッリから逆照射されうる論点を二つ考えてみたい。

一つ目は農地法改革の解釈である。本書は、『デイスコルシ』第一卷第三章におけるローマ農地法改革の記述を、不動産分配の平等と不平等が共和政の自由に及ぼす影響を示す実例とみなすことで、土地の平等を前提とした分析（マキアヴェッリ）から動産を含む財の移転への着目（モンテスキュー）へ、という図式にマキアヴェッリを取り込もうとする。しかし評者の見るところ、共和政衰退の原因を論じるマキアヴェッリの主眼は、土地財産の不平等な配置そのものよりも、不動産であれ動産であれ財産をめぐる平民の側の欲望の変質と、結果としての階級間の欲望の不均衡にある。時空を問わずすべての都市や人民の間に見られる欲望や情念や性状が、「貴族（＝支配欲、名譽欲）対平民（＝解放欲）」という均衡を失い、貴族においても平民においても所有欲という私欲に転じていったことが習俗の腐敗につながった、というのがマキアヴェッリの強調点であり、この点において、古代ローマにおける遠征指揮官の任期延長による私兵化批判と農地法改革批判は共通するのではないか。それゆ

えマキアヴェッリにおいては、財の配分や移転が権力の構造や公共性の度合いを直接左右するわけではない。

二つ目に、フランス君主政の解釈をめぐるマキアヴェッリとモンテスキューの比較、もしくはマキアヴェッリからモンテスキューへの変遷をたどることに評者は興味を惹かれる。マキアヴェッリは『君主論』第四章で集権的官僚制に支えられた君主（トルコ）と封建諸侯のなかの君主（フランス）を対比しているが、モンテスキューも専制君主に抗うフランス騎士層貴族の重要性を発見し、商業精神と両立しうる「名譽」という貴族的要素を君主政の原理としていった。寡頭政と民衆政が入れ替わるフィレンツェを前提としたマキアヴェッリにおいて「君主／市民」と「貴族／平民」の二項組相互の関係が今一つ不明瞭であるのに対して、ゲルマン中世封建法の遺産を受け継ぐフランスを前提としたモンテスキューにおいては「君主／貴族／市民」の役割分担が比較的明瞭であるように見える。モンテスキューとマキアヴェッリにおける「共和政の歴史」を丹念に比較した本書は、その裏面として、君主主義・貴族主義を比較視座に採用した場合の両者の対話や両者間の変遷過程に目を向ける可能性をも示唆しているように思われる。

（あつみ・けいいちろう／西洋政治思想史）

『権力分立論の誕生』

——ブリテン帝国の「法の精神」受容』

(上村剛著、岩波書店、二〇二一年)

片山文雄

権力分立、そのなかでも三権分立という概念は自明のものにみえる。立法、行政（執行）、司法の三つの権力。それぞれの自律性。互いの抑制と均衡。それによる人々の自由の保持。その提唱者としてのモンテスキュー、その制度化としてのアメリカ合衆国憲法（その理論的主導者としての「憲法の父」マディソン）



——。しかし本書を読むと、この概念が孕む内容の複雑さ、その成立過程の多彩なドラマに目が眩む思いがする。二〇二一年度サントリー学芸賞「思想・歴史」部門受賞作である。

本書はモンテスキューからマディソンへの思想伝播による権力分立論の誕生という通説的ストーリーをなぞりながら、それを疑い、揺さぶる。それも、詳細な事実を示して「実態は通説ほど単純ではなかった」と示すだけでなく、新しいストーリーを提示しようとする。議論は未公開資料を含む膨大な資料の精緻な読解によって説得力を帯び、また二次文献の確かな紹介によって豊かな広がりをもつ。本研究にかけられた労力と著者の力量には脱帽のほかない。

「権力分立」概念を精緻化し、混合政体論などとの区分を明確化したヴァイル『立憲主義と権力分立』（一九六七年）から本書は出発する。しかしポーコックやスキナーが指摘するように、歴史に対して超越的な概念を構成しその展開を追うヴァイルの方法はやや非歴史的とみなされうる。そこで本書は、「権力分立」概念を政治の現場で闘争の道具として切り出され用いられる「抗争的概念」とみなし、イデオロギー研究的視角を採用する。それによって単線的になりかねない概念発展史を不純化し、ケンブリッジ学派的な文脈主義に接近しようとする。それを本書は「柔らかな概念史」と称する。具体的には、モンテスキュー『法の精神』がブリテン帝国においていかに受容され解釈変容を被ったか、それが現実政治のなかでいかに機能したか、を新たなストーリーとして描くことが本書の目的となる。

本書の内容を紹介する。

「第一部 鏡の国のモンテスキュー？」は、モンテスキューからブラックストンに至るまでの論者において、権力分立論が伝統的な混合政体論と一体化していた実態を明らかにする。

第一章はモンテスキュー『法の精神』における混合政体論と権力分立論との重なりを確認する。

やや図式的に言えば、混合政体論とは、王、貴族、庶民の三身分が議会での立法に参加することで、君主政・貴族政・民主政の三要素を協動的に混合させる思想伝統である。これに対し権力分立論とは、立法権、執行権、さらには裁判権（司法権）の三権の担い手を分離・独立させ互いに対抗させようとする思想である。両者のあいだには、三つの要素とは身分か機能か、三者の関係は協動的か対抗的か、という差異がある。

ところがモンテスキューはイングランド国制における両者の重なり合いを描き出す。イングランド国制は、国王、貴族院、庶民院の三身分からなる混合政体を基調としつつも、国王の執行権、貴族と人民がもつ立法権、そしてこの二権から独立した陪審が担う裁判権という三権からなる権力分立論によっても営まれていた。そこには複数権力のあいだの協調関係と対抗関係とがともに含まれている、と本書はいう。

第二章は一七六五年までの英国における『法の精神』受容のあらましを確認する。『法の精神』とくにイングランド国制論は英国の多くの論者から注目され称賛されたが、それを三権分立論とみなす論者はいなかった（ECCOを駆使した丹念な調査

が生かされている）。『法の精神』を吸収して執筆されたブラックストン『イングランド法釈義』もまた、国王、貴族、庶民が混合される議会という場の主権性を主張しつつ、その外にある王の執行権の主権性をも説く点で、モンテスキューと同じく、混合政体論と権力分立論とを一体化して捉えていた。

「第一部 さまよえるブリテン人」は議論の舞台をブリテン帝国へと拡張し、政治機構の実験場としての植民地統治をめぐる思索が権力分立論の誕生に決定的なインパクトを与えたことを論ずる。政治思想史における植民地の重要性を示した、本書の大きな功績といえる部分である。

第三章は、アメリカ植民地の特殊事情のもとで新たな権力分立論が準備されていく状況を説明する。植民地には混合政体論の前提となる身分制とくに貴族身分が存在しなかったため、混合政体論とは別の権力理論が考案されなければならなかった。まずは特許状にもとづき国王から全ての権限を委譲された植民地総督による一元的統治が期待された。ところが植民地の不安定な状況のため総督権力は機能せず、枢密院・議会上院・上訴裁判所の役割を合わせ持つ参議会が実権をふるった。ここでパウナル、バーナード、ハチンソンら総督たちは、総督や参議会の権力をどう設計し、どのような権力分立論を立てるべきかをゼロから構想するという植民地に特有の課題を——理想的政体を求めて「さまよえるブリテン人」として——引き受けた。

第四章は舞台を英本国に戻し、議会の司法権というもう一つの理路での権力分立論の形成過程を描く。扱われるのは一七六

八〇九年のミドルセックス選挙をめぐる事件、庶民院がその議員ウィルクスを罷免しようかが問われたケースである。著者はこの複雑な論争を見事に整理し、権力分立論の誕生におけるこの論争の重要性を証明してみせる。議会主権論と権力分立論との対抗関係を露わにし、立法権と司法権（ラウスのいう「規則なき意志」と「先例に導かれた判断」）との関係の再考を迫ったのはこの論争だった。この潮流にのり、機能として純化された執行権と立法権の分離と相互抑制を機構として設計してみせるドゥロームの著作が現れ、混合政体論と権力分立論とが重なり合っていたブラックストン（さらにはモンテスキュー）的国制論からの離脱が明らかになってくる。

第五章は東インド植民地を舞台に、司法権の成長事例を紹介する。東インドで私腹を肥やす（と批判された）知事や参議会らを統御すべく、ジョンストン、ヘイスティングズらが様々な権力機構案を論じ、パークやパウナルも論争に参加した。そして東インド会社規制法の制定により、国王が任命する植民地最高裁が植民地での立法に対する拒否権を持つ事態になった。議会主権論が根強い本国では成り立ちえない制度が、東インド植民地において実現したのである。

この時期すなわち一七六三年から七三年のブリテン帝国の政治思想が「……権力分立論の誕生に大きく寄与した」（二七六頁）と著者はいう。興味深いことに、モンテスキュー『法の精神』は、大きな解釈変更を被りながらも、混合政体論からの権力分立論の自律を後押しする力となり続けた。

「第三部 そうやって最も美しい嘘が生まれる」は建国期アメリカの政治思想を、第二部で検討したブリテン帝国の権力分立論との関連に配慮しつつ、検討する。

第六章、第七章は建国期における権力分立論の広がりを紹介する。第六章が参照するのはペンシルヴァニアを代表する政治家ディキンソンである。抑制均衡論や混合政体論とは区別される三権分立論としての権力分立論を正面から提唱し、それをモンテスキューに帰属させ、さらに権力の構築・設計という議論を明確に行った点で彼の議論は画期的である。第七章は多くの諸州憲法に強い影響を与えたアダムズ『政府に関する考察』に混合政体論的要素の残存と混乱を確認したのち、初めて明確な三権分立を記した憲法であるヴァージニア州憲法を検討する。

本書を締めくくる第八章と第九章は、通説において権力分立論の完成形とさえみなされる『フェデラリスト』の二人の著者マディソンとハミルトンを解釈しなおす。ここでの著者の議論はひねりが効いている。代表的な権力分立論者とみなされるこの二人はじつは「権力分立論を擁護していたと言いたい」（二六八頁）というのである。

二人が警戒したのは強すぎる立法権であり、また連邦に対抗する各州の権力であった。マディソンは、立法権を封じるため、執行権と司法権とによる共同拒否権を提案する。これは権力の（分立でなく）混合にみえる。しかし彼にとつて重要なことは立法府、州に対する抑制が実効的たりうることであり、条文上で三権がきれいに分割されていることではなかった。抑制と均衡

を実効的たらしめるには三権の部分的な協働、混合が必要だとする彼の主張を、著者は権力分立論の「換骨奪胎」だという。

ハミルトンの権力分立論への態度もまた簡単ではない。連邦憲法案を正当化するための『フェデラリスト』でハミルトンは本心を述べていない可能性がある。その第七八編以下で司法権とくに連邦議会のつくる法を連邦裁判所が無効と宣言しうるいわゆる司法審査制を論じているが、抑制と均衡による権力分立論というマディソンの議論をとりあえず下敷きにして論じているに過ぎない。ハミルトンが本心から求めたものは、終身の総督によって担われる極めて強力な単一の執行府であり、三権対等の権力分立システムではなかった。

この二章は興味深いが、少なくともマディソンを「権力分立論を擁護していた」と言い難い」と形容するか、「権力分立論の実効性を高めようとした」と形容するかは難しい問題ではないか。通説に挑もうという姿勢がやや強すぎ、権力分立論の誕生というストーリーの流れからみるとギクシヤクした結末になつたようにも思われる（連邦憲法制定会議において、三権分立論として純化された権力分立論がすでに多くの参加者に共有されていたことの驚きをまず確認すべきではなかったか）。

ともあれ、長い旅を終え、本書はここで幕を閉じる。権力分立論が混合政体論から一步一步自律していく過程が（複雑な曲折を孕みつつも）説得的に整理されている。モンテスキューが最初から最後までかなり大きな解釈変更を被りながら権力分立論の守護神として登場する様には、思想の機能転化の興味深い

実例をみる。また権力分立を「抗争的概念」として分析しようというもう一つの狙いも十分に果たされている。学者のみならず政治家、植民地官吏など、これまで政治思想史においてさほど注目されていなかった多彩な登場人物が懸命に議論を重ねる様子は魅力的であり、政治思想史研究のフィールドを拡張するとともに、われわれ自身の政治へのかかわり方を振り返らせる力をもつ。高い方法意識に立ち、困難な課題を自己に課しながら、著者はそれを達成したといえるだろう。

あえて問題点を指摘するとすれば、やや読みにくい箇所がある点である。それは、歴史に対して超越的な概念によって歴史を整理することを避ける文脈主義への接近と、権力分立論という概念の成長・変質・制度化を描くための理論化の要請とのせめぎ合いのなかで生じたものだろう。また通説への挑戦という意識の強さがストーリーの明快さを部分的に棄損している可能性もある（前述のとおり）。とはいえ、枝をかき分け足元を確認しながら藪を抜けていくような読書経験こそが思想史の醍醐味だと評価することもできる。充実した著作を書き上げた著者に敬意を表したい。

（かたやま・ふみお／政治思想史）

『マックス・ウェーバー』

— 近代と格闘した思想家 —

(野口雅弘著、中公新書、二〇二〇年)

『ヴェーバー入門』

— 理解社会学の射程 —

(中野敏男著、ちくま新書、二〇二〇年)

橋本直人



二〇二〇年にマックス・ウェーバーの没後百周年を迎えたこともあって、近年のウェーバー研究はやや活況を呈しているようにみえる。実際、OZなどで検索すると、二〇二〇年とその前後にウェーバーを主題として刊行された書籍類は、雑誌特集なども含めて二十点近くのものがある。とはいえ、この活況は単なる「お祭り」とどまるものではなからう。評者がそう考える大きな要因の一つとして、ここでは『マックス・ウェーバー全集』(MWG)の完結が挙げられる。

一九八四年から刊行の始まったMWGは全三部(第一部・著作編、第二部・書簡編、第三部・講義録等)、最終的には分冊も含め全四十七巻をもって二〇二〇年に完結した。特に第一部の各巻に付された、テキストの成立状況等に関する詳細な編者報告や、第二部・第三部に収められた膨大な未刊行書簡や各種資料は、ウェーバー研究に大きなインパクトを与えつつある。近年の活況も、このインパクトの一つの表れともいえよう。その中でもここで取り上げる二冊は、いずれも新書版の入門書でありながら重厚な労作として特筆に値する。

それぞれの著者についてはここで改めて紹介するまでもないだろうが、簡単に述べておく。野口は『闘争と文化』(みすず書房)や『比較のエートス』(法政大学出版局)、『官僚制批判の論理と心理』(中公新書)など、ウェーバーの政治論や比較宗教学を中心とした研究により、ウェーバー研究の領域にとどまらず広く知られている。他方の中野も、『マックス・ウェーバーと現代』(初版・三一書房、増補版・青弓社)や『法システムと批

判』（弘文堂）などウェーバー研究者として著名だけでなく、『大塚久雄と丸山眞男』（青土社）『詩歌と戦争』（NHK出版）など、日本と東アジアの植民地支配や戦争を論じた著作でも知られている。

そしてここで見る二著も、両著者の研究蓄積が生かされているとともに、鮮明な問題設定から統一的なウェーバー像を描くことに成功していると言つてよい。しかも両者のアプローチはきわめて対照的であり、この二著を対比的に読むことで現在のウェーバー研究の振幅も、また両者の交錯から新たな問いも見えてくるのだ。そこで、以下ではそうした対比を意識しながら両者の内容を概観していこう。

まず野口雅弘『マックス・ウェーバー』は、ウェーバーの同時代状況や彼を取り巻く人々、また後世の受容者や批判者、さらに現代の理論や諸問題などをさまざまに参照しながらウェーバーの生涯をたどっていく。

第一章では幼少期ウェーバーを中心に、彼の家族や祖先との関係が描かれる。政治家であった父の家長的なるまいに對する反発や、その父と信仰篤い母との葛藤、また祖先や親戚が織物業者だったことなど、よく知られたエピソードがコンパクトに紹介されるとともに、後年のウェーバーの著作『プロ倫』や『二つの立法のあいだ』などとの関連が論じられている。ウェーバー（＝機織り）という姓からクリフォード・ギアーツへ、という連想には少し驚くが、実はこうした叙述こそ本書の特徴の一つであることは、読み進めるにつれ明らかとなっていく。

第二章は大学時代から司法官試験を経てフライブルク大学の教授着任までの青年期である。学生組合への加入と騎士道的倫理性との関連、また法学に対する微妙な距離感など、若きウェーバーの個人史と思想とをめぐる描写の中で異彩を放つのは、ウェーバーのバラサイト経験と、後年の支配論における家長制・家産制に関する詳細な分析、そして日本での家産官僚制論の受容、という三者間の関連の指摘である。バラサイト経験と家産制論とのつながりという主張には評者はやや疑問も感じるが、家長的父へのバラサイト経験と、日本での受容（＝日本の前近代性の分析）とが親和的だという指摘は興味深い。また、教授就任講演「国民国家と経済政策」を取り上げ、ここに見える「闘争」の重視やナショナリズムがウェーバーの晩年まで一貫している、主張されている点にも留意したい。

第三章の主題は、精神神経疾患とそこからの復活、またこの時期の重要な著作である方法論と『プロ倫』である。野口は、ウェーバーの方法論が「病み上がりの自己確認」であり、特にその重要な論点である流出論批判は、すべてをのみこむ「究極的な実体」に抗して一人称で語る「個人」の論争性・政治性を保持することにあつたと読む。また『プロ倫』も、自らの出自をたどる系譜学的な自己確認の作業でもあつたと解されている。ただし、実は第三章の叙述は全体として評者にはやや物足りなかつたのだが（この点は後述）、それでもウェーバーのアメリカ体験を媒介に、『プロ倫』の「末人」批判と、一九二〇年代のアメリカを描いた『グレート・ギャツビー』とをつなげる叙述

などは意外ながらもうなずかさされる。

対して第四章はロシア第一革命から第一次世界大戦、ドイツ革命の時代であり、おそらく著者が最も関心を寄せる時期の一つであろう。ロシア革命論に即して、ウエーバーが資本主義とデモクラシーや自由との葛藤に着目しているという指摘、またペンヤミンや表現主義芸術を手がかりに、第一次大戦によつて共有可能な世界や経験を喪失したことを背景に暴力が前景化してきたことと、ウエーバーの政治論との関わりを述べた叙述は特に印象深い。政治における暴力を重視するウエーバーと、ロールズやアレントとの対比も鮮やかである。またドイツ革命に関する叙述では社会主義と官僚制の問題、特に行政の論理と政治の論理との葛藤や「行政優位」＝官僚制化の進行の非合理性が焦点となるが、これを「複数の合理性」の矛盾と捉える観点には、野口の官僚制論研究の蓄積が反映されていよう。

続けて第五章では、第四章と同時期の別局面、ウエーバーの比較宗教学が論じられる。野口は、「ヨーロッパ近代」を問うウエーバーの関心の起点に音楽社会学があることや、リルケを手がかりに「魔法が解けた」世界で意味への飢餓感が生まれることなどから説き起し、世界に意味を与える理念や世界観の分析として比較宗教学をとらえる。そして現世適応／現世拒否、禁欲／神秘論という、よく知られた二つの二項図式を、「ヨーロッパ近代」への関心を軸とした「世界宗教のマップング」と解釈する。野口は、これがサイードのオリエンタリズム批判から見れば「単純化された図式論」に見える、とも指

摘する。だが比較のもつ批判的可能性の放棄は「ありのまま」のナルシズムを肯定しかねず、その点でなおウエーバーを読む意味がある、という結論には、『闘争と文化』以来の野口の一貫した主張がうかがえる。

第六章は、野口の訳書でもある『仕事としての政治』を中心にウエーバーの晩年をたどる。情報公開批判や比例代表制批判などをめぐるウエーバーの政治論と現代の民主主義論との乖離や、官僚制化に対抗する政治的リーダーシップというウエーバーの構想の「危なっかしさ」は、本書の指摘どおりであろう。だが野口は同時に、信条主義的な若者たちに対し、責任倫理と信条倫理との拮抗という立場からウエーバーが突きつけた「反動の予言」が、のちに現実化する過程も描き出す。それは、現代民主主義論からは時代遅れにも見えるウエーバーの構想が現代的な問題性をはらむことへの示唆でもあろう。

終章ではウエーバー没後の受容と継承が描かれる。ここでは特に、日本へのウエーバー受容にゲオルグ・サークルのクルト・ジンガーが関わっていたことの指摘、そして「複数の近代」論の陥穽に対して「ヨーロッパ近代」を問うたウエーバーを読むことの意義が強調されていることに触れておきたい。

以上からもうかがえるように、本書の背景には、オリエンタリズム批判や「複数の近代」論を経た現代において、「ヨーロッパ近代」の「普遍的な意義」を問うたウエーバーを読むことの困難さという認識がある。そして野口は、フィッツジェラルドからロールズやギアーツにいたるまでの多様な光源からウエー

バーに光を当て、そこで反射される光彩のなかにアクチュアリーを見いだそうとしているのだろう。

こうしたアプローチに対し、中野敏男『ヴェーバー入門』は、ある意味で対極にあるとも言える。中野は、むしろ「理解社会学」という方法的核心からの一貫した読解にこそ、ウェーバーのアクチュアリーを見いだそうとするのである。

中野はまず、『プロ倫』末尾の有名な「精神なき専門人」の一節について、実はこの問題意識がシュモラーら先行世代をはじめ、同時代に広く共有されていたと指摘したうえで、ならばウェーバーのオリジナリティはどこにあるのか、と問う。そして『プロ倫』と同時期の方法論が先行世代への方法的批判であることを踏まえ、「理解社会学」というオリジナルな学問を構築する過程としてウェーバーの著作を読む必要がある、と主張するのである。

第一章は、一九〇五年前後の方法論やMWGの講義録を手がかりに、理解社会学の形成過程を論じる。中野によれば、その起点は先行世代から継承した問題関心、資本主義という歴史的条件のもとで形成される人間の特性という問題にある。そしてウェーバーは歴史的对象の個性を把握するという関心からこそ、法則論的な心理学や実体論（「民族性」や「人格」）に依拠して行為者の「内面」を把握しようとする先行世代と決別し、理解という方法を構築していく。ここで重要なのは、ウェーバーの「理解」が「感情移入」や「追体験」ではない、という指摘である。われわれはみずからの「内面」についてさえ、知的に把握しよ

うとすれば一定の「体験」や「動機」として概念化する必要がある。それは歴史上の行為者についても何ら変わらない。そしてその動機が外面的な行為として表現されるがゆえに、行為や状況からさかのぼって動機を解明できるし、逆に動機の解明から行為を説明できる。「理解」とは、この「体験と動機と行為の現実連関」に内在して行為と動機の間を循環的に理解することに他ならない、と中野は言う。それゆえウェーバーにとつて「人格」は統一的・私秘的な実体ではなく、むしろ『恒常的動機』の複合体である。そしてこの「理解」概念をもとに、主観に即した動機理解（＝「価値分析」と行為の客観的な説明（＝「因果的解明」という二つの手続きからなる「解明的理解」を核として、理解社会学が構築されていくこととなる。

つづく第二章は『プロ倫』を取り上げ、禁欲的な信仰と資本主義的な営利という二つの生活態度を導く動機の解明作業として解釈していく。たとえば有名なフランクリン論は、フランクリンという代表例に即した「資本主義の精神」の「価値分析」であり、ここから「職業義務」という思想が取り出される。しかもこの思想は（ゾンバルトの想定とは異なって）経済上の組織形態とは相対的に独立して形成されたものであり、かつ経済的合理化の産物とも言えない「非合理的な要素」を含んでいる。そこでこの要素の起源を明らかにするために（＝因果的解明）、今度は禁欲的信仰⇨プロテスタンティズムの価値分析が進められていく。そこから明らかとなるのは、予定説などが生み出す救済の確証への欲求という心理的駆動力であり、これが禁欲的・

合理的な生活態度の形成へと導く動機だ、と指摘される。そしてこの動機が牧会の実践を通じて「神の栄光のために働く」生活態度を形成する（因果的解明）。かくして『プロ倫』は、「価値分析」と「因果的解明」からなる理解社会学の実践例として解釈されたわけである。

さて、中野によれば『プロ倫』末尾の記述から二つの問いが生じる。一つは行為が秩序を形成し、その秩序が行為を規定するという行為→秩序問題、もう一つは諸宗教における生活態度の解明的理解という問題である。そして前者が『経済と社会』へ、後者が比較宗教学へと展開されていく。

そこで第三章では、「シユタムラー批判」や『カテゴリー』に即して理解社会学の基礎的な理論構成を概観したうえで、『経済と社会』の「宗教学」章が論じられる。中野によれば「宗教学」は、此岸的な動機を有していた宗教的・呪術的行為から、神観念の形成や知性主義による彫琢を経て神義論や救済の理念という彼岸的な観念世界に至り、今度はそこから現世の生活態度へと作用する過程をたどるといふ、此岸・彼岸の往復的な構成をとる。そしてここで核となるのが、彼岸的な観念領域の自立性を担う知性主義である。すなわち、知性主義の特性に応じて神義論や救済の理念も異なり、各宗教が生活態度に及ぼす作用が変わってくる、という分析が可能になるのだ。その意味で「宗教学」は理解社会学の具体的な展開であるとともに、比較宗教学の基礎ともなっている、と中野は言う。

第四章では比較宗教学が主題となる。ウエーバーの比較

宗教学は、しばしば各文化圏を実体化した比較史と解されてきた。だが中野は、比較宗教学の主題は各宗教における倫理的な生活態度を形成する特有な要因の解明であり、その意味で理解の方法の実体論批判と同一線上にあるとされる。そして野口書でも触れた、あの現世適応／現世拒否、禁欲／神祕論という二つの二項図式も、中野によれば何らかの実体を分類する図式ではなく、一定の行為を生み出す動機連関（「人格」＝動機の複合体）に他ならない。そしてこれらの理論を通じてウエーバーが最終的に解明しようとしたのが、ヨーロッパ近代が生み出した合理化＝物象化の問題なのだ、と中野は主張する。したがってウエーバーが問うたヨーロッパ近代の「普遍的な意義」も、合理化＝物象化、いいかえれば「現世支配の合理的な意義」の問題性が有する「普遍的な意義」であり、現にその問題性はわれわれ自身の問題性でもあるのではないか、と中野は問う。本書がウエーバーの理解社会学そのものにアクチュアリティを見いだすのは、まさにこのゆえなのである。

長くなったが、ここまでの概観からも野口書と中野書との鮮明な対比は明らかであろう。「ヨーロッパ近代」を問うウエーバーを現代において読むことの困難を背景に、多様な観点から光を当てることによってウエーバーのアクチュアリティを探ろうとする野口書に対し、現代のわれわれが抱える問題を合理化＝物象化の問題性としてとらえ、だからこそその解明に取り組んだウエーバーの理解社会学を再認識することにアクチュアリティを見いだす中野書。こうした両者の対比からはさまざまな問題

や論点を見いだすことができるが、ここでは二点だけ挙げておきたい。

一つはウェーバーのナシヨナリズムの問題である。上記の通り、野口はウェーバーのナシヨナリズムが晩年まで一貫している」と述べる。他方で中野は「若き日の」ウェーバーのナシヨナリズムこそ指摘するものの、政治的言説については個々のコンテキストに即した丁寧な検討が必要である、と主張する。この対立の背景には、ウェーバーの理論的視座と政治的言説との分裂が潜んでいる。そしてこの分裂をどうとらえるべきかは、どちらの立場にとつても大きな論点となる。たとえば「権力国家」ドイツの歴史的責任を訴える大戦中のウェーバー（MWC 115:192）を理論的にどう解釈しうるのかは、中野書の観点からならもなお残される問いである。他方で野口書の観点からすれば、国家とは有意味な特定の社会的行為がなされる可能性にすぎない（『社会学の基礎概念』）と喝破するウェーバーが、なぜいかなる意味でナシヨナリストでありえたのかという問いが残る。さらに同様の問いは、両者が交錯する論点であるウェーバーの方法論（「人格」概念の解釈）や比較宗教学社会学（二項図式の解釈）についても生じよう。

もう一つは両者の対比的アプローチの背後にある現代認識である。両者の対比の背景には、ウェーバーの問う「近代」の延長上に現代社会をとらえるか否か、という大きな問題がある。逆に言えば、現代をどう認識するかに応じてウェーバーのアクチュアリティも変わり、ウェーバーへのアプローチも変わると

いうことでもある。これは一見当たり前に思われるかもしれない。しかし意外に意識されにくい論点であり、しかも思想史研究にはつねについて回る問題ではないだろうか。その意味で、思想史研究が実はわれわれ自身の観点を問い直す作業でもあるということも改めて両著から問い返されているように思う。

また両著の各々についても、個別的な論点はさまざまに思い浮かぶ。たとえば先に触れたように、野口書第三章からは、方法論と「プロ倫」がウェーバーの「病からの復活」にとつていかなる意義があったのかが必ずしも明確には読み取れなかった。野口はウェーバーの家長的な父に触れているが、ウェーバー個人史としてみるなら、ここでは母の宗教的厳格さがウェーバーに課した重圧を論じても良かったのではないか（先駆的には折原浩『危機における人間と学問』が、また近年ではヨアヒム・ラートカウが詳細に論じている）。他方で中野書からは、やはり理解社会学の観点から行為―秩序連関の基礎理論として『経済と社会』を一貫した形で再解釈するという課題が導かれるはずである（これは中野個人の課題というよりも現在のウェーバー研究全体にとつての課題であるが）。

この他にも、両著の対比から浮かび上がる問いや論ずべき点は数多くある。どうか読者諸賢もこの二著を手に取り、対比的に読みながらさまざまな問いの広がりを見いだしていただければ幸いである。

（はしもと・なおと／社会学史）

『20世紀知的急進主義の軌跡』

—— 初期フランクフルト学派の社会学者たち

(八木紀一郎著、みすず書房、二〇二一年)

宮本真也

本書はフランクフルト社会研究所 (Institut für Sozialforschung) (以下、IfSと略記) の成立前後に集いながらも、その後、離反していった社会学者たちと、この研究所の創設者であるフェーリクス・ワイルの軌跡を追った作品である(以降、人名表記は著者である八木にしたがう)。本書で紹介される研究者たち



は、マックス・ホルクハイマーのもとで成立した「批判理論」の知的布置とは、重なりつつも別の布置をなしていた人々である。すなわち、ワイル、フリードリヒ・ポロック、ヘンリーク・グロスマン、カール・A・ウイットフォード、リヒャルト・ゾルゲといった面々である。もちろん、この学派の思想と歴史を体系的に描く従来の著作においても、彼らに言及されることはあった。しかし、これらのIfSの初期のメンバーについては、前史のエピソードにとどまっている。

これらの人々に、著者が関心を抱くようになったのは、一九七三年五月にフランクフルト大学で聴いたワイルの講演と、その直後の会話がきっかけであったという。ワイルは講演で「一人の日本人」について、二つのポイントで言及した。この日本人はワイルによると「フクモト」であり、のちに福本和夫であったことが確認される。ワイルが言及したポイントの一つは、その日本人がイェナにいたカール・コルシュから外貨を報酬にマルクス主義についての個人教授を受けていたことである。もう一つは、研究所設立のためのきっかけとなった研究集会に福本がコルシュに誘われて参加し、その期間中の議論において、福本が「社会研究 (Sozialforschung)」という言葉の選択に影響を与えた(のかもしれない)ということであった。異国で耳にしたこの事実が、著者である八木の五十年にもわたる知的探求の始まりであった。一九二〇年代には極めて異例であったマルクス主義のためのヨーロッパの研究所と一人の日本人研究者とのリンク、そして、その研究所と、もしかするとその命名のヒン

トになったかもしれない日本の研究所、すなわち大原社会問題研究所とのリンク、これら二つのリンクが、最初期の If S のメンバー個々への八木の関心へとつながっている。

本書では、初期 If S の性格と政治との関係が解明されたのちに、先に言及したワイルからゾルゲにまでいたる五人のメンバーの業績と半生が描かれる。最後に補遺として、著者が一九七三年以降、ワイル、そして福本和夫とのあいだで行った交流と大原社会問題研究所への照会によって「社会研究」という用語の謎に迫った論考が収められている。五人の研究者をめぐる調査については、八木は丁寧それぞれオリジナリティを際立たせることに成功しているが、ここでは細部に立ち入ることはできない。以降では本書が If S の創成期をめぐって、これまでの理解を刷新しようと試みる三つの点にのみ言及したい。すなわち、ワイルの貢献、If S の創成期の目的と活動、この研究所を取りまく政治と科学のあいだの絡まり合いである。

まず、ワイルについてだが、周知のように、彼はユダヤ系穀物商人の息子である。父ヘルマンの事業のためにブエノス・アイレスで生まれた彼は父の意向で一九〇七年、フランクフルトに送られギムナジウムで学ぶことになる。転機は一九一八年十一月にキールで起こったドイツ革命であり、そのさなかフェーリクスは社会民主党の『エルフルト綱領』を知る。このことがきっかけで彼は社会主義に目覚め、ギムナジウム時代からの友人で If S の研究員にもなるレオ・レーヴェンタールと学生グループを結成した。

ここからのフェーリクスの活動はめまぐるしい。社会主義・マルクス主義を講読するなかで産業社会化論に取り組んだ彼は一時、チュービンゲン大学に学籍を置き、コルシュともこの時期に知り合っている。フェーリクスは、彼の活動を危険視した州警察によってチュービンゲンを追われ、一九二〇年にフランクフルトに戻ってくる。そして彼は研究を続けながらも、学生社会主義者グループをいくつも結成しては主導した。学位取得後に彼はアルゼンチンで穀物取引の事業に一年だけ関わったが、そのあいだにも、コミンテルン議長ジノヴィエフに協力して、諸々の運動の指導者たちに近づき、諜報活動を行った。

そしてフランクフルトに帰ってきてからフェーリクスの If S 創設者としての活動が始まる。母の遺産をもとにフェーリクスは、マルクス主義の学術・文化活動を支援し、既述のメンバーだけでなく、『歴史と階級意識』を公刊したばかりのジェルジ・ルカーチも集めた「マルクス主義研究週間」を企画し、経済的負担を行った（時期について八木は本書での調査で一九二三年開催の立場を示している）。そこに集った人々との議論や意見交換が、If S を設立するための彼の強い動機づけとなった。

しかし、フェーリクスが構想した If S の創設と運営や、それ以外の左翼的学術・文化振興のためには、父ヘルマンの助力が不可欠だった。研究所の敷地確保と建物の建築費用、所長と所員の人件費、後述する、モスクワのマルクス・エンゲルス研究所との事業の費用など、莫大な金額である。ちなみに、If S を大学の附属機関とするためには、特定学部には講座を開

設して教授を採用し、I f Sの所長と兼務させる必要があった。私はかつてこのポストがドイツで最初にマルクス主義を研究することのできた大学のポストのうちのひとつという説明を聞いたことがあるが、それもワイル家のそれまでの経済的貢献の賜物だったのだろう。八木はここでいくつかの推測を述べているが、特にドイツにおける反ユダヤ主義を研究する独立した研究所が必要であるという理由をもって、フェーリクスはヘルマンを説得したとしている。ナチスの台頭前ではあっても、世界中で反ユダヤ主義の動向には看過できないものがあつたのである。

そして、父ヘルマンを理事長、自身をその総代理として、I f Sの財政基盤である「社会研究協会」が設立された。初代所長にはウーイン大学の経済史家であるカール・グリュンベルクが就任し、自らの実証的・歴史的マルクス主義を研究所の方針の中心に据えた。一九二八年にグリュンベルクは健康を害して所長を辞し、ポロツクの所長代理による主導を経て、ホルクハイマーが二代目所長に就任する。周知のように、ナチスの台頭が亡命や別離を含めてI f Sに与えた影響は大きい。しかしそれに先がけて、ドイツ国内外の政治的事情がI f Sと個々の研究者の運命に強く作用していたことが、本書でははっきりと描かれている。ホルクハイマーが所長に就任したことが、実証的・歴史的マルクス主義から批判理論のフランクフルト学派への転向のきっかけとなつたような理解が流布しているが、本書を読むかぎり、それは短絡的で、社会的、歴史的経緯をとらえ損なつていることが分かる。I f Sが存続するためには、フェー

リクス自身もまた退かなければならない事情が、当時の政治と研究のあいだにはあつたのである。

フェーリクスとポロツクが実質的に運営していた初期I f Sの代表的プロジェクトは、ダヴィット・リヤザーノフが持ちかけたマルクス・エンゲルス全集(旧MEGA)のための共同作業であつた。グリュンベルクと旧知の仲であり、レーニンに認められてマルクス・エンゲルス研究所所長となつたリヤザーノフは、その全集の公刊に強い意欲を持っていた。しかし、遺稿を保管していたドイツ社会民主党とロシア共産党とのあいだの関係は、その実現を許すものではなかつた。そのあいだを取り持つたのが、フェーリクスであつた。フェーリクスはリヤザーノフに頼まれて社民党本部に掛け合い、遺稿類を借り受け、四年間にわたりI f Sの地下室に設けた作業場で計六人の助手を使って複写することを始めた。モスクワとの交渉にはゾルゲも関わっている。それらの複写をドイツのスタッフと共にモスクワに送り、リヤザーノフのスタッフと協力して編集し、ドイツ語版のためにワイルは出版社まで立ち上げた。

ワイルとリヤザーノフ、そしてそれぞれの背後にドイツ社民党とコミンテルンを持つ二者のあいだの関係は、モスクワにおける動向とともに一九二八年までに怪しくなる。まずコミンテルンとドイツ社民党のあいだの関係は悪化し、異端な政治的経歴を持つスタッフと外国人専門家が入りするモスクワの研究所は警戒の対象となつた。他方ドイツでI f Sは、モスクワとの関係を理由にますます治安当局と、元来保守的であつた大学

中央からの攻撃をより強く受け始めた。これらの状況変化が、二つの研究所の存続を危うくしたのである。その結果、二つの研究所の共同事業は解消せざるをえなくなつた。モスクワでは旧MEGAが世に出たものの未完に終わり、共同作業が終わった十年後にはリヤザノフ、そしてドイツから派遣されていた文献学者カール・シュミュクレは肅正された。フランクフルトではワイルは研究所存続のために経済的支援以外からは身を引き、グリュンベルク路線を継承することはもはや困難になつてしまつたのである。

制度としてのIfSを襲つた変化は、ポロック、グロスマン、ウィットフォーゲル、ゾルゲたちにも同様に影響を与えていた。彼らが独自に取り組んだ研究のあり方は、ソ連の政治的、学術的方針の変化にに応じてことごとく、逸脱、ないしは異端の誹りを受ける。ゾルゲが赤軍にリクルートされて、周知のように優れた諜報員となつたのは例外であつたが、その最期は悲劇的であつた。それ以外のメンバーはモスクワとは異なるマルクス主義を目指したが、ドイツの保守勢力からも、ナチスからも攻撃や弾圧を受け、そして亡命先のアメリカでも歓迎されることはなかつた。八木はそれぞれのメンバーの研究成果の再評価と互いのあいだの差異の分析を行いながら、他方で彼らと政治的動向とのあいだの軋轢を周到に浮かび上がらせる。当時のIfSとそのメンバーたちは、極めて複雑な力の関係に翻弄されていたのである。そのさまからは、個々の研究者の活動と制度としての大学や研究所の置かれている現代の政治的状況を透かして

みることもできるだろう。もちろん本書から、グリュンベルク以降のIfSが「批判理論」へと舵を切つたことを、ホルクハイマーと彼を取りまくメンバーの自己保存ゆえとすることも早計である。「批判理論」の理論的正当化の妥当性を理論内在的に読み解き、検証する作業はこれまでも行われてきた。それに加えてこの方針転換の必然性、あるいは妥協の可能性を社会状況との関連から考察することは、一次資料をもとに今後行われべき課題であらう。

こうした課題は、本書がフランクフルト社会研究所の歴史を理解するうえで欠けていた部分を埋め、これまでの理解を刷新したがために浮き彫りになつたものと言える。本書が可能となつた背景には、ここ数年来のうちに個別のメンバーをめぐる研究が徐々に公開されてきたことがあるという。そして、それらを踏まえた八木の著作もまた、IfSと個々の研究者たちの理解を広げ、別様の、より包括的な「フランクフルト学派」の継承の可能性を開いたのである。

(みやもと・しんや／社会哲学)

『戦後経済学史の群像』

——日本資本主義はいかに捉えられたか』

(野原慎司著、白水社、二〇二〇年)

武藤秀太郎

明治維新により成立した日本国家は、天皇をいたたく絶対君主制で、社会基盤である農村を半封建的支配の下に置いているのか。あるいは、封建的要素を残しながらも、その社会的本質は資本主義で律せられているのか。かつて一九三〇年代、この問題をめぐり、経済史家の間ではげしい論争がくりひろげられ



た。いわゆる日本資本主義論争である。

日本資本主義論争における共通の参照軸となったのが、マルクスの史的唯物論である。封建主義から資本主義を経て、社会主義社会に到達するという発展段階論に基づき、日本がどの段階にあるのが議論された。講座派は日本の資本主義が封建的主従関係にある農村の上に成り立っているとみなしたのに対し、労農派は曲がりなりに資本主義として自立していると主張した。日本資本主義論争は、コム・アカデミー事件と人民戦線事件で多くの論者が検挙されたことにより、終焉を迎えた。第二次

世界大戦後、これらの論者がアカデミズムに復帰すると、日本資本主義をめぐる議論が復活した。一九九〇年代、評者が大学で受講した「日本経済史」の講義でも、一年間にわたり労農派の立場から講座派批判が展開されたのを覚えている(講師は実質的に労農派であった)。今や昔日の感があるが、それだけ日本資本主義をいかにとらえるかが、切実なテーマだったのである。

これは経済史研究にとどまらず、隣接領域の経済学史研究でも同様であった。本書は戦後を代表する経済学史家たちが、日本資本主義をどうとらえてきたのかを、真正面から論じている。本書は書き下ろしで、本論が全六章からなる。各章では、特定の経済学史家にスポットライトがあてられる。具体的には第一章から順に、内田義彦、大河内一男、高島善哉、小林昇、水田洋、伊東光晴がとりあつかわれている。

本書ではまた、各経済学史家の名著をとりあげ、その内容やそれが書かれた時代背景をくわしく解説している。その名著と

は、それぞれ内田の『経済学の生誕』（一九五三）、大河内『スミスとリスト』（一九四三）、高島『経済社会学の根本問題』（一九四二）、小林『経済学の形成時代』（一九六一）、水田『近代人の形成』（一九五四）、伊東『ケインズ』（一九六二）である。

こうした方式を採用する理由については、著者の野原慎司氏は、戦後の経済学史の名著を振り返ることは、当事者が、戦後をどう捉えていたのか、どこに課題があると考えていたのかを知る上で有益なのである」と述べている（一三頁）。

野原氏は、これまでに博士論文を元にした『アダム・スミスの近代性の根源』（二〇一三）を公刊している。この『アダム・スミスの近代性の根源』では、おもにアダム・スミス以前の思想家を導きの糸として、スミスの経済社会観をめぐりに浮き上がらせていた。スミスの思想を直接に論じることなく、関連する思想家を通じてその輪郭をえがいてゆく。本書を読んでも、全体にわたりスミスへの問題関心が底流に流れているのを感じる。その意味で、本書は『アダム・スミスの近代性の根源』につづく、野原氏のアダム・スミス研究の一環であるといえよう。

以下、各章の概要をみてゆきたい。

第一章では、『経済学の生誕』に集約される内田義彦がとりくんだ日本の近代化への思索が別袂されている。内田は学生時代、河上肇の著作よりマルクス主義を学び、日本資本主義論争に強い関心をよせた。講座派の立場にたちつつ、戦後日本の資本主義が封建制の残存をどう解消してゆくべきかが、大きな課題となった。内田がこの課題にとりくむ上で大きな影響をうけ

たのが、大塚久雄である。

大塚はマックス・ヴェーバーに依拠しつつ、イギリスにおいて中産の生産者層が両極分解してゆき、近代資本主義のエートスをもった産業起業家がたちあらわれる過程をえがいた。内田はこの大塚から、生産力視点にたち、生産力の担い手の問題をとらえる重要性を学んだ。また、スミス『国富論』に、大塚の説く資本主義のエートスが示されていると考えた。こうした観点から執筆されたスミス研究が、『経済学の生誕』である。

『経済学の生誕』を読むと、スミスが資本主義を推進するホモ・エコノミクス（合理的経済人）の登場を待望したとするメッセージが伝わってくる。それは、ほかならぬ戦後日本の資本主義が目指すべきビジョンであった。野原氏が名著を振り返る意義で述べたように、専門的な経済学史研究ながら、日本資本主義の課題をアクチュアルに示した著作であったといえよう。

第二章の大河内一男は、経済学史のほか、社会政策研究で知られる人物である。学生時代、マルクス主義の洗礼をうけるとともに、河合栄治郎の下で学んだ大河内は、社会政策を資本主義の円滑な運用に不可欠なものとして位置づけ、労働者の待遇を改善する必要性をうったえた。現体制を前提として、労働力の保全をはかる。大河内は、この階級史観を取り去った生産力重視の社会政策論を、戦時中および戦後にも堅持した。

戦時中に公刊された『スミスとリスト』も、社会政策論と同様に、生産力の向上を射程に置いていた。すなわち、資本家・政府の側からの労働力保全をとらえた社会政策論に対し、『ス

ミスとリスト』では、生産の担い手たる労働者が積極的に生産体制に協力すべきことが説かれている。大河内の社会政策論と経済学史は車の両輪であった。

戦後、東京大学総長となった大河内は、全共闘運動の拡大をうけ、辞任へと追い込まれた。学生らが求めた「市民社会」の実現について、大河内が理解を示した様子はみられない。野原氏は、この「市民社会への態度」というものが、大河内理論の限界を示している」と指摘する（六九頁）。

大河内と対照的に、ミスとリストを通じ、市民社会を戦時中より模索したのが、第三章の高島善哉である。高島は、師の福田徳三から近代経済学を学ぶとともに、河上肇のマルクス研究から影響をうけた。マルクスに惹かれていった高島を、福田はこころよく思わず、東京商科大学の職を打ち切られた。共産党シンパの活動で検挙されるなどした後、高島が世に問うたのが『経済社会学の根本問題』である。

高島は『経済社会学の根本問題』で、近代経済学でもマルクス主義でもない「経済社会学」を提唱した。この経済社会学は、スミスのいう市民社会の危機を自覚し、市民社会を全体的・歴史的にとらえることを企図する。全体主義を相対化することで、当時のファシズムと対峙したのであった。

戦後の高島は、市民社会を克服するのではなく、その重要性を強調するようになった。また、戦前日本の資本主義における問題を個人の軽視に見出し、個人を根付かせる要素として愛国心を重視した。スミスの市民社会概念に着目し、それを日本変

革の原理と認識した高島は、市民社会派の先駆的存在であった。第四章の小林昇は、内田義彦と同じく、マルクス主義と大塚久雄から影響をうけた。しかし、両者のスミスに対する評価は異なった。重商主義解体にはたしたスミスの役割を積極的に評価した内田に対し、小林はサッカーなどの対比で、スミスを相対的に位置づけた。こうしたサッカーやリストの学説を重視する小林の姿勢には、戦時中の従軍経験があったとされる。

小林はヴェトナムでの従軍中、ヴェトナム人の愛国心に強く打たれた。戦後のヴェトナム戦争でも、あらためて同様の認識をもった。資本主義は国民国家の存在を前提とする。この国民国家を後進国が確立するにあたり、重商主義が固有の意義をもつこととなる。そうした観点にたちつつ、ヒュームからスチュアート、タッカー、ケネー、そしてスミスへといたる過程をえがいたのが、『経済学の形成時代』である。

小林の経済学史は、民族独立による国民国家をどう維持するかという問題意識に支えられていた。そのために国民生産力の発展に焦点がすえられた。他方で、高度経済成長期後の小林が、マイナス成長論を唱えるようになったというのは興味深い。

内田、小林とならば、戦後日本のスミス研究のトリオをなしたのが、第五章の水田洋である。水田も東京商科大学在学時、マルクス主義の洗礼をうけるとともに、高島善哉のゼミでスミスの『国富論』やホッブズ『リヴァイアサン』を読みすすめた。野原氏は、水田の思想史研究の源流として、ルネサンスにおける人間の解放という論点があると指摘する。これは、水田が理

想とする自由で平等な市民社会へと通ずるものであった。

戦後、水田は大塚史学を評価しつつも、それと異なった近代化のプロセスを探った。その過程で、水田がキーパーソンとして着目したのが、ホッブズであった。『近代人の形成』は、ホッブズによる近代的な個人という理念の形成を解き明かした著作である。その後、水田はホッブズからスミスにいたる道筋の解明にとりくんだ。

経済学史研究を通じ、市民社会を析出するとともに、その出現をはばむ日本資本主義を批判する。水田は戦後、市民運動にも積極的に関わった。東大闘争に対するスタンスが、大河内や高島、小林と異なっている点は印象的である。

第六章の伊東光晴は、これまでの五人よりも若く、戦後に主たる研究活動を開始した。それゆえ、日本の資本主義が成立する過程よりも、世界情勢の中で資本主義がどう変容してゆくのか、大きな課題となった。この課題にとりくむ上で、伊東が取りどころとしたのが、ケインズであった。

伊東によれば、『ケインズ』は、内田『経済学の生誕』のケインズ版を意図したものであったという。ケインズを、成熟期資本主義をとらえた人物としてとらえ、時代背景をおさえつつ、社会思想的にえがいてゆく。『ケインズ』は、高度経済成長に突入した日本に大きな示唆を与えるものであった。

伊東はケインズ研究を元に、修正資本主義の分析に精力的にとりくんだ。また、一九八〇年代より台頭した新自由主義に対し、批判する論陣を張った。本書で紹介されている『日本経済

の変容』(二〇〇〇)、『政権交代の政治経済学』(二〇一〇)、『原子力発電の政治経済学』(二〇一三)、『アベノミクス批判』(二〇一四)など、近年の衰えぬ執筆活動も目をみはる。

評者はかつて、大内兵衛グループについて論じたローラ・ハイン『理性ある人びと力ある言葉』(Reasonable Men, Powerful Words) (二〇〇七)を書評したことがある。その際、戦後日本の知識人研究において、経済学者が手薄である点を指摘した。それから十五年経った現在も、それは変わらない。本書は、そうした穴を埋める画期的な研究であるといえよう。経済学史研究者はもろんのこと、広く一読をすすめたい。

最後に気になった点を一つ挙げ、書評の責めをふさぎたい。右の拙くまとめた概要からも分かるように、内田、大河内、高島、小林、水田には、スミスおよびマルクスの影響が色濃く認められる。さらに、本書が野原氏にとってスミス研究の一環ではないかと述べた所以である。他方で、そうした文脈からすると、スミスとマルクスの影響が希薄な伊東を論じた第六章が、いささか浮き上がっている感が否めない。各章独立した論文として読む分には問題ないが、書き下ろしの一書としてとらえた際に若干ひっかかりを覚えた次第である。

(むとう・しゅうたろう／経済思想史)

シズム成立の機序を社会的紐帯の解体に求めるハナ・アーレントの全体主義論に注目する点である。「大衆」という表現は——とアーレントは言う——人数が多すぎるか公的問題に無関心すぎるかのために、人々がともに経験しともに管理する世界に対する共通の利害を基盤とする組織、すなわち政党、利益団体、地域の自治組織、労働組合、職業団体などに自らを構成することをしない人々の集団にも当てはまるし、またそのような集団についてのみ当てはまる」(アーレント『全体主義の起原』三、邦訳一〇頁)。そしてアーレントは「大衆社会のなかの個人の主たる特徴は残酷さでも愚かさでも無教養でもなく、他人との繋がり喪失と根無し草的性格である」(同二一―三頁)とした。

もちろん、ポピュリズムとファシズムを安易に同一視してはならない。ファシズム成立の背景には第一次世界大戦に従軍した兵士たちの塹壕戦・白兵戦の経験や戦後復員してからの零落体験および反戦派への怨恨などがあり、二十世紀のポピュリズムとは大きくその発生機序を異にするからだ(とは言え、現在進行中のウクライナ「ロシア戦争が、今後どのような波及効果を与えるのか注視したい。軍事力を政治の極めて重要な契機と見なす議論が今後はますます力を持つことが確実である)。

これに対して、すでに多くの論者が指摘してきたように、今日のポピュリズムの隆盛の背景には新自由主義的なグローバル化がこの三〇年間続いてきた(途中でリーマン・ショックによる新自由主義ヘゲモニーの失墜を挟みながらも)事実がある。しかも「成功したポピュリズム」とは、結局のところ、中南米と南欧

の諸国を除くいわゆる中樞圏(米欧日など)では右翼ポピュリズムしかなかったのである。

著者の山本圭は、解体した社会的紐帯を補うものとして政治的紐帯を位置づけ、その役割を担うのがポピュリズムだ、とりわけ左翼ポピュリズム(山本の訳語では左派ポピュリズム)だとしているようだ(本書第六章・一八九頁)。それも一つの見識だが、評者の見立てとは異なる。むしろ評者は、新自由主義レジームの下で破壊されたり解体した社会的紐帯は、新たな社会的紐帯を形成することによってしか補われないだろうと考える。

著者の山本が塩田潤とともに訳した『左派ポピュリズムのために』(邦訳は明石書店。読みやすい訳書に仕上がっている)の著者ジャンタル・ムフの提起する左翼ポピュリズムは、評者には一九三〇年代のコミンテルンの人民戦線戦術の二番煎じのように見える(ただし二番煎じだから駄目だという意味ではない)。ムフの提起は、新自由主義レジームの下で右翼ポピュリズムが各国政治を席卷する勢いがあまりに激しいので、これに対抗する必要があると唱えられた緊急避難的な「戦術」としての性格が強い。その点に、直近の革命を展望できなくなったコミンテルンが革命のための戦略を先送りし、ファシズムの跳梁跋扈を阻止するために広汎な自由主義・民主主義・社会主義諸勢力を結集させるための戦術として採用した人民戦線戦術との相同性を認めることができるだろう。旧いマルクス主義用語として今では振り返ることがあまりなくなった「戦略・戦術」だが、さすがに『ヘゲモニーと社会主義戦略』(以下『戦略』と略す)の共著者ムフ

はこの言葉の使い分けに敏感だったように思われる。その点で本書に散見される「左派ポピュリズム戦略」（例えば「はじめに」二二頁）という言葉遣いは間違いだと評者は思う。ここにも「ポスト・マルクス主義者」であるためには、まず「ポスト・マルクス主義者」でなければならぬという逆説がある（同じことは、『戦略』の第二版を『民主主義の革命』という邦題に訳した二人の訳者にも言えるだろう）。

『戦略』のもう一人の共著者エルネスト・ラクラウのポピュリズム論は、ムフのそれとはかなり異なりと著者の山本は言う。ラクラウのポピュリズム論を理解する前提は、彼のヘゲモニー論の変遷をたどることだ。その変遷とは「ヘゲモニー論が語り直されるにつれ、それが精神分析理論に接近していく」（本書一九四頁）ことだ。『戦略』において特権的と言っても良いほど高い評価を与えられていたのがアントニオ・グラムシのヘゲモニー論だった。比較的オーソドックスなグラムシ研究者としてキヤリアを始めたムフは言うまでもなく、『戦略』以前のラクラウもグラムシのヘゲモニー論を「政治的再結合のための闘争」という「転換の震源地」だと見なしていた²。レーニンやスターリンが唱えたヘゲモニー論は、労働者階級が農民階級に対して発揮する指導性のことだった。これに対してグラムシは、教会、組合、メディアなど市民社会において作動する民間諸組織が国家のヘゲモニー装置として機能する様子に光をあてた点で、確かにヘゲモニー論における「転換の震源地」だった（とは言え、グラムシの観点が一九二八年にコミンテルンの作成した「世界綱領」

における「国家の補助機構」論の継承であることをラクラウは軽視しているように評者には思われる）。

問題は、ラクラウのヘゲモニー論がその後にはますますグラムシから離れ、ラカン派精神分析理論に接近していったことだ。著者の山本の整理によれば、ラクラウを中心とした「エセックス学派」（本書八〇頁）のデイヴィッド・ホワースは「ラクラウのヘゲモニー論にはおよそ三つのモデルを観察することができ」（本書一九五頁）という。第一のモデルは一九七〇年代のもの。ヘゲモニーは、社会諸階級が人民Ⅱ民主主義的なよびかけを通して社会を変革する実践の意味で理解された。第二のモデルは八〇年代のもの。「社会空間は言説的構築物として捉えられ、ヘゲモニー的節合は、結節点を中心にして、不安定な諸要素の意味とアイデンティティを固定する政治的プロジェクト」（同頁）とされた。第三のモデルは九〇年代以降のもの。「ラカン派精神分析理論の影響が明確に前景化している」（同）。「ジジェクの批判を受けたことで、主体位置ではなく「欠如の主体」という主体モデルが導入され、さらに、多様な諸要素をまとめる特権的な役割を果たすものとして、結節点ではなく「空虚なシニフィアン」という語が採用される。空虚なシニフィアンは複数の政治的プロジェクトを全体として代表Ⅱ表象する普遍的機能を担うものであり、ヘゲモニーとはつまるところ、どの政治勢力がこの空虚な位置を占めるかという問題となる」（二九五—六頁）。

しかし、評者に言わせれば「ヘゲモニー論の発展」と見なせ

るのは右の第二のモデルまでであって、第三のモデルへの移行は、明らかにグラムシ理論からラカン派精神分析理論への飛躍ないし逸脱であろう。ラクラウは言う、「ヘゲモニーは、つねに私たちから逃れ去る十全性の、部分対象における備給以外の何ものでもない」、「対象 a の論理とヘゲモニーの論理は単に似ているのではない。端的に同一なのである」(ラクラウ『ポピュリズムの理性』ただし本書七八頁からの重引)と。評者にはラクラウ・ヘゲモニー論のこうした軌跡が内的な必然を持った展開だったとは思えない。どうしてこのような飛躍が生じたのか。

ジジエクからの影響が一番の理由なのか。さらにラクラウ自身は自らの変貌をどう考えていたのか。労働者階級を人民の中核とするグラムシ理論における「本質主義の最後の残滓」を除去することで、グラムシのヘゲモニー論は「空虚なシニフィアン」⁽¹⁾「対象 a」の論理へと旋回するとラクラウは言う(『ポピュリズムの理性』一七四―五頁)が、果たして本当にそうだろうか。これらの論点について、もう一步の踏み込みが欲しかった。

さらに言えば、右で見たヘゲモニー論の第三のモデルは、著者の山本によれば、そのままラクラウのポピュリズム論の到達点を示している。そもそもラクラウにとってヘゲモニー実践とは、異質な諸要素を節合し人民という勢力を形成するためのものだった(第一および第二のモデル)。そして二〇〇五年の主著『ポピュリズムの理性』においてはそれが次のような一般的な定式となる。「ポピュリズムとは、きわめて単純に言えば、政治的なものを構築する一つの仕方なのである」(本書二〇八頁からの

重引)と。前作『不審者のデモクラシー』(岩波書店)ではいまだ解明され切れなかった論点が本書において展開されたことは、評者のような門外漢には極めて有益である。とは言え、ラクラウにおけるグラムシからラカンへの架橋はどこまで成功しているのか。グラムシ・ヘゲモニー論の再構成を志向する評者にとり、また晩年のラクラウの思想的到達点を検証するうえでも、この論点はずせぬ。著者のさらなる解明を期待したい。

(なかもら・かつみ/イタリア政治思想史)

注

(1) 以下のものなどがある。中村勝己「新型コロナウイルスの時代におけるポピュリズムをいかに考えるか?——トラヴェルソンのポスト・ファシズム論をめぐって」エンツォ・トラヴェルソ『ポピュリズムとファシズム——二世紀の全体主義のゆくえ』湯川順夫訳、作品社、二〇二二年所収。

(2) "Recasting Marxism. Hegemony and New Political Movements (1982). Interview with Ernesto Laclau and Chantal Mouffe", in *Unfinished Business: Twenty Years of Socialist Review*, edited by the Socialist review collectives, 1991, p. 61. におけるラクラウの発言。

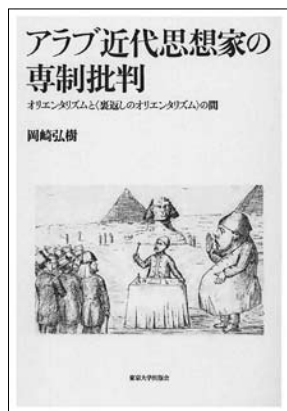
『アラブ近代思想家の専制批判』

— オリエンタリズムと「裏返し」のオリエンタリズムの間』

(岡崎弘樹著、東京大学出版会、二〇二一年)

鶴飼哲

本書で検討される思想家たちが活躍したのは一八七〇年代から二十世紀初頭までの中東世界である。オスマン・トルコ帝国の末期、アブデュルハミト二世の三〇年に及んだ治世に、スルタンの専制政治に対する知識人の批判が活発になる。当時のアラブ人にとってトルコの支配からの解放はアラブの復興という



意味も持った。この巨大な政治・文化運動は「目覚め」を意味するアラビア語である「ナフダ」という言葉で総称される。

一七九八年にフランスの侵攻を受け帝国の秩序から離脱したエジプトでは、世紀前半のムハンマド・アリーの開発独裁期を経て、一八八〇年代初頭には専制政治の革命的転覆が企てられた(ウラービー革命)。その挫折とともにイギリスによる占領が始まるこの帝国主義の時代に、エジプト人だけでなく亡命シリア人知識人も、専制の原因を究明し、アラブにとって近代とは何かを問う白熱した言論活動に参加した。

そのうちの一人、アブドゥツラフマーン・カワーキビー(一八五四—一九〇二)の『専制の性質と奴隷化の痛手』(一九〇二、以下『専制の性質』と略記)の考察で始まる本書は、終章でふたたび同書を取り上げて再検討を試みる。『専制の性質』についての次のような指摘は本書で分析される他の思想家の著作についても妥当し、この研究自体の座標軸を示してもいるだろう。

『専制の性質』は、一九世紀末のアラブ地域が置かれた歴史的、思想的文脈の中で縦糸と横糸によって編み込まれた作品であることは明らかである。ここで言う縦糸とは、西欧近代思想の影響である。「相互の恐怖」や「虚偽の名誉」といった議論はそもそもカワーキビー以前のアラブ人論者においてはほとんど言及されておらず、その意味では『専制の性質』が『法の精神』や『圧政論』に感化されていることは疑いない。しかし、その一方で、横糸としてカワー

キビーの見解がアラブ・イスラーム世界の思想的伝統や特
に同時代人の認識と共有されていたと理解されなければな
らない。専制支配のヒエラルキー性や中間権力に関する理
解、民衆の位置づけ、宗教的伝統に基づく固有のイデオロ
ギーの基盤からの政治改革、男性による女性への支配との
アナロジーなどは、とりわけ同時代の〈共通の精神〉の産
物であった。
(二六四—二六五頁)

この「横糸」にはしたがって、アラブ・イスラームの思想的
伝統という通時性と、歴史状況に規定された同時代の〈共通の
精神〉という共時性の二本の糸が縊り合わされていたことにな
る。イスラームの政治哲学は九世紀のフアービー以来、プ
ラトンの哲学王に君主の模範を見てきた。また新プラトン主義
の流出論がクルアーンの教義と親和的と解釈され、〈至高の一
点〉の性質が共同体全体を規定することが自明視された。この
伝統のなかでの専制批判は「公正な専制者」を求める帝王学的
枠組みに限定される。「ナフダ」第二世代の知識人はこの拘束
を次第に脱し、イスラームの信徒共同体やアラブ社会の現状を
客観的、総体的、批判的に吟味しうるアプローチを模索してい
く。

ムハンマド・アブドゥ（一八四九—一九〇五）が「公正な専制
者」について「一五世紀にわたって国民の知性をもって実現不
可能であったことをわずか一五年で為しうる」と述べるとき、
著者はそこに、伝統的発想とともに、西欧由来の行動主義と功

利主義という近代的イデオロギーを認める。彼の師であるジャ
マールッディーン・アフガーニー（一八三八／九—一九一七）は君主
の恣意的な権力行使を批判しつつ開明的な指導者を待望する
という二律背反を抱えていたが、それと同時に西欧の植民地権力
にも「暴政」批判を向けることで、専制をオリエントに固有の
現象とみなす固定観念を揺るがした。「専制主義」と「狂信主義」
の不可分性を強調し法治主義の導入による権力の統制を提唱し
たハリール・ガーニム（一八四七—一九〇三）は、その一方で、
西洋の帝国主義が東洋の専制主義を「活用し、保護し、強化す
る」メカニズムもすでに認識していた。

アラブ知識人の専制批判の対抗軸が「公正」から「自由」に
シフトするのはウラービー革命期である。しかしこの転換に貢
献したシリア人ジャーナリストのアディーブ・イスハーク（一
八五六—一八八五）は、逆説的にもこの激動から距離を置いていた。
革命勢力はやがて軍人支配に堕し、イギリスと衝突して植民地
支配を呼び込む結果となる。この過程を冷静に分析したイス
ハークは、「自由」は自然的、市民的、政治的等、諸次元の改
革を経て段階的、漸進的に定着していくと考えた。それととも
に、専制的支配者と自由の希求者のあいだに、「敵対主義の連鎖」
を生み出す「内的原理」があることにも気づいていた。

著者はイスハークがこの着想をモンテスキューから得たとい
う仮説に立つ。『ローマ盛衰原因論』と『法の精神』の著者は
専制の原因として「恐怖」を強調した。圧政とは異なり専制に
はそれを持続、再生、反復させる「ある種のシステム」が、「習

慣的な思考」や「生活様式」と一体となって埋め込まれている。支配者と被支配者を同時に腐敗させるこのシステムの考察は、著者によればアラブ世界ではイスハークの議論をもって嚆矢とする。彼の著作にはアラブ社会における「服従と専制の〈連なり〉」に關して、ほぼ同時期に福沢諭吉を慨嘆させた日本民衆の姿を彷彿とさせる記述があり、その分析は丸山真男の「抑圧の委譲」論と比較しうる。イスハークはこのメカニズムが家父長制的な女性の奴隷化と不可分であることも見抜いていた。

日本の政治的、思想的経験と重なるもうひとつの論点は、社会進化論がある時期の専制批判に果たした役割である。アラブ世界におけるその代表的論客は、レバノン出身のキリスト教徒の知識人シブリー・シュマイイル（一八五〇—一九一七）だった。彼はイブン・ハルドゥーンが『歴史序説』で提示した文明発展の原理としての「歯止め権威」論をビューヒナーの社会進化論に接続する。「歯止めの権威」はいまや啓蒙専制君主ではなく、民衆教育によって築かれた「一般原理」そのものになる。このような思想は馬場辰猪など、自由民権運動を支えた同時代の日本の知識人の主張と響き合うものだった。

「ナフダ」期のアラブ知識人のうち、民衆の啓蒙活動にもっとも深く関与した人物はアブドゥッラー・ナディーム（一八四三—一九六）である。アラビア語の文語と各地方固有の口語のダイグロシアの構造は、ナディームの前にとりわけ深刻な課題として現れた。クルアーンのアラビア語が絶対的価値を有するア

ラブ文化圏では、言文一致の国語改革は固有の困難を抱えざるをえない。著者はこうした問題を詳説しつつナディームの戯曲『ワタン（祖国）』を取り上げ、人物間の関係のなかに抑圧の本質を把握する、彼の専制批判の稀有な特質を描き出す。

ここまでの章は歴史的個性を備えた個々の思想家の業績、足跡の検討であるとともに、『専制の性質』を新たな水準で再考するための準備作業でもあったと言えよう。この古典の著者による読み直しのポイントは多岐にわたるが、ここでは名望家の役割についての分析のみに限定する。本書で展開されてきた議論の多くが、この論点のなかで交差するからである。

『法の精神』でモンテスキューは、貴族階級に固有の「名譽」の觀念に支配権力を制限する役割を期待し、君主制の専制への変質を阻止するメカニズムをこの角度から考察した。一方、「ナフダ」期のアラブ知識人に大きな影響を及ぼした『圧政論』のアルフィエーリは、「虚偽の名譽」が専制を支える構造を批判した。カワーキビーはこの両方の観点をアラブ・イスラーム社会の分析に組み込み、名望家という特権的階層の「名譽」の觀念が、この社会の変革に有効に作用しうるための条件を探究する。

カワーキビーは名望家を知識階級、経済階級、政治・軍事階級に分類し、専制は主として政治・軍事階級に支えられていることを確認する。とはいえ、知識階級も専制の圧力に屈してその共犯となる危険から逃れられない。この論点を深めるうえで彼は、アリストテレス注釈の長い歴史を持つイスラーム思想史

における中間権力論を参照する。ただし、この伝統が有意義に生かされるためには、名望家に出自を持つ者自身の真摯な自己批判が欠かせない。ウラマー系の一族に生まれたカワーキビーに著者が認めるのは、この課題を担うべく全力を尽くした範例的な知識人の姿だった。

当然ながらカワーキビーは、イスラーム改革主義者の一翼を担った以上、宗教的立場については護教的立場を維持してきた。とはいえ、思想の軸足を護教的な立場に置きながら、そこからマキャベリやイブン・ハルドゥーンの如く政治固有の論理を導き出し、その固有の論理において改革を志向した。(……)イスラームを信仰し、自らの共同体の可能性に賭けているからこそ、イスラームや自らの共同体に最も厳しい批判の目を投げかけていた。そのまなざしにこそ、オリエンタリズムでもなく、(裏返し)のオリエンタリズムでもない、より開けた普遍主義的な思想的展望への道筋を見出したとも言えるだろう。(二六五頁)

〈裏返し)のオリエンタリズム〉とは、オリエンタリズムへの反応として東洋の側が構築する西洋の固定的表象を指す。著者が「オクシデンタリズム」という言葉を用いない理由は、エドワード・サイードが指摘するように、この歴史的関係があくまで非対称だからである。〈裏返し)のオリエンタリズム〉は、「オリエンタリストと同じ思考パターンを、宗教的か世俗的かを問

わず、アラブ人論者が共有しているという側面」(著者による強調)を照射するために選ばれた表現である。

アラブ・イスラーム圏の知識人と西洋の知識人の対話が不毛な擦れ違いを繰り返す構造は、一九七〇年代にはすでに問題化されていた。サイードの『オリエンタリズム』(一九七八)はこの構造の諸側面に斬新な光を投げかけたが、問題そのものは世界情勢の激変とともにさらに深刻化したとも言える。湾岸戦争、中東和平の破綻、(九・一一)、イラク戦争、そしていわゆる「アラブの春」とそれに続いた事態は、アラブ世界の解放への希望が残酷に崩壊していく姿を露呈した。アラブ民族主義、イスラーム復興主義は、いずれも専制的構造を再生産し、不毛な暴力を蔓延させ、アラブの文化的、社会的伝統を荒廃させた。著者が長く研鑽を積んだシリアの惨状は、アラブ人の一世紀半の苦闘が迷い込んでしまった袋小路の深さを証してあまりある。

そのような時だからこそ、民族主義、社会主義、宗教純化主義が支配的になる以前の、「ナフダ」期のアラブ思想の多様な展開が再発見されなければならない。思想史と社会史のあいだで一時代の思想家群像を見事に描き出した本書の達成は、私たちにその豊かな可能性を開示してくれる。

(うかい・さとし／フランス文学・思想、ポスト植民地文化論)

『イギリス一八世紀のコモンウェルスマン』

——自由主義思想の伝播と発展』

(キヤロライン・ロビンズ著、田中秀夫訳、

ミネルヴァ書房、二〇二〇年)

柏崎正憲

いまや思想史の常識であるのが、近代の自由思想の主たる源泉は、私的な自由と諸権利に至上権を与えよという要求ではなかった。初期近代において専制や宗教的紛争の克服を追求した物書きたちは、権力と財産の均衡による自由な国制の理想に、



有徳な市民的精神に支えられた公共的自由に、つまりはコモンウェルスの自由に鼓舞された。それは共和主義の研究がもたらした発見であり、日本語では誰よりも、田中秀夫が『共和主義と啓蒙』（一九九八年）や『共和主義の思想空間』（二〇〇六年、共編著）、ホント/イグナティエフの編著やポーコック単著の翻訳など、数々の著作と訳業により普及させてきた知見である。その田中が「座右の書としてずっと親しんできたイギリス共和主義思想史研究の金字塔」（四九五頁）である本書、ロビンズ著『イギリス一八世紀のコモンウェルスマン』は、初版から半世紀以上をへて、田中自身の手により、ついに訳出された。ビッグネームも知名度の低い書き手も織り交ぜながら、自由を求めるコモンウェルスマンたちの一大潮流を描いて見せた本書は、たしかに共和主義思想史の「金字塔」と呼ぶにふさわしい。

それだけではない。典拠の著者たちの経歴や交友関係、そしてテキストが置かれていた同時代的論争の文脈にかんする、豊富な歴史的情報。テキストの考察とその歴史的背景の提示とのバランスのよい配置。そして思想それ自体だけでなく思想の伝播を浮かび上がらせるための構成と典拠の選択——アイルランド、スコットランド、非国教徒についての独立した章を設けていることや、それに「伝播」の諸経路を示すため、単行本やパンフレットや定期刊行物のみならず、手紙、講義、クラブでの会話、説教、歴史書など、多種多様な媒体を視野に入れてのことなど。こうした点においても本書は啓発的である（ただし訳文は、訳者のような英語の熟練者が読めば原文が透けて見えてくる

ような文体である。いまだモリニューが「モリヌークス」と表記されている点など、ときおり訳語の選択にも違和感を覚える。評者のような未熟な読者のために、もう少し読みやすい訳にしてもらえれば、なおありがたかった。とはいっても、訳者が満を持して翻訳した「座右の書」を、研究者が利用しない手はない。

ロビンズによれば、リアル・ウィッグやオネスト・ウィッグなどと称する者たちが世代をこえて共有した自由の大義は、決して一義的ではない。むしろコモンウェルスマンは、古来の秩序の保存者を自負しながら、同時に革命の精神の保存、解釈および伝達の役割を果たしたのであり、その理論は、自然権の学説、古来の国制にかんする誤解も含んだ歴史的省察、そして古典的共和主義の「アマルガム」（三頁）であった。多義性を内に抱える十八世紀イギリス自由思想は、一六九〇年代からジョージ一世時代が終わる一七二七年まで、十八世紀中葉、そしてアメリカ革命期と、三つの世代に区分される。

最初期のコモンウェルスマンは、十七世紀の空位期から復古期に現れた、ハリントン、ニードム、ミルトン、ラドローや、シドニー、ネヴィルといった著者たちである（第二章）。しかし彼らを「結果的に尊敬すべきものにした」のは、ロック、ニュートン、テイレル、サマーズ、ホードリーなどが一六八八年の革命に与えた「ウィッグ的合理化」であった（六三頁）。ところがウィッグは、サッシエヴェレルの神授権説に譲歩する穏健派と（第三章）、さらなる改革を求めるより大胆な少数派とに分岐していく（第四章）。後者の主要人物は『デンマーク事情』（一

六九四年）を書いた政治家モルズワース、一七二〇年代に『独立派ウィッグ』と『カトールの手紙』で宮廷にたいする地方の大義を掲げたトレンチャードとゴードン、前世紀の共和主義的テュストを保存した理神論者トランドなどであった。

公職から排除された非国教徒たちもまた、かつての自由の擁護者たちを共感とともに回顧した。すなわち、ピューリタニズムの歴史を書いたニール『スペクテイター』誌の寄稿者グロヴ、非国教徒アカデミーの著名な教師トッドリッジ、それにトムスンやエイケンサイドのような詩人、等である（第七章）。

自由の理念はイングランドの境界をこえて拡がる。アイルランドでは、モルズワースや、古来の国制の歴史的探究をロック流の自由な統治の擁護に結びつけたモリニューにくわえて、知名度の低いマッデンやプライア、やや意外な人物バークリーまで、さまざまなコモンウェルスマンの名をロビンズは挙げる（第五章）。スコットランドでは、十六世紀に圧制からの自由を説いたブキャنانの遺産が、常備軍に反対しつつイングランドとの合邦を支持したフレッチャーにまで引き継がれた。他方には、その哲学により功利主義者、議会改革者、反奴隷制論者やアメリカ革命支持者を感化することになるハチスンがおり、ミス、ファーガソン、ミラー等々の名が続く（第六章）。

世紀中葉、イングランドでは第二世代が登場するが、才能でも現実政治との距離においても第一世代より後退している。しかし『政治体の原理』（一七五二年）の著者パウナルはとくに重要である（第八章）。より活発に言論を展開したのは、アメリカ

カ革命に共鳴する急進的気運に後押しされた第三世代である。この世代をロビンズは、非国教徒の排除への反対者ブラックバーンに、自己決定の名のもとに植民地の連邦制を支持したブライスやブリストリーに、また急進的改革を提唱したマコーリーやカートライトなどの共和主義者たちに代表させる（第九章）。

十八世紀のコモンウェルスマンは、その政治目標を達成できなかった驗のない少数派だった。だが彼らによる「自由の概念の絶えることのない再表明」こそ、革命の「偉大な伝統」を後世に伝えたのだとロビンズは力説する（四七三頁）。自由の大義を復唱すること自体の意義を、われわれは直観しにくいかもしれない。だが十八世紀のイギリスでは、コモンウェルスマンの名が死にすら値する時代は、遠い過去ではなかった。『国事犯裁判 State-Trials 全集』第四卷（一七三〇年、一九六頁左列）が記録しているように、あのシドニーも「コモンウェルスマンの見解のもとで死罪を告げられた」のだった。それゆえに「真のウィッグはコモンウェルスマンなる名称を恐れない」というモールズワースの宣言（オトマン『フランコ・ガリア』英訳序文より、本書一頁に引用）は、ただのレトリックではなく、実感のこもった真剣な決意表明として解する必要がある。

以上の内容をもつ本書を、そして十七・十八世紀の English liberal thought を、現在いかに読むべきか。もちろん共和主義思想史研究のさらなる進展のために、本書はいまなお多くを教えてくれるだろう。だが、もっと多様な読者の関心をも、本書

は許容するのではないか。二つの可能性を提案してみたい。

第一に、啓蒙との並行性を考慮しながら、イギリス自由思想は読まれてよいのではないか。ロビンズのいうコモンウェルスマンは、自由の名にふさわしい国制のために、世俗的および宗教的統治の改革を求めた。それと似た改革は、大陸の同時代人が、異なる統治形態や歴史的条件のもとで、*Lumieres* や *Aufklärung* といった異なる標語を用いながら、提唱し要求したことの一部ではないか。つまり十八世紀イギリスの自由思想は、大陸の啓蒙に相応する一つの知的運動として読めるのではないか。ブリテンの啓蒙を、ポーコックがそうしたように、古代派であるかぎりで共和主義者であった少数派だけでなく、彼らに対して名誉革命体制を保守する立場であるがゆえに近代派であったコート・ウィッグをも視野に入れつつ特徴づけるならば、大陸の思想運動とは対照的な保守性が際立つ。しかしロビンズがそうしたように、名誉革命直後のリアル・ウィッグから十八世紀後半の急進派まで、数世代にわたる自由思想の変転を含んだ発展を描きうるとすれば、ブリテン啓蒙のもう一つの特徴的な、より進歩的な潮流もまた見出されるのではないか。ただしその場合には、コモンウェルスマンの標語としての自由を、共和主義という要素または言語と排他的には結びつけず、他の諸要素をもじゅうぶんに考慮しながら扱う必要がある。

第二の読み方として、共和主義の思想史に、いかにしてジェンダラーの観点を導入しうるかを考えながら、本書を読んでもよいのではないか。本書が提示したコモンウェルスマンの物語は、

その著者が女性であり、またその登場人物のなかに女性がいないわけではない（マコーリー）としても、明らかに男の物語である。コモンウェルスの自由を支える有徳な市民とは男であり、女はごくまれな場合を除いて私的領域に留められていた。しかし、このことを再確認するだけでは研究は進歩しない。公共的自由の概念は、本質的に女性を排除するのか、またはそうではないのか。そういう問いかけをもって共和主義の觀念史を検証してもよいだろう。フェミニスト政治理論（C・ペイトマンやS・M・オーキン）によれば、女性の従属は、リベラルな市民像を構成する私的個人の抽象性の背後に隠されている一方で、公的領域への参加を理想化する共和主義的な市民像においてはあからさまである。ところが三百年前、メアリ・アステルは逆に、公的領域から排除された隷属が、ひきつづき私的領域における女性の隷属としてあからさまに称賛されていることを問題としたのだった（『結婚の考察』一七〇〇年）。彼女がわれわれに示唆するのは、当時において公共的自由が、女性の解放を提唱するための標語、あるいは少なくとも考察の手がかりでありえたことではないか。そのことは、ロビンズの著作そのものから読み取れないが、初期近代女性史の研究成果を頼りに、ロビンズがコモンウェルスマンとして数えなかつた著者たち（とくに女性の書き手）をも視野に収めることで、見えてくるようになるかもしれない。

（かしわざき・まさのり／社会思想史・政治思想史）

『問題』物質となる身体

——「セックス」の言説的境界について』

(ジユティス・バトララー著、佐藤嘉幸監訳、

竹村和子・越智博美ほか訳、以文社、二〇二二年)

後藤浩子

表看板に偽りあり。敢えて副題からバトララーの意図を推し量れば、本書で「問題にしたい身体」というのは、「性別の言説的境界」において認識される「身体的自我」である、ということなのだろう。したがって、バトララーは一步たりともフィジカ



ルなレベルには踏み出さず、まさに字義通りのメタフィジックスの領域内に徹頭徹尾引き籠もる。バトララーの「性別」と「身体」は、生殖という生成の相における「身体」ではなく、「私」の領域内の身体的自我としての「身体」であり、「性別」とはこの身体的自我についての規定なのである。

バトララーは「生殖せよ」という命令に対する身体化された立場の多様性を考えれば、性化された身体を生殖の諸関係の外部で考えることは必要であり、倫理的義務でさえある、と主張することができるとしようか。結局のところ、性的再生産は、身体のセクシュアリティを組織し理解する一つの方法でしかありません」(iii、以下括弧内の数字はすべて本書頁数)と述べ、日本語版序文では「生殖機能が概念的に拘束するような概念的枠組みの外で」セクシュアリティと性化された身体の物質性を考える、と声明している。それゆえ、本書で問題となる身体は、生殖と切り離された身体であり、なかでもこの身体の性別化とセクシュアリティこそが焦点とされるのである。この結果、多くのフェミニストにとって問題となってきたはずの身体、つまり人工妊娠中絶や生殖技術に関わる生殖する身体は蚊帳の外に置かれる。刑法二二条堕胎罪が存在し、一方で他に為す術なく死産した子の遺体を段ボール箱に入れた女性が死体遺棄罪となる日本で、果たして「性化された身体を生殖の諸関係の外部で考えることは必要であり、倫理的義務でさえある、と主張することができるとしようか」。堕胎罪は身体の主である女性を消去する一方で、出産の瞬間から今度は死体遺棄罪が女性を責任者

として呼び出す。だが、これはバトラーにとって「問題となる身体」ではない。

「身体とは、投影された現象として、単に投影が現れる源泉であるばかりでなく、常に世界内の現象であり、つまり、身体を我がものであると主張する「私」そのものからの疎外なのである」(27)。ここにバトラーにとつての問題の所在がある。これについては、象徴界において私として輪郭を獲得する身体、私として鏡像が内面化された身体を、端から「男性的他者」と見なす若きドゥルーズのような解法があり、おそらく、「主体とは、大文字の〈他者〉——象徴的秩序——が発した問いに対する、〈現実界〉からの応答である」とラカン派の立場を説明するジジェクもその口であるといつていいだろう。だが、バトラーは違う。バトラーは、「身体の理解可能性のために機能する」異性愛や人種などの社会的規範によつて統制された投影、性というある種の輪郭を与えられた物質性の想定が身体の輪郭を生み出し、それと「私」が同一化することを希求する。

まず、第一〜三章について。イリガライの「女性的なもの」が含意する「女性」は「母娘」(白い血に対する赤い血の系譜)であり、この関係が同性愛の禁止による娘の欲望の象徴界からの締め出しと、残存する母との隣接性の換喩的侵入を引き起こすのだが、バトラーはイリガライの論旨を非常に精緻に追っているにもかかわらず、「コーラ」と「言語の物質性」の二箇所
で母の身体を持ち出した咎でクリステヴァに抹消線を引いた際
に、たらいの水と一緒に赤子を流す勢いで「母」をも追放して

しまう。「意味作用の発生における母の身体の原初性という仮定には、明らかに疑問が残る。というのも、そうした身体からの差異化こそが言語との関係を原初的かつ排他的に創始する、ということを示すことは不可能だからだ」(95)。バトラーは、ラカンの「鏡像段階」でのナルシシズム的關係に依拠して原初的同一化を捉え、母の身体を追放するが、この結果、イリガライの論理の肝心の部分がベールに包まれたままになる。

例えば、第一章においてバトラーは、イリガライが指摘しているのは、女性のリプロダクション能力に受胎力が排除されたうえで「物質」概念と形相との二項対立、そして物質的隣接性の切断と「母と幼児の原初的隣接性の言語的残余と思われる密接性や近接性」の隠蔽である、と明示しているにもかかわらず、最後に「イリガライは、必ずしもこのマターにとつて助けにはならない」と切り捨ててしまう。その理由は、「女性的なもの」は「常に外部で」あり、外部は「常に」女性的なもの、とする論法は、「女性的なもの」をあるポジションに同一化し、「非同一である」という同一性を生み出してしまふからであり、さらには、「男性的理性を脱身体化した身体として形象化する」際に排除される領域には女性だけではなく、奴隷や子供や動物もいるにもかかわらず、その領域を女性的なものに独占させているからである、というものだ。「女性的なもの」をバトラーのように一カテゴリーと見なしたくはないが、仮にカテゴリーだとしても、「女性」は奴隷や子供や動物と並立するものだろうか。上記のような換喩奪胎された月並みな結論を導くために

イリガライを参照する必要があったのだろうか。

イリガライを解任した後に、バトラーは「レズビアンの類似の亡霊を不法とする禁止」を『テイマイオス』の中に読むのだが、その場合、どのようにその身体が性別化されたのかが不明なまま、与件として「彼女」である身体が持ち出される。「彼は貫通されえない貫通者であり、「彼女」は常に貫通される者であるという互いに排他的でありかつ補完的な関係が、「彼女」と「する／される」の二択から同じもの二つを組み合わせるのを禁じることによって成立しているとバトラーは指摘したうえで、「もし彼女が代わりに貫通しようとするなら、(……)彼女が「彼女」であり続けることができるかどうかは、(……)不明確になるだろう。(……)これらすべての位置の可逆性が公認されれば何が起き得るのか」(70)と問い、この女性が貫通する位置にたつことをレズビアンのファルス化と名づける。

ここで、何が最初に「彼女」であるのを決定しているのかという疑問が生じるが、バトラーは「見かけ上」のジェンダー化であると後述している(71)。本書で「解剖学的部位」と名指されているこの「見かけ」の身体に無意識に「女性」を読み込んでしまっているのは他でもないバトラー自身であり、この執拗な幻影の否認が、彼女を、ジェンダー・ポリスとでも言うべき本質主義批判に駆り立てるのである。

「見かけの身体」での男／女の二別、能動／受動の立場の二別から、それぞれ二要素を組み合わせる場合、「同じもの」、つまり、男男や女女を禁じ、能動・能動と受動・受動が禁止され

れば、残る可能性は男・能動／女・受動か、女・能動／男・受動である。なぜ後者が棄却されるのかを、バトラーはラカンの「去勢という処罰への恐怖」を用いて説明する。「去勢とは処罰の形象であり、去勢の恐怖は男性のセックスを引き受けるよう動機付け、去勢されないことの恐怖は女性のセックスを引き受けるよう動機付ける」が、去勢の形象としてこの処罰の強制力を構成しているのが、「女性化されたファグ」＝男・受動と「ファルス化されたダイク」＝女・能動である。「ラカンの図式は、これらの位置のいずれかを占めることへの恐怖が、言語の内部で性化された位置を引き受けることを強制する、と想定している。その性化された位置は、(……)ゲイ・レズビアンの可能性を排除し、棄却する運動を通じて引き受けられるのである」(130)。バトラーは象徴界の中に見出したこの構造を「異性愛的マトリックス」と呼ぶが、もしファグとダイクを引き受ける行為能力——棄却の裏にそれらは存在し続ける——が生じるならば、このマトリックスの秩序は崩壊する。バトラーはここに「象徴界の構成要素を再形象化、再分配、再意味化し」(……)その象徴界を壊乱する(147)急所を見出し、「レズビアン・ファルス」いうシニフィアンを置くのである。

バトラーが望むように、生殖と関わりないセクシュアリティを論じたのであれば、第一〜三章のように、ラカンを援用して「性化」された身体を前提し、そこから苦労して抜け穴を探る必要、つまり「エディプスのシナリオを再分節化する」(268)必要がなぜあるのだろうか、という疑問が湧く。多分その理由

は、ジェンダーとは服のように個々の主体が「意志的に着脱」したり、選択したりできるものではなく、まずは構造、つまり「自らの名指すものを成立させる言説の力」(256)を畏れよと主張したいダブルバインドな欲望があるからなのだろう。

第七章でバトラーが見せるジジエクへの絡みは、構造に対する両者の戦法の違いを浮き彫りにする。「象徴化とは、生きていく身体という(現実界)の充溢を克服し、干上がらせ、空っぽにし、切り刻む過程である」というラカンのモチーフを土台にして「現実界」概念を位置づけ直したジジエクを、逆に象徴界との関係を固定化させるものとしてバトラーは批判する。ただこの批判で鮮明になるのは、「現実界と象徴化」の含意が両者の間で異なっている点である。ジジエクの現実界は必ずしも排除、言い換えれば「文化的不可能性」によって言語の外にあるわけではない。バトラーが、ジジエクの「枠組みの中では、言語と現実界の関係を政治化するいかなる方法も存在しない、[……]必要なのは、政治的領野を統制するために、いかにして文化的な理解不可能性の生産が可変的な仕方方で動員されるかを、すなわち、誰が「主体」とみなされ、誰が「主体」と見なされないよう求められているかを、政治的に評価する方法である」(283)と批判する時、ジジエクとの理解のずれとともにバトラーの戦法が明らかとなる。バトラーの方法とは、つまり、主体を可視化する「カテゴリー」が伴う排除の作用を見極めることである。

しかし、排除を見極めるといっても、フアルス・ロゴス中心

主義の象徴界から遮断されたものを現実界や想像界の中に「女性的なもの」として指し示す営みは、「虚しい抵抗の試み」であり、それらが「女性」と融合されるのは「あらゆる形式の存在論的本質主義と同じくらい有害」(298)であるとバトラーは断じ、カテゴリーの脱構築という戦法に賭ける。主体の位置に何某かのカテゴリーが据えられ、そのカテゴリーによって述語づけられることで「私」が主体化するという構図を想定することと主体、かなり本質主義的だと思われるが、バトラーは、それぞれの「自己の定義」を満たすカテゴリー内容の包括的記述が不可能であるゆえに必然的に「党派分裂的な論争に逢着」と展望する。そして、このカテゴリーの包括的記述の不可能性こそが「その政治的有効条件そのものであり」、論争も「恒久的な異議申し立ての場として理解すること」ができ、「開かれたデモクラシー化する潜勢力として肯定される」と見る。訳者解説のいう「少数派性マイノリティへの生成変化」も、個物たる私の定義に合うカテゴリーの内容規定に本質をめぐって生じるこのような分裂運動を意味しているのだろうか。これを「デモクラシー化」と見るか「虚しい抵抗の試み」と見るかはお好み次第だ。

(一)とう・ひろこ『社会思想史』

注

(1) スラヴォイ・ジジエク『イデオロギーの崇高な対象』鈴木晶

訳、河出書房新社、二〇〇〇年、二七〇頁。

(2) 同上書、二五八頁。

『社会主義の理念——現代化の試み』

(アクセル・ホネット著、日暮雅夫・三崎和志訳、

法政大学出版社、二〇二一年)

田畑真一

本書は、Axel Honneth, *Die Idee des Sozialismus: Versuch einer Aktualisierung. Erweiterte Ausgabe*, Suhrkamp Verlag Berlin, 2015, 2017の全訳である。ホネットは、長くゲーテ大学フランクフルトで哲学・歴史学科教授を務めた批判理論の代表者で、『承認をめぐる闘争』での承認論で広く知られている(二〇一八年



より、アメリカ・ニューヨークのコロンビア大学哲学科正教授)。先立(二〇一一年に大著『自由の権利』を公刊しており、本書では、そこで展開された社会的自由の観点から、社会主義が捉え直され、現実化への新たな方途が模索される¹⁾。

本書の目的は、ユートピア的エネルギーが枯渇した現状、すなわち「誰も、望まないものや現状の社会関係のなかに怒りの対象となるものについては、かなり正確に知ってはいても、現状の意識的な変革が向かうべき先については、おぼろげなイメージすら持てない」(八頁)状況を、打破することにある。

かつて社会主義は、「一見避けえないものもよりよいものに変えられるという確信を、当事者に与えていた。本書でホネットは、そうした力が回復の余地なく失われたように見える理由を突き止め、必要な概念的変更を加えることで、社会主義を再び追求に値する理念として提示することを試みている。

初めの二章では、社会主義の初発の理念を再構成し、それが古びてしまった理由が検討される。まず、社会主義が、近代の社会秩序の基礎にある自由、平等、友愛を受け入れた上での内的批判の試みであったことが確認される²⁾。フランス革命は、自由、平等、友愛という原理によって公正な社会秩序のための道徳的要求を作り出したのであり、その理念の拡張として社会主義は理解される。初期社会主義は、市場経済を支える、自由を純粋な私的利害の追求に局限する理解を批判し、「自由を新たな形態の強制なき協働において友愛というもうひとつの革命の約束と一致させる」(二六頁)ことを目指していた。

個人的自由と友愛とを結びつける具体的構想は、初期マルクスの、一定の分業を通じてニーズを充足し合う「自由な生産者たちのアソシエーション」で提示された。そこで個々人は、追求する目的を同時に他者の目的の実現の条件として把握する。こうした連帯的共同生活の内て達成されるのが、社会的自由である。その核心には、人は、自らの自由を一人では実現できず、他者との協働的關係、すなわち互いに関心を寄せ合い、一人ひとりが他者のために、正統な欲求の実現に向けて相互に助け合うことが必要であるという考えがある。

他者との協働的關係を支えとする社会的自由は、一定の行動様式が確立され、制度化されることで形成される「新たな共同体的な生活形式」を要請する。生活形式にまで要求が及ぶのは、社会的自由の実現には、市場のように重なり合う目的を通じて「一緒に」活動するだけでは不十分で、直接「互いのために」活動することが不可欠だからである(三五―三六頁)。

しかし、初期社会主義は、社会的自由の理念を十分には展開できていなかった。ホネットは、その原因を、初期社会主義が、資本主義的近代化の初期状況に囚われていたことに見出す。初期資本主義は、産業革命の精神と社会との結びつきから、三つの誤った想定をしてしまった。すなわち、①社会的自由の領域を経済領域に限定し、②社会の内に「労働者」というすでに理念を実現する変革主体が存在すると想定した上で、③その変革を歴史的必然として理解するという過ちを犯したのである。

後半の二章では、こうした誤った想定を正し、概念的変更を

加えることで、社会的自由を実現する社会主義が提示される。第一に、近代における機能分化の増大が注目され、ホネットはそれを近代における規範的事実と見なす。経済的領域としての市場だけでなく、万人が意見を相互に補い合いながら協議する政治的意志決定の領域と、感情にもとづく社会関係を調整し、各自の人生設計が強制なく補われる個人的領域が、自律した行為領域として成立したとされる。それゆえ、社会的自由は、三つの領域それぞれで特殊な仕方でも実現されなければならない。

第二に、J・デューイを導きの糸として、歴史的法則性に根ざした進歩の理解が修正される。デューイに従えば、「人間社会という現実領域の内部で、そのなかに存するさまざまな可能性が完全に実現化されるのは、社会の構成員すべてができるだけ妨害と強制なしに、自分たち特有の意味媒介的コミュニケーションに参加しうる場合に限られる」(一〇〇頁)。強制のないコミュニケーションを阻む障壁の除去こそ、社会的自由の実現に繋がり、それゆえ、相互に関係しあう諸主体が、隷従状態、もしくは外部からの強制から解放されたか否かが、進歩の尺度となる。ホネットは、ここに歴史の法則性に代わる進歩の理解を見出す。さまざまな集団がこれまで考慮されてこなかった要求に注目を集めるべく、コミュニケーションの障壁を取り払い、社会的自由を拡張してきた。社会主義は、それに連なる「承認をめぐる闘争のプロセス」なのである(一〇五頁)。

以上の修正から、社会主義とは、強制のないコミュニケーションを阻む障壁の除去を通じて、経済だけでなく、政治、そして

個人の領域でも社会的自由の実現を目指すプロジェクトとして理解される。当然ながら、変革の主体も経済領域における労働者に限定されず、すべての市民が当事者となる。なぜならば、政治、経済、個人という三つの領域それぞれで社会的自由を実現しつつ、全体の統合という課題を引き受ける審級が、公共圏だからである。公共圏は、「社会的共同生活のどのような不具合も万人が知覚できるように表明され、それゆえ協働して克服すべき課題として扱われる唯一の領域」で、それに支えられた民主的な意思形成の領域は、「第一者」として、経済や個人の領域に対して格別の位置を占めることとなる（一五四頁）。

やや詳細に本書の内容を確認した。ここから明らかのように、ホネットは、近代の機能分化という規範的事実に基づき、社会的自由の実現という観点から社会主義を定式化し、その理念を改めて提示している。こうした試みは、ホネットが自認しているように、「遅ればせの革命」でのJ・ハーバーマスや『社会主義か野蠻か』でのC・カストリアデイスの議論を引き継ぐ一方、たんなる社会正義の構想に留まるとされる分析的マルクス主義やリベラリズムとは明確に異なる（八六―八七頁）。鍵となるのが、生活形式である。社会的自由が「新たな共同体的な生活形式」を要請することから、社会主義は、制度だけでなく、個人的生活形式の変革まで要求する。

生活形式の変革までも視野に収めた社会主義は、確かに現状とは異なる社会を照らし出している。それは、冒頭で確認した「現状の意識的な変革が向かうべき先」なのかもしれない。し

かし、この理念が、変革を行う上での確信を与えるもの足り得ているかは、検討を要する。ホネット自身、社会主義への変革は、「資本主義的経済システムの基本的諸特徴が変革可能であり、さらに破棄可能ですらあることをどれほど説得的に示せるにかかっている」（二〇八頁）としている。本書は、この点で十分な議論を示しているのだろうか。最後に、この点を扱いたい。

ホネットは、社会主義の天敵とされる、経済的行動を調整する唯一の効率的手段として資本主義的市場を正当化するアカデミックな経済理論への批判を、議論の基点とする。そこで、経済効率というカテゴリーのいい加減さや想定されているインセンティブ構造の不確かさが指摘され、市場を所与とすることなく、その果たしている役割が経済行為を協働的形態で調整するのに適しているかの再検討が必要であると主張する。この指摘はもともとだが、資本主義的経済システムを破棄し、別のシステムに移行可能であることまでは示せていない。もちろん、ホネットが、具体的方向性を提示していないわけではない。J・ロールズによる財産所有デモクラシーとリベラルな社会主義の区別を参照しつつ、市場社会主義と、基礎所得と民主的な統制機関を備えた下からの市場の「社会化」という二つの方向性が等価であり、あとは社会的実験に委ねられるとしている（二一三―二一五頁）。

しかし、リベラリズムに与するロールズへの参照が示すように、こうした構想が資本主義的経済システムとどの程度異なるのかは明らかではない。変革可能性は担保されるかもしれない

が、今度は十分に社会的自由を保障しうるヴィジョンなのかという疑問が生じる。本書で強調されるリベラリズムと社会主義との違いからしても、その違いが経済システムにおいてどのようにつながり、帰結するのかが重要な論点となるはずだが、本書で明確にされることはない。

この点は、ハーバーマスとの関係でも重要となる。先の「遅ればせの革命」で、ハーバーマスは、ホネットと同じく、初期社会主義における歴史思考、政治領域の軽視、そしてマクロな主体の想定をそれぞれ批判し、「排除のない意見形成および民主体的意思形成のための制度化された手続き」に注目していた³。両者の違いは、経済領域に対する理解にある。経済領域を規範的に自由なシステムと理解し、法を通じた間接的な統御を目指すハーバーマスに対して、ホネットは、間接的統御だけでなく、経済領域を直接「承認をめぐる闘争」が行われる規範的空間と捉える。こうした対比からすれば、先のルールズを参照した構想が、規範的空間としての経済領域を適切に捉えているのかは、一層疑問である。共同体的な生活形式に従い、規範に根差した行為がなされるならば、経済領域は、資本主義的経済システムとは相当程度異なるのではないだろうか。

ここには、ハーバーマスによるシステムと生活世界の二分法を乗り越えるという、現在の批判理論に共通する課題が横たわっているのかもしれない。N・フレイザーとR・イエッキによる資本主義をめぐる近年の対話でも、システムと生活世界の二分法を乗り越える点で両者は一致しているものの、その先に

ついでには明確なヴィジョンを欠いていた⁴。しかし、今社会主義を理念として提起するならば、かつて専ら経済領域に特化したことへの反省と批判に加えて、資本主義的経済システムに代わるヴィジョンの提示こそが求められているのではないだろうか。もちろん疑問の提示は容易く、異なるヴィジョンの提示には困難が伴う。デューイによる歴史の実験主義に従い、一定の範囲でさまざまな可能性を試していくというホネットの方向性に肯けるところも多い。歴史主義への反省が、具体的なヴィジョンに囚われない社会主義へと思考を促すのかもしれない。本書は、実験主義の評価を含め、社会主義の新たな可能性を問うことに、読者を誘うのである。

(たばた・しんいち／政治理論)

注

- (1) 『自由の権利』との関係は、以下を参照。Eleonora Pionatelli, "Does socialism need fraternity? On Axel Honneth's *The Idea of Socialism*," *European Journal of Political Theory*, 19(3), 375-395.
- (2) ホネット自身が内在的批判の手法を用いて、初期社会主義の理念を再構成していることを指摘するものとして、以下を参照。成田大起「内在的批判としての社会主義」季報『唯物論研究』第一五〇号、二〇二〇年二月。
- (3) ユルゲン・ハーバーマス「遅ればせの革命」「遅ればせの革命」三島憲一・山本尤・木前利秋・大貫敦子訳、岩波書店、一九九二年。
- (4) Fraser, Nancy, Jaeggi, Rahel, *Capitalism: A Conversation in Critical Theory*, Polity Press, 2018. 成田前掲は「本書と比較検討もしている」。

『アメリカ批判理論——新自由主義への応答』

(マーティン・ジェイ、日暮雅夫共編、晃洋書房、二〇二二年)

大村一真

本書は、マーティン・ジェイと日暮雅夫の共同編纂によるアメリカの批判理論をテーマにした論文集である。フラン克福ルト学派第一世代として知られているホルクハイマーが思想的綱領として展開した「批判理論」は、ドイツにおいてのみならず、アメリカにおいてきわめて多様な広がりを見せている。アメリカ



カ国内では一九六〇年代末以来、フラン克福ルト学派第一世代の思想的受容が急速に進められた。この受容に一役買っているのが、ジェイの『弁証法的想像力』であった。さらには一九七〇年代以降、フラン克福ルト学派第二世代として知られるハーバーマスや、フーコーを初めとするフランスのポストモダニズムの思想も輸入されることになる。アメリカの批判理論は、これら複数の思想の影響下で、依然として独自の発展を遂げ続けている。本論集は、この発展し続けるアメリカ批判理論の近年の動向を指し示すものとなっている。

本論集を読む際に念頭に置く必要があるのは、ここに収められた七本の論文は、この論集のために執筆されたわけではないことだ。まず、第一章のプリュシツク論文「新自由主義」は、二〇一八年の『フラン克福ルト学派の批判理論ハンドブック』に初出のものである。また第二章のフレイザー論文「進歩的新自由主義からトランプへ」および第三章のジェイ論文「新自由主義的想像力と理由の空間」は、それぞれ異なるジャーナル誌に投稿されていた。そして、第四章の「新自由主義のフランケンシュタイン」(ブラウン)、第五章の「権威主義的パソナリテイ再訪」(ゴードン)、第六章の「ラディカルな批判と遅れてきた認識論」(ベンスキー)は、『権威主義——批判理論における三つの探究』として二〇一八年に公刊された小冊子に収録されていた論文である。最後に、第七章のカウフマン論文「アドルノの社会的抒情詩と今日の文学批評」は、ケンブリッジ・コンパニオンのアドルノに関する論集に所収されていた。

以上のように、本論集は、互いに異なる文脈の中で発生したテクストを編纂したものであるがゆえ、それぞれの論者が、別の論者に対して、どのような意見を個々に抱いているのかが必ずしも明らかではない。ただし、こういった成立上の事情があるにせよ、本論集が首尾一貫したテーマを追求していることは強調されるべきである。というのも本論集は全体として、新自由主義とトランプの権威主義という二つの大きなテーマを密接に関係づけ、新自由主義の強固さの諸要因を挙げ、その一要因としてトランプの台頭を論じているからに他ならない。

まず、この論集は新自由主義がいかに底堅いものなのかを示すことを試みている。新自由主義が規制緩和によって市場の優位を保ち、富の一極集中と格差の拡大を引き起こす現象であるとするれば、なぜこの格差の是正を要求する諸勢力が台頭することがないのか。批判理論の綱領を展開したフランクフルト学派第一世代は、なぜ革命が、労働者の悲惨な境遇にもかかわらず、成立しえないのかという「問い」を出発点にしていた。同じように、この論集は、この抵抗の不可能性をめぐる問いについて、アメリカにおける新自由主義の文脈から応答するものである。

例えば、第一章のプリュシツク論文は、新自由主義が、どのように人々にとって必然的なものへと変貌するかをハイエクの市場論を参照しながら論じている。プリュシツクによれば、市場は、分散した情報を処理し組織化する「自己調節的」な装置であり、人々の目には最も「合理的なもの」として把握され、この点において、「自然なもの」として映し出されることになる。

この市場という「第二の自然」を論じることによって、プリュシツクは、ある種の市場の政治性、つまり市場自体が誰もそこから逃れることのできない運命として自らを現象させる力を持っていることを明らかにしている。

また、第二章のフレイザー論文は、新自由主義に対する抵抗が成立し得ない事情を、アメリカにおける左派の動向から分析している。フレイザーからすれば、アメリカの左派として一九八〇年代後半から主流であり続けたのは、「進歩的新自由主義」であった。民主党のビル・クリントンに象徴されるこの立場は、思想的にはリベラルでありながらも、資源の分配と人間としての承認の双方を、自分自身の報酬が自らのメリット（功績・実力・努力）に値するものと把握するメリトクラシーに結びつける陣営である。この陣営は、少数者の権利をうたいながらも、メリットを持つための分配を志向し、メリットを持つ人間を承認してきた。したがって、この立場による「分配と承認に関する独特の結合」は、分配と承認を新自由主義に資する手段へと位置づけるものであった。フレイザーにとって、新自由主義の台頭は、分配と承認が左派においてでさえ、メリトクラシーの言説に結合してきたことに原因があるのである。

さらに、第三章のジェイ論文では、新自由主義を特徴づける三つの合理性を論じている。ここで問題となるのは、自己の目的を達成するための手段を選択する「道具的合理性」、システム自身がシステム外の情報を統御・縮減しながらシステムそのものを存続させる「機能主義的理性」、システムの命令から逃

れ出ようとすると因子を統制しながらシステムの秩序を管理する「統治的合理性」である。新自由主義は、道具的合理性を働かせる個人、「機能主義的理性」を担う市場、個人と市場を結合する「統治的合理性」を司る国家から織り成されるため、強力なのだ。

次に、この論集のもう一つの大きな特徴はトランプの権威主義を新自由主義の延命手段として解剖していることである。よくある見解に従えば、トランプの権威主義、あるいは世界各地で広がる右派ポピュリズムは、新自由主義に対する跳ね返りともみなされている。つまり、権威主義の勢いを突き上げてきたのは、グローバル化の時代の時代において、勢いを増す大企業に対する危機感、あるいは低賃金の外国人労働者に対する憎悪であると考えられている。しかし、この論集はトランプの権威主義を、新自由主義によって傷つけられた人々の「私的」な怒りが発散される「非政治的」な状況の帰結であることを示している。つまり、トランプの台頭は、アメリカにおける新自由主義の勢いを堰き止めるためではなく、むしろこの勢いに耐えしのぶための現象として把握されている。

例えば、第四章のブラウン論文では、トランプの権威主義が代弁しているのは、新自由主義に対する変革への祈りというよりも、ルサンチマン感情という歪められた攻撃性の発散欲求であることを、ニーチェやマルクーゼの情動論を参照しながら論じている。ブラウンは、トランプ自身が、自らの共同体に住まう成員の同質性を強調する「家族化」の論理を駆使しながらも、

選挙民に対して何ら実質的な政治的政策を実施していないことを指摘しながら、トランプの権威主義を私的な怒りを発散するための一種のエンターテインメントとして把握している。

また、第五章のゴードン論文は、この娯楽としてのトランプ現象が、SNSやインターネットの普及の流れに掉さすことを指摘している。アドルノの『権威主義的パソナリティ』を紐解くゴードンによれば、トランプの台頭の理由は、服従を求める権威主義的なパソナリティにあるわけではない。むしろ、この台頭と関連しているのは、トランプの発言を即座に伝達し、その伝達内容に対してすぐさま応答することを人々に要請する言論をめぐる形式である。この言論形式は、「なま」のコメントこそ取り上げるに値するものだとする状況を生み出し、時間をかけて作り出される言論を不要なものにさせる。ここで問題となるのは、トランプの発言をめぐる様々な怒りのみが言論に押し寄せていき、言論を怒りの発散の場所として同定する状況である。この事情から、ゴードンは「トランプ主義は文化産業の別名である」と述べ、言論そのものを消費物へと変容させる電子メディア空間をトランプ現象の土壌として把握するのである。

以上のように、この論集は、新自由主義とトランプの権威主義を成り立たせている複数の論理を究明するものであるが、同時に、この状況に対してどのような批判と抵抗を企てるのかについての様々な提案も示している。例えば、ジェイとフレイザーは、ハーバーマスの「コミュニケーション的合理性」に想を得

ながら時間をかけて熟議すること（ジェイ）、および新自由主義に対抗するかたちで承認と再配分を結合する「進歩的ポピュリズム」（フレイザー）を重要視している。さらに、第六章のペンスキー論文と第七章のカウフマン論文はこの批判と抵抗の問題にとりわけ焦点を当てながら、同時代との隔絶によってその時代に反省的な省察を為す「遅れてきた認識論」（ヘンスキー）、あるいは、思考の「他者性」を省みながら、硬化した思考を打ち砕く美的実践（カウフマン）を擁護している。

本書評を終えるにあたって、いくつかの問題となる点を指摘しておきたい。まず、フランクフルト学派第一世代の資本主義をめぐる議論との関連性である。本論集の序文においてジェイは、市場経済に対する国家の介入の役割を強調し、「経済に対する政治の優位」を説くポロックの「国家資本主義」が、もはや新自由主義を分析するに際して有効な議論ではないことを述べている。しかし、そうであるならば、国家資本主義論に対して以前から反証を試みていたノイマンやキルヒハイマーおよびガーラントの資本主義論に関してこの論集はどう応じるのであろうか。

次に、ハーバーマスあるいはロールズの擁護する規範理論との関連性である。この論集では、ジェイは、熟議を試みる時間を、またフレイザーも、承認と分配のあるべき姿を取り戻そうとしている。しかし、このような望ましい規範や抵抗を実現するためには、アメリカに内在する規範的なコンテクストを参照する必要があるだろう。ハーバーマスやロールズがこの規範

的なコンテクストを明らかにするため、望ましい社会的および政治的な規範構造を描き出すのであれば、この論集の著者たちはどのように規範理論に対して自らを位置づけるのだろうか。

最後に、決定的なことは、トランプの権威主義をフアンズムとは異なるものと評している点である。本論集の著者ゴードンは、『デイルの術』は『わが闘争』ではないと述べ、トランプの権威主義をイデオロギーと独裁を兼ね備えたフアンズムには程遠いものと論じている。事実、トランプは移民をすでに家族として迎え入れながら移民に反対し、二〇二〇年に「民主的な選挙」によって敗北したのであった。しかし、トランプはフアンズムではないと判断する場合に、そこには何か決定的なものが抜け落ちているのではないか。トランプとヒトラーは似て非なるものであれ、両者は同じく、政治によって大衆が掌握される危険性を表現しているのではないだろうか。

このように気になる点はいくつか存在するものの、本論集がアメリカの文脈から批判理論の「課題」を満たすことを模索していることに疑いはない。批判理論が、現状の社会的および政治的状况を維持している背景を露わにし、この状況に関与する実践を内包する学問であるとすれば、この論集は、アメリカは勿論のこと、世界中で新自由主義とポピュリズムが進行する状況に「関わる」ための手掛かりを与えている。

（おおむら・かずま／政治思想史）

二〇二一年会員新著一覽(五十音順)

【著書】

上田悠久『助言者』ホップズの政治学』風行社

宇野田尚哉ほか編『対抗文化史——冷戦期日本の表現と運動』大阪大学出版会

岡崎弘樹『アラブ近代思想家の専制批判——オリエンタリズムと〈裏返し〉のオリエンタリズム〉の間』東京大学出版会

岡崎龍 (Okazaki, Ryu) *Zur kritischen Funktion des absoluten Geistes in Hegels Phänomenologie des Geistes*, Duncker & Humblot (Deutschland)

乙部延剛 (Orobe, Nobutaka) *Supidity in Politics: its Unavoidability and Parental*, Routledge (UK)

上村剛『権力分立論の誕生——ブリテン帝国の『法の精神』受容』岩波書店

小井沼広嗣『ヘーゲルの実践哲学構想——精神の生成と自律の実現』法政大学出版局

小峯敦『経済学史』ミネルヴァ書房

小峯敦編『テキストマイニングから読み解く経済学史』ナカニシヤ出版

桜井智恵子『教育は社会をどう変えたのか——個人化をもたらすリベラリズムの暴力』明石書店

崎山政毅ほか『マルクスと《価値の目印》』という誤謬』社会評論社
定森亮『共和主義者モンテスキュー——古代ローマをめぐるマキア

ヴェンリとの交錯』慶應義塾大学出版会

下川潔 (Shimokawa, Kiyoshi) ほか編 *Locks on Knowledge, Politics and Religion: New Interpretations from Japan*, London: Bloomsbury Academic (UK)

高橋良輔・山崎望編『時政学への挑戦——政治研究の時間論的転回』

ミネルヴァ書房

田中ひかる編『アナキズムを読む——〈自由〉を生きるためのブックガイド』皓星社

鳴子博子、飯田賢穂、橋詰かずみ、関口佐紀ほか『ルソー論集——ルソーを知る、ルソーから知る』中央大学出版部 (中央大学人文科学研究叢書75)

新村聡ほか編『平等の哲学入門』社会評論社

西角純志『元職員による徹底検証 相模原障害者殺傷事件——裁判の記録・被告との対話・関係者の証言』明石書店

馬路智仁 (Baji, Tomohito) *The International Thought of Alfred Zimmern: Classicism, Zionism and the Shadow of Commonwealth*, Palgrave Macmillan (UK)

日暮雅夫ほか編『アメリカ批判理論——新自由主義への応答』見洋書房

蛭田圭 (Hirata, Kei) *Hannah Arendt and Karlheinz Popper, Politics and Humanity*, Princeton University Press (US)

廣瀬陽一『中野重治と朝鮮問題——連帯の神話を超えて』青弓社

細見和之ほか『消えたヤマと在日コリアン——丹波篠山から考える』

岩波書店

守中高明『浄土の哲学——念仏・衆生・大慈悲心』河出書房新社

山本圭『現代民主主義——指導者論から熟議、ポピュリズムまで』中

央公論新社（中公新書）

【翻訳】

アーモンド (Almond, Philip C.)、奥山倫明訳『英国の仏教発見』法蔵館

シローネ (Silone, Ignazio)、齋藤ゆかり訳『フォンタマール』光文社（光

文社古典新訳文庫）

バトラー (Butler, Judith)、佐藤嘉幸 監訳『問題』物質となる身体——

「セックス」の言説的境界について』以文社

ホーソン (Hawthorn, Geoffrey) 編、セン (Sen, Amartya) ほか、児島博紀・

玉手慎太郎訳『生活の豊かさをどう捉えるか——生活水準をめぐ

ぐる経済学と哲学の対話』晃洋書房

ホネット (Honeth, Axel)、日暮雅夫ほか訳『社会主義の理念——現代

化の試み』法政大学出版社

マルム (Malm, Andreas)、箱田徹訳『バイブライイン爆破法——燃える

地球でいかに闘うか』月曜社

〈備考〉

- ・本の形をとっている会員の仕事のみを取り上げる。
- ・共著、共編、共訳については、奥付（執筆者一覧・訳者一覧ではない）に記載されている名前だけを取り上げる。
- ・寄稿論文、分担執筆、分担訳については取り上げない。
- ・非会員の共著者、共編者、共訳者の名前は「ほか」とする。

The Cost-Effectiveness of Democracy: From Participation to Representation

Akito YAMAGUCHI

In recent years, there has been concern about the dysfunction of representative democracy. Many democrats have argued that the dysfunction of representative democracy should be addressed by strengthening participation, such as increasing turnout and participation in demonstrations. However, the participation approach is not appropriate, as it disregards the costs involved. This paper argues that instead of the participation approach, we should adopt the representation approach. The representative approach introduces two types of lottocratic chambers, one with a proposal function and the other with a decision function, in addition to the existing elected chamber. The representative approach is not only an effective response to the dysfunction of representative democracy. It is also less expensive than the participatory approach. The representative approach is therefore superior to the participatory approach in terms of cost-effectiveness. The representative approach is promising for improving the political decision-making system and is worth considering.

Keywords: cost-effectiveness, democracy, lottocracy, participation, representation

Žižek's Turn: Desire and Drive

Wakagi TAKAHASHI

The purpose of this paper is to elucidate and defend Žižek's turn from the ethics of desire sustaining the empty place of democratic power to the subject of drive. The latter enables a transition to communism from the vantage point of what Žižek calls the proletarian position, which is the position of such people as the inhabitants of slums who are structurally excluded from global capitalism. The second section of this paper identifies the theoretical weaknesses of early Žižek's democratic subject of desire which heavily draws upon the radical democratic theory of hegemony provided by Ernesto Laclau and Chantal Mouffe. The third section provides an in-depth account of the logic of drive in *Tarrying with the Negative* (1999) in order to counter the claim made by his critics that the subject of the Lacanian drive in Žižek is a Romantic Subject devoid of social and economic specificity. The fourth section delineates the contour of Žižek's communism by analyzing his discussion into three main points: communism of commons, the proletarian position and the will of intervention including the use of state power in a "non-statal mode." In the final section, I will explicate Žižek's mature theory since *Less than Nothing* (2012) with particular attention to the ways in which the focus on the concept of drive has led Žižek to articulate the philosophical differences with Hegel.

Keywords: Žižek, desire, democracy, drive, communism

The Theories of Kojève and Fessard regarding Authority based on its Relations to the Common Good

Reimon SAKAI

This article investigates the theories about authority of Alexandre Kojève (1902-1968) and Gaston Fessard (1897-1978) who both dealt with political philosophy in France before and after joining the Resistance.

After defining authority according to Kojève and Fessard in the first section, I clarify the essence of authority, based on their theories, in the second section. Next, I discuss what the common good generally means in the third section, and also elucidate the meaning of the common good as considered by Fessard, in the fourth section. Then in the fifth section, I examine whether there was any idea equivalent to the common good in Kojève's writings. Finally in the sixth section, after developing an argument on the relationship between the common good and authority, I refer to the concept of the "Universal Common Good".

Kojève and Fessard share the idea of world citizens despite the decisive difference between them, namely that one is an atheist and the other a Christian. In this way, the characteristics of the arguments proposed by Kojève and Fessard can be seen in the fact that they defined the existential mode of the Universal State and the "Universal Common Good", supported by authority.

Keywords: Kojève, Fessard, authority, universal common good, Universal and homogenous state

Laughing Adorno: On the Ambivalence of Serious Mocking

Shuichi NYUYA

This paper examines the role of laughter and parody in Adorno's thought. Parody has the characteristic of imitating a subject so closely that it becomes more "likely" than the subject itself, naturally, with certain changes. This exaggerated performance exposes the violence and logical flaws inherent in the original subject. Adorno actively adopts this "mimetic" behavior, which can be compared to the strategy unique to assimilated Jews who were forced to behave more German than actual Germans. Specifically, criticisms of ideologies such as indigeneity or "Eigentlichkeit" (authenticity) can be found through the self-mocking laughter of those who perform authenticity. Herein lies the significance of such performance of Odysseus depicted in *Dialectic of Enlightenment*, or of Adorno himself.

Parody, on the other hand, leads to the illusion that one knows more about the "real" subject than the subject itself, as is the case with anti-Semites who hate Jews but are obsessed with caricatures of them. Adorno not only revealed this dangerous ambiguity of parody, but also practiced it himself, perhaps intentionally to a certain extent. Therein lies the limits of Adorno's acting, and of acting itself. Moreover, this also provides context for his aversion to the "fake" culture of jazz.

Keywords: Adorno, laughter, mimesis, *Dialectic of Enlightenment*, antisemitism

The Third Society in Hajime TANABE and Iwao KOYAMA

Yoko IWAI

The Kyoto School has carried a negative legacy because it was said to have promoted the Pacific War. The purpose of this paper is to review the political philosophy of the Kyoto School by focusing on Tönnies' concepts of *Gemeinschaft* and *Gesellschaft*.

Before the War, Hajime Tanabe argued that 'the third society' which sublate *Gemeinschaft* and *Gesellschaft* would be the nation-state as 'absolute negative synthese', where conflicting theories, such as individualism and totalism as well as capitalism and socialism, were to be unified in a state of dynamic equilibrium. He believed that such an equilibrium state would restrain the capitalism.

For Iwao Koyama, 'the third society' was *Genossenschaft*, an organization that was supposed to unify the opposing sides of *Gemeinschaft* and *Gesellschaft* and to harmonize the conflicting elements in a society as peacefully as possible. *Gesellschaft* has to be *transformed into Genossenschaft* which would enable the realization of a new system that would overcome the capitalism.

Although Tanabe and Koyama use different terms, nation-state and *Genossenschaft*, they shared the purpose of correcting harmful effects of capitalist *Gesellschaft* and trying to overcome the crisis.

Keywords: Hajime TANABE, Iwao KOYAMA , *Gemeinschaft*, *Gesellschaft*

Developing the Democracy for the “Right to Life” in China: Shiraki TACHIBANA in the 1920s

Xueni GU

Shiraki Tachibana was a journalist on Chinese issues, known as the ideologue for Manchukuo. This paper analyzes the development of his theory on democracy from the 1920s to the Manchurian Incident and illuminates the relevance of Japanese social thought in the 1920s and 1930s.

Tachibana was conscious of the failure of the classical liberalism and representative politics. He absorbed the discourse of “the right to life” that was popular in interwar Japan, and developed his version of democracy based on it. During the National Revolution Period in China, he highly appreciated Sun Yat-sen’s Three Principles of the People, considering it as a gradual “middle course” to realize socialism in China. Moreover, inspired by Sun’s theory of the Kingly Way, Tachibana developed his own version of it, which was in resemblance to the fundamental theory of the “welfare state”, claiming that the legitimacy of governance lies on the guarantee of the people’s “right to life”. Later he used the very same argument that the legitimacy of the governance lies on the guarantee of welfare, to denounce Chiang Kai-shek’s seize of power, and to legitimize the foundation of Manchukuo.

Keywords: the right to life, welfare, democracy, the Kingly Way (Wang Dao)

“Education for Sustainable Democracy”, and “Education against Crisis of Democracy”: Rethinking John Dewey’s Conceptions of Democracy and Education

Masaki ISHIDA

This paper clarifies the relationship between democracy and education in John Dewey’s work by examining the transformation of his concept of democracy.

First, this paper focuses on the discussions in Dewey’s *Democracy and Education* (1916) and reveals his characterization of their relationship as “education for sustainable democracy.” I will show that Dewey takes the democratization of society as self-evident, and positions schooling as a means to maintain and sustain it. I will also show that Dewey tried to overcome the social divisions of the time by proposing an integration between civic and vocational education.

Secondly, I will focus on the transformation of Dewey’s theory of democracy in the 1930s and show that it was transformed into an “education against the crisis of democracy.” In other words, I argue that Dewey’s democracy turned into a “socialist democracy” to fight the Great Depression, on the one hand, and, on the other hand, it became more and more a “militant democracy” fighting against totalitarianism. This paper clarifies the transformation of Dewey’s concept of democracy and education and discusses its possibilities and limitations.

Keywords: John Dewey, democracy, progressive education, Soviet Russia, socialism

The Covid-19 Pandemic as a Political Disaster

Tatsushi FUJIHARA

The Covid-19 pandemic was not only a medical disaster but also a political disaster. In Japan, for example, national leaders made policy decisions seemingly without thought or coordination, and people paid the price for this political disaster. Moreover, as Adam Tooze and others have pointed out, the neoliberal conditions already in place made it difficult for national and local governments to respond flexibly to Covid-19. Considering this background, this paper discusses how people have been disrupted in daily life, and in hospitals and how, in spite of this, they restored order and relationships through constant adjustments. In the analysis, I will make reference to and compare the history of the Spanish flu, which caused at least four million deaths worldwide 100 years ago. In the case of the Spanish flu, the First World War caused ordinary people, such as soldiers and medical personnel, to be affected by irresponsible political decisions, with makeshifts through unofficial coordination.

Keywords: responsibility, Spanish flu, neoliberalism, political disaster

‘*Epidemios*’ and the Perception of Community: Perspectives on the History of Medicine

Yuriko TANAKA

This article is based on a manuscript read at the 2021 Symposium of the Society for the History of Social Thought, with additions and revisions made in the spring of 2022, where many countries move increasingly toward “the end of the Covid-19 pandemic.” The pandemic since 2020 has given us experiences in which a sense of discomfort repeatedly arises with questions involving “the difficulty of understanding,” that H. Arendt once mentioned. The Covid-19 pandemic took the world by surprise, but the way we perceived the surprise was not completely novel: the perception that could have turned the death toll of the pandemic into a necessary recurrence and just said “sorry, some will die,” as has Brazil’s President J. Bolsonaro.

In this article we trace some typical examples of the recurrence of panic, confusion, or fear, vis-à-vis the spread of the Covid-19 among societies, where the tumult often went too far and caused harm and sufferings in its turn. Those sufferings, apparently quasi-traditional to the human experience called ‘pandemic,’ must be taken very a novel and unexpected one unique to our own time. With numerous scientific developments given to us since the last century regarding the infectious disease, the “surprise” and suffering we saw this time with Covid-19 must be a testimony to the practical impossibility of the new knowledge and understanding, that we believe we have acquired.

Keywords: pandemic, recurrence, knowledge, community

At the Interstice between Gifts and Exchange: An Investigation on Social Scientific Thinking about Blood and Infection

Chikako NAKAYAMA

This article investigates the idea around infection in social science, focusing on a treatise on blood transfusion by Richard Titmuss, “Gift Relationship” in 1970. According to Titmuss, blood had been an important theme for human beings and thus for anthropology, but it could be treated in a more scientific way. Around 1960s, efficient blood supply was of urgent necessity, owing to its serious shortage in hospitals. Blood banks with and without profit had been established, and some economic theorists extended their research into the area of health and welfare. But more fundamentally, it had already been indicated that the idea of welfare to exterminate by sanitization the infection as a sign of poverty, parallel to market mechanism, had limit and contradiction.

Titmuss emphasized the superiority of given blood without profit to that with profit. He collected data of blood donors in the UK, USA, and some other countries, and analyzed that blood was supplied in many cases by those who belonged to lower income class and that the blood supplied without profit was much less infected than that supplied with profit. Though his conclusion was refuted by Kenneth Arrow who scrutinized it, Titmuss’ elaboration on infection through blood transfusion gave considerable influence both on theory and on practice.

Keywords: Titmuss, Arrow, gift, blood transfusion, infection

**ANNALS OF THE SOCIETY
FOR THE HISTORY OF SOCIAL THOUGHT**
No. 46 2022

CONTENTS

〈Special Theme〉 Intellectual History of Infectious Diseases

Feature Articles

- At the Interstice between Gifts and Exchange: An Investigation on Social Scientific Thinking
about Blood and Infection Chikako NAKAYAMA 009
- '*Epidemios*' and the Perception of Community: Perspectives on the History of Medicine
..... Yuriko TANAKA 032
- The Covid-19 Pandemic as a Political Disaster Tatsushi FUJIHARA 049

* * *

Articles

- "Education for Sustainable Democracy", and "Education against Crisis of Democracy":
Rethinking about John Dewey's Conceptions of Democracy and Education
..... Masaki ISHIDA 068
- Developing the Democracy for the "Right to Life" in China: Shiraki TACHIBANA
in the 1920s Xueni GU 088
- The Third Society in Hajime TANABE and Iwao KOYAMA Yoko IWAI 108
- Laughing Adorno: On the Ambivalence of Serious Mocking Shuichi NYUYA 128
- The Theories of Kojève and Fessard regarding Authority based on its Relations to
the Common Good..... Reimon SAKAI 148
- Žižek's Turn: Desire and Drive Wakagi TAKAHASHI 168
- The Cost-Effectiveness of Democracy: From Participation to Representation
..... Akito YAMAGUCHI 186

* * *

Book Reviews Keiichiro ATSUMI, Fumio KATAYAMA, Naoto HASHIMOTO, Shinya MIYAMOTO, Shutaro MUTO, Katsumi NAKAMURA, Satoshi UKAI, Masanori KASHIWAZAKI, Hiroko GOTO, Shinichi TABATA, Kazuma OMURA

207

List of Books authored by member published in 2021 253

English Summaries of Feature Articles/ Articles 265

Edited by
The Society for the History of Social Thought

公募論文投稿規程

- 一、論文投稿の資格は、社会思想史学会会員に限る。
- 二、投稿は随時受け付ける。ただし編集の都合上、投稿受け付けの区切りを年一回設け、七月三十一日（必着）とする。送付先は社会思想史学会事務局とする。
- 三、論文の枚数は、論題、注、図表などを含め、四〇〇字詰め原稿用紙換算で六〇枚（本文、注ともに、一行四〇字、四〇行で印刷して、一五ページ）以内とする。論文の最後に、日本語表記のキーワード三から五を付す。
- 四、論文は、原則として、ワードファイルを電子メールに添付して提出すること。原稿はA4サイズで一ページ四〇字×四〇行の書式とする。論文には、執筆者名や執筆者を特定できるような表現を記載しないこと。
- 五、投稿者は、別に次の文書をワードファイルで添付すること。
 - (1) 編集連絡用覚書。論題、執筆者名、連絡先住所、電話番号、E-mailアドレス、執筆者名の読み（ひらがな）、執筆者の専門領域（なるべく簡潔に）を明記する。
 - (2) 英文抄録。論題および執筆者名の英文表記を含め、二〇〇語程度の抄録を作成する。また別に、キーワード三から五を付す。
- 六、論文の執筆にあたっては、執筆要領を参照のこと。
- 七、論文の採否は、公募論文審査規程に基づき、編集委員会が決定する。編集委員会が原稿の書き直しを求める場合がある。
 - 八、二重投稿は認めない。
 - 九、『社会思想史研究』に掲載された論文の著作権は、社会思想史学会に帰属する。但し著者による論文の転載等を学会として制限するものではない。

公募論文審査規程

一、編集委員会の権限と機能

『社会思想史研究』に掲載する公募論文の採否は、編集委員会が決定する。編集委員会は、査読者に査読を委嘱し、論文の内容・構成・表現などについて、投稿者に書き直しを求めることができる。

二、査読者の委嘱

(1) 編集委員会は、論文のテーマ・内容を考慮して、論文一篇につき複数名の査読者を選任して、査読を委嘱する。その際、投稿者と査読者の関係において公平を欠くことのないよう、慎重に配慮する。

(2) 査読の公平性を確保するため、投稿者と査読者の間および査読者相互間は匿名とし、査読者の氏名は、事前にも事後にも編集委員会の外部には公開しない。

三、審査要領

(1) (評価区分) 審査過程において、査読者や編集委員会はそれぞれ、論文をA、Bの上、Bの下、Cの四段階に區別して評価する。その際、区別の目安は以下のとおりとする。
A：学界における現在の研究水準に到達しており、本年版掲載に値する。提出原稿の書き直しは、技術上の箇所

を除いて、必要と認められない。

Bの上・内容的には本年版掲載に値する水準に到達しているが、部分的な書き直しが必要である。査読者や編集委員会は、書き直しの箇所と理由を必ず明らかにする。
Bの下・論文として公表するにあたっては、編集委員会の指示に従って大幅な書き直しが必要である。査読者や編集委員会は、書き直しの箇所と理由を必ず明らかにする。

C：本年版掲載に値する水準に到達していない。査読者や編集委員会は、その理由を必ず明らかにする。

(2) (査読) 査読者は、審査論文を四段階で評価し、査読報告を学会事務局に提出する。

(3) (編集委員会の審査) 編集委員会は、査読者の査読報告に基づきながら、各論文を審査して、合議によって四段階で評価を確定する。査読者のいずれかがC評価を下した論文は、審査において原則として不採用とする。編集委員会は、審査結果を幹事会に報告する。

四、審査結果通知と再審査

(1) 編集委員会は、投稿者に審査結果を通知する際、査読者の名を伏せた査読報告を付して、審査の根拠を明らかにす

る。

(2) 書き直しを求められた投稿者は、所定の期日まで論文を書き直して再提出し、再審査を求めることができる。その際、投稿者は、書き直しを求められた箇所の他については、大幅な書き直しをすることはできない。

(3) 編集委員会は、再提出された論文を審査報告に照らして再審査し、論文の採否を最終決定する。編集委員会は、再

審査結果を幹事会に報告する。

五、個人情報の保護

査読者、編集委員会、学会事務局、幹事会は、公募論文の審査過程において知り得た個人情報のすべてについて守秘義務を負う。

執筆要領

■表記

- 1 現代仮名遣い、常用漢字を使用。
 - 2 接統詞、副詞の類の漢字語はなるべく仮名書きとし、当て字は避ける。
(例) 故に↓ゆえに 所謂↓いわゆる 然るに↓しかるに
等
 - 3 引用文は「」で括る。引用文中にさらに引用のある場合は二重の鍵括弧『』で括る。欧文を使用する時は、なごどで括る。ただし、長文の引用に際しては、前後を一行空けて段落全体を二字下げとし、括弧は用いない。その場合、一行目はさらに一字下げとする。
 - 4 数字は次の要領にて表記する。
〔1〕一般の数(基数詞の類)については十(トンボ)を入れず四桁目までは和数字を並べる。万・億・兆については単位語を入れる。「三桁区切」の読点は不要。
(例) 一億八三六万二〇〇〇円 一四万二六三人
〔2〕千、百、万、千、百の位できりのよい場合はそれぞれの単位語を使用。
(例) 六千万年 六百年
〔3〕暦年については和暦に十(トンボ)を使用し、西暦はトンボを使用しない。
 - 5 中略は三点リーダーニ文字分を亀甲括弧で括り、「……」のよう to 記す。
〔8〕世紀などの序数詞は十(トンボ)を使用する。
(例) 十九世紀 二十一世紀 ルイ十四世
 - 〔6〕分数・小数の表記。
(例) 三分の一 一二分の五 五二・三
 - 〔7〕紀元前・後の表記。
(例) 前二一―後三二年
 - 〔4〕年齢と月日はトンボを使用する。
(例) 十一月十八日で三十一歳になる
 - 〔5〕数字の幅は最後に単位語を付す。
(例) 三四〇―四八〇円 一九六〇―六五年
- 翻訳上の記号の置換
おおよそ、次の様な要領にて置換する。
- 〔1〕原文中の引用符《》、等は「」に。引用符中の引用符は『』あるいは()にして統一的に処理。
 - 〔2〕原文イタリックの箇所は、書名・作品名・紙誌名の場合『』で括る。
 - 〔3〕原文イタリックの箇所が強調ないし概念表現である場合、傍

点を付す。

[4] 原文イタリックの箇所が、単に原文に対する外国語であるが故にイタリックである場合は何もしない。或いは必要に応じて片仮名でルビ表記をする。

[5] 原文にある「」（原著者が引用したものに對する原著者の補足・注記など）はそのまま「」に。

[6] 訳者による訳註などの補足は「」で括る。

[7] 原文の（ ）はそのまま（ ）に。

[8] “意味の纏まりなどを表現する上で頗る効果的である”などの意識的な判断によって、原文にはない「」（ ）などを敢えて多用する場合は、凡例ないし訳者後書でそのむね説明することが望ましい。

■構成

1 本文中に節を設ける場合は、一 二 三 …とし、さらに項を立てる場合は、1 2 3 …とする。それ以上の細分は避けること。また、節の見出しを「はじめに」や「おわりに」等とする場合には、数字は不要とする。なお、節や項を設けた場合は、その見出しの前を一行空けること。

2 本文以外の補足データについては、注、参考文献の順とする。参考文献リストは必ずしも必要ではない。なお、注と参考文献リストも原稿枚数に含む。本文、注、参考文献リストの間も一行空けること。

■注

1 注は、本文の該当箇所に(1)(2)(3)…とし、稿末に注を纏め番号順に配列する。注番号はワープロソフトを使用せずに、英数半角で普通の入力でおこなう。また引用の場合には引用カッコのすぐ後に、文章注の場合には句読点の前に入力する。稿末に配列する注にはそれぞれ(1)、(2)…と表記すること。例…例…「(1)」「(2)」この問題についてはすでに多くの分析がある(3)。

2 注の内、引用文献は次の要領で表記する。参考文献についても同様に表記。(参考文献の配列の基本は、和文の場合は五十音順に、欧文の場合はローマ字アルファベット順とする)。

3 表記する情報は、著者名、(ある場合は編者名、書名/論文名(論文の場合は所収書名も)、雑誌名(号数も)、発行所或いは発行者名、刊行年。

4 和書の場合、雑誌を含めた書物名は『』で括り、論文名は「」で括る。

5 欧文文献の場合、雑誌を含めた書物名はイタリック体で入力、またはアンダーラインを付す。

[和書の場合]

(例)

丸山眞男『日本政治思想史研究』東京大学出版会、一九五二年、一二一―一二五頁。

丸山眞男「超国家主義の論理と心理」『世界』五月号、岩波書店、一九四六年。

丸山眞男「超国家主義の論理と心理」、同『増補版 現代政治の思想と行動』未來社、一九六四年。
 某「論文名」某編（或いは監修等）『論文所収書名』出版社名、刊行年。

〔和訳書の場合〕

(例)

ピエール・ブルデュー『ディスタンクシオン——社会的判断力批判ⅠⅡ』石井洋二郎訳、藤原書店、一九九一年、Ⅰ、五六七頁。
 ピエール・ブルデュー、ジャンクロード・パスロン、ジャンクロード・シヤンボルドン『社会学者のメチエ——認識論上の前提条件』田原音和・水島和則訳、藤原書店、一九九四年。

〔外国語文献〕

それぞれの言語圏ないし専門分野での慣習に従って表記してかまわないが、論文内での統一をはかること。おおよその基準は以下の例を参照。なお、…などの前にはスペースを空けずに入力し、…の後には一文字分スペースを入れる。

和書同様に著者名、(ある場合は編者名)、書名／論文名、(論

文の場合は所収書名も)、雑誌名(号数も)、発行地、出版社、刊行年、引用ページを表記する。

書名・雑誌名の部分はイタリック体で入力、あるいはアンダーラインを付す(印刷時イタリック体表記)。

(例)

Bobbio, Norberto, Gramsci and the concept of civil society, in Chantal Mouffe, ed., *Gramsci and Marxist Theory*, London: Routledge 1979, p.30.

Wittig, Monique, "The Mark of Gender," *Feminist Issues*, Vol.5, No. 2, Fall 1985, p.4.

Hobson, Barbara (1996) : Frauenbewegung für Staatsrechte. In: *Feministische Studien*, 14, Jg. 2, S. 18.

Habermas, Jürgen, Grenzen des Neohistorismus, in: ders., *Die nachholende Revolution*, Frankfurt am Main (Suhrkamp) 1990, S. 149.

(以上)

社会思想史学会研究奨励賞規程

一 目的および名称

1 社会思想史学会は、『社会思想史研究』に掲載を認められた公募論文のうち、特に優れた論文を執筆した研究者に対して、その業績を顕彰し、さらなる研究を奨励するために、「社会思想史学会研究奨励賞」を授与する。

二 受賞資格者

- 1 論文掲載時点で修士号取得後十五年未満の会員に限る。
- 2 受賞は一回限りとする。

三 選考方法

1 受賞者は年報編集委員会の審議に基づき、幹事会で決定される。

四 賞の授与および公表

- 1 受賞者には賞状と副賞（三万円）を授与する。
- 2 社会思想史学会全国大会総会で受賞者の表彰をおこなう。
- 3 受賞論文については『社会思想史研究』にその旨を明記する。

五 附則

- 1 本規程は、『社会思想史研究』第三五号（二〇一一年刊行予定）から施行される。
- 2 本規程の改正は、幹事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

社会思想史学会の創立にあたって

このたび、さまざまな研究領域において、思想史の社会的性格に関心をもっているものがあつまり、社会思想史学会をつくることになりました。

社会思想史が学界で市民権をえるようになったのは、国内はもとより国際的にも比較的あたらしいことであり、したがって社会思想史研究者たちは、既成の各学間分野で訓練をうけ、そこに所属しながら、それぞれの側面から社会思想史を研究してきました。このことは社会思想史という多面的な研究対象に接近するのに、かえって有利であったと考えられますし、今後もこの接近方法を持続すべきであると考えられます。

しかしながら反面では、それらの多様な接近に意見交流の場が与えられるならば、さらに効果をあげうるであろうことを容易に想像されます。

私たちが意図しているあたらしい学会は、このような意味で既成諸学会の存在を前提とした横断組織としての思想史研究者のあつまりであり、思想史の社会的性格への関心を核としたインターディシプリナリなものであります。思想史の関心をおもちの研究者各位の広範なご参加を期待します。

(一九七六年)

編集後記

一般に「学会」の英語表記としては society が用いられることが多く、社会思想史学会もまた例外ではない。association や conference を用いている学会もあり、前者は「結社」、後者は「協議」の含意が感じられるが、society についてはどうか。ここに「社交」の含意を見て取るのもそれほど見当違いではないだろう。

もともと「社交」は思いのほか難しい。一方で何らかの求心力がなければ、都市の雑踏と変わるところはない。とはいえ、H・アーレントのいう council (評議会) のような高い凝集力を学会に期待するのも、さすがに現実的とはいえない。要するに「付かず離れず」なのだろうが、この塩梅がなかなか難しい。文字通り「社会」の縮図のようでもある。

そう考えると、年に一度開かれる年次大会の役割はやはり小さくない。報告内容そのものは文字資料で知ることができ、それでもあえて集まるのは、その時間と空間それ自体を求心力とする「社交」の場を求めていることだろう。あるいはこれこそが

アーレントのいう「現われ」の空間なのかもしれない。オンラインでの大会開催が続くなかで、対面開催を待ち望む声が強くなるのも頷ける。それでは、学会誌の役割はどうか。大会が年に一度の「活動」なのだとなれば、年報こそが学会の求心力の核なのだろうか。いずれにせよ社会思想史研究の現在を知るには、本誌が最良の手がかりとなるのは間違いない。論考間の「付かず離れず」の距離感に「社会思想史」の拡がりを読み取っていただければ幸いです。

(編集主任 上野成利)

社会思想史研究 No.46

2022年9月30日 発行

編集 社会思想史学会

代表幹事 後藤浩子

(事務局) 〒194-0298 東京都町田市相原町 4342

法政大学経済学部 後藤浩子研究室内 社会思想史学会事務局

学会事務局 E-mail : shst-office@shst.jp

学会ホームページ : <http://shst.jp/>

発行者 藤原良雄

発行所 株式会社 藤原書店

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 523 電話 (03) 5272-0301

振替 00160-4-17013

印刷・製本 モリモト印刷

ISBN978-4-86578-361-2

永井彰・日暮雅夫・舟場保之 編著

批判的社會理論の 今日的可能性

242頁 3300円

ハーバースマヤホネットらの仕事の到達点を読者に分かりやすく伝えることをつうじて、批判的社會理論の意義を明らかにする。



マーティン・ジェイ／日暮雅夫 編著

アメリカ批判理論

新自由主義への応答 246頁 3300円

アメリカ批判理論の注目論文を日本独自に編纂。
注目の論客によるアメリカ批判理論の総決算！



半澤朝彦 編著 290頁 3080円

政治と音楽

国際関係を動かす「ソフトパワー」

政治的変動の背後にある音楽の力を、政治学やグローバル・ヒストリーの立場から分析。好評2刷。



菊池理夫・有賀誠・田上孝一 編著

ユートピアの アクチュアリテイ

政治的想像力の復権 266頁 3520円



アマルティア・センほか 著
玉手慎太郎・児島博紀 訳

生活の豊かさを どう捉えるか

生活水準をめぐる経済学と哲学の対話
236頁 3520円



喜始 照宣 著 256頁 5060円

芸術する人びとをつくる

美大生の社会学

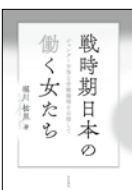
堀川 祐里 著 244頁 4950円



戦時期日本の働く女たち

ジェンダー平等な労働環境を目指して

佐藤 裕亮 著 274頁 4180円



作田啓一の文学／社会学

捨て犬たちの生、儚い希望

平田 雅博 著 284頁 3520円



ブリテン帝国史のいま

グローバル・ヒストリーから
ポストコロニアルまで



晃洋書房

京都市右京区西院北矢掛町七番地
TEL 075(312)0788 / FAX 075(312)7447

※表示価格は税込

問題Ⅱ物質となる身体 「セックス」の言説的境界について
ジュネイス・バトララー 著 佐藤嘉幸 監訳 竹村和子 越智博美 ほか訳

A5判・四四八頁 四二〇〇円

問題なのは身体だ。フェミニズム／ジェンダー研究に革新をもたらした『ジェンダー・トラブル』に続く、バトララーの「もうひとつの名著」。言説と身体の物質性への問いかけは、今日のLGBTQや「八種」の問題へと接続しうる。アクチュアルな現代の理論書、待望の日本語訳刊行。

惑星都市理論

平田周・仙波希望 編

A5判・四四八頁 三八〇〇円

21世紀の都市研究のために。世界的に注目されるプラネタリー・アーバニゼーション研究を軸に、13編の軌跡が織りなす、これからの都市研究を考究するための実践。【執筆者】荒又美陽／ニール・ブレナー／渡邊隼／北川真也／原口剛／仙波希望／キー・マクファーレン／林凌／大城直樹／平田周／馬渡瑛欧

改革か革命か

人間・経済・システムをめぐる対話

トーマス・セドラチェク×デヴィッド・グレーバー 著

四六判・一九二頁 二二〇〇円

三崎和志・新井田智幸 訳
NHK「欲望の資本主義」シリーズに出演、異端の経済学者セドラチェクと、『負債論』の人類学者グレーバー。異色の組み合わせによる、資本主義という「システム」と「人間」をめぐる白熱の徹底討論。

官僚制のユートピア

テクノロジ、構造的愚かさ、リベラリズムの鎮則

D・グレーバー 著 酒井隆史 訳 四六判・三八八頁 三五〇〇円

負債論

貨幣と暴力の5000年

A5判・八四八頁 六〇〇〇円

D・グレーバー 著 酒井隆史 監訳 高祖岩三郎・佐々木夏子 訳

〈価格は税別〉

東京都千代田区神田神保町 2-12-2

以文社

http://www.ibunsha.co.jp/
TEL03-6272-6536 FAX03-6272-6538

イノベーショナル概念の現代史
ブノワ・ゴタン 著 松浦俊輔 訳 隈岐さや香 解説 なぜ世界中で流行しているのか。科学・技術の「有用性」を問い直す、私たちの時代の概念史。3960円

野蠻と宗教Ⅰ J・G・A・ポークック 著 田中秀夫 訳
エドワード・キボンの啓蒙。ヨーロッパ文明に引きまわす「野蠻と宗教」とは何か。『キヤウヴェリアン・モーメント』の著者によるもう一つの名著。5940円

野蠻と宗教Ⅱ J・G・A・ポークック 著 田中秀夫 訳
市民的統治の物語。西洋史の「大きな物語」はいかにして形成されたのか。碩学がライフワークとして書き上げた、歴史叙述をめぐる思想史。7480円

概念と生 ドウルズからアガンベンまで 多賀 茂著
世界が違って見える。——フーコー、ラカン、ガタリらの真に驚くべき概念とつきあい、各々の声や文体とともに、思想の核心を読みひらいた透徹の書。3300円

経済学のどこが問題なのか
ロバート・スキテルスキー 著 鍋島直樹 訳 モヤモヤしている人のために。スタンダードな経済学の考え方を再検討し、今後のための処方箋を提示。3960円

グローバル・ヘルス法 西平等 著
理念と歴史。パンデミックの時代に必読の書。世界保健機関(WHO)の前身から現代の感染症まで、グローバルな「健康」体制のあり方を問い直す。5940円

グローバル開発史 もう一つの冷戦
サラ・ロレンツイー 著 三須拓也・山本健訳 開発はなぜ、いかにしてなされたのか。さまざまな利害と思想が交錯する現実を一望する意欲作。3740円

宇宙開発をみんなで議論しよう
呉羽真・伊勢田哲治 編 商業化、軍事化、新興国の台頭……大きく振換いつつある宇宙開発へ市民が関わる必要性を説き、基礎知識やスキルを提供する。2970円

マックス・ウェーバー

近代と格闘した思想家

中公新書

野口雅弘 成蹊大学教授

合理性や官僚制というキーワードを元に、資本主義の発展や近代社会の特質を研究。幅広い学問領域で活躍した巨人の生涯を辿りつつ、その思想を解説する入門書

●946円(10%税込)



中央公論新社

<https://www.chuko.co.jp/>

◎ご注文は書店またはブックサービス (TEL 0120-29-9625) へ

ヴェーバー入門

理解社会学の射程

中野敏男

社会的行為の動機を理解し、そこから人間や社会のあり方を考える。これこそがヴェーバー思想の核心だ。主要著作を丹念に読み解き、一貫した論理を導き出す画期的入門書。

ちくま新書 ISBN:978-4-480-07360-0
定価968円(10%税込) ※電子書籍も配信可

筑摩書房 東京都台東区蔵前2-5-3
営業部 03-5687-2680

E・H・カーを読む

佐藤史郎・三牧聖子・清水耕介 編 ●国際政治学者、歴史家として、多彩な顔をもつカーの思考の全体像を明らかにする。 3080円

ハーバーマスを読む

田村哲樹・加藤哲理 編 ●公共圏、システムと生活世界、討議倫理……。その多様かつ壮大な理論体系の全貌。 3960円

ロールズを読む

井上彰 編 ●正しい社会のあり方とは何か。人文社会科学に巨大な影響を与え続けるその正義論の全貌を解明する。 4180円

労働法批判

アランシゴピオ 著 / 宇城輝人 訳 ●広大な人間の営みのなかに「労働」を捉え直し、労働法の理路と未来を明らかにする。 4840円

フェリックス・ガタリと現代世界

村澤真保呂・杉村昌昭・増田靖彦・清家竜介 編 ●国内外の論者による、現代の諸問題と対峙するための日本初の論文集。 3960円

都市を終わらせる

村澤真保呂 著 ●「人新世」時代の精神、社会、自然、都市の裁きと訣別せよ。――新たな時代に向かうための、初の評論集。 3300円

歴史と理論からの社会学入門

木村至聖 著 ●百年にわたり格闘し生まれ変わり続けてきた社会学理論。その軌跡を世界的背景とともに平易に解説。 2860円

アンデラ・メルケルの東ドイツ

川越修 著 ●「劣化する社会」を生きる人びと、劣化し崩壊していった東ドイツ社会で、メルケルは何を経験したのか。 2750円

ナカニシヤ出版

〒606-8161 京都市左京区一乗寺木ノ本町15
TEL 075-723-0111 FAX 075-723-0095
<http://www.nakanishiya.co.jp/> (税込価格)

キヤロル・ギリガン著／川本隆史・山辺恵理子・米典子訳

もうひとつの声で (仮題)

心理学の理論と女性たちの発達 2970円(予価)

フェミニズムに画期をもたらした、「ケアの倫理学」の源流ともなった名著。新たに増補版を完訳。10月刊行。

貧民のユートピア

福祉国家の思想史 4730円

「ポスト福祉国家」における市民的関係を再構築するために。

聖徒の革命

急進的政治の起源 8250円

封建制が崩壊して「主人なき人々」となった人間の不安と恐怖に対して、カルヴェニズムは「神の道具」として革命へと向かうイデオロギーを提供した。

ミーニング

人間の知的自由について マイケル・ポランニー

飯原栄一／小島秀信／山本慎平訳 暗黙知理論を芸術や宗教などの分野へ拡大。最晩年のポランニー哲学の集大成。4950円

イギリス一八世紀のコモンウェルスマン

キヤロライン・ロビンズ著 田中秀夫訳 自由主義思想の伝播と発展 スミスやヒュームだけでなく思想家の群像 8800円

功利と成長の動態経済学

ロイ・ハロッド著 中村隆之訳 ケインズを継承しつつ乗り越えんとする気概。動態経済学の祖による知的格闘の軌跡。6600円

市場と共同性の政治経済思想

小島秀信著 自由な市場社会を支える共同性と非合理性の契機を探究する思想的な考察。4950円

ミネルヴァ書房

〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1
TEL 075-581-0296 FAX 075-581-0589 *税込

風行社

東京都千代田区神田猿樂町 1-3-2
TEL. & FAX. 03-6672-4001
http://www.fuko.co.jp [価格は税込]

知への恐れ

ポール・ボゴシアン (著) マルクス・ガブリエル (あとがき)

リチャード・ローティ、ウイットゲンシュタイン、トマス・クーンらの議論を整理し、相対主義・構築主義の論理的な誤謬や矛盾を解きほぐす。マルクス・ガブリエルが絶賛した名著。

貧困理論入門

志賀 信夫 著

私たちはどうすれば貧困を根絶できるのだろうか？ 貧困研究で期待の若手が、資本主義における階級と階層の両概念に改めて光をあてつつ「貧困理論」を基礎から解説する初の入門書。

2,200円(税込)

3,300円(税込)

堀之内出版

八王子市堀之内3-10-12
フォーリア23 206 TEL.042-682-4350

法政大学出版局

http://www.h-up.com/

《叢書・ユニベルシタス 1132》

アクセル・ホネット 著
日暮雅夫、三崎和志 訳

社会主義の理念

現代化の試み

フランクフルト学派を代表する哲学者が、社会主義を初期の産業主義の枠組みから引き剥がし、新たな社会理論として現代の実際の現実に見合うよう再構成する。 3520円

《叢書・ユニベルシタス 1056》

アクセル・ホネット 著／日暮雅夫、三崎和志、
出口剛司、庄司 信、宮本真也 訳

私たちのなかの私

承認論研究

承認論の第一人者が、正義論、権力論、精神分析、社会理論、資本主義、労働問題などさまざまな領域での論争とともに提起する《承認をめぐる闘争》以降の新たな問い。 4620円

102-0073 千代田区九段北 3-2-3 価格は税込
TEL 03-5214-5540 / FAX 03-5214-5542

■現代の「世界史」が生まれる瞬間の記録！

パリ日記【特派員が見た 現代史記録 1990-2021】(全5巻)

山口昌子 ポーン・上田記念国際記者賞受賞の女性ジャーナリストは「世界」をどう見てきたのか。政治・外交・経済から文化・生活まで全てカバーする特派員ならではの、ミクロとマクロが交錯する生々しい現代史クロニクル！ 各五二八〇円

Ⅰ ミッテランの時代 1990.5-1995.4 Ⅳ サルコジの時代 2007.5-2011.9

Ⅱ シラクの時代Ⅰ 1995.5-2002.5 Ⅴ オランダ、マクロン の時代 2011.10-2021.5

Ⅲ シラクの時代Ⅱ 2002.5-2007.4 *白抜き数字は既刊

好評 世界の多様性「家族構造と近代性」
 エマニユエル・トッド 荻野文隆 訳 五〇六〇円 13刷

■「宮脇メソッド」の森づくりを世界に！

九千年の森をつくろう！

【日本から世界へ】宮脇方式の森を発展させる会 編



植物生態学者で森づくりのバイオニア、宮脇昭さん（一九二八—二〇二二）。土地にしっかりと根づいた、管理不要の、本物の森をつくる「宮脇メソッド」の森づくり！

六八二〇円

既刊 見えないものを見る力
 「潜在自然植生」の思想と実践」
 二八六〇円
 宮脇昭 「いのちの森づくり」に生涯を賭ける宮脇昭のエッセンス！

好評新刊

ウエルビーイングの経済 二八六〇円
 山田鋭夫 「ゆたかな生(ウエルビーイング)」をめざして！

戦争とフォーティーズム 五二八〇円
 【戦間期日本の政治・経済・社会・文化】
 竹村民郎 太平洋戦争は、なぜ敗北に到ったのか？

「ハイテク専制」国家・中国 二四二〇円
 【内側からの警告】 デイストピアSF『セレモニー』に接近しつつ
 王力雄＋王柯 ある中国の「今」を激論した往復書簡。

旅館おかみの誕生 四一八〇円
 後藤知美 民俗学・観光学・女性学を横断する野心作。

別冊「環」⑥ 高群逸枝 1894-1964 三三二〇円
 【女性史の開拓者のコスモロジー】 詩人にして女性史のバイオニア
 芹沢俊介 服藤早苗 山下悦子 編 ア、高群逸枝の全貌を描く！

地中海と人間 (全2分冊) 各四八四〇円
 【原始・古代から現代まで】「海における人間の歴史」の決定版！
 デイヴィッド・アブラファイア

高山博 監訳 佐藤昇・藤崎衛・田瀬望 訳 カラー口絵計32頁